

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令案 参照条文

目次

(法律)

○ 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）	1
○ 農業協同組合法（昭和十二年法律第三十二号）	25
○ 児童福祉法（昭和十二年法律第六十四号）	34
○ 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）	36
○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）	39
○ 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）	41
○ 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）	43
○ 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）	68
○ 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）	80
○ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）	85
○ 道路法（昭和二十七年法律第八十号）	87
○ 国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）	133
○ 水道法（昭和三十三年法律第七十七号）	136
○ 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）	141
○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 （昭和六十年法律第八十八号）	151
○ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）	154
○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）	156
○ エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の 促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）	167

(政令)

○ 過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）

○ 道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

（令和二年政令第三百二十九号）

【改正政令（官報）】

【過疎地域自立促進特別措置法施行令の一部改正 新旧対照表】

○ 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）

○ 土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）

○ 土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成十二年政令第四百三十六号）

【改正政令（官報）】

○ 公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）

○ 森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）

○ 森林法施行令の一部を改正する政令（平成十二年政令第四百三号）

【改正政令（官報）】

○ 国有財産特別措置法施行令（昭和二十七年政令第二百六十四号）

○ 国有財産特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成十二年政令第四百十三号）

【改正政令（官報）】

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

○ 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）	．．．．．	256
【道路法施行令の一部改正 新旧対照表】	．．．．．	261
○ 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）	．．．．．	268
○ 農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）	．．．．．	271
○ 内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令	．．．．．	274
（昭和四十七年政令第八十三号）	．．．．．	
○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令	．．．．．	277
（昭和六十一年政令第九十五号）	．．．．．	
○ 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）	．．．．．	281
○ 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）	．．．．．	286
○ 農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）	．．．．．	296
○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）	．．．．．	302
○ エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百二十二号）	．．．．．	315

「政力指数」という。)で平成八年度から平成十年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四二以下であること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合においては、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成七年の人口から当該市町村人口に係る昭和四十五年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満であること。

イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和三十五年の人口から当該市町村人口に係る平成七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和三十五年の人口で除して得た数値(以下「三十五年間人口減少率」という。)が〇・三以上であること。

ロ 三十五年間人口減少率が〇・二五以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成七年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・二四以上であること。

ハ 三十五年間人口減少率が〇・二五以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成七年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一五以下であること。

ニ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和四十五年の人口から当該市町村人口に係る平成七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和四十五年の人口で除して得た

た数値が〇・一九以上であること。

二 次のいづれかに該当し、かつ、財政力指数で平成十八年度から平成二十年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・五六以下であること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合には、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成十七年の人口から当該市町村人口に係る昭和五十五年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満であること。

イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和三十五年の人口から当該市町村人口に係る平成十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和三十五年の人口で除して得た数値(以下この号において「四十五年間人口減少率」という。)が〇・三三以上であること。

ロ 四十五年間人口減少率が〇・二八以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成十七年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・二九以上であること。

ハ 四十五年間人口減少率が〇・二八以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成十七年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一四以下であること。

ニ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和五十五年の人口から当該市町村人口に係る平成十七年の人口を控除して得た

た人口を当該市町村人口に係る昭和五十五年の人口で除して得た数値が〇・一七以上であること。

三 次のいずれかに該当し、かつ、財政力指数で平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四九以下であること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合においては、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十二年の人口から当該市町村人口に係る昭和六十年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満であること。

イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和四十年の人口から当該市町村人口に係る平成二十二年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和四十年の人口で除して得た数値（以下この号において「四十五年間人口減少率」という。）が〇・三三以上であること。

ロ 四十五年間人口減少率が〇・二八以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十二年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・三二以上であること。

ハ 四十五年間人口減少率が〇・二八以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十二年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一二以下であること。

ニ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和六十年の人口

第十四編 国土開発（過疎地域自立促進特別措置法）

から当該市町村人口に係る平成二十二年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和六十年の人口で除して得た数値が〇・一九以上であること。

四 次のいずれかに該当し、かつ、財政力指数で平成二十五年度から平成二十七年までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・五以下であること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合においては、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口から当該市町村人口に係る平成二十二年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満であること。

イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和四十五年の人口から当該市町村人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和四十五年の人口で除して得た数値（以下この号において「四十五年間人口減少率」という。）が〇・三三以上であること。

ロ 四十五年間人口減少率が〇・二七以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・三六以上であること。

ハ 四十五年間人口減少率が〇・二七以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一一以下であること。

四五七七

二 国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二年の人口から当該市町村人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る平成二年の人口で除して得た数値が〇・二一以上であること。

2 総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、過疎地域をその区域とする市町村(以下「過疎地域の市町村」という。)を公示するものとする。

(平一一法一六〇(平一二法一五)・平二三法三・平二六法八・平二九法一

一一・一部改正)

(過疎地域自立促進のための対策の目標)

第三条 過疎地域の自立促進のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。

一 産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、中小企業の育成、企業の導入及び起業の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用を増大すること。

二 道路その他の交通施設、通信施設等の整備を図ること等により、過疎地域とその他の地域及び過疎地域内の交通通信連絡を確保するとともに、過疎地域における情報化を図り、及び地域間交流を促進すること。

三 生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保並びに教育の振興を図ることにより、住民の生活の安定と福祉の向上を図ること。

四 美しい景観の整備、地域文化の振興等を図ることにより、個性豊かな地域社会を形成すること。

五 基幹集落の整備及び適正規集落の育成を図ることにより、地域社会の再編成を促進すること。

(国の責務)

第四条 国は、第一条の目的を達成するため、前条各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。

第二章 過疎地域自立促進計画

(過疎地域自立促進方針)

第五条 都道府県は、当該都道府県における過疎地域の自立促進を図るため、過疎地域自立促進方針(以下「自立促進方針」という。)を定めることができる。

2 自立促進方針は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 過疎地域の自立促進に関する基本的な事項

二 過疎地域における農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項

三 過疎地域とその他の地域及び過疎地域内を連絡する交通通信体系の整備、過疎地域における情報化並びに地域間交流の促進に関する事項

四 過疎地域における生活環境の整備に関する事項

五 過疎地域における高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に

関する事項

- 六 過疎地域における医療の確保に関する事項
 - 七 過疎地域における教育の振興に関する事項
 - 八 過疎地域における地域文化の振興等に関する事項
 - 九 過疎地域における集落の整備に関する事項
 - 三 都道府県は、自立促進方針を作成するに当たっては、過疎地域を広域的な経済社会生活圏の整備の体系に組み入れるよう配慮しなければならない。
 - 四 都道府県は、自立促進方針を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議するものとする。
 - 五 過疎地域の市町村は、自立促進方針が定められていない場合には、都道府県に対し、自立促進方針を定めるよう要請することができる。
 - 六 前項の規定による要請があったときは、都道府県は、速やかに、自立促進方針を定めるものとする。
- (平一法二六〇(平一二法二五)・平一二法三・一部改正)
- (過疎地域自立促進市町村計画)
- 第六条 過疎地域の市町村は、自立促進方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画(以下「市町村計画」という。)を定めることができる。

第十四編 国土開発 (過疎地域自立促進特別措置法)

A〔日法一一四三六・七〕②

- 2 市町村計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 地域の自立促進の基本的方針に関する事項
 - 二 農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項
 - 三 交通通信体系の整備、地域における情報化及び地域間交流の促進に関する事項
 - 四 生活環境の整備に関する事項
 - 五 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項
 - 六 医療の確保に関する事項
 - 七 教育の振興に関する事項
 - 八 地域文化の振興等に関する事項
 - 九 集落の整備に関する事項
 - 十 前各号に掲げるもののほか、地域の自立促進に関し市町村が必要と認める事項
- 3 市町村計画は、他の法令の規定による地域振興に関する計画と調和が保たれるとともに、広域的な経済社会生活圏の整備の計画に適合するよう定めなければならない。
- 4 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めようとするときは、当該市町村計画に定める事項のうち第二項第二号から第九号までの事項については、あらかじめ都道府県に協議しなければならない。
- 5 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めたときは、直ちに、総

務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣にこれを提出しなければならない。

6 総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に申し出ることができる。

7 第一項及び前三項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇(平一二法二五)・平一二法三・平三法三五・一部改)

正

(過疎地域自立促進都道府県計画)

第七条 都道府県は、自立促進方針に基づき、過疎地域の自立促進を図るため、過疎地域自立促進都道府県計画(以下「都道府県計画」という。)を定めることができる。

2 都道府県計画は、おおむね前条第二項各号に掲げる事項について当該都道府県が過疎地域の市町村に協力して講じようとする措置の計画とする。

3 都道府県は、都道府県計画を作成するに当たっては、一の過疎地域の市町村の区域を超える広域の見地に配慮するものとする。

4 都道府県は、都道府県計画を定めたときは、これを総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に提出するものとする。

5 前条第六項の規定は都道府県計画の提出があつた場合について、前項及び同条第六項の規定は都道府県計画の変更について、それぞれ準用する。

(平一一法一六〇(平一二法二五)・平一二法三・一部改正)

(関係行政機関の長の協力)

第八条 総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、市町村計画又は都道府県計画の実施に関し必要がある場合においては、関係行政機関の長に対し、関係地方公共団体に対する助言その他の協力を求めることができる。

(平一一法一六〇(平一二法二五)・一部改正)

(調査)

第九条 総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、過疎地域の自立促進を図るために必要があると認める場合においては、関係地方公共団体について調査を行うことができる。

(平一一法一六〇(平一二法二五)・一部改正)

第三章 過疎地域自立促進のための財政上の特別措置

(国の負担又は補助の割合の特例等)

第十条 市町村計画に基づいて行う事業のうち、別表に掲げるものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」という。)は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。ただし、他の法令の規定により同表に掲げる割合を超える国の負担割合が定められている場合は、この限りでない。

2 国は、市町村計画に基づいて行う事業のうち、別表に掲げるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合

においては、政令で定めるところにより、当該経費について前項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

（平一七法五・平一八法一八・一部改正）

（国の補助等）

第十一条 国は、過疎地域の自立促進を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、市町村計画又は都道府県計画に基づいて行う事業に要する経費の一部を補助することができる。

2 国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十二条第一項の規定により地方公共団体に対して交付金を交付する場合において、当該地方公共団体が同条第二項の規定により作成した施設整備計画に記載された改築等事業（同法第十一条第一項に規定する「改築等事業」をいう。）として、市町村計画に基づいて行う公立の小学校、中学校又は義務教育学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となった公立の小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する教員又は職員のための住宅の建築（買取その他これに準ずる方法による取得を含む。）に係る事業がある場合においては、当該事業に要する経費の十分の五・五を下回らない額の交付金が充当されるように算定するものとする。

（平一八法一八・平二七法四六・一部改正）

（過疎地域自立促進のための地方債）

第十二条 過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて行う地場産業に係る事業又は観光若しくはレクリエーションに関する事業を行う者で政令で定めるものに対する出資及び次に掲げる施設の整備につき当該市町村が必要とする経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

- 一 交通の確保又は産業の振興を図るために必要な政令で定める市町村道（融雪施設その他の道路の附属物を含む）、農道、林道及び漁港関連連道
- 二 漁港及び港湾
- 三 地場産業の振興に資する施設で政令で定めるもの
- 四 中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所
- 五 観光又はレクリエーションに関する施設
- 六 住民の交通手段の確保又は地域間交流の促進のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両のうち総務省令で定める事業者の事業の用に供するもの
- 七 電気通信に関する施設
- 八 下水処理のための施設

第十四編 国土開発（過疎地域自立促進特別措置法）

四五八二

- 九 一般廃棄物処理のための施設
- 十 火葬場
- 十一 公民館その他の集会施設
- 十二 消防施設
- 十三 高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設
- 十四 保育所及び児童館
- 十五 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項又は第三項の規定による認定を受けた施設及び幼保連携型認定こども園（同法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。別表児童福祉施設の項において同じ。）をいう。）
- 十六 障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設
- 十七 診療施設（巡回診療車及び巡回診療船並びに患者輸送車及び患者輸送艇を含む。）
- 十八 公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校
- 十九 市町村立の専修学校及び各種学校
- 二十 図書館
- 二十一 地域文化の振興等を図るための施設
- 二十二 集落の整備のための政令で定める用地及び住宅
- 二十三 太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の自然エネルギーを利用するための施設で政令で定めるもの

- 二十四 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設
- 2 前項に規定するもののほか、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域の市町村が市町村計画に定めるもの（当該事業の実施のために地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の規定により設けられる基金の積立てを含む。次項において「過疎地域自立促進特別事業」という。）の実施につき当該市町村が必要とする経費（出資及び施設の整備につき必要とする経費を除く。）については、地方財政法第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、人口、面積、財政状況その他の条件を考慮して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内に限り、地方債をもってその財源とすることができる。
- 3 市町村計画に基づいて行う第一項に規定する出資若しくは施設の整備又は過疎地域自立促進特別事業の実施につき過疎地域の市町村が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債（当該地方債を財源として設置した施設に関する事業の経営に伴う収入を当該地方債の元利償還に充てることができるものを除く。）で、総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該市町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする

る。

(平一一法一六〇(平一一法一五)・平一二法三・平一三法三七・平一六

法八・平二四法六七(平二六法八)・平二七法四六・平二九法一一・一部

改正)

(資金の確保等)

第十三条 国は、市町村計画又は都道府県計画に基づいて行う事業の実施に関し、必要な資金の確保その他の援助に努めなければならない。

第四章 過疎地域自立促進のためのその他の特別措置

(基幹道路の整備)

第十四条 過疎地域における基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道(過疎地域とその他の地域を連絡する基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道を含む。)で政令で定める関係行政機関の長が指定するもの(以下「基幹道路」という。)の新設及び改築については、他の法令の規定にかかわらず、都道府県計画に基づいて、都道府県が行うことができる。

2 都道府県は、前項の規定により市町村道の新設又は改築を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該市町村道の道路管理者(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。)に代わってその権限を行うものとする。

3 第一項の規定により都道府県が行う基幹道路の新設及び改築に

第十四編 国土開発 (過疎地域自立促進特別措置法)

係る事業(以下「基幹道路整備事業」という。)に要する経費については、当該都道府県が負担する。

4 基幹道路整備事業に要する経費に係る国の負担又は補助については、基幹道路を都道府県道又は都道府県が管理する農道、林道若しくは漁港関連道とみなす。

5 第三項の規定により基幹道路整備事業に要する経費を負担する都道府県が後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和三十六年法律第一百十二号。以下「負担特例法」という。)第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、基幹道路整備事業(北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担割合がこれらの区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものを除く。)を同条第二項に規定する開発指定事業とみなして、負担特例法の規定を適用する。

6 北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担割合がこれらの区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものについては、第三項の規定により当該基幹道路整備事業に要する経費を負担する都道府県が負担特例法第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、国は、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合を超えるものにあつては、第一号に掲げる国の負担割合により算定した額に

相当する額を、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合を超えないものにあつては、第二号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を負担し、又は補助するものとする。

一 北海道及び奄美群島の区域以外の区域における当該基幹道路整備事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合をこれらの区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合として負担特例法第三条第一項及び第二項の規定により算定した国の負担割合

二 北海道及び奄美群島の区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合
(公共下水道の幹線管渠等の整備)

第十五条 過疎地域における市町村が管理する公共下水道のうち、広域の見地から設置する必要があるものであって、過疎地域の市町村のみでは設置することが困難なものとして国土交通大臣が指定するものの幹線管渠、終末処理場及びポンプ施設(以下「幹線管渠等」という。)の設置については、下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第三条第一項の規定にかかわらず、都道府県計画に基づいて、都道府県が行うことができる。

2 前項の指定は、当該公共下水道の公共下水道管理者(下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者をいう。以下同じ。)である市町村の申請に基づいて行うものとする。

3 都道府県は、第一項の規定により公共下水道の幹線管渠等の設

置を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該公共下水道の公共下水道管理者に代わってその権限を行うものとする。

4 第一項の規定により都道府県が公共下水道の幹線管渠等の設置を行う場合においては、下水道法第二十二条第一項の規定の適用については、当該都道府県を公共下水道管理者とみなす。

5 第一項の規定により都道府県が行う公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業(以下「公共下水道幹線管渠等整備事業」という。)に要する経費については、当該都道府県が負担する。

6 前項の規定にかかわらず、公共下水道幹線管渠等整備事業を行う都道府県は、当該公共下水道の公共下水道管理者である市町村に対し、当該事業に要する経費の全部又は一部を負担させることができる。

7 前項の経費について市町村が負担すべき額は、当該市町村の意見を聴いた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

8 公共下水道幹線管渠等整備事業に要する経費に係る国の補助及び資金の融通については、当該事業に係る公共下水道を都道府県が設置する公共下水道とみなす。

9 負担特例法第二条第一項の規定の例によって算定した同項に規定する財政力指数が〇・四六に満たない都道府県(以下「特定都道府県」という。)が行う公共下水道幹線管渠等整備事業に係る経費に対する国の補助の割合については、負担特例法第三条及び

第四条の規定の例による。ただし、負担特例法第三条中「適用団体」とあるのは、「特定都道府県」とする。

(平一法二六〇(平二法一五)・平三法三・一部改正)

(医療の確保)

第十六条 都道府県は、過疎地域における医療を確保するため、都道府県計画に基づいて、無医地区に関し次に掲げる事業を実施しなければならない。

- 一 診療所の設置
 - 二 患者輸送車(患者輸送艇を含む。)の整備
 - 三 定期的な巡回診療
 - 四 保健師による保健指導等の活動
 - 五 医療機関の協力体制の整備
 - 六 その他無医地区の医療の確保に必要な事業
- 2 都道府県は、前項に規定する事業を実施する場合において特に必要があると認めるときは、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、次に掲げる事業につき、協力を要請することができる。
- 一 医師又は歯科医師の派遣
 - 二 巡回診療車(巡回診療船を含む。)による巡回診療
- 3 国及び都道府県は、過疎地域内の無医地区における診療に従事する医師若しくは歯科医師又はこれを補助する看護師の確保その他当該無医地区における医療の確保(当該診療に従事する医師又は歯科医師を派遣する病院に対する助成を含む。)に努めなければならない。

第十四編 国土開発 (過疎地域自立促進特別措置法)

A〔日法一一四三六・七〕②

4 都道府県は、第一項及び第二項に規定する事業の実施に要する費用を負担する。

5 国は、前項の費用のうち第一項第一号から第三号までに掲げる事業及び第二項に規定する事業に係るものについて、政令で定めるところにより、その二分の一を補助するものとする。ただし、他の法令の規定により二分の一を超える国の負担割合が定められている場合は、この限りでない。

(平一三法一五三・一部改正)

第十七条 国及び都道府県は、過疎地域における医療を確保するため、過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて前条第一項各号に掲げる事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

(高齢者の福祉の増進)

第十八条 都道府県は、過疎地域における高齢者の福祉の増進を図るため、市町村計画に基づいて行う事業のうち、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第三項に規定する便宜を供与し、あわせて高齢者の居住の用に供するための施設の整備に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、予算の範囲内において、都道府県が前項の規定により補助する費用の一部を補助することができる。

3 国は、過疎地域における高齢者の福祉の増進を図るため、都道府県が都道府県計画に基づいて第一項に規定する施設の整備をしようとするときは、予算の範囲内において、当該整備に要する費

第十四編 国土開発 (過疎地域自立促進特別措置法)

四五八六

用の一部を補助することができる。

第十九条 国は、過疎地域における高齢者の福祉の増進を図るため、過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて高齢者の自主的活動の助長と福祉の増進を図るための集会施設の建設をしようとするときは、予算の範囲内において、当該建設に要する費用の一部を補助することができる。

(交通の確保)

第二十条 国及び地方公共団体は、過疎地域における住民の生活の利便性の向上等を図るため、地域住民の生活に必要な旅客輸送の安定的な確保について適切な配慮をするものとする。

(情報の流通の円滑化及び通信体系の充実)

第二十一条 国及び地方公共団体は、過疎地域における住民の生活の利便性の向上、産業の振興、地域間交流の促進等を図るため、情報の流通の円滑化及び通信体系の充実について適切な配慮をするものとする。

(教育の充実)

第二十二条 国及び地方公共団体は、過疎地域において、その教育の特殊事情にかんがみ、学校教育及び社会教育の充実に努めるとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

(地域文化の振興等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、過疎地域において伝承されてきた文化的所産の保存及び活用について適切な措置が講ぜられる

よう努めるとともに、地域における文化の振興について適切な配慮をするものとする。

(農地法等による処分についての配慮)

第二十四条 国の行政機関の長又は都道府県は、過疎地域内の土地を市町村計画に定める用途に供するため農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該地域の自立促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(国有林野の活用)

第二十五条 国は、市町村計画の実施を促進するため、国有林野の活用について適切な配慮をするものとする。

(株式会社日本政策金融公庫等からの資金の貸付け)

第二十六条 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、過疎地域において農業(畜産業を含む)、林業若しくは漁業を営む者又はこれらの者の組織する法人に対し、その者又はその法人が農林水産省令で定めるところにより作成した農林漁業の経営改善又は振興のための計画であつて農林水産省令で定める基準に適合する旨の都道府県の認定を受けたものを実施するために必要な資金の貸付けを行うものとする。

(平一九法五八・二部改正)

(中小企業に対する資金の確保)

第二十七条 国は、過疎地域において事業を行う中小企業者が経済産業省令で定めるところにより作成した経営改善のための計画で

あつて経済産業省令で定める基準に適合する旨の都道府県の認定を受けたものに基づく事業の実施に関し、当該事業者が必要とする資金の確保に努めなければならない。

2 国及び都道府県は、前項に定めるもののほか、過疎地域において中小企業者が行う事業であつて第一条の目的の達成に資すると認められるものの実施に関し、当該事業者が必要とする資金の確保に努めなければならない。

(平一法一六〇(平二法一五)・一部改正)

(沖縄振興開発金融公庫からの資金の貸付け)

第二十八条 沖縄振興開発金融公庫は、市町村計画のうち集落の整備に関する事項に係る計画のつとめて過疎地域の市町村の住民が行う住宅の建設若しくは購入又は住宅の建設若しくは購入に付随する土地若しくは借地権の取得が円滑に行われるよう必要な資金の貸付けについて適切な配慮をするものとする。

(平一七法八二・一部改正)

(事業用資産の買換えの場合の課税の特例)

第二十九条 過疎地域以外の地域にある事業用資産を譲渡して過疎地域内にある事業用資産を取得した場合においては、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用があるものとする。

(減価償却の特例)

第三十条 過疎地域内において製造の事業、農林水産物等販売業

第十四編 国土開発 (過疎地域自立促進特別措置法)

A [日法一一四三六・七] ㉔

(過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。以下同じ。)又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置(製造の事業又は農林水産物等販売業の用に供するものに限る。以下同じ。)並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。

(平二三法三・平二九法一一・一部改正)

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第三十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、地方公共団体が、過疎地域内において製造の事業、農林水産物等販売業若しくは旅館業の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合若しくは過疎地域内において畜産業若しくは水産業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さなかつた場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の

四五八七

第十四編 国土開発 (過疎地域自立促進特別措置法)

四五八八

課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度（個人の行う畜産業及び水産業に対するものにあつては、総務省令で定める期間に係る年度）におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

（平一一法一六〇（平二二法一五）・平二三法三・平二九法一一・一部改）

正）

第五章 雑則

（過疎地域の市町村以外の市町村の区域に対する適用）

第三十二条 この法律の規定は、平成八年以降において最初に行われる国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された場合において、第二条第一項第一号中「平成八年度から平成十年度まで」とあるのは「第三十二条に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度前三箇年度内」と、「平成七年の人口から」とあるのは「第三十二条に規定する国勢

調査が行われた年（以下「基準年」という。）の人口から」と、「昭和四十五年」とあるのは「基準年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年」と、「〇・一」とあるのは「〇・一を二十五で除して得た数値に基準年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から基準年までの年数を乗じて得た数値」と、「昭和三十五年」とあるのは「基準年から起算して三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年」と、「平成七年の人口を」とあるのは「〇・三を三十五で除して得た数値に基準年から起算して三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から基準年までの年数を乗じて得た数値」と、「〇・二五」とあるのは「〇・二五を三十五で除して得た数値に基準年から起算して三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から基準年までの年数を乗じて得た数値」と、「平成七年の人口のうち」とあるのは「基準年の人口のうち」と、「同年の人口で除して得た数値が〇・二四」とあるのは「基準年の人口で除して得た数値が〇・一五」とあるのは「基準年の人口で除して得た数値が〇・一五」と、「〇・一九」とあるのは「〇・一九を二十五で除して得た数値に基準年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から基準年までの年数を乗じて得た数値」とそれぞれ読み替えて、過疎地域の市町村以外の市町村の区域についても適用する。

A [日法一一四三六・七] ㉔

(平一二法三・一部改正)

(市町村の廃置分合等があった場合の特例)

第三十三条 過疎地域の市町村の廃置分合又は境界変更があった場合には、当該廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村の区域で総務省令・農林水産省令・国土交通省令で定める基準に該当するものは、過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。

2 合併市町村(市町村の合併(二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの)をいう。以下同じ。)により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいい、過疎地域の市町村を除く。以下同じ。)のうち合併関係市町村(市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となった市町村をいう。以下同じ。)に過疎地域の市町村(当該市町村の合併が行われた日の前日においてこの項の規定の適用を受けていた市町村を含む。)が含まれるものについては、当該合併市町村の区域のうち当該市町村の合併が行われた日の前日において過疎地域であった区域を過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

(平一二法一六〇(平一二法一五)・一部改正)

(政令への委任)

第三十四条 第二条第一項各号に規定する数値の算定、市町村の廃

第十四編 国土開発 (過疎地域自立促進特別措置法)

A〔日法一一四三六・七〕②

置分合又は境界変更があった場合についてこの法律の規定を適用するために必要な事項、第三十二条の場合におけるこの法律の規定の適用に關し必要な事項、沖縄県の市町村について第二条(第三十二条の規定により読み替えて適用される第二条を含む。)の規定を適用する場合において必要な事項その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(国の負担等に関する規定の適用)

第二条 第十条(別表を含む。以下同じ。)、第十一条、第十四条第四項から第六項まで、第十五条第九項及び第十項、第十六条第五項、第十八条第二項及び第三項並びに第十九条の規定は、平成十二年の予算に係る国の負担又は補助(平成十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十二年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)から適用し、平成十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十二年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成十二年以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

(この法律の失効)

第三条 この法律は、平成三十三年三月三十一日限り、その効力を

四五八九

失う。

(平二二法三・平二四法三九・一部改正)

(過疎地域活性化特別措置法の失効に伴う経過措置)

第四条 旧過疎地域活性化特別措置法(平成二年法律第十五号。以下「旧過疎活性化法」という。)第六条に規定する市町村計画又は旧過疎活性化法第七条に規定する都道府県計画に基づく事業に係る国の負担又は補助のうち、平成十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十二年度以降の年度に支出すべきものとされたもの及び平成十一年度以前の年度の歳出予算に係るもので平成十二年度以降の年度に繰り越されたものについては、旧過疎活性化法第十条(別表を含む。)、第十一条、第十五条第五項、第十七条第二項及び第三項並びに第十八条の規定は、旧過疎活性化法の失効後も、なおその効力を有する。

2 平成十二年三月三十一日において旧過疎活性化法の規定に基づく過疎地域をその区域とする市町村(以下「旧過疎活性化地域の市町村」という。)の区域内における旧過疎活性化法第十四条第一項に規定する基幹道路の新設及び改築に係る事業並びに旧過疎活性化法第十四条の二第一項に規定する公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業で、同日においてその仕事を完了していないものについては、旧過疎活性化法第十四条及び第十四条の二の規定は、平成十七年三月三十一日までの間に限り、なおその効力を有する。

3 地方公共団体が、旧過疎活性化地域の市町村の区域内において

製造の事業若しくは旅館業の用に供する設備を平成十二年三月三十一日以前に新設し、若しくは増設した者に係る事業税、不動産取得税若しくは固定資産税について課税免除若しくは不均一課税をした場合又は旧過疎活性化地域の市町村の区域内において畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行う個人に係る事業税について同日以前に課税免除若しくは不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、旧過疎活性化法第二十八条の規定は、旧過疎活性化法の失効後も、なおその効力を有する。

4 昭和五十五年三月三十一日までに農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の規定により農林漁業金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金であって旧過疎地域対策緊急措置法(昭和四十五年法律第三十一号。以下「旧過疎対策法」という。)第十九条に規定する資金に係るものについては、旧過疎活性化法附則第十項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧過疎地域振興特別措置法(昭和五十五年法律第十九号。以下「旧過疎振興法」という。)附則第十三項の規定は、旧過疎活性化法の失効後も、なおその効力を有する。

5 昭和五十五年四月一日以降平成二年三月三十一日までに農林漁業金融公庫法の規定により農林漁業金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金であって旧過疎振興法第二十二条に規定する資金に係るものについては、旧過疎活性化法附則第十九項の規定は、旧過疎活性化法の失効後も、なおその効力を有する。

6 昭和五十五年三月三十一日までに住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）の規定により旧過疎対策法に基づく市町村過疎地域振興計画のうち集落の整備に関する事項に係る計画にのっとって住宅を建設するため必要な資金の貸付けを受けた者の当該貸付けについては、旧過疎活性化法附則第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧過疎振興法附則第十五項の規定は、旧過疎活性化法の失効後も、なおその効力を有する。

7 昭和五十五年四月一日以降平成二年三月三十一日までに住宅金融公庫法の規定により旧過疎振興法に基づく市町村過疎地域振興計画のうち集落の整備に関する事項に係る計画にのっとって住宅を建設し、又は購入するため必要な資金の貸付けを受けた者の当該貸付けについては、旧過疎活性化法附則第十四項の規定は、旧過疎活性化法の失効後も、なおその効力を有する。

（特定市町村等に対するこの法律の準用）

第五条 旧過疎活性化地域の市町村のうち過疎地域の市町村以外のもの（以下「特定市町村」という。）については、平成十二年度から平成十六年度までの間に限り、政令で定めるところにより、第十条、第十一条、第十四条及び第十五条の規定を準用する。この場合において、第十条及び第十一条の規定の準用に關し平成十七年度以降必要となる経過措置は、政令で定める。

2 特定市町村のうち政令で定めるものについては、平成十二年度から平成十六年度までの間に限り、政令で定めるところにより、第十二条の規定を準用する。

第十四編 国土開発（過疎地域自立促進特別措置法）

A〔日法一一四三六・七〕②

第六条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において附則第十七条の規定による改正前の市町村の合併の特例に關する法律（昭和四十年法律第六号）第十二条の規定の適用を受けていた市町村のうち過疎地域の市町村以外のものについては、当該市町村の区域のうち同条に規定する市町村の合併が行われた日の前日において旧過疎活性化法の規定に基づく過疎地域であった区域を特定市町村の区域とみなして、前条の規定を適用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

第七条 合併市町村のうち合併関係市町村に特定市町村（当該市町村の合併が行われた日の前日において前条又はこの条の規定の適用を受けていた市町村を含む。）が含まれるものについては、当該合併市町村の区域のうち当該市町村の合併が行われた日の前日において特定市町村の区域であった区域を特定市町村の区域とみなして、附則第五条の規定を適用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

○中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六

〇）抄

（処分、申請等に関する経過措置）

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係

法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に關し必要な経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成十一年二月三日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定公布の日

附 則 (平成十三年二月二日法律第一五三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成十四年政令第三号で平成十四年三月一日から施行)

(処分、手続等に關する経過措置)

第四十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(経過措置の政令への委任)

A [日法一一四三六・七] 22

第四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一四年二月八日法律第一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成一七年四月一日法律第二五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附則 (平成一七年七月六日法律第八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成一七年一月七日法律第二三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第五条第一項(居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所及び共同生活援助に係る部分を除く。)、第三項、第五項、第六項、第九項から第十五項まで、第十七項及び第十九項から第二十二項まで、第二章第一節(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。)、第二十八条第一項(第二号、第四号、第五号

A〔日法一一四三六・七〕②

及び第八号から第十号までに係る部分に限る。)及び第二項(第一号から第三号までに係る部分に限る。)、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第四項(第三十七条第二項において準用する場合を含む。)、第三十八条から第四十条まで、第四十一条(指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定に係る部分に限る。)、第四十二条(指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。)、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項(指定相談支援事業者に係る部分に限る。)、及び第二項、第四十七条、第四十八条第三項及び第四項、第四十九条第二項及び第三項並びに同条第四項から第七項まで(指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。)、第五十条第三項及び第四項、第五十一条(指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。)、第七十条から第七十二条まで、第七十三条、第七十四条第二項及び第七十五条(療養介護医療及び基準該当療養介護医療に係る部分に限る。)、第二章第四節、第三章、第四章(障害福祉サービス事業に係る部分を除く。)、第五章、第九十二条第一号(サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に係る部分に限る。)、第二号(療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る部分に限る。)、第三号及び第四号、第九十三条第二号、第九十四条第一項第二号(第九十二条第三号に係る部分に限る。)、及び第二項、第九十五条第一項第二号(第九十二条

第二号に係る部分を除く。)及び第二項第二号、第九十六条、第一百十條(サービズ利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。)、第一百一十條及び第一百十二條(第四十八條第一項の規定を同条第三項及び第四項において準用する場合に係る部分に限る。)並びに第一百十四條並びに第一百十五條第一項及び第二項(サービズ利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。)並びに附則第十八條から第二十三條まで、第二十六條、第三十條から第三十三條まで、第三十五條、第三十九條から第四十三條まで、第四十六條、第四十八條から第五十條まで、第五十二條、第五十六條から第六十條まで、第六十二條、第六十五條、第六十八條から第七十條まで、第七十二條から第七十七條まで、第七十九條、第八十一條、第八十三條、第八十五條から第九十條まで、第九十二條、第九十三條、第九十五條、第九十六條、第九十八條から第一百條まで、第一百五條、第一百八條、第一百十條、第一百十二條、第一百十三條及び第一百五條の規定 平成十八年十月一日

附 則 (平成十八年三月二日法律第一八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(義務教育諸学校施設費国庫負担法等の一部改正等に伴う経過措

置)

第三条 第三条から第十四條まで及び附則第五條から第七條までの規定による改正後の次に掲げる法律の規定は、平成十八年度以降の年度の予算に係る国の負担若しくは補助(平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助(第十五條第一号の規定による廃止前の公立養護学校整備特別措置法第二條第一項及び第三條第一項並びに附則第四項並びに第十五條第二号の規定による廃止前の公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法第三條第一項の規定に基づく国の負担又は補助を含む。以下この条において同じ。)及び平成十七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十八年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)又は交付金の交付について適用し、平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、平成十七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十八年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成十七年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成十八年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

一から八まで 略

九 過疎地域自立促進特別措置法

附 則 (平成一九年五月二五日法律第五八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十三年三月一七日法律第三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、附則第三条の改正規定及び附則第七条から第九条までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置等)

第二条 この法律による改正後の過疎地域自立促進特別措置法(以下「新法」という。)第二条第一項第一号及び第三十二条の規定は、この法律の施行の日以後に行われた廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、適用しない。

第三条 この法律の施行により新たに新法第二条第一項の過疎地域をその区域とすることとなる市町村については、新法第十条(別表を含む)、第十一条、第十四条第四項から第六項まで、第十五条第八項及び第九項、第十六条第五項、第十八条第二項及び第三項並びに第十九条の規定は、平成二十二年度の予算に係る国の負担若しくは補助又は交付金の交付(以下「負担等」という。)(平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担等を除く。)

第十四編 国土開発 (過疎地域自立促進特別措置法)

から適用し、平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担等及び平成二十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担等で平成二十二年以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十三年五月二日法律第三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二十三年政令第三四号で平成二十三年八月一日から施行)

附 則 (平成二十三年五月二日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第六条、第十一条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十六条、第二十九条、第三十二条、第三十三条(道路法第三十条及び第四十五条の改正規定に限る。)、第三十五条及び第三十六条の規定並びに附則第四条、第五条、第六条第二項、第七条、第十二条、第十四条、第十五

四五九三

第十四編 国土開発（過疎地域自立促進特別措置法）

四五九三・二

条、第十七条、第十八条、第二十八条、第三十条から第三十二条まで、第三十四条、第三十五条、第三十六条第二項、第三十七条、第三十八条（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第三十条第一項及び第二項の改正規定に限る。）、第三十九条、第四十条、第四十五条の二及び第四十六条の規定
平成二十四年四月一日

（平三三法一二一・一部改正）

附則（平成三年二月四日法律第二二二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

附則（平成二十四年六月二十七日法律第三九号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する

教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の

一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等

に関する法律（平成二四法律六七）抄

（政令への委任）

第七十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し

必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十四年八月二日法律第六七号）抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日）平成二十七年四月一日

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

附則（平成二六年三月二日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置等）

第二条 この法律による改正後の過疎地域自立促進特別措置法（以下「新法」という。）第二条第一項第二号の規定は、この法律の

施行の日以後に行われた廃置分合又は境界変更により新たに設置

され、又は境界が変更された市町村については、適用しない。

第三条 この法律の施行の日以後に新法第二条の規定により新たに

過疎地域をその区域とする市町村として公示された市町村につき

新法第十条（別表を含む。）、第十一条、第十四条第四項から第六

項まで、第十五条第八項及び第九項、第十六条第五項、第十八条

第二項及び第三項並びに第十九条の規定を適用する場合には、こ

れらの規定は、新法第二条第二項の規定による公示の日の属する

年度（以下「公示の年度」という。）の予算に係る国の負担若し

くは補助又は交付金の交付（以下「負担等」という。）（公示の年度の前年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき公示の年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担等を除く。）から適用し、公示の年度の前年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき公示の年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担等及び公示の年度の前年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担等で公示の年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 （平成二十七年六月二十四日法律第四六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成二十九年三月二日法律第一号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置等）

第二条 この法律による改正後の過疎地域自立促進特別措置法（以下「新法」という。）第二条第一項第三号の規定は、この法律の施行の日以後に行われた廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、適用しない。

第三条 この法律の施行の日以後に新法第二条の規定により新たに過疎地域をその区域とする市町村として公示された市町村につき新法第十条（別表を含む。）、第十一条、第十四条第四項から第六項まで、第十五条第八項及び第九項、第十六条第五項、第十八条

A〔日法一一四三六・七〕②

第二項及び第三項並びに第十九条の規定を適用する場合には、これらの規定は、新法第二条第二項の規定による公示の日の属する年度（以下「公示の年度」という。）の予算に係る国の負担若しくは補助又は交付金の交付（以下「負担等」という。）（公示の年度の前年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき公示の年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担等を除く。）から適用し、公示の年度の前年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき公示の年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担等及び公示の年度の前年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担等で公示の年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第十四編 国土開発 (過疎地域自立促進特別措置法)

別表 (第十条関係) (平一七法二二三・平一八法一八・平二四法六七・平二七

法四六・一部改正)

事業の区分	教育施設	児童福祉施設	消防施設
義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第二条の規定	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第二条の規定	児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七條第一項の規定	消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)第三條及
国の負担割合	十分の五・五	十分の五・五	十分の五・五

第二十九編 農業 (農業協同組合法)

改正、平二七法六三・旧第八條繰上・一部改正

第八条 組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「私的独占禁止法」という。)の適用については、これを私的独占禁止法第二十二條第一号及び第三号に掲げる要件を備える組合とみなす。

(昭二九法一八四・旧第七條繰下、平一一法八〇・平一二法七六・平一三法九四・平一六法一〇七・一部改正、平二七法六三・旧第九條繰上・一部改正)

第九条 組合は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

② 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(平二七法六三・追加)

第二節 事業 (昭二九法一八四・節名追加)

第十条 組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 組合員(農業協同組合連合会にあつては、その農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者。次項及び第四項並びに第十一條の五十第三項及び第九項を除き、以下この節において同じ。)のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導
- 二 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け
- 三 組合員の貯金又は定期積金の受入れ
- 四 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
- 五 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設(医療又は老人

の福祉に関するものを除く。)の設置

四

六 農作業の共同化その他農業労働の効率の増進に関する施設

七 農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理、農業の目的に供するための土地の売渡し、貸付け若しくは交換又は農業水利施設の設置若しくは管理

八 組合員の生産する物資の運搬、加工、保管又は販売

九 農村工業に関する施設

十 共済に関する施設

十一 医療に関する施設

十二 老人の福祉に関する施設

十三 農村の生活及び文化の改善に関する施設

十四 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

十五 前各号の事業に附帯する事業

② 組合員又は会員に出資をさせる組合(以下「出資組合」という。)は、前項に規定する事業のほか、組合員(農業協同組合連合会にあつては、その農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者)の委託を受けて行う農業の経営の事業を併せ行うことができる。

③ 第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合は、組合員の委託により、次に掲げる不動産を貸付けの方法により運用すること又は売り渡すことを目的とする信託の引受けを行うことができる。

一 信託の引受けを行う際その委託をする者の所有に係る農地又

は採草放牧地（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。）又は採草放牧地をいう。第十一条の五十第一項において同じ。）

二 前号に規定する土地に併せて当該信託をすることを相当とする農林水産省令で定めるその他の不動産で信託の引受けを行う際その委託をする者の所有に係るもの

④ 組合員又は会員に出資をさせない組合（以下「非出資組合」という。）は、第一項の規定にかかわらず、同項第三号又は第十号の事業を行うことができない。

⑤ 出資組合は、第一項に規定する事業のほか、次の事業の全部又は一部を併せ行うことができる。

一 組合員の委託を受けて行うその所有に係る転用相当農地等（農地その他の土地で農業以外の目的に供されることが相当と認められるものをいう。以下同じ。）の売渡し若しくは貸付け（住宅その他の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売渡し又は貸付けを含む。）又は区画形質の変更の事業

二 組合員からのその所有に係る転用相当農地等の借入れ及びその借入れに係る土地の貸付け（当該土地の区画形質を変更し、又は住宅その他の施設を建設してする当該土地の貸付け又は当該施設の売渡し若しくは貸付けを含む。）の事業

三 組合員からのその所有に係る転用相当農地等の買入れ及びそ

の買入れに係る土地の売渡し又は貸付け（当該土地の区画形質を変更し、又は住宅その他の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売渡し又は貸付けを含む。）の事業

⑥ 第一項第三号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 手形の割引

二 為替取引

三 債務の保証又は手形の引受け

三の二 有価証券（第六号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第六号の二及び第七号において同じ。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（書面取次ぎ行為に限る。）

四 有価証券の貸付け

五 国債、地方債若しくは政府保証債（以下この号において「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

六 金銭債権（譲渡性貯金証書その他の主務省令で定める証書をもつて表示されるものを含む。）の取得又は譲渡

六の二 特定目的会社が発行する特定社債（特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて金銭債権（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三編第一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第二

款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定するその他の記名証券及び同節第四款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法(平成十九年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。)又は金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。以下この号において同じ。)その他特定社債に準ずる有価証券として主務省令で定めるもの(以下この号において「特定社債等」という。)の引受け(売出しの目的をもつてするものを除く。)又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い

六の三 短期社債等の取得又は譲渡

七 有価証券の私募の取扱い

八 農林中央金庫その他主務大臣の定める者(外国の法令に準拠して外国において銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第二項に規定する銀行業を営む者(同法第四条第五項に規定する銀行等を除く。次号及び第十一条の十二において「外国銀行」という。)を除く。)の業務(同号に掲げる事業に該当するものを除く。)の代理又は媒介(主務大臣の定めるものに限る。)

八の二 外国銀行の業務の代理又は媒介(外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、主務省令で定めるものに限る。)

九 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事

務の取扱い

十 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

十の二 振替業

十一 両替

十二 店頭デリバティブ取引(有価証券関連店頭デリバティブ取引に該当するものを除く。)であつて主務省令で定めるもののうち、第六号に掲げる事業に該当するもの以外のもの

十二の二 デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)の媒介、取次ぎ又は代理であつて、主務省令で定めるもの

十三 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。次項第七号において同じ。)の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて主務省令で定めるもの(次号において「金融等デリバティブ取引」という。)のうち第一項第三号の事業を行う組合の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として主務省令で定めるもの(第六号及び第十二号に掲げる事業に該当するものを除く。)

十四 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理(第十二

号の二に掲げる事業に該当するもの及び主務省令で定めるものを除く。）

十五 有価証券関連店頭デリバティブ取引（当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第六号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）であつて、第三号の二に掲げる事業に該当するもの以外のもの

十六 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

十七 前各号の事業に附帯する事業

⑦ 第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次の事業を行うことができる。

一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第六項に規定する投資助言業務に係る事業

二 金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）

三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により行う同法第一条第一項に規定する信託業務に係る事業

四 信託法（平成十八年法律第八号）第三条第三号に掲げる方

第二十九編 農業（農業協同組合法）

法によつてする信託に係る事務に関する事業

五 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託

六 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により行う担保付社債に関する信託事業

七 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）であつて、主務省令で定めるもの

⑧ 第一項第十号の事業を行う組合は、組合員のために、保険会社（保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）その他主務大臣が指定するこれに準ずる者の業務の代理又は事務の代行（農林水産省令で定めるものに限る。）の事業を行うことができる。

⑨ 第六項第三号の二、第六号の三及び第十五号並びに第十二項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。

一 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債

二 削除

三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第三百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債

四 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債

- 五 保険業法第六十一条の十第一項に規定する短期社債
- 六 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第八項に規定する特定短期社債
- 七 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債
- 八 その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの
- イ 各権利の金額が一億円を下回らないこと。
- ロ 元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。
- ハ 利息の支払期限を、ロの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。
- ⑩ 第六項第三号の二及び第十二号の二の「有価証券関連デリバティブ取引」、同項第三号の二の「書面取次ぎ行為」、同項第十二号の「店頭デリバティブ取引」、同項第十二号、第十五号及び第十六号の「有価証券関連店頭デリバティブ取引」又は同項第十二号の二の「デリバティブ取引」とは、それぞれ金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引、同法第三十三条第二項に規定する書面取次ぎ行為、同法第二

条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引、同法第二十八条第八項第四号に掲げる行為又は同法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。

⑪ 第六項第五号の「政府保証債」とは、政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。

⑫ 第六項第六号の事業には同号に規定する証書をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第六号の三の事業には短期社債等について、金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げる行為を行う事業を含むものとする。

⑬ 第六項第六号の二の「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「特定社債」又は「特定短期社債」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項、第七項又は第八項に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。

⑭ 第六項第七号の「有価証券の私募の取扱い」とは、有価証券の私募（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）の取扱いをいう。

⑮ 第六項第十号の二の「振替業」とは、社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。

⑯ 組合は、第七項第四号から第六号までの事業に関しては、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）、担保付社債信託法その他

の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合においては、信託業法第十四条第二項ただし書の規定は、適用しない。

- ⑰ 組合は、定款の定めるところにより、組合員以外の者にその施設（第六項第三号及び第四号並びに第七項第五号及び第六号の規定による施設並びに第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会が第二十三項各号に掲げる事業を行う場合における同項各号の規定による施設にあつては、主務省令で定めるものに限る。）を利用させることができる。ただし、第六項第二号から第十七号まで、第七項及び第八項の規定による施設並びに第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会が第二十三項各号に掲げる事業を行う場合における同項各号の規定による施設に係る場合を除き、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の額（第一項第二号及び第六項第一号の事業を併せ行う場合には、これらの事業の利用分量の額の合計額。以下この条において同じ。）は、当該事業年度における組合員の事業の利用分量の額の五分の一（政令で定める事業については、政令で定める割合）を超えてはならない。

- ⑱ 第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う組合であつて、組合員に対する資金の貸付けその他資金の運用状況、その地区内における農業事情その他の経済事情等からみて、資金の安定的かつ効率的な運用を確保するため、前項ただし書に規定する限度を超えて組合員以外の者に第一項第二号及び第六項第一号の規定による

施設を利用させることが必要かつ適当であるものとして行政庁の指定するものは、前項ただし書の規定にかかわらず、一事業年度における当該施設に係る組合員以外の者の事業の利用分量の額が、当該事業年度における当該組合の貯金及び定期積金の合計額に百分の二十以内において政令で定める割合を乗じて得た額を超えない範囲内において、組合員以外の者に当該施設を利用させることができる。

- ⑲ 行政庁は、農業協同組合について前項の指定を行おうとするときは、主務大臣の意見を聴かなければならない。

⑳ 組合は、第十七項の規定にかかわらず、組合員のために事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、次の各号に掲げる資金の貸付けをすることができる。

- 一 地方公共団体又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となつているか若しくはその基本財産の額の過半を拠出して、いる営利を目的としない法人に対する資金の貸付け
- 二 農村地域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で政令で定めるものの貸付け（前号に掲げるものを除く。）
- 三 銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け

㉑ 組合は、第十七項の規定にかかわらず、組合員のために事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、組合員の生産する物資の販売の促進を図るため組合員の生産する物資と併せて販売を行うことが適当であると認められる物資を生

産する他の組合の組合員その他の農林水産省令で定める基準に適合する者に第一項第八号の規定による施設を利用させることができる。

⑳ 第一項第二号、第三号、第十号若しくは第十二号、第二項、第三項又は第五項の事業の利用に関する第十七項ただし書及び第十八項の規定の適用については、第一項第二号の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者又は地方公共団体以外の営利を目的としない法人に対し貯金又は定期積金を担保として貸し付ける場合におけるこれらの者、同項第三号の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者及び営利を目的としない法人、同項第十号又は第十二号の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者、第二項、第三項又は第五項の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者及び当該委託を受け、当該信託の引受けを行い、又は当該借入れをする際に組合員又は組合員と同一の世帯に属する者であつた者（同項第二号の事業にあつては、当該借入れに係る土地でその借入れの際に組合員又は組合員と同一の世帯に属する者の所有に係るものの所有権を取得した者を含む。）は、これを組合員とみなす。

㉓ 第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会は、同項、第二項及び第五項の規定にかかわらず、第一項第二号の事業及び同項第四号の事業のうち次に掲げるもの並びにこれらの事業又は同項第三号の事業に附帯する事業並びに第六項及び第七項の事業のほか他の事業を行うことができない。

一 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる事業
イ 契約の対象とする物件（以下この号において「リース物件」という。）を使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして主務省令で定めるものであること。

ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時ににおいて譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

二 前号に掲げる事業の代理又は媒介

㉔ 第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会は、同項、第二項及び第五項の規定にかかわらず、同号の事業に附帯する事業及び第八項の事業のほか他の事業を行うことができない。

（昭二五法一五七・昭二六法一一九・昭二九法一八四・昭三七法二二七・昭四五法五五・昭四八法四五・昭五六法七五・昭五七法七七・昭六三法七

七・平二法六五・平四法五六・平四法八七・平五法六三・平五法七〇・平八法一一九・平九法五九・平九法一〇二・平一〇法一〇六・平一〇法一〇七・平一二法九六・平一二法九七・平一三法七五・平一三法八〇・平一三法九四・平一三法一二九・平一四法六五・平一五法五四・平一六法九七・平一六法一五四・平一六法一〇七・平一六法一五九・平一七法一〇六・平一七法八七・平一八法六五・平一八法一〇九・平一九法七四・平二〇法六一・平一六法八八（平一八法六六）・平二二法五七・平二二法五八・平二三法四九・平二五法四五・平二七法六三・平二九法四五・平三〇法二三・令元法二二・一部改正

第十条の二 組合は、前条の事業を行うに当たつては、組合員に対しその利用を強制してはならない。

（平二七法六三・追加）

第十条の三 第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合の出資の総額は、農林水産省令で定める区分に応じ、農林水産省令で定める額以上でなければならない。

② 前項の農林水産省令で定める額は、農業協同組合の出資の総額にあつては一億円（組合員（第十二条第一項第二号から第四号までの規定による組合員を除く。）の数、地理的条件その他の事項が政令で定める要件に該当する農業協同組合の出資の総額にあつては千万円）、農業協同組合連合会の出資の総額にあつては十億円を、それぞれ下回つてはならない。

（平八法一九・追加、平二三法九四・平一六法一〇七・一部改正、平二

七法六三・旧第十条の二繰下・一部改正）

第二十九編 農業（農業協同組合法）

B〔日法一二一五六・七〕④ I

第十一条 組合が、第十条第一項第三号の事業を行おうとするときは、信用事業規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。

② 前項の信用事業規程には、信用事業（第十条第一項第二号及び第三号の事業並びに同項第四号の事業のうち同条第二十三項各号に掲げるもの（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第六項及び第七項の事業をいう。以下同じ。）の種類及び事業の実施方法に関して主務省令で定める事項を記載しなければならない。

③ 信用事業規程の変更（軽微な事項その他の主務省令で定める事項に係るものを除く。）又は廃止は、行政庁の承認を受けなければならない。その効力を生じない。

④ 組合は、前項の主務省令で定める事項に係る信用事業規程の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

（平四法八七・追加、平八法一九・平九法一〇二・平一三法九四・平二

〇法六五・平二三法四九・一部改正）

第十一条の二 主務大臣は、第十条第一項第三号の事業を行う組合の信用事業の健全な運営に資するため、当該組合がその経営の健全性を判断するための基準として次に掲げる基準その他の基準を定めることができる。

一 当該組合の保有する資産等に照らし当該組合の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準

該市町村における保育所及び幼保連携型認定こども園（次項第一号及び第二号並びに次条第二項において「保育所等」という。）の整備に関する計画（以下「市町村整備計画」という。）を作成することができる。

② 市町村整備計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 保育提供区域（市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域をいう。以下同じ。）ごとの当該保育提供区域における保育所等の整備に関する目標及び計画期間

二 前号の目標を達成するために必要な保育所等を整備する事業に関する事項

三 その他厚生労働省令で定める事項

③ 市町村整備計画は、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画と調和が保たれたものでなければならない。

④ 市町村は、市町村整備計画を作成し、又はこれを変更したときは、次条第一項の規定により当該市町村整備計画を厚生労働大臣に提出する場合を除き、遅滞なく、都道府県にその写しを送付しなければならない。

（平二四法六七・追加）

第四十六編 社会福祉（児童福祉法）

A〔日法一一六六・七〕⑧I

第五十六条の四の三 市町村は、次項の交付金を充てて市町村整備計画に基づく事業又は事務（同項において「事業等」という。）の実施をしようとするときは、当該市町村整備計画を、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならない。

② 国は、市町村に対し、前項の規定により提出された市町村整備計画に基づく事業等（国、都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所等に係るものに限る。）の実施に要する経費に充てられたり、保育所等の整備の状況その他の事項を勘案して厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

③ 前二項に定めるもののほか、前項の交付金の交付に必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（平二四法六七・追加）

第五十六条の五 社会福祉法第五十八条第二項から第四項までの規定は、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第二号の規定又は同法第三条第一項第四号及び同条第二項の規定により普通財産の譲渡又は貸付けを受けた児童福祉施設に準用する。

（昭二七法二九・追加、昭二八法一〇・旧第五十六条の四繰下、昭四八法六七・平九法七四・平二二法一一・一部改正）

第五章 国民健康保険団体連合会の児童福祉法関係業務

二六六七

第八編 地方財政 (地方財政法)

七〇

に限る。)、同条第六項の規定により処理することとされている事務(都道府県に対する届出に係るものに限る。)、同条第七項(第一号に係る部分に限る。)の規定により処理することとされている事務(都道府県が行う同意に係るものに限る。)、第五条の四第一項、第三項及び第四項の規定により処理することとされている事務(都道府県が行う許可に係るものに限る。))並びに同条第五項の規定により処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(平一法八七・追加、平三法一〇五・平二八法一四・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第三十一条 この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第十四条及び第十五条の規定は、昭和二十四年度分から、これを施行する。

(当せん金付証券の発売)

第三十二条 都道府県並びに地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市は、当分の間、公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業の財源に充てるため必要があるときは、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第百四十四号)の定めるところにより、当せん金付証券を発売することができる。

(昭二四法一六八・昭二四法二六一・昭二五法二〇・昭二七法二六二・

昭三五法一一三・昭三七法一三三・昭六〇法四四・平二法一六〇・一部改正)

(公営競技を行う地方公共団体の納付金)

第三十二条の二 地方公共団体は、昭和四十五年度から令和七年度までの間に法律の定めるところにより公営競技を行うときは、地方債の利子の軽減に資するための資金として、毎年度、政令で定めるところにより、当該公営競技の収益のうちから、その売得金又は売上金の額に千分の十二以内において政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を地方公共団体金融機構に納付するものとする。

(昭四五法三四・追加、昭五一法二〇・昭五三法三八・昭六〇法四四・平

元法二二・平七法四一・平一七法二二・平一九法六四・平二二法一〇・平

一二法五・平二七法三・令二法六・一部改正)

(個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税等に伴う地方債の特例)

第三十三条 地方公共団体は、平成六年度及び平成七年度に限り、地方税法等の一部を改正する法律(平成六年法律第百十一号。次条第一項及び第三十二条の四第一項において「地方税法等改正法」という。)第一条の規定による改正前の地方税法(次項第一号並びに次条第二項及び第三項において「旧地方税法」という。)附則第三条の四の規定による個人の道府県民税若しくは市町村民税に係る特別減税又は租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車の

第六条 委員会の長は、委員長とし、庁の長は、長官とする。

(内部部局)

第七条 省には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局を置く。

2 前項の官房又は局には、特に必要がある場合においては、部を置くことができる。

3 庁には、その所掌事務を遂行するため、官房及び部を置くことができる。

4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6 実施庁並びにこれに置かれる官房及び部には、政令の定める数の範囲内において、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、省令でこれを定める。

7 委員会には、法律の定めるところにより、事務局を置くことができる。第三項から第五項までの規定は、事務局の内部組織について、これを準用する。

8 委員会には、特に必要がある場合においては、法律の定めると

第三編 行政組織 (国家行政組織法)

A [日法一一一三六・七] ③ I

ころにより、事務総局を置くことができる。

(昭三二法一五九・全改、昭四九法一〇三・昭五八法七七・平八法八三・

平一一法九〇・一部改正)

(審議会等)

第八条 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

(昭五八法七七・全改、平一一法九〇・一部改正)

(施設等機関)

第八条の二 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設を置くことができる。

(昭五八法七七・追加、平一一法九〇・一部改正)

(特別の機関)

第八条の三 第三条の国の行政機関には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

(昭五八法七七・追加、平一一法九〇・一部改正)

第二章 運営

○消防法

〔昭和二十三年七月二十四日法律第百八十六号〕

改正

昭和二十四年	六月 四日法律第一九三号	昭和二十五年	五月二九日法律第三七号
同 二五年	五月二七日同 第一八六号	同 二六年	六月二五日同 第七三三号
同 二五年	五月二四日同 第二〇一号	同 二七年	七月二六日同 第六六号
同 二七年	七月三一日同 第二五八号	同 二八年	五月二〇日同 第六九号
同 二七年	八月 一日同 第二九三号	同 二九年	五月二〇日同 第四四号
同 二九年	六月 八日同 第一六三三号	同 三〇年	二月二四日同 第一〇二二号
同 三〇年	五月二二日同 第一〇七号	同 三一年	四月二五日同 第二〇九号
同 三一年	六月 一日同 第一四一七号	同 三二年	二月二四日同 第一〇二二号
同 三二年	六月 一日同 第一四一七号	同 三三年	五月二四日同 第一〇九号
同 三三年	四月 一日同 第一四一七号	同 三四年	四月二四日同 第一〇九号
同 三四年	四月 一日同 第一四一七号	同 三五年	六月二〇日同 第一一三三号
同 三五年	七月 二日同 第一一七号	同 三六年	六月二二日同 第三七号
同 三六年	六月 二七日同 第一四一七号	同 三七年	六月二二日同 第一〇〇号
同 三七年	五月 一六日同 第一四一七号	同 三八年	七月 二六日同 第一〇一七号
同 三八年	九月 一五日日同 第一四一七号	同 三九年	七月 二六日同 第一〇一七号
同 三九年	四月 一五日日同 第一四一七号	同 四〇年	二月 二二日同 第一六三三号
同 四〇年	四月 一五日日同 第一四一七号	同 四一年	二月 二二日同 第一六三三号
同 四一年	五月 一四日日同 第一四一七号	同 四二年	七月 二四日同 第九八号
同 四二年	七月 二五日日同 第一四一七号	同 四三年	四月 二六日同 第三〇号
同 四三年	六月 一〇日日同 第一四一七号	同 四四年	六月 二八日同 第八四号
同 四四年	六月 一〇日日同 第一四一七号	同 四五年	六月 二日同 第六五号
同 四五年	六月 一〇日日同 第一四一七号	同 四六年	六月 九日同 第八四号
同 四六年	六月 二日同 第九七号	同 四七年	三月 三一日同 第二一号
同 四七年	六月 二日同 第九七号	同 四八年	七月 二六日同 第八七号
同 四八年	六月 二三日同 第九四号	同 四九年	三月 三一日同 第二二二号
同 四九年	六月 一日同 第六四号	同 五〇年	六月 二日同 第五〇号
同 五〇年	二月 一七日日同 第八四号		

消防法をここに公布する。

第一章 総則	平成一八年 六月二四日法律第六四号	同 一九年 六月二二日同 第九三三号	同 二〇年 五月二八日同 第四一七号	同 二一年 五月 一日同 第三四四号	同 二二年 六月二四日同 第七四四号	同 二三年 六月二七日同 第三八八号	同 二四年 六月二四日同 第四四四号	同 二五年 六月二四日同 第四四四号	同 二六年 六月 四日同 第五四四号	平成二六年 六月一三日法律第六九号	同 二七年 九月一日同 第六六号	同 二九年 五月三一日同 第四一七号	同 三〇年 五月三〇日同 第三三三号	同 三一年 六月二七日同 第六七号
--------	-------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	-------------------	------------------	--------------------	--------------------	-------------------

消防法目次

- 第一章 総則
- 第二章 火災の予防
- 第三章 危険物
- 第三章の二 危険物保安技術協会
- 第四章 消防の設備等
- 第四章の二 消防の用に供する機械器具等の検定等
- 第四章の三 日本消防検定協会等
- 第五章 火災の警戒
- 第六章 消火の活動
- 第七章 火災の調査
- 第七章の二 救急業務
- 第八章 雑則
- 第九章 罰則
- 附則
- 消防法
- 第一章 総則

B〔日法二二二六六・七〕②

第十三編 消防 (消防法)

一四三四

については、消防職員とする。

(昭四二法八〇・追加、平一八法五三・一部改正、平二二法三四・旧第三

十五条の六繰下・一部改正)

第三十五条の十 救急隊員は、緊急の必要があるときは、傷病者の発生した現場付近に在る者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。

② 救急隊員は、救急業務の実施に際しては、常に警察官と密接な連絡をとるものとする。

(昭三八法八八・追加、昭四二法八〇・旧第三十五条の六繰下、昭六一法

二〇・一部改正、平二二法三四・旧第三十五条の七繰下・一部改正)

第三十五条の十一 第二十七条の規定は、救急隊について準用する。この場合において、同条中「火災の現場に到着する」とあるのは、「救急業務を実施する」と読み替えるものとする。

② 消防組織法第三十九条の規定は、第三十五条の九第二項の規定により都道府県が救急業務を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十九条中「市町村」とあるのは「市町村及び都道府県」と、「消防」とあるのは「救急業務」と、「市町村長」とあるのは「市町村長及び都道府県知事」と読み替えるものとする。

(昭三八法八八・追加、昭四二法八〇・旧第三十五条の七繰下・一部改

正、平一五法八四・平一八法六四・一部改正、平二二法三四・旧第三十五

条の八繰下・一部改正)

第三十五条の十二 この章に規定するもののほか、救急隊の編成及

び装備の基準その他救急業務の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

(昭三八法八八・追加、昭四二法八〇・旧第三十五条の八繰下、平二二法

三四・旧第三十五条の九繰下)

第八章 雑則

第三十五条の十三 総務大臣、都道府県知事、市町村長、消防長又は消防署長は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の規定に基づく事務に関し、関係のある官公署に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

(平一四法三〇・追加、平二二法三四・旧第三十五条の十繰下)

第三十六条 第八条から第八条の二の三までの規定は、火災以外の災害で政令で定めるものによる被害の軽減のため特に必要がある建築物その他の工作物として政令で定めるものについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八条第一項		政令で定める資格	火災その他の災害の被害の軽減に関する知識を有する者で政令で定める資格
防火管理者	防火管理者	防火管理者	防火管理者
消火、通報及び避難	消火、通報及び避難	消火、通報及び避難	避難の訓練の実施そ

A [日法一〇三四八・九] ㉔

第二十九編 農業（土地改良法）

三七〇二—三七五二

第三節 農業協同組合等又は第三条に規定する資格を有する者の行う土地改良事業（第九十五条—第九十六条）

第四節 市町村の行う土地改良事業（第九十六条の二—第九十六条の四）

第三章 交換分合（第九十七条—第一百一条）

第四章 土地改良事業団体連合会（第一百一条の二—第一百一条の二十三）

第五章 補則（第一百十二条—第一百三十一条）

第六章 監督（第一百三十二条—第三十六条の四）

第七章 罰則（第三十七条—第四十五条）

附則

第一章 総則

（目的及び原則）

第一条 この法律は、農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もつて農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

2 土地改良事業の施行に当たつては、その事業は、環境との調和に配慮しつつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するとともに国民経済の発展に適合するものでなければならぬ。

（昭三九法九四・平一三法八一・一部改正）

（定義）

第二条 この法律において「農用地」とは、耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。

2 この法律において「土地改良事業」とは、この法律により行う次に掲げる事業をいう。

一 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設（以下「土地改良施設」という。）の新設、管理、廃止又は変更（あわせて一の土地改良事業として施行することを相当とするものとして政令で定める要件に適合する二以上の土地改良施設の新設又は変更を一体とした事業及び土地改良施設の新設又は変更（当該二以上の土地改良施設の新設又は変更を一体とした事業を含む。）とこれにあわせて一の土地改良事業として施行することを相当とするものとして政令で定める要件に適合する次号の区画整理、第三号の農用地の造成その他農用地の改良又は保全のため必要な事業とを一体とした事業を含む。）

二 区画整理（土地の区画形質の変更の事業及び当該事業とこれに附帯して施行することを相当とする次号の農用地の造成の工事又は農用地の改良若しくは保全のため必要な工事の施行とを

B〔日法一二三六・七〕④

一体とした事業をいう。)

三 農用地の造成（農用地以外の土地の農用地への地目変換又は農用地間における地目変換の事業（埋立て及び干拓を除く。）及び当該事業とこれに附帯して施行することを相当とする土地の区画形質の変更の工事その他農用地の改良又は保全のため必要な工事の施行とを一体とした事業をいう。）

四 埋立て又は干拓

五 農用地若しくは土地改良施設の災害復旧（津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の除去のため必要な事業を含む。）又は土地改良施設の突発事故被害（突発的な事故による被害をいう。以下同じ。）の復旧

六 農用地に関する権利並びにその農用地の利用上必要な土地に関する権利、農業用施設に関する権利及び水の使用に関する権利の交換分合

七 その他農用地の改良又は保全のため必要な事業

（昭三九法九四・昭四七法三七・平二九法三九・平三〇法二三・一部改

正）

（土地改良事業に参加する資格）

第三条 土地改良事業に参加する資格を有する者は、その事業の施行に係る地域内にある土地についての次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 農用地であつて所有権に基づき耕作又は養畜の業務の目的に

第二十九編 農業（土地改良法）

供されるものについては、その所有者

二 農用地であつて所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、政令で定めるところにより、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）に対しその所有者から当該土地改良事業に参加すべき旨の申出があり、かつ、その申出が相当であつて農業委員会がこれを承認した場合にあつては、その所有者、その他の場合にあつては、その農用地につき当該権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者

三 農用地以外の土地であつて所有権に基づき使用及び収益の目的に供されるものについては、その所有者

四 農用地以外の土地であつて所有権以外の権原に基づき使用及び収益の目的に供されるものについては、その権原に基づき使用及び収益をする者が、政令で定めるところにより、その所有者の同意を得て農業委員会に対し当該土地改良事業に参加すべき旨を申し出た場合にあつては、その者、その他の場合にあつては、その所有者

2 前項第二号に規定する農用地につき所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者で土地改良事業に参加する資格を有しないものが、政令で定めるところにより、当該農用地の所有者

の同意を得て農業委員会に対しその資格を交替すべき旨を申し出たときは、その資格が交替するものとする。同項第四号に規定する土地の所有者で土地改良事業に参加する資格を有しないものが、政令で定めるところにより、当該土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者の同意を得て農業委員会に対しその資格を交替すべき旨を申し出たときも、同様とする。

3 前二項の規定の適用については、賃貸人又は貸主が、疾病その他農林水産省令で定める事由によつて当該農用地につき自ら耕作又は養畜の業務を営むことができないため、一時その農用地を他人に貸し付け、その耕作又は養畜の業務の目的に供した場合において、農業委員会が、政令で定めるところにより、その賃貸人又は貸主が近く自ら耕作又は養畜の業務を営むものと認め、かつ、これを相当と認めるときは、その賃貸人又は貸主をその農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなす。

4 第一項又は第二項の規定の適用については、農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第一百一号)第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。)がその借り受けている農用地をまだ貸し付けていないとき、又は農地中間管理機構がその借り受けている農用地を農地中間管理事業(同条第三項に規定する農地中間管理事業をいう。)の実施により一時他人に貸し付け、その耕作若しくは養畜の業務の目的に供した場合において農業委員会が政令で定めるところに

よりその旨の認定をしたときは、その農地中間管理機構をその農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなす。

5 第一項の規定の適用については、第九十四条の八第七項(第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。)の規定により土地を使用する者は、その土地が農用地である場合にあつては、その農用地につき所有権に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなし、その土地が農用地以外の土地である場合にあつては、その土地の所有者とみなす。

6 第五十条第一項の道路等の用に供している土地の所有者としての国若しくは地方公共団体又は前項に規定する土地の所有者としての国には、第一項の規定を適用しない。

7 換地計画において換地を定めない従前の土地若しくは換地計画において第七条第四項の非農用地区域内に換地を定めた従前の土地若しくはその換地の所有者若しくはこれらの土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者、第五十三条の二第一項若しくは第五十三条の二の三第一項(これらの規定を第八十九条の二第三項及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により指定された土地(第五十三条の二の三第一項の規定により指定された土地にあつては、換地を定めない土地として指定されたものに限る。)の所有者若しくは当該土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者又は第五十四条の二第五項(第八十九条の二第十項

及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。の規定により土地を取得した者（第五十二条の三の二第一項第一号（第八十九条の二第三項及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）に掲げる土地を取得した者を除く。）には、これらの者としては、第一項の規定を適用しない。

8 第五条第六項又は第七項（これらの規定を第四十八条第九項、第八十五条第五項、第八十五条の二第五項、第八十五条の三第四項及び第十項、第八十七条の二第十項、第八十七条の三第七項、第八十八条第六項及び第十八項、第九十六条の二第七項並びに第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。）の承認又は同意に係る土地（承認に係る土地にあつては、農用地及び第五十条第一項の道路等の用に供されている土地並びにこれらの土地以外の土地で、その承認に際し、その承認をした行政庁又は地方公共団体が農用地として利用する旨を農業委員会に申し出たものを除き、同意に係る土地にあつては、その同意に際し、その同意をした第一項第三号又は第四号に該当する者が、（当該土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者が他に存するときは、その者の同意を得て、）農用地として利用する旨を農業委員会に申し出た土地を除く。以下「特定用途用地」という。）についての第一項第三号又は第四号に該当する者には、当該特定用途用地又は当該特定用途用地を従前の土地とする換地についての同項第三号又は第四号に該当する者としては、同項の規定を適用しない。

B〔日法一二三六六・七〕④

（昭二六法八九・昭二七法三〇・昭二九法一八五・昭三二法六九・昭三二法七二・昭三九法九四・昭四七法三七・昭五九法五六・平三法五八・平五法七〇・平一一法八七・平一一法一六〇・平一三法八一・平一一法五七
・平二三法一〇五・平二五法一〇一・平二五法一〇二・平二九法三九・平三〇法四三・令元法一二・一部改正）

（公有水面の埋立ての免許を受けた者に対する適用）

第四条 この法律の規定の適用については、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）により埋立ての免許を受けた者は、土地の所有者とみなす。

（昭三九法九四・一部改正）

第一章の二 土地改良長期計画（昭三九法九四・追加）

（作成）

第四条の二 農林水産大臣は、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、土地改良事業に関する長期の計画（以下「土地改良長期計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 土地改良長期計画においては、農林水産省令で定める土地改良事業の種類ごとに、計画期間に係る土地改良事業の実施の目標及び事業量を定めるものとする。

3 土地改良長期計画は、計画期間に係る農業生産の選択的拡大、農業の生産性の向上及び農業総生産の増大の見通し並びに農業経営の規模の拡大等農業構造の改善の方向に即し、かつ、国土資源

第二十九編 農業 (土地改良法)

三七九〇

三 解散又は合併

(昭三二法六九・昭五九法五六・平一三法八二・一部改正)

(決議事項の制限)

第三十四条 総会においては、第二十八条第一項(第二十九条の四第二項において準用する場合を含む。)の規定によつてあらかじめ通知をした事項についてのみ決議をすることができる。ただし、第二十九条の四第一項の規定により招集される総会以外の総会については、定款に別段の定めがある場合には、この限りでない。

(昭三二法六九・平三〇法四三・一部改正)

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第三十五条 土地改良区には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条(住所)及び第七十八条(代表者の行為についての損害賠償責任)の規定を準用する。

(平一八法五〇・全改)

(経費の賦課)

第三十六条 土地改良区は、定款で定めるところにより、その事業に要する経費(第九十条第四項(第九十一条第四項及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。)、第九十条第八項又は第九十一条第五項の規定により徴収される金銭を含む。)に充てるため、その地区内にある土地につき、その組合員に対して金銭、夫役又は現品を賦課徴収することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、土地改良区は、定款で定めるところにより、その准組合員が、その准組合員たる資格に係る権利の目的たる土地に係る組合員の同意を得て同項の規定により当該組合員に対して賦課すべき金銭、夫役又は現品の全部又は一部を当該准組合員に賦課すべき旨を申し出たときは、当該准組合員に対して、当該金銭、夫役又は現品の全部又は一部を賦課徴収するものとする。
- 3 第一項の規定による賦課に当たつては、地積、用水量その他の客観的な指標により、当該事業によつて当該土地が受ける利益を勘案しなければならない。
- 4 土地改良区は、その地区を変更する場合において、新たに編入される土地があるときは、第一項及び第二項に規定するもののほか、定款で定めるところにより、その土地について加入金を徴収することができる。
- 5 組合員又は准組合員は、第一項若しくは第二項の規定により賦課された金銭、夫役若しくは現品又は前項の加入金の徴収については、相殺をもつて対抗することができない。
- 6 夫役又は現品は、金銭に算出して賦課しなければならない。
- 7 夫役又は現品は、金銭で代えることができる。
- 8 土地改良事業の施行に関し第一項又は第二項の規定により賦課される夫役は、労働の基準又は賃金に関する法令の趣旨に沿うものでなければならぬ。
- 9 土地改良区は、第一項、第二項又は第四項の規定による場合の

ほか、定款で定めるところにより、都道府県知事の認可を受け、その行う土地改良事業によつて利益を受ける者で農林水産省令で定めるもの（以下この条において「特定受益者」という。）から、特定受益者の受ける利益を限度として、その土地改良事業に要する経費の一部を徴収することができる。

10 土地改良区は、前項の認可を申請しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、同項の徴収の方法について、特定受益者及び市町村長の意見を聴かなければならない。

11 前項の規定により特定受益者又は市町村長の意見が述べられたときは、第九項の認可を申請するには、その申請書に、当該意見を記載した書面を添付しなければならない。

（昭三三法六九・昭三九法九四・昭四七法三七・平三法五八・平一一法一

六〇・平一三法八一・平二三法一〇五・平三〇法四三・一部改正）

（土地改良施設の管理への協力）

第三十六条の二 土地改良区は、土地改良施設の機能の保持又は増進を図るため必要があると認めるときは、定款で定めるところにより、施設管理准組員に対し、当該土地改良施設の管理への協力を求めることができる。

（平三〇法四三・追加）

（特別徴収金）

第三十六条の三 土地改良区は、政令で定めるところにより、定款で、組合員が、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地でその者の第三条に規定する資格に係るものを当該土地改良事業の計

第二十九編 農業（土地改良法）

画において予定する用途以外の用途（以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、当該組合員から、当該土地改良事業に要する費用のうち当該土地に係る部分の額から第三十六条第一項又は第二項の規定により当該費用に充てるためその土地につき賦課された金銭その他の額を差し引いて得た額の全部又は一部を徴収することができる。

2 土地改良区は、定款で定めるところにより、第九十条の二第二項、第五項若しくは第七項又は第九十一条の二第二項若しくは第五項において準用する第九十条第四項の規定により徴収される金銭に充てるため、その徴収の原因となつた行為をした組合員から、その徴収される金銭のうちその者に係る部分の額を徴収することができる。

（昭四七法三七・追加、平三〇法四三・旧第三十六条の二繰下・一部改

正）

（過怠金）

第三十七条 土地改良区は、定款で定めるところにより、組合員又は准組員に対して過怠金を課することができる。

（平三〇法四三・一部改正）

（賦課金等の徴収の委任）

以上は、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならぬ。ただし、土地改良区連合の業務及び会計についての監査に關し専門的知識を有する者の指導を受ける場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

一 当該土地改良区連合の議員又は当該土地改良区連合の議員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であること。

二 その就任の前五年間当該土地改良区連合の理事又は職員でなかつたこと。

三 当該土地改良区連合の理事又は重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。

（昭二八法一八三・全改、昭三七法二二六・昭三九法九四・昭四七法三七

・平三法五八・平三〇法四三・一部改正）

（合併の禁止）

第八十三条 土地改良区連合は、合併をすることができない。

（土地改良区に関する規定の準用）

第八十四条 土地改良区連合については、この法律に特別の定めのある場合を除いて、土地改良区に関する規定（これに係る罰則を含む。）を準用する。

（平三〇法四三・一部改正）

第二節 国又は都道府県が行う土地改良事業

（申請）

第八十五条 第三条に規定する資格を有する者は、政令の定めるところにより、その資格に係る土地を含む一定の地域を定め、その

B〔日法一二三八六・七〕④

地域に係る土地改良事業を国又は都道府県が行うべきことを、国が行うべきもの（以下「国营土地改良事業」という。）にあつては農林水産大臣に、都道府県が行うべきもの（以下「都道府県営土地改良事業」という。）にあつては都道府県知事に、それぞれ申請することができる。

2 前項の者は、同項の規定による申請をするには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、同項の土地改良事業の計画の概要（二以上の土地改良事業の施行を申請する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）並びにこれらの土地改良事業により生ずる土地改良施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその土地改良施設の管理者及び管理方法に関する基本的事項（以下「予定管理方法等」という。）その他必要な事項を公告して、同項の一定の地域内にある土地について第三条に規定する資格を有する者の三分の二（二以上の土地改良事業の施行を申請する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の三分の二）以上の同意を得なければならない。

3 農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部を含む第一項の規定による申請をするには、同項の者は、前項の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意を得なければならない。

4 第一項の場合において、その申請が農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含むものであるときは、その農用地造成事業等については、第五条第五項及び第六条の規定を準用する。

5 第一項の場合には、第五条第三項、第六項及び第七項の規定を準用する。

6 第一項の者は、前項において準用する第五条第三項の規定による協議をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、その旨を公告し、二十日以上相当の期間を定めて当該協議に係る土地改良事業の計画の概要を縦覧に供しなればならない。

7 前項の規定による公告があつたときは、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該公告をした第一項の者に対し意見書を提出することができる。

8 第一項の規定による申請をするには、その申請書に第二項の規定により公告した事項を記載した書面及び同項の三分の二以上の同意（農用地造成事業等の施行を内容及び内容の一部を含む申請については、同項の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意）があつたことを証する書面を添付し、これを、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事を経由して農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては関係都道府県知事に提出しなければならない。

9 第七項の規定による意見書の提出があつたときは、第一項の規定による申請をするには、その申請書に、前項に規定するもののほか、当該意見書の写しを添付しなければならない。

（昭三二法六九・昭三九法九四・昭四七法三七・昭五三法八七・平一一法

一六〇・平二三法八二・平二五法一〇一・平二九法三九・一部改正）

第八十五条の二 市町村は、農業振興地域整備計画（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第一項又は第九条第一項の規定により定められた農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）を達成するため必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、その農業振興地域整備計画に定める土地改良事業を国又は都道府県が行うべきことを、（その土地改良事業の施行に係る地域が二以上の市町村の区域にわたる場合にあつては、当該関係市町村が共同して、）国営土地改良事業にあつては農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては都道府県知事に、それぞれ申請することができる。

2 市町村は、前項の規定による申請をするには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、同項の土地改良事業の計画の概要（二以上の土地改良事業の施行を申請する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）及びこれらの土地改良事業により生ずる土地改良施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその土地改良施設に係る予定管理方法等その他必要な事項を公告して、その土地改良事業の施行に係る地域内にある土地について

第三条に規定する資格を有する者の三分の二（二以上の土地改良事業の施行を申請する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地について同条に規定する資格を有する者の三分の二）以上の同意を得なければならない。

3 農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含む第一項の規定による申請をするには、市町村は、前項の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意を得なければならない。

4 第一項の場合において、その申請が農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含むものであるときは、その農用地造成事業等については、第五条第五項及び第六条の規定を準用する。

5 第一項の場合（次項の規定により市町村の議会の議決を経て第一項の規定による申請をする場合を除く。）には、第五条第六項及び第七項並びに前条第六項、第七項及び第九項の規定を準用する。この場合において、同条第六項中「前項において準用する第五条第三項の規定による協議」とあるのは「第八十五条の二第二項の規定による公告」と、「当該協議」とあるのは「同項の規定による公告」と、同条第九項中「前項」とあるのは「第八十五条の二第十項」と読み替えるものとする。

6 政令で定める基幹的な土地改良施設の新設又は変更を内容とする第二条第二項第一号に掲げる事業であつて、その他の土地改良

施設の新設若しくは変更を内容とし、若しくは内容の一部を含む土地改良事業と一体となつてその効果が生じ又は増大するものうち、当該他の土地改良事業の計画内容がなお未確定であるため第二項の三分の二以上の同意を求めることが適当でない認められるものについては、当該他の土地改良事業が計画内容を確定して施行される確実な見込みがあり、かつ、その確定をまつて当該第二条第二項第一号に掲げる事業に着手するときは、当該事業の規模からみてその完了が著しく遅延し、農業振興地域整備計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認められる場合においては、市町村は、第二項の規定によらず、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、第一項の規定による申請をすることができる。

7 市町村は、前項の規定により当該市町村の議会の議決を経て、第一項の規定による申請をするには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、同項の土地改良事業の計画の概要及びこれらの土地改良事業により生ずる土地改良施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその土地改良施設に係る予定管理方法等その他必要な事項を示して、当該申請につき、関係土地改良区その他農林水産大臣の指定する者の意見を聴くとともに、国営土地改良事業にあつては、都道府県の同意を得なければならない。

8 都道府県は、前項の同意をするには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

9 第六項の場合には、前条第六項、第七項及び第九項の規定を準

用する。この場合において、同条第六項中「前項において準用する第五条第三項の規定による協議をしよう」とあるのは「第十五条の二第七項の規定により同項に規定する事項を示そう」と、「当該協議に係る」とあるのは「その示す」と、同条第九項中「前項」とあるのは「第八十五条の二第十項」と読み替えるものとする。

10 市町村は、第一項の規定による申請をするには、農林水産省令の定めるところにより、その申請書に第二項の規定により公告した事項（第六項の規定により市町村の議会の議決を経てする申請については、第七項の規定により示した事項）を記載した書面及び第二項の三分の二以上の同意（農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部を含む申請については、同項の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意、第六項の規定により市町村の議会の議決を経てする申請については、当該議決及び当該申請に係る第七項の同意）があつたことを証する書面を添付し、これを、国営土地改良事業にあつては、関係都道府県知事を経由して、（第六項の規定により市町村の議会の議決を経てする国営土地改良事業の申請にあつては、直接、）農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては、関係都道府県知事に提出しなければならない。

（昭四七法三七・追加、昭五三法八七・平一一法一六〇・平二三法八二）

一部改正

第八十五条の三 土地改良区は、政令の定めるところにより、次に掲げる土地改良施設の更新のために行う当該土地改良施設の変更を内容とする第二条第二項第一号の事業（以下この条及び第八十七条の二第四項において「施設更新事業」という。）を国又は都道府県が行うべきことを、（その土地改良施設（第二号に掲げる土地改良施設に係る施設更新事業にあつては、当該土地改良施設と一体となつて機能を発揮する第一号に掲げる土地改良施設。次項及び第八十七条の二第四項において「土地改良区管理施設」という。）を二以上の土地改良区が管理する場合にあつては、当該二以上の土地改良区が共同して、）国営土地改良事業にあつては農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては都道府県知事に、総会の議決を経て、それぞれ申請することができる。

一 土地改良区が管理する土地改良施設

二 前号に掲げる土地改良施設と一体となつて機能を発揮する土地改良施設で国、都道府県又は市町村が管理するもの

2 土地改良区は、前項の規定による申請（現行受益地（土地改良区管理施設につき現に行われている管理を内容とする第二条第二項第一号の事業の施行に係る地域をいう。以下この項及び次項において同じ。）内において施行する施設更新事業のうち、当該変更に係る土地改良施設の有している本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、現行受益地内の土地に係る組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして政令で定

める要件に適合するものに係る申請を除く。)をするには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、施設更新事業の計画の概要、当該施設更新事業による変更後の土地改良施設であつて農林水産省令で定めるものがある場合にはその土地改良施設に係る予定管理方法及び定款を変更する必要がある場合には変更後の定款その他必要な事項(第五項において「事業計画概要等」という。)を公告して、次の各号の区分により、それぞれ各号に掲げる同意を得なければならない。

一 現行受益地以外の地域が施設更新事業の施行に係る地域の一部となる場合

当該施設更新事業の施行に係る地域内の土地のうち現行受益地内の土地に係る組合員の三分の二以上の同意及びその施行に係る地域内の土地のうちその他の土地について第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意

二 前号に掲げる場合以外の場合

当該施設更新事業の施行に係る地域内の土地に係る組合員の三分の二以上の同意

3 土地改良区は、現行受益地以外の地域をその施行に係る地域の一部とする施設更新事業のうち、当該変更に係る土地改良施設の有している本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、現行受益地内の土地に係る組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして政令で定める要件に適合するものについて第一項の規定による申請をしようとする場合において

は、当該施設更新事業の施行に係る地域のうち現行受益地以外の地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意をもつて前項第一号の三分の二以上の同意に代えることができる。

4 第一項の場合には、第五条第三項、第六項及び第七項並びに第八十五条第六項、第七項及び第九項の規定を準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第八十五条の第三項」と、同条第九項中「前項」とあるのは「第八十五条の第三項」と読み替えるものとする。

5 土地改良区は、第一項の規定による申請をするには、農林水産省令の定めるところにより、その申請書に事業計画概要等を記載した書面並びに同項の総会の議決及び第二項又は第三項の三分の二以上の同意(第二項の政令で定める要件に適合する施設更新事業に係る申請にあつては、第一項の総会の議決)があつたことを証する書面を添付し、これを、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事を経由して農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては関係都道府県知事に提出しなければならない。

6 土地改良区は、第一項の規定による申請をしようとする場合において、当該申請に係る施設更新事業と一体となつてその効果が生じ又は増大する他の土地改良事業、(施設更新事業を除く。)であつて、当該申請に係る施設更新事業と併せてその土地改良事業を行うことにより当該施設更新事業及びその土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その土地改良事業によりその施行に係

る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかなるもの(以下この項及び次項において「関連施行事業」という。)があるときは、政令の定めるところにより、当該申請に併せて、その関連施行事業を国又は都道府県が行うべきことを、総会の議決を経て、申請することができる。

7 土地改良区は、前項の規定による申請をするには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、関連施行事業の計画の概要、農林水産省令で定める場合には施設更新事業及び関連施行事業に係る全体構成、関連施行事業により生ずる土地改良施設(農林水産省令で定めるものに限る。)がある場合にはその土地改良施設に係る予定管理方法等並びに定款を変更する必要がある場合には変更後の定款その他必要な事項を公告して、次の各号の区分により、それぞれ各号に掲げる同意を得なければならない。

一 現行地区以外の地域が関連施行事業の施行に係る地域の全部又は一部となる場合

関連施行事業の施行に係る地域内の土地のうち現行地区内の土地に係る組合員の三分の二以上の同意及びその施行に係る地域内の土地のうちその他の土地について第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意

二 前号に掲げる場合以外の場合

関連施行事業の施行に係る地域内の土地に係る組合員の三分の二以上の同意

8 農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含む第

六項の規定による申請をするには、土地改良区は、前項の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意を得なければならない。

9 第六項の場合において、その申請が農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含むものであるときは、その農用地造成事業等については、第五条第五項及び第六条の規定を準用する。

10 第六項の場合には、第五条第三項、第六項及び第七項並びに第八十五条第六項、第七項及び第九項の規定を準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第八十五条の第三十項」と、同条第九項中「前項」とあるのは「第八十五条の第三十一項」と読み替えるものとする。

11 土地改良区は、第六項の規定による申請をするには、農林水産省令の定めるところにより、その申請書に第七項の規定により公告した事項を記載した書面並びに第六項の総会の議決及び第七項の三分の二以上の同意(農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部を含む申請については、同項の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意)があつたことを証する書面を添付し、これを、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事を経由して農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては関係都道府県知事に提出しなければならない

い。

(昭五九法五六・追加、平三法五八・平一一法一六〇・平一三法八二・平

一九法三九・一部改正)

第八十五条の四 地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会(以下「地方公共団体等」という。)は、政令の定めるところにより、当該地方公共団体等が権原に基づき使用し及び収益している土地で当該地方公共団体等の第三条に規定する資格に係るもの(以下「地方公共団体等有資格地」という。)についての第二条第二項第三号に掲げる事業(以下「農用地造成事業」という。)を国又は都道府県が行うべきことを、(当該地方公共団体等有資格地について第三条に規定する資格を有する地方公共団体等が二以上ある場合にあつては、当該関係地方公共団体等が共同して、)国営土地改良事業にあつては農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては都道府県知事に、それぞれ申請することができる。

2 地方公共団体等は、前項の規定による申請をするには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、同項の農用地造成事業の計画の概要につき市町村長と協議しなければならない。ただし、市町村が当該申請をする場合には、当該市町村の長については、この限りでない。

3 第一項の場合には、第八十五条第六項、第七項及び第九項の規定を準用する。この場合において、同条第六項中「前項において準用する第五条第三項の規定による協議」とあるのは「第八十五

条の四第二項の規定による協議(同項ただし書の場合であつて当該農用地造成事業の施行に係る地域が同条第一項の申請に係る市町村の区域を超えないときは、同項の規定による申請)」と、「当該協議」とあるのは「当該協議(同条第二項ただし書の場合であつて当該農用地造成事業の施行に係る地域が同条第一項の申請に係る市町村の区域を超えないときは、当該申請)」と、同条第九項中「前項」とあるのは「第八十五条の四第四項」と読み替えるものとする。

4 第一項の地方公共団体等は、同項の規定による申請をするには、農林水産省令の定めるところにより、その申請書に同項の農用地造成事業の計画の概要及び当該農用地造成事業により生ずる土地改良施設(農林水産省令で定めるものに限る。)がある場合にはその土地改良施設に係る予定管理方法等その他必要な事項を記載した書面を添付し、これを、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事を経由して農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては関係都道府県知事に提出しなければならない。

(昭四〇法一一・追加、昭四七法三七・旧第八十五条の二繰下・一部改

正、昭五三法八七・一部改正、昭五九法五六・旧第八十五条の三繰下、平

一一法一六〇・平一三法八二・平一一法五七・平二五法一〇二・令元法一

二一・一部改正)

(適否の決定)

第八十六条 第八十五条第一項、第八十五条の二第一項、第八十五条の三第一項若しくは第六項又は前条第一項の規定による申請が

地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに、その土地改良事業により生ずる土地改良施設に係る予定管理方法等として、現に存する土地改良区その他農林水産大臣の指定する者をその土地改良施設の管理者とする旨を定めるときにあつては、その者と協議しなければならない。

7 都道府県知事は、国営土地改良事業につき、農林水産大臣と前項の規定による協議をする場合には、あらかじめ、関係市町村長と協議しなければならない。

8 農林水産大臣又は都道府県知事は、第六項の規定による協議をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、その旨を公告し、二十日以上の上の相当の期間を定めて当該土地改良事業の計画の概要を縦覧に供しなければならない。

9 前項の規定により縦覧に供された土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、農林水産大臣又は都道府県知事に対し意見書を提出することができる。

10 第一項の場合には、第五条第六項及び第七項、第七条第三項、第八条第二項及び第三項並びに前条第三項の規定（第一項第二号の事業については、これらの規定のほか、同条第五項から第十項までの規定）を準用する。

（昭二八法一八三・追加、昭三三法六九・昭三七法一六一・昭三七法一四

〇・昭三九法九四・昭四〇法一一一・昭四七法三七・昭五三法八七・昭五

九法五六・平一一法一六〇・平一三法八二・平二法五七・平二九法三九

第二十九編 農業（土地改良法）

B 「日法一二三六六・七」④

・一部改正

第八十七条の三 都道府県は、第八十五条第一項、第八十五条の二第一項、第八十五条の三第一項若しくは第六項又は第八十五条の四第一項の規定による申請によつて行う土地改良事業及び前条第一項の規定により行う土地改良事業のほか、土地改良事業計画を定めて次に掲げる要件のいずれにも適合する土地改良事業（第二条第二項第二号又は第三号の事業に限る。）を行うことができる。

一 当該土地改良事業の施行に係る地域内にある農用地（その地域内にその土地改良事業の施行により農用地への地目変換を予定する農用地以外の土地がある場合にあつては、その土地を含む。以下「事業施行地域内農用地」という。）の全てについて農地中間管理機構が農地中間管理権（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。以下同じ。）を有すること。

二 事業施行地域内農用地の面積が政令で定める面積以上であることその他その事業施行地域内農用地が政令で定める要件に適合すること。

三 事業施行地域内農用地について農地中間管理機構が第七項において準用する第八十七条第五項の規定による公告があつた日において有する農地中間管理権の全ての存続期間又は残存期間が政令で定める期間以上であること。

四 事業施行地域内農用地の集団化その他その土地改良事業の施

行に係る地域内における農業構造の改善に相当程度資すると見込まれること。

五 事業施行地域内農用地の収益性の向上に相当程度資すると見込まれること。

2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、都道府県知事は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、当該土地改良事業の計画の概要（二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要。第六項において同じ。）について、農地中間管理機構の同意を得なければならない。

3 農地中間管理機構は、前項の同意をする場合において、その農地中間管理権を有する事業施行地域内農用地を貸し付けているときは、あらかじめ、その貸付けの相手方の意見を聴かなければならない。

4 農地中間管理機構は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、農地中間管理権を有する農用地（第一項の規定により行う土地改良事業の施行により農用地への地目変換を予定する農用地以外の土地がある場合にあつては、その土地を含む。以下この条において同じ。）のみを事業施行地域内農用地とする同項の規定による土地改良事業を行うべきことを要請することができ、この場合において、その農地中間管理権を有する農用地を貸し付けているときは、あらかじめ、その貸付けの相手方の意見を聴かなければならない。

5 前項の規定による要請に基づき、都道府県知事がその要請に係る農用地のみを事業施行地域内農用地とする第一項の規定により行う土地改良事業の計画を定める場合には、第二項及び第三項に規定する手続を省略することができる。

6 第一項の規定により土地改良事業計画を定めるには、都道府県知事は、あらかじめ、当該土地改良事業の計画の概要について、関係市町村長と協議するとともに、その土地改良事業の施行に係る地域内に土地改良施設がある場合において、その土地改良施設の管理者として土地改良区その他農林水産大臣の指定する者があるときにあつては、その者の意見を聴かなければならない。

7 第一項の場合には、第五条第六項及び第七項、第七条第三項及び第四項、第八条第二項及び第三項、第八十七条第三項から第十項まで並びに前条第八項及び第九項の規定を準用する。この場合において、第五条第六項及び第七項中「含めて第一項の一定の地域を定めるには」とあるのは「当該土地改良事業の施行に係る地域に含めるには」と、前条第八項中「第六項の規定による協議」とあるのは「次条第六項の規定による協議又は意見の聴取」と読み替えるものとする。

（平二九法三九・追加）

（急施の場合）

第八十七条の四 第八十五条から前条までに規定するもののほか、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成二十五年法律第九十五号）第九条第五

12 土地改良区は、前項の規定により金銭の支払を受けた場合には、農林水産省令で定めるところにより、その支払の通知に係る同項の仮清算金等の明細に従い、仮清算金等をその地区内にある土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者に支払わなければならない。

13 土地改良区は、第十一項の規定により徴収される金銭を国又は都道府県に納付した場合には、農林水産省令で定めるところにより、その徴収の通知に係る同項の仮清算金等の明細に従い、仮清算金等をその地区内にある土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者から徴収することができる。

14 前各項の規定による農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(昭三九法九四・追加、昭四七法三七・昭五三法八七・昭五九法五六・平

三法五八・平五法八九・平一一法八七・平一一法一六〇・平二六法六九・

平二九法三九・平三〇法四三・一部改正)

(清算金等の徴収)

第八十九条の三 国は、前条第八項において準用する第五十三条の八第二項若しくは第三項、前条第十項において準用する第五十四条の三又は前条第十一項の規定により徴収すべき金銭(以下この条において「清算金等」と総称する。)を納付しない者がある場合には、督促状により期限を指定してその支払を督促しなければならない。

2 国は、前項の規定による督促をした場合において、その督促を受けた者がその督促状で指定する期限までに清算金等を支払わないうときは、その期限満了の日の翌日から清算金等の支払のある日までの日数に応じ、滞納額につき年十四・五パーセントの割合により計算した金額を延滞金として徴収することができる。

3 清算金等及び前項の延滞金は、国税滞納処分例により処分することができる。この場合において、清算金等及び同項の延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 第一項の規定による督促は、時効の更新の効力を有する。

5 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十二条(書類の送達)、第三十八条第一項(繰上請求)、第六十二条(一部納付が行なわれた場合の延滞税の額の計算等)、第六十三条(納税の猶予の場合の延滞税の免除)、第一百八条第三項(附帯税の額を計算する場合の端数計算等)及び第一百九条第四項(附帯税の確定金額の端数計算等)の規定は、清算金等の徴収について準用する。この場合において、同法第六十二条及び第六十三条中「延滞税」とあり、同法第一百八条第三項及び第一百九条第四項中「附帯税」とあるのは、「延滞金」と読み替えるものとする。

(昭四七法三七・追加、平二九法四五・一部改正)

(国営土地改良事業の負担金)

第九十条 国は、政令の定めるところにより(国営土地改良事業が廃止された場合にあつては、農林水産大臣が当該廃止に係る国営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部

又は一部とする都道府県の知事と協議して定めるところにより、国営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする都道府県に、その事業に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の都道府県は、政令の定めるところにより、条例で、国営土地改良事業（市町村特別申請事業を除く。）によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものから、その者の受ける利益を限度として、同項の規定による負担金の全部又は一部を徴収することができる。

3 第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第一号の事業（公有水面埋立法により行うものその他国の所有に属する土地について行うものに限る。以下同じ。）に係る第一項の規定による負担金については、前項の規定によるほか、都道府県は、政令の定めるところにより、条例で、第九十四条の八第五項（第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により土地を取得した者から当該負担金の全部又は一部を徴収することができる。

4 前二項に掲げる者が国営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員である場合には、都道府県は、その者に対する負担金に代えて、その土地改良区からこれに相当する額の金銭を徴収することができる。

5 第一項の都道府県は、第二項及び第三項の規定による負担金の

全部又は一部を徴収に代えて、政令の定めるところにより、国営土地改良事業（市町村特別申請事業を除く。）の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村に対し、当該市町村の区域内にある土地に係る第二項及び第三項に掲げる者に対する負担金に相当する部分の負担金を負担させることができる。この場合においては、都道府県は、あらかじめ、当該市町村の同意を得なければならない。

6 前項の市町村は、政令の定めるところにより、条例で、同項に規定する者から、同項に規定する部分の負担金を徴収することができる。

7 第二項、第四項又は前項の場合において、第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項の規定により国が行う土地改良事業に係る負担金の徴収については、都道府県又は市町村は、その徴収を受けるべき者の三分の二以上の同意を得なければならない。

8 第一項の都道府県は、政令の定めるところにより、条例で、土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、若しくは内容の一部を含む土地改良事業で国が行う市町村特別申請事業（以下「国営市町村特別申請事業」という。）と一体となつてその効果が生じ、若しくは増大するもの（以下この項において「関連土地改良事業」という。）又は土地改良施設の管理を内容とする土地改良事業で国営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が増大するもの（政令で定める要件に適合するものに限る。以下この項において「関連管理事業」という。）を行う者その他国営市町村特

別申請事業によつて利益を受ける農林水産省令で定める者から、その者の受ける利益(関連土地改良事業又は関連管理事業を行う者にあつては、それぞれその行う関連土地改良事業又は関連管理事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が当該国営市町村特別申請事業によつて受ける利益の合計)を限度として、同項の規定による負担金の全部又は一部を徴収することができる。

9 第一項の都道府県は、第二項から第五項まで及び前項の規定によるほか、政令の定めるところにより、国営土地改良事業によつて利益を受ける市町村に対し、その市町村の受ける利益を限度として、第一項の規定による負担金の一部を負担させることができる。

10 第一項の規定による負担金について前項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聴いた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

11 第二項から第四項まで、第六項又は第八項の規定による処分についての審査請求に関する行政不服審査法第十八条第一項本文の期間は、その処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三十日とする。

12 前項の審査請求については、行政不服審査法第四十三条の規定は、適用しない。

13 都道府県知事又は市町村長は、第十一項の審査請求がされたときは、同項に規定する期間満了後五十日以内にこれを裁決してなけ

ればならない。

(昭二八法一八三・昭三二法六九・昭三七法二六一・昭三九法九四・昭四七法三七・平三法五八・平一二法二六〇・平一三法八二・平二一法五七・平二六法六九・平二九法三九・一部改正)

(国営土地改良事業に係る特別徴収金)

第九十条の二 国、都道府県又は市町村は、国営土地改良事業(第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第一号の事業、国営市町村特別申請事業及び第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項の規定により国が行う土地改良事業を除く。以下この項及び第三項において同じ。)の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が、当該国営土地改良事業の工事の完了につき第百十三条の三第三項の規定による公告があつた日(その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該事業によつて受ける利益の全てが発生したと認め、その旨を公告したときは、その公告した日)以後八年を経過する日までの間に、当該土地を当該国営土地改良事業の計画において予定した用途以外の用途(政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該国営土地改

は土地改良施設の管理を内容とする土地改良事業で、国営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が増大するもの（政令で定める要件に適合するものに限る。以下この項において「関連管理事業」という。）の施行に係る地域内にある土地（当該国営市町村特別申請事業の施行に係る地域内にあるものに限る。）につき第三条に規定する資格を有する者が、当該関連土地改良事業にあつてはその工事の完了につき第百十三条の三第二項又は第三項の規定による公告があつた日、関連管理事業にあつては国営市町村特別申請事業の工事の完了につき同項の規定による公告があつた日以後八年を経過する日までの間に、当該土地を当該関連土地改良事業若しくは当該関連管理事業の計画において予定した用途以外の用途（政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該関連土地改良事業又は当該関連管理事業による利益を受けていないものとなつている場合その他政令で定める場合を除き、その者から、政令の定めるところにより、（都道府県及び市町村にあつては、条例で、）特別徴収金を徴収することができる。

7 前項の場合（市町村が特別徴収金を徴収する場合を除く。）に

は前条第四項の規定を、前項の特別徴収金の額については第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「国営土地改良事業」とあるのは「国営市町村特別申請事業」と、「同条第二項、第四項、第五項」とあるのは「同条第八項」と読み替えるものとする。

8 第一項、第四項、第六項又は第二項、第五項若しくは前項において準用する前条第四項の規定による処分についての審査請求については、同条第十一項から第十三項までの規定を準用する。

9 国が徴収する第一項、第四項又は第六項の特別徴収金（これらの特別徴収金に代えて第二項、第五項又は第七項において準用する前条第四項の規定により徴収する金銭を含む。）の徴収については、第八十九条の三の規定を準用する。

（昭四七法三七・金改、昭五三法八七・平三法五八・平二法五七・平二

六法六九・平二九法三九・二部改正）

（都道府県営土地改良事業の分担金等）

第九十一条 都道府県は、政令の定めるところにより、都道府県営土地改良事業（市町村特別申請事業を除く。）によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものから、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十四条の分担金を徴収することができる。ただし、第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業については、その分担金を徴収しないものとする。

2 都道府県は、前項の規定による分担金の全部又は一部の徴収に代えて、都道府県営土地改良事業（市町村特別申請事業を除く。）の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村に対し、その事業に要する費用のうち当該市町村の区域内にある土地に係る同項に掲げる者に対する分担金に相当する部分の費用を負担させることができる。この場合においては、都道府県は、あらかじめ、当該市町村の同意を得なければならない。

3 前項の市町村は、政令の定めるところにより、条例で、同項に規定する者から、同項に規定する部分の費用を地方自治法第二百二十四条の分担金として徴収することができる。

4 第一項の場合には第九十条第四項及び第七項の規定を、前項の場合には同条第七項の規定を準用する。

5 都道府県は、政令の定めるところにより、土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、若しくは内容の一部を含む土地改良事業で都道府県が行う市町村特別申請事業（以下「都道府県営市町村特別申請事業」という。）と一体となつてその効果が生じ、若しくは増大するもの（以下この項において「関連土地改良事業」という。）又は土地改良施設の管理を内容とする土地改良事業で都道府県営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が増大するもの（政令で定める要件に適合するものに限る。以下この項において「関連管理事業」という。）を行う者その他都道府県営市町村特別申請事業によつて利益を受ける農林水産省令で定める者

から、その者の受ける利益（関連土地改良事業又は関連管理事業を行う者にあつては、それぞれその行う関連土地改良事業又は関連管理事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が当該都道府県営市町村特別申請事業によつて受ける利益の合計）を限度として、地方自治法第二百二十四条の分担金を徴収することができる。

6 都道府県は、第一項、第二項及び前項の規定によるほか、政令の定めるところにより、都道府県営土地改良事業によつて利益を受ける市町村に対し、その市町村の受ける利益を限度として、その事業に要する費用の一部を負担させることができる。この場合においては、第九十条第十項の規定を準用する。

（昭三三法六九・昭三八法九九・昭三九法九四・昭四七法三七・平三法五

八・平一法一六〇・平二九法三九・一部改正）

（都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金）

第九十一条の二 都道府県又は市町村は、政令の定めるところにより、条例で、都道府県営土地改良事業（都道府県営市町村特別申請事業及び第八十七条の三第一項、第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項の規定により都道府県が行う土地改良事業を除く。以下この項及び第三項において同じ。）の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が、当該土地を当該都道府県営土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途（以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途

「その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行」と読み替えるものとする。

6 第一項の規定による土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止が当該土地改良事業の利害関係人の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかである場合には、市町村は、前項において準用する第八十七条第五項から第八項までに規定する手続(前項において読み替えて準用する第四十八条第六項の場合にあつては、これらの手続のほか、前項において準用する第八条第二項に規定する手続)を省略することができる。

(昭三九法九四・追加、昭四七法三七・昭五九法五六・平一一法八七・平

一一法二六〇・平三法一〇五・平二六法六九・一部改正)

(準用規定)

第九十六条の四 第九十六条の二第一項の規定により行う土地改良事業には、第三十六条第一項及び第五項から第八項まで、第三十六条の三第一項、第四十七条、第五十条、第五十二条第一項から第三項まで、第五項前段及び第六項から第九項まで、第五十二条の二から第五十五条まで、第五十七条本文、第五十七条の二第一項から第三項まで、第五十七条の三、第五十八条から第六十五条まで、第八十七条の四第一項、第二項及び第四項、第八十七条の五、第八十八条第十九項及び第二十項、第九十条第四項並びに第九十三条の規定を準用する。この場合において、第三十六条第一項及び第三十六条の三第一項中「定款」とあり、並びに第六十一条第三項中「規約」とあるのは「条例」と、第三十六条第一項中

「その地区内にある土地につき、その組合員に対して」とあるのは「その事業によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものに対し、その者の受ける利益を限度として」と、同条第五項中「組合員又は准組合員」とあるのは「第一項に規定する者」と、「第一項若しくは第二項」とあるのは「同項」と、第三十六条の三第一項中「組合員が、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地でその者の第三条に規定する資格に係るものを」とあるのは「土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が、その資格に係る土地を」と、「当該組合員」とあるのは「その者」と、第五十二条第六項中「当該土地改良区の理事」とあるのは「当該市町村の長」と、同条第七項中「第二十七条、第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項」と、第五十二条の三第二項中「前条第二項に掲げる技術者」とあるのは「第五十二条第四項に掲げる者」と、「同条第六項」とあるのは「前条第六項」とあるのは「前条第二項に掲げる技術者の意見をきいて、同条第六項」とあるのは「前条第六項」と、第五十三条の四第二項中「第五十二条第四項から第九項まで及び」とあるのは「第五十二条第五項前段及び第六項から第九項まで並びに」と、第五十五条中「申請し」とあるのは「申請し、又は囑託し」と、第五十七条の二第一項及び第三項中「都道府県知事の認可を受けなければ」とあるのは「都道府県知事に協議しなければ」と、同条第一項中

「管理規程を定め」とあるのは「条例をもつて、管理規程を定め」と、第五十八條、第六十條、第六十一條第一項及び第三項並びに第六十二條第一項中「組合員」とあるのは「第三十六條第一項に規定する者でその土地改良事業に要する費用を負担したものと」と、第六十四條中「第一百十三條の三第二項」とあるのは「第一百十三條の三第三項」と、第八十七條の四第一項中「第八十五條から前条まで」とあるのは「第九十六條の二及び第九十六條の三」と、同條第二項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ、市町村の議会の議決を経て」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同條第四項中「第七條第三項」とあるのは「第七條第三項、第五項及び第六項」と、第八十七條の五第一項中「第八十五條から前条まで」とあるのは「第九十六條の二から第九十六條の四まで」と、「国又は都道府県は、応急工事計画を定めて」とあるのは「市町村は、当該市町村の議会の議決を経て応急工事計画を定め」と、第八十八條第十九項中「第八條第二項」とあるのは「第七條第五項及び第六項、第八條第二項」と、「第八十七條の四第二項及び第三項」とあるのは「第八十七條の四第二項」と、「同條第二項中「その緊急耐震工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその農業用排水施設に係る予定管理方法等その他必要な事項」とあるのは「同項

中「その緊急耐震工事計画」と、「変更後のその緊急耐震工事計画及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」とあるのは「市町村の議会の議決を経て、変更後のその緊急耐震工事計画」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同條第二十項中「第一項、第七項、第十二項、第十六項又は前項」とあるのは「前項」と、「第六項、第十項、第十三項又は前二項」とあるのは「同項」と、「手続（第六項において準用する第四十八條第六項の場合にあつては、これらの手続のほか、第六項において準用する第八條第二項に規定する手続）」とあるのは「手続」と、第九十條第四項中「前二項に掲げる者」とあるのは「第三十六條第一項に規定する者」と、「対する負担金」とあるのは「対して賦課徴収する金銭、夫役又は現品」と、「土地改良区から」とあるのは「土地改良区から、その同意を得て」と、第九十三條中「土地改良区その他の者」とあるのは「土地改良区その他の者（国及び都道府県を除く。）」と読み替えるものとする。

2 前項において読み替えて準用する第八十七條の四第一項の緊急耐震工事計画及び前項において読み替えて準用する第八十七條の五第一項の応急工事計画については、第九十六條の二第六項の規定を準用する。

第二十九編 農業 (土地改良法)

三九五二

(昭二八法一八三・追加、昭三九法九四・旧第九十六條の三繰下・一部改

正、昭四七法三七・昭五九法五六・平一一法八七・平一一法一六〇・平一

三法八二・平二三法一〇五・平二九法三九・平三〇法四三・一部改正)

第三章 交換分合

(昭二六法八九・昭二九法一八五・昭三九法九四・昭四七法三七・改称)

(農業委員会の交換分合計画の決定手続)

第九十七条 権原に基き耕作又は養畜の業務を営む者二人以上が、農林水産省令の定めるところにより、これらの者が耕作又は養畜の目的に供している農用地を含む一定の農用地を定め、その農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の二分の一以上の同意を得てその一定の農用地に関し第二条第二項第六号に掲げる事業(以下「交換分合」という。)を行うべきことを請求した場合において、その農用地が一の市町村の区域(農業委員会等に関する法律第三条第二項の規定により二以上の農業委員会が置かれてゐる市町村については、当該農業委員会の区域。本項及び次項において同じ。)内にある場合にあつては当該農業委員会が、その農用地が二以上の市町村の区域にわたる場合にあつては当該関係農業委員会がその協議により、その請求を相当と認めるときは、その農用地に関し交換分合を行うため交換分合計画を定める。

2 前項の規定による請求がない場合においても、特に必要があると認めるときは、交換分合すべき農用地が一の市町村の区域内に

ある場合にあつては当該農業委員会が、その農用地が二以上の市町村の区域にわたる場合にあつては当該関係農業委員会がその協議により、農林水産省令の定めるところにより、交換分合を行うべき農用地及び交換分合計画の概要を公告し、その農用地について同項に掲げる権利を有する者の二分の一以上の同意を得て、その農用地につき交換分合計画を定めることができる。

3 前二項の規定により農業委員会又は関係農業委員会が交換分合計画を定めるには、その交換分合計画により交換分合すべき農用地についての第一項に掲げる権利を有する者の三分の二以上の同意がなければならぬ。

4 前項の場合において、当該農用地の全部又は一部が土地改良区の地区内にあるときは、その土地改良区の意見をきかなければならない。

5 農業委員会又は関係農業委員会が、第一項の規定による申請を受けた日から六箇月以内に、その請求のあつた交換分合を行うため交換分合計画を定めない場合には、その請求をした者は、その期間経過後六十日以内に、都道府県知事に対して、その農業委員会又は関係農業委員会にその交換分合計画を定めるよう指示すべき旨を請求することができる。

6 都道府県知事は、前項の規定による請求を受けた場合には、農業委員会等に関する法律第四十三条第一項に規定する都道府県機構(以下「都道府県機構」という。)の意見を聴き、その請求のあつた農用地の全部又は一部に関し交換分合計画を定めることを

B〔日法一二三八六・七〕④

(国の補助)

第二百二十六条 国は、その予算の範囲内において、都道府県に対し、政令で定めるところにより、土地改良事業につき、都道府県が自ら行う場合にあつてはその要する費用の一部を、市町村その他政令で定める者が行う場合にあつてはその者に対し都道府県が補助する費用の一部を補助する。

(昭三九法九四・昭五一法六五・一部改正)

第二百二十七条から第三百三十条まで 削除 (昭五一法六五)

(権利変動の通知)

第三百三十一条 第五十四条第四項の規定による公告前において土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき権利の設定、移転、変更若しくは消滅又は処分の制限があつたときは、その当事者は、遅滞なくその旨をその土地改良事業を行う者に通知しなければならぬ。

(昭三九法九四・一部改正)

第六章 監督 (昭三三法六九・旧第五章繰下)

(報告の徴収及び検査)

第三百三十二条 農林水産大臣又は都道府県知事は、土地改良区又は第九十五条第一項の規定により土地改良事業を行う第三条に規定する資格を有する者に法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、管理規程、利水調整規程、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画を遵守させるために必要があると認めるときは、これらの者からその事業に関し報告を徴し、又はこ

第二十九編 農業 (土地改良法)

B [日法一二三六・七] ④

これらの者の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

2 農林水産大臣は、連合会に法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款を遵守させるために必要があるときは、連合会からその事業に関し報告を徴し、又は連合会の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

3 前二項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

4 第一項及び第二項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(昭二八法一八三・昭三三法六九・昭三九法九四・昭五三法八七・平五法

七〇・平三〇法四三・一部改正)

第三百三十三条 土地改良区の組合員等が、その総数の十分の一以上の同意を得て、その土地改良区の事業又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、管理規程、利水調整規程、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画に違反する疑いがあることを理由として検査を請求した場合には、都道府県知事は、その土地改良区の事業又は会計の状況を検査しなければならぬ。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

(昭二八法一八三・昭三九法九四・平三〇法四三・一部改正)

(違反行為に対する措置)

三九八九

より、算定する。

(昭二九法一〇一・一部改正)

(廃置分合又は境界変更の場合の交付税の措置)

第九条 前条の期日後において、地方団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における当該地方団体に対する交付税の措置については、左の各号の定めるところによる。

一 廃置分合に因り一の地方団体の区域がそのまま他の地方団体の区域となつたときは、当該廃置分合の期日後は、当該廃置分合前の地方団体に対して交付すべきであつた交付税の額は、当該地方団体の区域が新たに属することとなつた地方団体に交付する。

二 廃置分合に因り一の地方団体の区域が分割されたとき、又は境界変更があつたときは、当該廃置分合又は境界変更の期日後は、当該廃置分合又は境界変更前の地方団体に対し交付すべきであつた交付税の額は、総務省令で定めるところにより、廃置分合若しくは境界変更に係る区域又は境界変更に係る区域を除いた当該地方団体の区域を基礎とする独立の地方団体がそれぞれ当該年度の四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方団体に対し交付すべきであつた交付税の額に、あん分し、当該あん分した額を廃置分合若しくは境界変更に係る区域が属することとなつた地方団体又は境界変更に係る区域が属していた地方団体に対し、それぞれ交付する。

(昭二七法二六二・昭二九法一〇一・昭三五法一一三・平一一法一六〇・

一部改正)

(普通交付税の額の算定)

第十条 普通交付税は、毎年度、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体に対して、次項に定めるところにより交付する。

2 各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額は、当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額(以下本項中「財源不足額」という。)とする。ただし、各地方団体について算定した財源不足額の合算額が普通交付税の総額をこえる場合においては、次の式により算定した額とする。

$$\frac{\text{当該地方団体の財源不足額} - \text{当該地方団体の基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体の基準財政収入額の合算額}} \times \text{普通交付税の総額}$$

3 総務大臣は、前二項の規定により交付すべき普通交付税の額を、遅くとも毎年八月三十一日までに決定しなければならない。

但し、交付税の総額の増加その他特別の事由がある場合においては、九月一日以後において、普通交付税の額を決定し、又は既に決定した普通交付税の額を変更することができる。

4 総務大臣は、前項の規定により普通交付税の額を決定し、又は変更したときは、これを当該地方団体に通知しなければならない。

5 第三項ただし書の規定により一部の地方団体について既に決定した普通交付税の額を変更した場合においては、それがために他の地方団体について既に決定している普通交付税の額を変更することはしないものとする。

6 当該年度分として交付すべき普通交付税の総額が第二項但書の規定により算定した各地方団体に対して交付すべき普通交付税の合算額に満たない場合においては、当該不足額は、当該年度の特別交付税の総額を減額してこれに充てるものとする。

(昭二七法一六六・昭二七法二六二・昭二七法三四三・昭二九法一〇一・

昭三〇法二二三・昭三二法一三〇・昭三三法一一七・昭三五法一一三・平

一一法一六〇・一部改正)

(基準財政需要額の算定方法)

第十一条 基準財政需要額は、測定単位の数値を第十三条の規定により補正し、これを当該測定単位ごとの単位費用に乗じて得た額を当該地方団体について合算した額とする。

(測定単位及び単位費用)

第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの(次項において「個別算定経費」という。)の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位
一 警察費			警察職員数
二 土木費			
1 道路橋りよう			道路の面積

第八編 地方財政 (地方交付税法)

費	2 河川費	道路の延長 河川の延長
費	3 港湾費	港湾における係留施設の延長 港湾における外郭施設の延長 漁港における係留施設の延長 漁港における外郭施設の延長
費	4 その他の土木費	人口
費	三 教育費	
費	1 小学校費	教職員数
費	2 中学校費	教職員数
費	3 高等学校費	教職員数
費	4 特別支援学校費	生徒数
費	5 その他の教育費	学級数 人口
費	四 厚生労働費	高等専門学校及び大学の学生の数 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数
費	1 生活保護費	町村部人口

B [日法一二二七二・三] ⑬

うものとする。

7 段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正のうち二以上を併せて行う場合には、測定単位の数値に係る補正係数は、二以上の事由を通じて一の率を定め、又は各事由ごとに算定した率（二以上の事由を通じて定めた率を用いて算定した率を含む。）を総務省令で定めるところにより連乗し、又は加算して得た率によるものとする。

8 態容補正を行う場合には、第四項第三号の市町村は、総務省令で定めるところにより、人口集中地区人口、経済構造その他行政の質及び量の差を表現する指標ごとに算定した点数に基づいて区分し、又はその有する行政権能等の差によつて区分するものとする。

9 寒冷補正を行う場合には、第四項第四号の地域は、総務省令で定めるところにより、給与の差、寒冷の差及び積雪の差ごとに、市町村の区域によつて区分するものとする。

10 人口、学校数その他の測定単位の数値が急激に増加し、又は減少した地方団体、廃置分合又は境界変更のあつた地方団体及び組合（地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合又は広域連合をいう。）を組織している地方団体に係る補正係数の算定方法及び測定単位の数値の補正後の数値の算定方法については、総務省令で前各項の規定の特例を設けることができる。

11 災害復旧費に係る測定単位の数値については、総務省令で定めるところにより、当該数値の当該地方団体の税収入額に対する比率に応じ、補正するものとする。

12 前各項に定めるもののほか、補正係数の算定方法につき必要な事項は、総務省令で定める。

（昭二七法一六六・全改、昭二九法一〇一・昭三〇法一二三・昭三一法一〇〇・昭三三法一三〇・昭三三法一一七・昭三四法九七・昭三四法二〇一・昭三五法一一三・昭三六法一一一・昭三七法五九・昭三八法四九・昭三九法七四・昭四二法四五・昭四三法三一・昭四四法三九・昭四五法五一・昭四六法二四・昭四八法三四・昭四九法四六・昭五一法二〇・昭五二法三九・昭五三法三八・昭五四法三五・昭五五法四六・昭五六法五八・昭五七法四五・昭五八法三六・昭五九法三七・昭六〇法四四・昭六一法四八・昭六二法九五・昭六三法四八・平元法三〇・平二法三七・平三法四九・平四法七一・平五法五六・平六法一六・平六法四九・平七法四一・平八法一三・平九法一〇・平一〇法一七・平一一法一六・平一一法八七・平一一法一六〇・平一二法五・平一三法九・平一四法一八・平一五法一〇・平一六法一八・平一七法一一・平一八法八・平一九法二四・平二〇法二二・平二一法一〇・平二二法五・平二三法五・平二四法一八・平二五法四・平二六法五・平二七法三・平二八法一四・平二九法三・平三〇法四・平三一法五・令二法六・一部改正）

（基準財政収入額の算定方法）

第十四条 基準財政収入額は、道府県にあつては基準税率をもつて算定した当該道府県の普通税（法定外普通税を除く。）の収入見込額（利子割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の利子割の収入見込額から利子割交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、配当割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の配当割の

収入見込額から地方税法第七十一条の四十七の規定により市町村に対し交付するものとされる配当割に係る交付金(以下この項及び第三項において「配当割交付金」という。)の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、株式等譲渡所得割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の株式等譲渡所得割の収入見込額から同法第七十一条の六十七の規定により市町村に対し交付するものとされる株式等譲渡所得割に係る交付金(以下この項及び第三項において「株式等譲渡所得割交付金」という。)の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、法人の行う事業に対する事業税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の法人の行う事業に対する事業税の収入見込額から当該収入見込額を基礎として同法第七十二条の七十六の規定の例により算定した同条の規定により市町村に対し交付するものとされる法人の行う事業に対する事業税に係る交付金(以下「法人事業税交付金」という。)の交付見込額を控除した額とし、地方消費税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の地方消費税の収入見込額から同法第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金(以下この項及び第三項において「地方消費税交付金」という。)の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、ゴルフ場利用税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県のゴルフ場利用税の収入見込額から同法第百三条の規定によりゴルフ場所在の市町村に対し交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金(以

下この項及び第三項において「ゴルフ場利用税交付金」という。)の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、道路法第七条第三項の市(以下この項において「指定市」という。)を包括する道府県の軽油引取税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の軽油引取税の収入見込額から地方税法第百四十四条の六十第一項の規定により指定市に対し交付するものとされる軽油引取税に係る交付金(以下この項及び第三項において「軽油引取税交付金」という。)の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、環境性能割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の環境性能割の収入見込額から同法第七十七条の六の規定により市町村に対し交付するものとされる環境性能割に係る交付金(以下この項及び第三項において「環境性能割交付金」という。)の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。)、当該道府県の同法第四百八十五条の十三の規定により都道府県に対し交付するものとされる市町村たばこ税に係る交付金(以下この項及び第三項において「市町村たばこ税都道府県交付金」という。)の収入見込額の百分の七十五の額、当該道府県の特別法人事業譲与税の収入見込額の百分の七十五の額、当該道府県の地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した当該道府県の国有資産等所在市町村交付金法(昭和三十一年法律第八十二号)第十四条第一項の国有資産等所在都道府県交付金(次項及び第三項において「都道府県交付金」という。)の

収入見込額の合算額、市町村にあつては基準税率をもつて算定した当該市町村の普通税（法定外普通税を除く。）及び事業所税の収入見込額（市町村たばこ税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した当該市町村の市町村たばこ税の収入見込額から市町村たばこ税都道府県交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。）、当該市町村の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、基準税率をもつて算定した当該市町村を包括する道府県の法人の行う事業に対する事業税の収入見込額を基礎として地方税法第七十二条の七十六の規定の例により算定した当該市町村の法人事業税交付金の収入見込額、当該市町村の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村のゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した国有資産等所在市町村交付金法第二条第一項の国有資産等所在市町村交付金（以下この条において「市町村交付金」という。）の収入見込額の合算額（指定市については、基準税率をもつて算定した当該指定市の普通税（法定外普通税を除く。）及び事業所税の収入見込額（市町村たばこ税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した当該指定市の市町村たばこ税の収入見込額から市町村たばこ税都道府県交付

B〔日法二二七二・三〕⑬

金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。）、当該指定市の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、基準税率をもつて算定した当該指定市を包括する道府県の法人の行う事業に対する事業税の収入見込額を基礎として地方税法第七十二条の七十六の規定の例により算定した当該指定市の法人事業税交付金の収入見込額、当該指定市の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市のゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の軽油引取税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した当該指定市の市町村交付金の収入見込額の合算額）とする。

2 前項の基準税率は、地方税法第一条第一項第五号に規定する標準税率（標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする。）の道府県税にあつては百分の七十五に相当する率（同法第七十二条の二十四の四に規定する課税標準により課する事業税については、当該道府県が同法第七十二条の二十四の七第九項の規定により定める税率を基礎として総務省令で定める率の百分の七十五に相当する率とする。）、市町村税にあつては百分の七十五に相当する率とし、前項の基準率は、都道府県交付金にあ

第八編 地方財政 (地方交付税法)

つては国有資産等所在市町村交付金法第三条第一項に規定する率の百分の七十五に相当する率、市町村交付金にあつては同項に規定する率の百分の七十五に相当する率とする。

3 第一項の基準財政収入額は、次の表の上欄に掲げる地方団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎により、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

道府県	地方団体の種類	収入の項目	基準税額等の算定の基礎
一	道府県民税	1 均等割	前年度分の均等割の課税の基礎となつた納税義務者数
2	所得割	2 所得割	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者等の数及び課税標準等の額
3	法人税割	3 法人税割	当該道府県の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る前年度分の法人税割の課税標準等の額
4	利子割	4 利子割	前年度の利子割の課税標準等の額
5	配当割	5 配当割	前年度の配当割の課税標準等の額
6	株式等譲渡所得割	6 株式等譲渡所得割	前年度の株式等譲渡所得割の課税標準等の額
二	事業税		

1	個人の行う事業に対する事業税	前年度分の個人の事業税の課税の基礎となつた課税標準の数値及び納税義務者数
2	法人の行う事業に対する事業税	当該道府県の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る前年度分の事業税の課税標準等の数値
三	地方消費税	
1	譲渡割	前年度の譲渡割の課税標準等の額
2	貨物割	前年度の貨物割の課税標準等の額
四	不動産取得税	前年度及び前々年度における不動産取得税の課税標準等の額
五	道府県たばこ税	前年度の道府県たばこ税の課税標準数量
六	ゴルフ場利用税	当該道府県に所在するゴルフ場の延利用人員
七	軽油引取税	前年度の軽油引取税に係る課税標準たる数量
八	自動車税	
1	環境性能割	前年度中における当該道府県の区域内に定置場を有した自動車(地方税法第四百四十五号第三号に規定する自動車をいう。以下この号において同じ。)の取得件数
2	種別割	当該道府県の区域内に定置場を有する自動車の台数

B (日法二二七二・三) ⑬

九 鉱区税

鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第五十九条に規定する鉱業原簿に登録されている鉱区的面積（地方税法附則第十三条に規定する鉱区にあつては、当該鉱区に係る河床の延長）及び日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（昭和五十三年法律第八十一号）第三十二条に規定する特定鉱業原簿に登録されている共同開発鉱区的面積

十 固定資産税

当該道府県の区域内における地方税法第三百四十九条の四に規定する大規模の償却資産又は同法第三百四十九条の五に規定する新設大規模償却資産で同法第七百四十条の規定により当該道府県が固定資産税を課することができるものに係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき額の合計額から同法第三百四十九条の四又は第三百四十九条の五の規定により市町村

B（日法一一二七二・二二）⑬

が課することができる固定資産税の課税標準額を控除した額

十一 市町村たばこ税都道府県交付金
当該道府県が包括する市町村の前年度の前年度の前年度の市町村たばこ税の課税標準数量等

十二 特別法人事業譲与税
前年度の特別法人事業譲与税の譲与額

十三 地方揮発油譲与税
前年度の地方揮発油譲与税の譲与額

十四 石油ガス譲与税
前年度の石油ガス譲与税の譲与額

十五 自動車重量譲与税
前年度の自動車重量譲与税の譲与額

十六 航空機燃料譲与税の譲与額
前年度の航空機燃料譲与税の譲与額

十七 森林環境譲与税の譲与額
前年度の森林環境譲与税の譲与額

十八 都道府県交付金
当該道府県の区域内における国有資産等所在市町村交付金法第五条第一項に規定する大規模の償却資産又は同法第六条第一項に規定する新設大規模償却資産で同法第十四条第一項の規定により当該道府県に都道府県交付金が交付されるべきものに係る当該年度の交付金

	<p>算定標準額(同法第三条第二項に規定する交付金算定標準額をいう。以下この号において同じ。)の合計額から同法第五条又は第六条の規定により市町村に交付されるべき市町村交付金に係る当該大規模の償却資産又は新設大規模償却資産の交付金算定標準額を控除した額</p>
<p>市町村 一 市町村民税 1 均等割 2 所得割 3 法人税割 二 固定資産税 1 土地 2 家屋</p>	<p>前年度分の均等割の課税の基礎となつた納税義務者数 前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者等の数及び課税標準等の額 当該市町村の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る前年度の法人税割の課税標準等の額 当該市町村における土地の地目ごとの一平方メートル当たりの平均価格及びその地積 当該市町村における家屋の一平方メートル当たりの平均価格及び床面積</p>
<p>3 償却資産</p>	<p>(1) 地方税法第三百八十九条の規定により総務大臣又は都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分するもの 当該配分額 (2) その他の償却資産 当該市町村が課することができ固定資産税の課税標準となるべき額</p>
<p>三 軽自動車税 1 環境性能割 2 種別割 四 市町村たばこ税 五 鉱産税 六 特別土地保有税 七 事業所税</p>	<p>前年度中における当該市町村の区域内に定置場を有した三輪以上の地方税法第四百四十二条第五号に規定する軽自動車の取得件数 当該市町村の区域内に定置場を有する地方税法第四百四十二条第三号に規定する軽自動車等の種類別の台数 前年度の市町村たばこ税の課税標準数量 鉱物の生産量及び山元価格 前年度における特別土地保有税の課税標準額 前年度における事業所税の課税標準額(当該年度において新たに事</p>

B (日法二二七二・三) ⑬

八 利子割交付金	業所税を課することとなる市にあつては、当該年度における事業所税の課税標準となるべき事業所床面積及び従業者給与総額)
九 配当割交付金	前年度の利子割交付金の交付額
十 株式等譲渡所得割交付金	前年度の配当割交付金の交付額
十一 法人事業税交付金	前年度の株式等譲渡所得割交付金の交付額
十二 地方消費税交付金	当該市町村を包括する道府県の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る前年度分の事業税の課税標準等の数値並びに前年度の法人事業税交付金の交付額の算定に用いた当該道府県の従業者数及び当該市町村の従業者数
十三 ゴルフ場利用税交付金	前年度の地方消費税交付金の交付額
十四 軽油引取税交付金	当該市町村に所在するゴルフ場の延利用人員
十五 環境性能割交付金	前年度の軽油引取税交付金の交付額
	前年度の環境性能割交付金の交付額

十六 地方揮発油譲与税	前年度の地方揮発油譲与税の譲与額
十七 特別とん譲与税	前年度の特別とん譲与税の譲与額
十八 石油ガス譲与税	前年度の石油ガス譲与税の譲与額
十九 自動車重量譲与税	前年度の自動車重量譲与税の譲与額
二十 航空機燃料譲与税	前年度の航空機燃料譲与税の譲与額
二十一 森林環境譲与税	前年度の森林環境譲与税の譲与額
二十二 市町村交付金	国有資産等所在市町村交付金法第七条、第八条又は第十条第一項の規定により各省各庁の長又は地方公共団体の長が当該固定資産の所在地の市町村長に通知した固定資産の価格

(昭二六法一三三・一部改正、昭二七法一六六・旧第十五条繰上・一部改正、昭二八法二〇九・昭二九法一〇一・昭三〇法一二三・昭三二法一〇〇・昭三三法一〇三・昭三三法一三〇・昭三三法一七・昭三五法六七・昭三五法一一三・昭三六法七四・昭三七法五一・昭三七法五九・昭三八法二三・昭三八法八〇・昭三九法二九・昭三九法七四・昭四〇法三五・昭四〇法三九・昭四〇法一五七・昭四一法四〇・昭四一法六〇・昭四二法四五・

第八編 地方財政 (地方交付税法)

一二四

昭四三法四・昭四四法一六・昭四四法三九・昭四五法五一・昭四六法二四
・昭四六法九〇・昭四七法一三・昭四八法二三・昭四九法一九・昭五〇法
一八・昭五一法七・昭五一法二〇・昭五二法三九・昭五三法三八・昭五四
法一二・昭五四法三五・昭六〇法四四・昭六一法九四・昭六二法九四・昭
六三法一一〇・昭六三法一一一・平三法七・平五法五六・平六法一一一・
平九法九・平一一法二六〇・平一三法九・平一四法八八・平一四法九八・
平一五法九・平一五法二〇・平一六法一七・平一七法一〇二・平一九法四
・平二一法九・平二七法三・平三一法二・平三一法三・平二八法一三(平
二八法八六・平三一法二・平三一法三)・平三二法四・令二法五・一部改

正)

(地方税の課税免除等に伴う基準財政収入額の算定方法の特例)

第十四条の二 地方税法第六条の規定により、市町村が次の各号に掲げる土地若しくは家屋に対する固定資産税を課さなかつた場合又は当該固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、その措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、前条の規定による当該市町村の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該市町村の当該各年度の減収額のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該市町村の当該各年度(その措置が総務省令で定める日以後)において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

一 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第九十九条第一項の規定により指定を受けた史跡、名勝若しくは天然記念物

又は同条第二項の規定により指定を受けた特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物である土地

二 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和四十一年法律第一号)第六条第一項の規定により指定を受けた特別保存地区(同法第七条の二の規定により、特別保存地区として同法の規定が適用される地区を含む。)の区域内における家屋又は土地

(昭四一法六〇・追加、昭四九法一九・昭五五法六〇・平一一法一六〇・

平一六法六一・一部改正)

(特別交付税の額の算定)

第十五条 特別交付税は、第十一条に規定する基準財政需要額の算定方法によつては捕捉されなかつた特別の財政需要があること、第十四条の規定により算定された基準財政収入額のうち著しく過大に算定された財政収入があること、交付税の額の算定期日後に生じた災害(その復旧に要する費用が国の負担によるものを除く。)等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があることにより、基準財政需要額又は基準財政収入額の算定方法の画一性のため生ずる基準財政需要額の算定過大又は基準財政収入額の算定過少を考慮しても、なお、普通交付税の額が財政需要に比して過少であると認められる地方団体に対して、総務省令で定めるところにより、当該事情を考慮して交付する。

2 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、前項の規定により各地方団体に交付すべき特別交付税の額を、毎年度、二回に分

B [日法一二二七二・三] ⑬

○公営住宅法

(昭和二十六年六月四日
法律第百九十三号)

改正

昭和二十七年	八月	五	日	法律第一九七号	平成十二年	六月	七	日	法律第一一一号
同	三	四	年	五月一日	同	一	四	年	二月八日
同	三	五	年	四月二七日	同	一	五	年	六月二〇日
同	四	一	年	六月三〇日	同	一	六	年	三月三一日
同	四	三	年	六月一五日	同	一	七	年	六月二九日
同	四	四	年	六月一〇日	同	一	七	年	六月二九日
同	五	五	年	四月一五日	同	一	八	年	六月八日
同	五	八	年	二月二日	同	一	九	年	五月一八日
同	六	〇	年	五月一八日	同	二	三	年	五月二日
同	六	二	年	九月四日	同	二	三	年	八月三〇日
同	六	三	年	二月三〇日	同	二	三	年	二月一四日
平成	三	年	五月一五日	第七三〇号	同	二	四	年	三月三一日
同	八	年	五月三一日	第七三五号	同	二	五	年	五月一〇日
同	一	一	年	六月一六日	同	二	七	年	五月七日
同	一	一	年	七月一六日	同	二	九	年	四月二六日
同	一	一	年	二月二日	同	二	九	年	六月二日
同	一	二	年	三月三一日	同	四	五	年	六月二日

公営住宅法をここに公布する。

公営住宅法

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 公営住宅の整備(第五条—第十四条)

第三章 公営住宅の管理(第十五条—第三十四条)

第四章 公営住宅建替事業(第三十五条—第四十三条)

第二十編 建築・住宅 (公営住宅法)

第五章 補則(第四十四条—第五十四条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(平八法五五・一部改正)

(用語の定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 地方公共団体 市町村及び都道府県をいう。
- 二 公営住宅 地方公共団体が、建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、この法律の規定による国の補助に係るものをいう。
- 三 公営住宅の建設 公営住宅を建設することをいい、公営住宅を建設するために必要な土地の所有権、地上権若しくは土地の賃借権を取得し、又はその土地を宅地に造成すること(以下「公営住宅を建設するための土地の取得等」という。)を含むものとする。
- 四 公営住宅の買取り 公営住宅として低額所得者に賃貸するた

なければならない。

4 事業主体は、正当な理由がないのに前項の規定による通知に係る入居することができる期間内に当該公営住宅に入居しなかつた者については、第一項の規定にかかわらず、当該公営住宅に入居させないことができる。

(昭四四法四一・追加、平八法五五・旧第二十三条の八線下・一部改正、

平一一法八七・平一一法一六〇・平三法一〇五・一部改正)

(説明会の開催等)

第四十一条 事業主体は、公営住宅建替事業の施行に関し、説明会を開催する等の措置を講ずることにより、当該事業により除却すべき公営住宅の入居者の協力が得られるように努めなければならない。

(昭四四法四一・追加、平八法五五・旧第二十三条の九線下・一部改正)

(移転料の支払)

第四十二条 事業主体は、公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅の除却前の最終の入居者が、当該事業の施行に伴い住居を移転した場合においては、その者に対して、国土交通省令で定めるところにより、通常必要な移転料を支払わなければならない。

(昭四四法四一・追加、平八法五五・旧第二十三条の十線下、平一一法一

六〇・一部改正)

(公営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第四十三条 事業主体は、第四十条第一項の規定により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、

新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第十六条第一項若しくは第四項、第二十八条第二項若しくは第四項又は第二十九条第六項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

2 第十六条第六項の規定は、前項の規定による家賃の減額について準用する。

(平八法五五・追加、平二九法二五・一部改正)

第五章 補則 (平八法五五・旧第四章線下)

(公営住宅又は共同施設の処分)

第四十四条 事業主体は、政令で定めるところにより、公営住宅又は共同施設がその耐用年限の四分の一を経過した場合において特別の事由のあるときは、国土交通大臣の承認を得て、当該公営住宅又は共同施設(これらの敷地を含む。)を入居者、入居者の組織する団体又は営利を目的としない法人に譲渡することができる。

2 前項の規定による譲渡の対価は、政令で定めるところにより、公営住宅の整備若しくは共同施設の整備又はこれらの修繕若しくは改良に要する費用に充てなければならない。

3 事業主体は、公営住宅若しくは共同施設が災害その他の特別の事由によりこれを引き続いて管理することが不適當であると認められる場合において国土交通大臣の承認を得たとき、公営住宅若しく

は共同施設がその耐用年限を勘案して国土交通大臣の定める期間を経過した場合又は第三十七条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の承認を得た場合においては、公営住宅又は共同施設の用途を廃止することができ

4 事業主体は、前項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第十六条第一項若しくは第四項、第二十八条第二項若しくは第四項又は第二十九条第六項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

5 第十六条第六項の規定は、前項の規定による家賃の減額について準用する。

6 第一項又は第三項の規定により、市町村が国土交通大臣の承認を求めるときは、都道府県知事を経由してしなければならない。

（昭二七法一九七・昭三四法一五九・昭四四法四一・一部改正、平八法五

五・旧第二十四条線下・一部改正、平一一法八七・平一一法一六〇・平二

三法一〇五・平二九法二五・一部改正）

（社会福祉法人等による公営住宅の使用等）

第四十五条 事業主体は、公営住宅を社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業のうち厚

A 「日法一一四六四・五」②II

生労働省令・国土交通省令で定める事業を運営する同法第二十二條に規定する社会福祉法人その他厚生労働省令・国土交通省令で定める者（以下この項において「社会福祉法人等」という。）に住宅として使用させることが必要であると認める場合において国土交通大臣の承認を得たときは、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅を社会福祉法人等に使用させることができる。

2 事業主体は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第六条に規定する特定優良賃貸住宅その他の同法第三条第四号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により公営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認める場合において国土交通大臣の承認を得たときは、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅をこれらの者に使用させることができる。この場合において、事業主体は、当該公営住宅を同法第十八条第二項の国土交通省令で定める基準に従って管理しなければならない。

3 前二項の規定により、市町村が国土交通大臣の承認を求めるときは、都道府県知事を経由してしなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による公営住宅の使用に関する事項は、条例で定めなければならない。

（平八法五五・追加、平一一法一六〇・平二二法一一・一部改正）

（事業主体の変更）

第二十編 建築・住宅 (公営住宅法)

四五二

平一七法八七・平一七法二六〇・一部改正、平一七法七八・旧第四十八条
線下)

(補助金の返還等)

第五十条 国土交通大臣は、事業主体が公営住宅の整備、共同施設の整備又はこれらの管理若しくは災害に基づく補修について、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があつたときは、当該事業主体に対して、国の補助金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した国の補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(昭四四法四一・一部改正、平八法五五・旧第二十八条線下・一部改正、

平一一法一六〇・一部改正)

(協議)

第五十一条 国土交通大臣は、公営住宅(第八条、第十条並びに第十七条第二項及び第三項の規定によるものを除く。)について、次に掲げる事項に関する処分をする場合においては、あらかじめ、厚生労働大臣と協議しなければならない。

一 第十一条第二項の規定による国の補助金の交付の決定

二 第四十四条第一項の規定による譲渡の承認又は同条第三項の規定による用途廃止の承認

三 第四十六条第一項の規定による譲渡の承認

(昭二七法二九七・昭三四法一五九・昭四一法一〇〇・昭四四法四一・一

部改正、平八法五五・旧第三十条線下・一部改正、平一一法八七・平一一

法一六〇・一部改正、平一七法七八・旧第五十二条線下)

(権限の委任)

第五十二条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(平一一法二六〇・追加、平一七法七八・旧第五十三条線下)

(政令への委任)

第五十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(平一七法七八・追加)

(事務の区分)

第五十四条 第三十七条第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)、第四十四条第六項、第四十五条第三項及び第四十六条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(平一一法八七・追加、平一一法二六〇・旧第五十三条線下、平三法一

〇五・一部改正)

附 則

- 1 この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。
- 2 この法律施行の時に、現に地方公共団体がその住民に賃貸するため管理している住宅でその建設について国の補助を受けたもの及び地方公共団体がその住民に賃貸するため昭和二十六年度において国の補助を受けて建設して管理する住宅は、公営住宅

A [日法一一四六四・五] ㊸ II

15 当分の間、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域その他の政令で定める地域内の公営住宅に係る第四十四条第一項の規定の適用については、同項中「その耐用年限の四分の一を経過した場合において特別の事由のあるときは」とあるのは、「その耐用年限の四分の一を経過した場合においては」とする。

（平八法五五・追加、平二三法三七・旧第十六項繰上・一部改正）

附 則 （昭和二十七年八月五日法律第二九七号）

この法律施行の期日は、公布の日から起算して三十日をこえない期間内において、政令で定める。

（昭和二十七年政令第三六二号で昭和二十七年九月一日から施行）

附 則 （昭和三十四年五月一日法律第一五九号）

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

（経過規定）

2 この法律による改正後の公営住宅法第十九条の規定は、この法律の施行前に事業主体が公営住宅法第十七条各号の条件以外の入居者の具備すべき条件を定め、又は変更した場合については、適用しない。

3 この法律による改正後の公営住宅法第二十一条の二の規定の適用については、この法律の施行の際現に公営住宅に入居している者は、賃借期間の定がないとき及びこの法律の施行の際における

賃借期間の残存期間が三年以内であるときは、この法律の施行の日に、当該残存期間が三年をこえるときは、この法律の施行の日から起算して当該残存期間から三年を控除した期間に相当する期間を経過した日に、当該公営住宅に入居したものとみなす。

附 則 （昭和三十五年四月二七日法律第六〇号）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に生じた災害に関しては、なお従前の例による。

附 則 （昭和四一年六月三〇日法律第一〇〇号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四三年六月一五日法律第九九号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四四年六月一〇日法律第四一号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この法律による改正後の公営住宅法（以下「新法」という。）

第七条及び第八条の規定は、昭和四十四年度分の予算に係る国の補助金（昭和四十三年度分の国庫債務負担行為に基づき昭和四十四年度以後に支出すべきものとされた国の補助金を除く。）から適用し、昭和四十三年度分の国庫債務負担行為に基づき昭和四十

鑑み、森林に関するデータベースの整備その他森林に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（平二三法二〇・追加、平二八法四四・旧第九十一条の四線下・一部改

正）

（施業の集約化等の事業の推進）

第九十一条の八 国及び地方公共団体は、効率的な森林の経営を可能とするためには森林の施業の集約化等の事業の推進が重要であることに鑑み、これらの事業を担うことができる森林組合等の主体の育成、当該事業への支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の事業を実施するために必要な専門的知識及び能力を有する者並びに当該事業を地域一体となつて行うに当たつて指導的な役割を担う者を養成するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（平二三法二〇・追加、平二八法四四・旧第九十一条の五線下）

（地方公共団体が行う保安林等の買入れに係る財政上の措置）

第九十一条の九 国は、地方公共団体が保安林その他森林の有する公益的機能を維持することが特に必要であると認められる森林の買入れを行うことができるよう、第四十六条第二項の規定による補助その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（平二三法二〇・追加、平二八法四四・旧第九十一条の六線下）

（都道府県の費用負担）

第三十編 林業（森林法）

第九十二条 次に掲げる費用は、都道府県の負担とする。

- 一 地域森林計画の作成に要する費用
- 二 保安林に関し都道府県知事が行う事務に要する費用
- 三 第三十五条の規定により都道府県が行う損失の補償に要する費用

（昭三七法六八・昭四三法三八・昭五一法六五・平一〇法一三九・平一一

法八七・一部改正）

（国庫の補助）

第九十三条 国は、都道府県に対し、毎年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、造林及び地域森林計画に定める林道の開設又は拡張につき、都道府県が自ら行う場合にあつてはその要する費用の一部を、市町村その他政令で定める者が行う場合にあつてはその者に対し都道府県が補助する費用の一部を補助する。

（昭三七法六八・一部改正）

第九十四条 国は、林業に関する試験研究をする者に対し、毎年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その試験研究に要する費用の一部を補助する。

第九十五条 国は、都道府県に対し、次に掲げる事業（次項において「林業普及指導事業」という。）について、交付金を交付する。

- 一 林業普及指導員を置くこと。
- 二 林業普及指導員が第八十七条第二項に規定する事務を行う

十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、これを行うことができる。

5 指定市以外の市町村は、前三項の規定により国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕を行おうとするとき、及び当該国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の全部又は一部を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

6 国土交通大臣は、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、当該都道府県又は市町村における道路の改築又は修繕に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県又は市町村が管理する都道府県道又は市町村道（地域における安全かつ円滑な交通の確保のために適切な管理の必要性が特に高いと認められるものに限る。）を構成する施設又は工作物のうち政令で定めるものの改築又は修繕に関する工事（高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る。）を当該都道府県又は市町村に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合においては、前二条及び第一項から第三項までの規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

7 国土交通大臣は、災害が発生した場合において、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、当該都道府県又は市町村における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県又は市町村が管理する次の各号に

B 「日法一二三九六・七」②4

掲げる道路について当該各号に定める管理（高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る。）を当該都道府県又は市町村に代わつて自ら行うことが適当であると認められるときは、第十三条第一項、前二条及び第一項から第三項までの規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

一 指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道 維持（道路の啓開のために行うものに限る。）

二 都道府県道又は市町村道 災害復旧に関する工事

8 第一項から第四項まで及び前二項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

（昭三三法三六・昭三九法一六三・平一一法八七・平一九法一九・平三三

法一〇五・平二五法三〇・令二法三一・一部改正）

（道路の区域の決定及び供用の開始等）

第十八条 第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条又は前条第一項から第三項までの規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）は、路線が指定され、又は路線の認定若しくは変更が公示された場合においては、遅滞なく、道路の区域を決定して、国土交通省令で定めるところにより、これを公示し、かつ、これを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は関係都道府県若しくは市町村の事務所（以下「道路管理者の事務所」という。）

において一般の縦覧に供しなければならない。道路の区域を変更した場合においても、同様とする。

2 道路管理者は、道路の供用を開始し、又は廃止しようとする場合においては、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示し、かつ、これを表示した図面を道路管理者の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。ただし、既存の道路について、その路線と重複して路線が指定され、認定され、又は変更された場合においては、その重複する道路の部分については、既に供用の開始があつたものとみなし、供用開始の公示をすることを要しない。

(昭二八法二三・昭三三法三六・昭三九法一六三・平元法五六・平一一法八七・平一一法一六〇・平一九法一九・平二三法一〇五・一部改正)

(境界地の道路の管理)

第十九条 地方公共団体の区域の境界に係る道路については、関係道路管理者(国土交通大臣である道路管理者を除く。以下本条及び第五十四条中同じ。)は、第十三条第一項及び第三項並びに第十五条から第十七条までの規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。

2 前項の規定による協議が成立しない場合においては、関係道路管理者は、当該道路が都道府県の区域の境界に係るとき、又は関係道路管理者のいずれかが都道府県であるときは国土交通大臣に、その他のときは都道府県知事に裁定を申請することができる。

3 第七条第六項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第七条第六項中「国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係道路管理者」と、「当該都道府県の議会の議決を経なければならない。」とあるのは「指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」と読み替えるものとする。

4 第二項及び前項において準用する第七条第六項の規定により国土交通大臣又は都道府県知事が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、関係道路管理者の協議が成立したものとみなす。

5 第一項の規定による協議が成立した場合(前項の規定により関係道路管理者の協議が成立したものとみなされる場合を含む。)においては、関係道路管理者は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

(昭三三法三六・昭三九法一六三・平一一法八七・平一一法一六〇・一部改正)

(共用管理施設の管理)

第十九条の二 道路交通騒音により生ずる障害の防止又は軽減、道路の排水その他の道路の管理のための施設又は工作物で、当該道路と隣接し、又は近接する他の道路から発生する道路交通騒音により生ずる障害の防止又は軽減、当該他の道路の排水その他の当

該他の道路の管理に資するもの（第五十四条の二第一項において「共用管理施設」という。）の管理については、当該道路の道路管理者及び当該他の道路の道路管理者（以下この条及び第五十四条の二において「共用管理施設関係道路管理者」という。）は、第十三条第一項及び第三項並びに第十五条から第十七条までの規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。

2 前項の規定による協議が成立しない場合においては、共用管理施設関係道路管理者は、そのいずれかが国土交通大臣である場合を除き、共用管理施設関係道路管理者のいずれかが都道府県であるときは国土交通大臣に、その他のときは都道府県知事に裁定を申請することができる。

3 第七条第六項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第七条第六項中「国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者」と、「当該都道府県の議会の議決を経なければならない」とあるのは「指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」と読み替えるものとする。

4 第二項及び前項において準用する第七条第六項の規定により国土交通大臣又は都道府県知事が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、共用管理施設関係道路管理者の協議

が成立したものとみなす。

5 第一項の規定による協議が成立した場合（前項の規定により共用管理施設関係道路管理者の協議が成立したものとみなされる場合を含む。）においては、共用管理施設関係道路管理者は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

（平八法四八・追加、平一一法八七・平一一法一六〇・一部改正）

（兼用工作物の管理）

第二十条 道路と堤防、護岸、ダム、鉄道又は軌道用の橋、踏切道（道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者の鉄道又は軌道法（大正十年法律第七十六号）による新設軌道との交差部分をいう。）、駅前広場その他公共の用に供する工作物又は施設（以下これらを「他の工作物」と総称する。）とが相互に効用を兼ねる場合においては、当該道路の道路管理者及び他の工作物の管理者は、当該道路及び他の工作物の管理については、第十三条第一項及び第三項並びに第十五条から第十七条までの規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。ただし、他の工作物の管理者が私人である場合においては、道路については、道路に関する工事（道路の新設、改築又は修繕に関する工事をいう。以下同じ。）及び維持以外の管理を行わせることができない。

2 前項の規定により協議する場合において、国土交通大臣である道路管理者と他の工作物の管理者との協議が成立しないときは、

国土交通大臣は、当該他の工作物に関する主務大臣とあらためて協議することができる。

3 第一項の規定により協議する場合において、国土交通大臣以外の道路管理者と他の工作物の管理者との協議が成立しないときは、当該道路の道路管理者又は他の工作物の管理者は、そのいずれかが国又は都道府県であるときは国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に、その他のときは都道府県知事（他の工作物に関する主務大臣の事務を分掌する地方支分部局の長があるときは、都道府県知事及び当該支分部局の長。以下本条並びに第五十五条第三項及び第四項において同じ。）に裁定を申請することができる。

4 第七条第六項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第七条第六項中「国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣及び他の工作物に関する主務大臣又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事の意見」とあるのは「当該道路の道路管理者又は他の工作物の管理者の意見」と、「関係都道府県知事は、」とあるのは「当該道路の道路管理者は、」と、「当該都道府県の議会の議決を経なければならない。」とあるのは「指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」と読み替えるものとする。

5 第二項の規定による国土交通大臣と当該他の工作物に関する主務大臣との協議が成立した場合又は第三項及び前項において準用

する第七条第六項の規定により国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣若しくは都道府県知事が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、道路管理者と他の工作物の管理者との協議が成立したものとみなす。

6 第一項の規定による協議が成立した場合（前項の規定により道路管理者と他の工作物の管理者との協議が成立したものとみなされる場合を含む。）においては、当該道路の道路管理者は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

（昭三三法三六・昭三九法三・昭三九法一六三・昭三九法一六八・昭四五

法八一・昭六一法九三・平一一法八七・平一一法一六〇・平一四法一八〇

・平一六法一〇一・一部改正）

（他の工作物の管理者に対する工事施行命令等）

第二十一条 道路と他の工作物とが相互に効用を兼ねる場合において、他の工作物の管理者に当該道路の道路に関する工事を施行させ、又は維持をさせることが適当であると認められるときは、前条及び第三十一条の規定によつて協議をした場合を除く外、道路管理者は、他の工作物の管理者に当該道路に関する工事を施行させ、又は当該道路の維持をさせることができる。

（昭三九法一六八・一部改正）

（工事原因者に対する工事施行命令等）

第二十二条 道路管理者は、道路に関する工事以外の工事（以下「他の工事」という。）により必要を生じた道路に関する工事又は道路を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは道路の補強、拡

幅その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を当該工事の執行者又は行為者に施行させることができる。

2 前項の場合において、他の工事が河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）が適用され、又は準用される河川の河川工事（以下「河川工事」という。）であるときは、当該道路に関する工事については、同法第十九条の規定は、適用しない。

（昭三九法二六八・昭四六法四六・一部改正）

（維持修繕協定の締結）

第二十二條の二 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため災害の発生時において道路管理者以外の者が道路の特定の維持又は修繕に関する工事を行うことができることをあらかじめ定めておく必要があると認めるときは、その管理する道路について、道路の維持又は修繕に関する工事を適確に行う能力を有すると認められる者（第二号において「維持修繕実施者」という。）との間において、次に掲げる事項を定めた協定（以下この条において「維持修繕協定」という。）を締結することができる。

一 維持修繕協定の目的となる道路の区域（次号において「協定道路区域」という。）

二 維持修繕実施者が道路の損傷の程度その他の道路の状況に応じて協定道路区域において行う道路の維持又は修繕に関する工

事の内容

三 前号の道路の維持又は修繕に関する工事に要する費用の負担の方法

四 維持修繕協定の有効期間

五 維持修繕協定に違反した場合の措置

六 その他必要な事項

（平二五法三〇・追加）

（附帯工事の施行）

第二十三條 道路管理者は、道路に関する工事に因り必要を生じた他の工事又は道路に関する工事を施行するために必要を生じた他の工事を道路に関する工事とあわせて施行することができる。

2 前項の場合において、他の工事が河川工事又は砂防工事であるときは、当該他の工事の施行については、同項の規定は、適用しない。

（昭三九法二六八・一部改正）

（道路管理者以外の者の行う工事）

第二十四條 道路管理者以外の者は、第十二條、第十三條第三項、第十七條第四項、第六項若しくは第七項、第十九條から第二十二條の二まで又は第四十八條の十九第一項の規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

第十七編 道路 (道路法)

三四

(昭三三法三六・昭三九法一六三・平一九法一九・平二三法一〇五・平二五法三〇・平三〇法六・令二法三二・一部改正)

(自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金及び割増金)

第二十四条の二 道路管理者(指定区間内の国道にあつては、国。

第三項(第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。)、第三十九条第一項、第四十四条第五項及び第七項、第四十四条の二第八項、第四十八条の七第一項、第四十八条の三十五第一項、第四十九条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十四条第一項、第六十九条第一項、第七十条第一項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第八十五条第三項並びに第九十一条第三項において同じ。)は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定めるところにより、道路の附属物である自動車駐車場又は自転車駐車場に自動車(道路運送車両法第二条第三項に規定する原動機付自転車を含む。以下この条において同じ。)又は自転車を駐車させる者から、駐車料金を徴収することができる。ただし、道路交通法第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める自動車又は自転車を駐車させる場合においては、この限りでない。

2 前項の駐車料金の額は、次の原則によつて定めなければならない。

一 自動車又は自転車を駐車させる特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

二 自動車又は自転車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのないものであること。

三 付近の自動車駐車場又は自転車駐車場が道路の区域外に設置されており、かつ、一般公衆の用に供するものの駐車料金に比して著しく均衡を失しないものであること。

3 道路管理者は、第一項の駐車料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができる。

(平三三法六〇・追加、平一一法八七・平一九法一九・平三〇法六・令二法

三二・一部改正)

(自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金等の表示)

第二十四条の三 道路管理者は、前条第一項の規定により駐車料金を徴収する自動車駐車場又は自転車駐車場について、条例(国道にあつては、国土交通省令)で定めるところにより、駐車料金、駐車することができる時間その他自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に関し必要な事項を表示するため、標識を設けなければならない。

(平三三法六〇・追加、平一一法一六〇・平一九法一九・平二三法一〇五・

一部改正)

(有料の橋又は渡船施設)

第二十五条 都道府県又は市町村である道路管理者は、都道府県道又は市町村道について、橋又は渡船施設の新設又は改築に要する費用の全部又は一部を償還するために、一定の期間を限り、当該

B (日法一二三九六・七) ㉔

に特に配慮しなければならない。

(昭三三法三六・昭三九法三・昭三九法一六三・昭四五法八一・昭六一法

九三・平三法四五・平一一法八七・平一一法一六〇・平一四法一八〇・平

一六法一〇一・一部改正)

第三節 道路の占用

(道路の占用の許可)

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物

二 水管、下水道管、ガスパ管その他これらに類する物件

三 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設

四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設

五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設

六 露店、商品置場その他これらに類する施設

七 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

一 道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的

第十七編 道路 (道路法)

B〔日法一二三九六・七〕②4

二 道路の占用の期間

三 道路の占用の場所

四 工作物、物件又は施設の構造

五 工事実施の方法

六 工事の時期

七 道路の復旧方法

3 第一項の規定による許可を受けた者(以下「道路占用者」という。)は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

4 第一項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものである場合においては、第二項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。

5 道路管理者は、第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

(昭三五法一〇五・昭四六法四六・平一二法一〇六・令二法三一・一部改

正)

(道路の占用の許可基準)

第三十三条 道路管理者は、道路の占用が前条第一項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

2 次に掲げる工作物、物件又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するものための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

一 前条第一項第五号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高架の道路の路面下に設けられる工作物又は施設で、当該高架の道路の路面下の区域をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの

二 前条第一項第五号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は第四十八条の四に規定する自動車専用道路の連結路附属地（これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。）に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの

三 前条第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、歩行者の利便の増進に資するものとして政令で定めるもの（以下「歩行者利便増進施設等」という。）で、第四十八条の二十第一項に規定する歩行者利便増進道路（第四十八条の二十一の技術的基準に適合するものに限る。第四十八条の二十三第一項、第三項及び第五項、第四十八条の二十四第一項並びに第四十八条の二十七第二項第二号において同じ。）の区域のうち、道路管理者が歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導するために指定した区域（以下「利便増進誘導区域」という。）内に設けられるもの（道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）

四 前条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯その他道路（高速自動車国道及び第四十八条の四に規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同じ。）の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの

五 前条第一項第三号に掲げる自動運行補助施設で、自動車の自

動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保、自動車技術の発達その他安全かつ円滑な道路の交通の確保を図る活動を行うことを目的とする法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの

3 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該利便増進誘導区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

4 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

5 前二項の規定は、利便増進誘導区域の指定の変更又は解除について準用する。

6 第二項の規定による許可（同項第三号に係るものに限る。）に係る前条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、前条第二項中「申請書を」とあるのは「申請書に、次条第二項第三号の措置を記載した書面を添付して、」と、第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

（平一〇法八九・平一一法一六〇・平一九法一九・平二六法五三・令二法

三二・一部改正）

（工事の調整のための条件）

第三十四条 道路管理者は、第三十二条第一項又は第三項の規定に

第十七編 道路（道路法）

B〔日法一二三九六・七〕②

よる許可を与えようとする場合において、道路を不経済に損傷し、又は道路の交通に著しい支障を及ぼさないために必要があると認めるときは、当該申請に係る道路の占用に関する工事と他の申請に係る道路の占用に関する工事若しくは他の道路占用者の道路の占用又は道路に関する工事とを相互に調整するために当該許可に対して必要な条件を附することができる。この場合において、道路管理者は、あらかじめ当該申請に係る道路の占用に関する工事を行おうとする者又は他の道路占用者の意見を聞かなければならない。

（国の行う道路の占用の特例）

第三十五条 国の行う事業のための道路の占用については、第三十二条第一項及び第三項の規定にかかわらず、国が道路管理者に協議し、その同意を得れば足りる。この場合において、同条第二項各号に掲げる事項及び第三十九条に規定する占用料に関する事項については、政令でその基準を定めることができる。

（昭二七法二五一・昭五九法七一・昭五九法八七・昭六一法九三・平一一

法八七・平一四法九八・一部改正）

（水道、電気、ガス事業等のための道路の占用の特例）

第三十六条 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）、工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）若しくは全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）、電気事業法

(昭和三十九年法律第七十号) 又は電気通信事業法 (昭和五十九年法律第八十六号) の規定に基づき、水管 (水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するものに限る。)、下水道管、公衆の用に供する鉄道、ガス管 (ガス事業法第二条第十一项に規定するガス事業 (同条第二项に規定するガス小売事業を除く。)) の用に供するものに限る。又は電柱、電線若しくは公衆電話所 (これらのうち、電気事業法に基づくものにあつては同法第二条第一項第十七号に規定する電気事業者 (同条第三号に規定する小売電気事業者を除く。)) がその事業の用に供するものに、電気通信事業法に基づくものにあつては同法第二百一条第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。) を道路に設けようとする者は、第三条第一項又は第三項の規定による許可を受けようとする場合においては、これらの工事を実施しようとする日の一月前までに、あらかじめ当該工事の計画書を道路管理者に提出しておかなければならない。ただし、災害による復旧工事その他緊急を要する工事又は政令で定める軽易な工事を行う必要が生じた場合においては、この限りでない。

2 道路管理者は、前項の計画書に基づく工事 (前項ただし書の規定による工事を含む。) のための道路の占用の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る道路の占用が第三十三条第一項の規定に基づく政令で定める基準に適合するときは、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を与えなければならない。

(昭二九法五一・昭三二法一七七・昭三三法七九・昭三三法八四・昭三九法一七〇・昭五九法八七・昭六一法九三・平六法四二・平七法七五・平一〇法八九・平一一法五〇・平一五法九二・平一五法一二五・平二六法七二・平二七法四七・一部改正)

(道路の占用の禁止又は制限区域等)

第三十七条 道路管理者は、次に掲げる場合においては、第三十三条、第三十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路 (第二号に掲げる場合にあつては、歩道の部分に限る。) の占用を禁止し、又は制限することができる。

一 交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認められる場合

二 幅員が著しく狭い歩道の部分について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要があると認める場合

三 災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合

2 道路管理者は、前項の規定により道路の占用を禁止し、又は制限する区域を指定しようとする場合においては、あらかじめ当該区域を管轄する警察署長に、当該道路の占用を禁止し、又は制限しようとする理由及び区域について協議しなければならない。当該道路の占用の禁止又は制限の区域の指定を解除しようとする場合においても、同様とする。

3 道路管理者は、前二項の規定に基づいて道路の占用を禁止し、又

は制限する区域を指定しようとする場合においては、あらかじめその旨を公示しなければならない。

(平二五法三〇・平三〇法六・一部改正)

(道路管理者の道路の占用に関する工事の施行)

第三十八条 道路管理者は、道路の構造を保全するために必要があると認める場合又は道路占用者の委託があつた場合においては、道路の占用に関する工事で道路の構造に係るものを行つて、道路の占有に關する工事で道路の構造に係るものを自ら行うことができる。

2 前項の場合において、道路の構造を保全するために必要があると認めて道路管理者が自ら工事を行おうとするときは、当該道路管理者は、道路占有者に対して、あらかじめ自ら当該工事を行うべき旨及び当該工事を行うべき時期を通知しなければならない。

(占用料の徴収)

第三十九条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第六条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。

2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める。但し、条例で定める場合においては、第三十五条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。

(昭三三法三六・昭三四法六六・昭三九法一六三・平一一法八七・平二五法三〇・一部改正)

(入札対象施設等の入札占用指針)

第三十九条の二 道路管理者は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請を行うことができる者を占用料の額についての入札により決定することが、道路占有者の公平な選定を図るとともに、道路管理者の収入の増加を図る上で有効であると認められる工作物、物件又は施設(以下「入札対象施設等」という。)について、道路の占用及び入札の実施に関する指針(以下「入札占用指針」という。)を定めることができる。

2 入札占用指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 入札占用指針の対象とする入札対象施設等の種類
- 二 当該入札対象施設等のための道路の占用の場所
- 三 当該入札対象施設等のための道路の占用の開始の時期
- 四 道路の機能又は道路交通環境の維持を図るための清掃その他の措置であつて当該入札対象施設等の設置に伴い必要となるもの
- 五 第三十九条の五第一項の規定による認定の有効期間
- 六 占用料の額の最低額
- 七 前各号に掲げるもののほか、入札の実施に関する事項その他必要な事項

3 前項第二号の場所は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請を行うことができる者を入札により決定することができる

道路の管理上適切でない場所として国土交通省令で定める場所については定めのないものとする。

4 第二項第五号の有効期間は、二十年を超えないものとする。

5 第二項第六号の占用料の額の最低額は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める額を下回つてはならないものとする。

6 道路管理者（市町村である道路管理者を除く。）は、入札占用指針を定め、又はこれを変更しようとする場合においては、あらかじめ、当該入札占用指針に定めようとする第二項第二号の場所の存する市町村を統括する市町村長の意見を聴かなければならない。

7 道路管理者は、入札占用指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

（平二六法五三・追加）

（入札占用計画の提出）

第三十九条の三 入札対象施設等を設置するため道路を占用しようとする者は、入札対象施設等のための道路の占用に関する計画（以下「入札占用計画」という。）を作成し、その入札占用計画が適当である旨の認定を受けるための入札（以下「占用入札」という。）に参加するため、これを道路管理者に提出することができる。

2 入札占用計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 第三十二条第二項各号に掲げる事項
- 二 道路の機能又は道路交通環境の維持を図るための清掃その他の措置であつて当該入札対象施設等の設置に伴い講ずるもの
- 三 その他国土交通省令で定める事項
- 3 入札占用計画の提出は、道路管理者が公示する一月を下らない期間内に行わなければならない。

（平二六法五三・追加）

（占用入札）

第三十九条の四 道路管理者は、入札占用計画を提出した者のうち、次の各号のいずれにも該当すると認めるものに対しては占用入札に参加することができる旨を、次の各号のいずれかに該当しないと認めるものに対しては占用入札に参加することができない旨を、それぞれ通知しなければならない。

- 一 当該入札占用計画が入札占用指針に照らし適切なものであること。
- 二 当該入札対象施設等のための道路の占用が第三十二条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について第三十三条第一項の政令で定める基準に適合するものであること。
- 三 当該入札対象施設等のための道路の占用が道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかなものでないこと。
- 四 その者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

2 道路管理者は、前項の規定により占用入札に参加することがで

きる旨を通知しようとする場合において、当該通知の相手方が提出した入札占用計画に従つて入札対象施設等を設置する行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該入札占用計画に記載された道路の占用の場所を管轄する警察署長に協議しなければならない。

3 道路管理者は、第一項の規定により占用入札に参加することができる旨の通知を受けた者を参加者として、入札占用指針の定めるところにより、占用入札を実施しなければならない。

4 道路管理者は、前項の規定により実施した占用入札において最も高い占用料の額（入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上の額に限る。以下この項において同じ。）をもつて申し出た参加者を落札者として決定するものとする。ただし、効率的な道路の管理の観点から占用料の額その他の条件が当該道路管理者にとつて最も有利な入札占用計画の提出をした参加者を落札者として決定することが適切であると認められる場合においては、政令で定めるところにより、最も高い占用料の額をもつて申し出た参加者以外の者を落札者として決定することができる。

5 道路管理者は、前項の規定により落札者を決定したときは、その者にその旨を通知しなければならない。

（平二六法五三・追加）

（入札占用計画の認定）

第三十九条の五 道路管理者は、前条第五項の規定により通知した落札者が提出した入札占用計画について、道路の場所を指定し

て、当該入札占用計画が適当である旨の認定をするものとする。

2 道路管理者は、前項の規定による認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに同項の規定により指定した道路の場所を公示しなければならない。

（平二六法五三・追加）

（入札占用計画の変更等）

第三十九条の六 前条第一項の規定による認定を受けた者（次条において「認定計画提出者」という。）は、当該認定を受けた入札占用計画を変更しようとする場合においては、道路管理者の認定を受けなければならない。

2 道路管理者は、前項の規定による変更の認定をしようとする場合において、変更後の入札占用計画に従つて入札対象施設等を設置する行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該入札占用計画に記載された道路の占用の場所を管轄する警察署長に協議しなければならない。

3 道路管理者は、第一項の規定による変更の認定の申請があつた場合において、その申請に係る変更後の入札占用計画が第三十九条の四第一項第一号から第三号までのいずれにも該当すると認めるときは、第一項の規定による認定をするものとする。

4 前条第二項の規定は、第一項の規定による変更の認定をした場合について準用する。

（平二六法五三・追加）

（占用入札を行った場合における道路の占用の許可）

第三十九条の七 認定計画提出者は、第三十九条の五第一項の規定による認定を受けた入札占用計画（前条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次項において「認定入札占用計画」という。）に従つて入札対象施設等を設置しなければならぬ。

2 道路管理者は、認定計画提出者から認定入札占用計画に基づき第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請があつた場合においては、これらの規定による許可を与えなければならぬ。

3 前項の規定による許可に係る第三十二条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、第三十二条第二項中「申請書を」とあるのは「申請書に、第三十九条の三第二項第二号の措置を記載した書面を添付して、」と、第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持を図る」とする。

4 道路管理者が第二項の規定により第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を与えた場合においては、当該許可に係る占用料の額は、第三十九条第二項の規定にかかわらず、占用入札において認定計画提出者が申し出た額（当該申し出た額が同項の条例（指定区間内の国道にあつては、同項の政令）で定める額を下回る場合にあつては、当該条例又は当該政令で定める額）とする。

5 この場合において、同条第一項ただし書の規定は、適用しない。
第三十九条の五第一項の規定による認定がされた場合において

は、認定計画提出者以外の者は、同項の道路の場所については、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請をすることができない。

（平二六法五三・追加）

（占用物件の管理）

第三十九条の八 道路占用者は、国土交通省令で定める基準に従い、道路の占有をしている工作物、物件又は施設（以下これらを「占用物件」という。）の維持管理をしなければならない。

（平三〇法六・追加）

（占用物件の維持管理に関する措置）

第三十九条の九 道路管理者は、道路占用者が前条の国土交通省令で定める基準に従つて占用物件の維持管理をしていないと認めるときは、当該道路占用者に対し、その是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（平三〇法六・追加）

（原状回復）

第四十条 道路占用者は、道路の占有の期間が満了した場合又は道路の占有を廃止した場合においては、占用物件を除却し、道路を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。

2 道路管理者は、道路占用者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(平三〇法六・一部改正)

(添加物件に関する適用)

第四十一条 道路管理者以外の者が占用物件に関し新たに道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある物件を添加しようとする行為は、本節の規定の適用については、新たな道路の占用とみなす。

第四節 道路の保全等 (昭四六法四六・改称)

(道路の維持又は修繕)

第四十二条 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。

2 道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、政令で定める。

3 前項の技術的基準は、道路の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならない。

(平二五法三〇・一部改正)

(道路に関する禁止行為)

第四十三条 何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

- 一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- 二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

(車両の積載物の落下の予防等の措置)

第四十三条の二 道路管理者は、道路を通行している車両の積載物

B (日法一二三九六・七) ②4

が落下するおそれがある場合において、当該積載物の落下により道路が損傷され、又は当該積載物により道路が汚損される等道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該車両を運転している者に対し、当該車両の通行の中止、積載方法の是正その他通行の方法について、道路の構造又は交通に支障が及ぶのを防止するため必要な措置をすることを命ずることができる。

(昭四六法四六・追加)

(沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務)

第四十四条 道路管理者は、道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため、道路に接続する区域を、条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める基準に従い、沿道区域として指定することができる。但し、道路の各一側について幅二十メートルをこえる区域を沿道区域として指定することはできない。

2 前項の規定により沿道区域を指定した場合においては、道路管理者は、遅滞なくその区域を公示しなければならない。

3 沿道区域内にある土地、竹木又は工作物の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

4 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、当該土地、竹木又は工作

物の管理者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができ。

5 道路管理者は、前項の規定による命令により損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

6 前項の規定による損失の補償については、道路管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

7 前項の規定による協議が成立しない場合においては、道路管理者は、自己の見積もつた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金額の支払を受けた日から一月以内に収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百二十九号）第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

（昭三三法三六・昭三九法一六三・平三〇法六・一部改正）

（違法放置等物件に対する措置）

第四十四条の二 道路管理者は、第四十三条第二号の規定に違反して、道路を通行している車両から落下して道路に放置された当該車両の積載物、道路に設置された看板その他の道路に放置され、又は設置された物件（以下この条において「違法放置等物件」という。）が、道路の構造に損害を及ぼし、若しくは交通に危険を及ぼし、又はそれらのおそれがあると認められる場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該違法放置等物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させるこ

とができる。

一 当該違法放置等物件の占有者、所有者その他当該違法放置等物件について権原を有する者（以下この条において「違法放置等物件の占有者等」という。）に対し第七十一条第一項の規定により必要な措置をとることを命じた場合において、当該措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき。

二 当該違法放置等物件の占有者等が現場にいないために、第七十一条第一項の規定により必要な措置をとることを命ずることができないとき。

2 道路管理者は、前項の規定により違法放置等物件を除去し、又は除去させたときは、当該違法放置等物件を保管しなければならない。

3 道路管理者は、前項の規定により違法放置等物件を保管したときは、当該違法放置等物件の占有者等に対し当該違法放置等物件を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

4 道路管理者は、第二項の規定により保管した違法放置等物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお当該違法放置等物件を返還することができない場合において、政令で定めるところにより評価した当該違法放置等物件の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該違法放置等物件を売却し、その売却した代金を保管

することができる。

5 道路管理者は、前項の規定による違法放置等物件の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該違法放置等物件を廃棄することができる。

6 第四項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

7 第一項から第四項までに規定する違法放置等物件の除去、保管、売却、公示等に要した費用は、当該違法放置等物件の返還を受けるべき違法放置等物件の占有者等の負担とする。

8 第三項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第二項の規定により保管した違法放置等物件（第四項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該違法放置等物件の所有権は、当該違法放置等物件を保管する道路管理者に帰属する。

（平三法六〇・追加、平一法八七・平二八法一九・一部改正）

（道路標識等の設置）

第四十五条 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るため、必要な場所に道路標識又は区画線を設けなければならない。

2 前項の道路標識及び区画線の種類、様式及び設置場所その他道路標識及び区画線に関し必要な事項は、内閣府令・国土交通省令で定める。

3 都道府県道又は市町村道に設ける道路標識のうち内閣府令・国

土交通省令で定めるものの寸法は、前項の規定にかかわらず、同項の内閣府令・国土交通省令の定めるところを参酌して、当該都道府県道又は市町村道の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

（昭三法一〇六・昭四六法四六・平一法一六〇・平三法三七・一部改正）

（自動運行補助施設の性能の基準等）

第四十五条の二 道路の附属物である自動運行補助施設の性能の基準その他自動運行補助施設に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

2 道路管理者は、道路の附属物である自動運行補助施設を設置した場合においては、当該自動運行補助施設の性能、当該自動運行補助施設を設置した道路の場所その他必要な事項を、国土交通省令で定めるところにより、公示しなければならない。公示した事項を変更した場合においても、同様とする。

（令二法三一・追加）

（通行の禁止又は制限）

第四十六条 道路管理者は、左の各号の一に掲げる場合においては、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

一 道路の破損、欠壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合

二 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合

2 道路監理員(第七十一条第四項の規定により道路管理者が命じた道路監理員をいう)は、前項第一号に掲げる場合において、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

3 道路管理者は、水底トンネル(水底トンネルに類するトンネルで国土交通省令で定めるものを含む。以下同じ。)の構造を保全し、又は水底トンネルにおける交通の危険を防止するため、政令で定めるところにより、爆発性又は易燃性を有する物件その他の危険物を積載する車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

(昭三三法三六・昭四六法四六・平五法八九・平一法一六〇・一部改)

正

第四十七条 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両(人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあつてはその状態におけるものをいふ、他の車両を牽引している場合にあつては当該牽引されている車両を含む。以下本節及び第八章中同じ。)の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は、政令で定める。

2 車両でその幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が前項の政令で定める最高限度をこえるものは、道路を通行させてはならない。

3 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止す

るため必要があると認めるときは、トンネル、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路について、車両でその重量又は高さが構造計算その他の計算又は試験によつて安全であると認められる限度をこえるものの通行を禁止し、又は制限することができる。

4 前三項に規定するもののほか、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両についての制限に関する基準は、政令で定める。

(昭四六法四六・全改)

(限度超過車両の通行の許可等)

第四十七条の二 道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第二項の規定又は同条第三項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を付して、同条第一項の政令で定める最高限度又は同条第三項に規定する限度を超える車両(次条第一項及び第七十一条の二第二項において「限度超過車両」という。)の通行を許可することができる。

2 前項の申請が道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき(国土交通省令で定める場合を除く。)は、同項の許可に関する権限は、政令で定めるところにより、一の道路の道路管理者が行うものとする。この場合において、当該一の道路の道路

管理者が同項の許可をしようとするときは、他の道路の道路管理者に協議し、その同意を得なければならない。

3 前項の規定により二以上の道路について一の道路の道路管理者が行う第一項の許可を受けようとする者は、手数料を道路管理者（当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあっては、国）に納めなければならない。

4 前項の手数料の額は、実費を勘案して、当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあっては政令で、その他の者である場合にあっては当該道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

5 道路管理者は、第一項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。

6 前項の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る通行中、当該許可証を当該車両に備え付けていなければならない。

7 第一項の許可の申請の方法、第五項の許可証の様式その他第一項の許可の手續について必要な事項は、国土交通省令で定める。

（昭四六法四六・追加、昭五三法二七・昭五九法二三・平一一法八七・平

一一法一六〇・平二五法三〇・平三〇法六・一部改正）

（限度超過車両の通行を誘導すべき道路の指定等）

第四十七条の三 国土交通大臣は、道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況その他の事情を勘案して、道路の構造の保全と安全かつ円滑な交通の確保を図るため、限度超過車両の通行を

特定の経路に誘導することが特に必要であると認められる場合において、当該経路を構成する道路管理者を異にする二以上の道路（高速自動車国道又は指定区間内の国道を含む場合に限り。第六項及び第七項において同じ。）について、区間を定めて、限度超過車両の通行を誘導すべき道路として指定することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定に係る道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

4 第二項の同意をした道路管理者は、直ちに、当該道路に係る前条第一項の許可（国土交通省令で定める車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径に関する基準に適合する車両に係るものに限る。以下この条において同じ。）の基準及び当該許可に係る審査のために必要な当該道路の構造に関する情報として国土交通省令で定めるもの（次項及び第六項において「許可基準等」という。）を国土交通大臣に提供しなければならない。

5 前項の道路管理者は、当該道路に係る許可基準等に変更があつたときは、直ちに、これを国土交通大臣に提供しなければならない。

6 前条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の申請が第一項の規定により指定された道路管理者を異にする二以上の道路に係るもので政令で定めるものであるときは、同条第一項の許可に関する権限は、国土交通大臣が行うものとする。この場合において、国土交通大臣は、指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道に係る審査については、前二項の規定によりこれらの道路の道路管理者から提供された許可基準等に照らして、これを行わなければならない。

7 前項の規定により道路管理者を異にする二以上の道路について国土交通大臣が行う前条第一項の許可を受けようとする者は、手数料を国に納めなければならない。

8 前項の手数料の額は、実費を勘案して、政令で定める。

9 国土交通大臣は、第一項の規定により指定された道路の道路管理者(国土交通大臣である道路管理者を除く。)から第六項の規定により行つた当該道路に係る前条第一項の許可に関する情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

(平二五法三〇・追加)

(車両の通行に関する措置)

第四十七条の四 道路管理者は、第四十七条第二項の規定に違反し、若しくは同条第一項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し第四十七条の二第二項の規定により付した条件に違反して車両を通行させている者又は道路において第四十七条第四項の規定による政令で定める基準を超える車両を通行させている者

に対し、当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。

2 道路管理者は、路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者又は反覆して同一の道路に車両を通行させようとする者に対して、当該車両が第四十七条第四項の規定による政令で定める基準に適合しない場合においては、当該基準に適合するように、道路に関して必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(昭四六法四六・追加、平二五法三〇・旧第四十七条の三線下・一部改

正)

(通行の禁止又は制限の場合における道路標識)

第四十七条の五 道路管理者は、第四十六条第一項若しくは第三項又は第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合においては、禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けなければならない。この場合において、道路管理者は、必要があると認めるときは、適当な回り道を道路標識をもつて明示し、一般の交通に支障のないようにしなければならない。

2 道路管理者は、第四十七条第四項の規定による政令で定める基準を特に明示する必要があると認められる場所には、道路標識を設けなければならない。

(昭四六法四六・一部改正、平元法五六・旧第四十八条線上、平二五法三

とした道路を構成する敷地（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第二項又は地方自治法第二百三十八条第四項に規定する行政財産であるものに限る。）の上の空間又は地下（当該道路の区域内の空間又は地下を除く。）に交通確保施設（歩行者の一般交通の用に供する通路その他の安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するものとして国土交通省令で定める施設をいう。以下この項において同じ。）を所有し、又は所有しようとする場合において、その者が、当該交通確保施設の整備又は維持管理を適切に行うのに必要な技術的能力を有することその他の国土交通省令で定める要件に適合すると認めるときは、国有財産法第十八条第一項又は地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、その者のために当該敷地に当該交通確保施設の所有を目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百六十九条の第二第一項の地上権を設定することができる。

3 国有財産法第二十四条及び第二十五条並びに地方自治法第二十三条の五第四項から第六項までの規定は、前項の規定による地上権の設定について準用する。

（平元法五六・追加、平一九法一九・旧第四十七条の五繰下、平二五法三〇・旧第四十七条の六繰下、平二六法五三・平二八法一九・一部改正）

（道路一体建物に関する協定）

第四十七条の八 道路管理者は、道路の区域を立体的区域とした道路と当該道路の区域外に新築される建物とが一体的な構造となることについて、当該建物を新築してその所有者にならうとする者

との協議が成立したときは、次に掲げる事項を定めた協定（以下この節において「協定」という。）を締結して、当該道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理を行うことができる。この場合において、道路の管理上必要があると認めるときは、協定に従つて、当該建物の管理を行うことができる。

一 協定の目的となる建物（以下「道路一体建物」という。）

二 道路一体建物の新築及びこれに要する費用の負担

三 次に掲げる事項及びこれらに要する費用の負担

イ 道路一体建物に関する道路の管理上必要な行為の制限

ロ 道路の管理上必要な道路一体建物への立入り

ハ 道路に関する工事又は道路一体建物に関する工事が行われる場合の調整

ニ 道路又は道路一体建物に損害が生じた場合の措置

ホ 道路の附属物である自動車駐車場若しくは自転車駐車場又は特定車両停留施設（以下「自動車駐車場等」という。）と

道路一体建物とが一体的な構造となる場合であつて、当該自動車駐車場等と連絡する通路その他の当該道路一体建物の部分

を当該自動車駐車場等の多数の利用者が利用すると見込まれるときは、当該部分の整備及び管理に係る措置

四 協定の有効期間

五 協定に違反した場合の措置

六 協定の揭示方法

七 その他道路一体建物の管理に関し必要な事項

2 道路管理者は、協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、かつ、当該協定の写しを道路管理者の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、協定において定めるところにより、道路一体建物又はその敷地内の見やすい場所に、道路管理者の事務所においてこれを閲覧に供している旨を掲示しなければならない。

(平元法五六・追加、平一一法一六〇・一部改正、平一九法一九・旧第四十七條の六繰下・一部改正、平二五法三〇・旧第四十七條の七繰下、令二

法三一・一部改正)

(協定の効力)

第四十七條の九 前條第二項の規定による公示のあつた協定は、その公示のあつた後において道路一体建物の所有者となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(平元法五六・追加、平一九法一九・旧第四十七條の七繰下・一部改正、

平二五法三〇・旧第四十七條の八繰下)

(道路一体建物に関する私権の行使の制限等)

第四十七條の十 道路一体建物の所有者以外の者であつてその道路一体建物の敷地に関する所有権又は地上権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を有する者(次項において「敷地所有者等」という。)は、その道路一体建物の所有者に対する当該権利の行使が協定の目的たる道路を支持する道路一体建物としての効用を失わせることとなる場合においては、当該権利の行使をすることができない。

第十七編 道路 (道路法)

B (日法一二三九六・七) ㊸

2 前項の場合において、道路一体建物の所有者がその道路一体建物を所有するためのその敷地に関する地上権その他の使用又は収益を目的とする権利を有しないときは、その道路一体建物の収去を請求する権利を有する敷地所有者等は、その道路一体建物の所有者に対し、その道路一体建物を時価で売り渡すべきことを請求することができる。

(平元法五六・追加、平一九法一九・旧第四十七條の八繰下、平二五法三〇・旧第四十七條の九繰下)

(道路保全立体区域)

第四十七條の十一 道路管理者は、道路の区域を立体的区域とした道路について、当該道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、当該道路の上下の空間又は地下について、上下の範囲を定めて、道路保全立体区域の指定をすることができる。

2 道路保全立体区域の指定は、当該道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な最小限度の上下の範囲に限つてするものとする。

3 道路管理者は、道路保全立体区域の指定をしようとする場合において、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。その指定を変更し、又は解除しようとする場合においても、同様とする。

(平元法五六・追加、平一一法一六〇・一部改正、平一九法一九・旧第四十七條の九繰下、平二五法三〇・旧第四十七條の十繰下)

七五

(道路保全立体区域内の制限)

第四十八条 道路保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物の所有者又は占有者は、その土地、竹木又は建築物その他の工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 第一項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するもののほか、高架の道路の橋脚の周囲又は地盤面下の道路の上下における土石の採取その他の道路保全立体区域における行為であつて、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。

4 道路管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。

(平元法五六・追加)

第六節 自動車専用道路

(昭三四法六六・追加、令二法三一・旧第五節繰下)

(自動車専用道路の指定)

第四十八条の二 道路管理者は、交通が著しくふくそうして道路における車両の能率的な運行に支障のある市街地及びその周辺の地域において、交通の円滑を図るために必要があると認めるときは、まだ供用の開始(他の道路と交差する部分について第十八条第二項ただし書の規定によりあつたものとみなされる供用の開始及び自動車のみ的一般交通の用に供する供用の開始を除く。次項において同じ。)がない道路(高速自動車国道を除く。)について、自動車のみの一般交通の用に供する道路を指定することができる。この場合において、当該道路に二以上の道路管理者(当該道路と交差する道路の道路管理者を除く。)があるときは、それらの道路管理者が共同して当該指定をするものとする。

2 道路管理者は、交通が著しくふくそうし、又はふくそうすることが見込まれることにより、車両の能率的な運行に支障があり、若しくは道路交通騒音により生ずる障害があり、又はそれらのおそれがある道路(高速自動車国道及び前項の規定により指定された道路を除く。以下この項において同じ。)の区間内において、交通の円滑又は道路交通騒音により生ずる障害の防止を図るために必要があると認めるときは、当該道路(まだ供用の開始がないものに限る。)又は道路の部分について、区域を定めて、自動車のみの一般交通の用に供する道路又は道路の部分の指定することができる。ただし、通常他に道路の通行の方法があつて、自動車

以外の方法による通行に支障のない場合に限る。

3 道路管理者は、第一項又は前項の規定による指定をしようとする場合においては、一般自動車道（道路運送法第二条第八項に規定する一般自動車道をいう。次条において同じ。）との調整について特に考慮を払わなければならない。

4 道路管理者は、第一項又は第二項の規定による指定をしようとする場合においては、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。その指定を解除しようとする場合においても、同様とする。

（昭三四法六六・追加、昭三九法一六三・昭五五法三四・平元法八二・平

元法八三・平一一法八七・平一一法一六〇・令二法三一・一部改正）

（道路等との交差の方式）

第四十八条の三 道路管理者は、前条第一項又は第二項の規定による指定をした、又はしようとする道路又は道路の部分（道路、軌道、一般自動車道又は交通の用に供する通路その他の施設（以下この条、次条及び第四十八条の十四中「道路等」という。）と交差させようとする場合においては、当該交差の方式は、立体交差としなければならない。ただし、当該道路等の交通量が少ない場合、地形上やむを得ない場合その他道路管理者である地方公共団体の条例（国道にあつては、政令）で定める場合においては、この限りでない。

（昭三四法六六・追加、昭四六法四六・平一六法一〇一・平三三法一〇五

・一部改正）

B〔日法一二三九六・七〕②4

（自動車専用道路との連結の制限）

第四十八条の四 次に掲げる施設以外の施設は、第四十八条の第二項又は第二項の規定による指定を受けた道路又は道路の部分（以下「自動車専用道路」という。）と連結させてはならない。

一 道路等（軌道を除く。次条第一項及び第四十八条の十四第二項において同じ。）

二 当該自動車専用道路の通行者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設又は利用者のうち相当数の者が当該自動車専用道路を通行すると見込まれる商業施設、レクリエーション施設その他の施設

三 前号の施設と当該自動車専用道路とを連絡する通路その他の施設であつて、専ら同号の施設の利用者の通行の用に供することを目的として設けられるもの（第一号に掲げる施設を除く。）

四 前三号に掲げるもののほか、当該自動車専用道路の道路管理者である地方公共団体の条例（国道にあつては、政令）で定める施設

（平一六法一〇一・全改、平三三法一〇五・一部改正）

（連結許可等）

第四十八条の五 前条各号に掲げる施設の管理者は、当該施設を自動車専用道路と連結させようとする場合においては、当該管理者が道路管理者であるときは当該自動車専用道路の道路管理者と協議し、その他の者であるときは国土交通省令で定めるところによ

運行の確保を図ることが特に重要と認められる道路について、区間を定めて、重要物流道路として指定することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定に係る道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）に協議し、その同意を得なければならぬ。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

（平三〇法六・追加）

（重要物流道路の構造の基準）

第四十八条の十八 重要物流道路に係る第三十条第一項及び第二項に規定する道路の構造の技術的基準は、これにより重要物流道路における貨物積載車両の能率的な運行が確保されるように定められなければならない。

（平三〇法六・追加）

（災害が発生した場合における重要物流道路等の管理の特例）

第四十八条の十九 国土交通大臣は、災害が発生した場合において、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、当該都道府県又は市町村における道路の維持の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県又は市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道で次の各号のいずれかに該当するものの

B〔日法一二三九六・七〕②

維持（道路の啓開のために行うものに限る。）を当該都道府県又は市町村に代わつて自ら行うことが適当であると認められるときは、第十三条第一項、第十五条、第十六条並びに第十七条第一項から第三項まで及び第七項の規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

一 重要物流道路

二 重要物流道路と交通上密接な関連を有する道路であつて、当該災害により当該重要物流道路の交通に著しい支障が生じた場合における貨物積載車両の運行の確保を図るために当該重要物流道路に代わつて必要となるものとして国土交通大臣が当該道路の道路管理者の同意を得てあらかじめ指定したもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道の維持を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

3 第一項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

（平三〇法六・追加、令二法三一・一部改正）

第九節 歩行者利便増進道路（令二法三二・追加）

（歩行者利便増進道路の指定）

第四十八条の二十 道路管理者は、道路の構造、車両及び歩行者の通行並びに沿道の土地利用の状況並びにこれらの将来の見通しその他の事情を勘案して、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の

増進を図り、快適な生活環境の確保及び地域の活力の創造に資するため、その管理する道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この条において同じ。）のうち、歩行者の滞留の用に供する部分を確保し、及び歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導することが特に必要と認められるものについて、区間を定めて、歩行者利便増進道路として指定することができる。

2 道路管理者（市町村である道路管理者を除く。）は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の存する市町村を統括する市町村長に協議しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 指定市以外の市町村は、第一項の規定による指定をしようとするときは、当該市町村の区域内に存する都道府県が管理する道路であつて、当該指定をしようとする道路と歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図る上で密接な関連を有するものについて、区間を定めて、歩行者利便増進道路として併せて指定することができる。

4 指定市以外の市町村は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定に係る道路を管理する都道府県に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

5 道路管理者は、第一項又は第三項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止

したときも、同様とする。

（令二法三一・追加）

（歩行者利便増進道路の構造の基準）

第四十八条の二十一 歩行者利便増進道路に係る第三十条第一項及び第三項に規定する道路の構造の技術的基準は、これにより歩行者利便増進道路における歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進が図られるように定められなければならない。

（令二法三一・追加）

（歩行者利便増進道路の管理の特例）

第四十八条の二十二 第四十八条の二十第三項の規定により都道府県が管理する道路を歩行者利便増進道路として指定した指定市以外の市町村は、当該歩行者利便増進道路の改築、維持若しくは修繕又は当該歩行者利便増進道路に附属する道路の附属物の新設若しくは改築のうち、歩行者の滞留の用に供する部分を確保するための歩道の拡幅その他の歩行者の利便の増進に資するものとして政令で定めるもの（第十七条第一項から第四項までの規定により指定市、指定市以外の市又は町村が行うこととされているものを除く。以下この条において「歩行者利便増進改築等」という。）を都道府県に代わつて行うことが適当であると認められる場合において、第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、これを行うことができる。

2 指定市以外の市町村は、前項の規定により歩行者利便増進改築

等を行おうとするとき、及び当該歩行者利便増進改築等の全部又は一部を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 指定市以外の市町村は、第一項の規定により歩行者利便増進改築等を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

4 第一項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(令二法三二・追加)

(公募対象歩行者利便増進施設等の公募占用指針)

第四十八条の二十三 道路管理者は、利便増進誘導区域において第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが、道路占有者の公平な選定を図るとともに、歩行者利便増進道路の歩行者の利便の増進を図る上で特に有効であると認められる歩行者利便増進施設等(以下「公募対象歩行者利便増進施設等」という。)について、道路の占用及び公募の実施に関する指針(以下「公募占用指針」という。)を定めることができる。

2 公募占用指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 公募対象歩行者利便増進施設等の種類

二 当該公募対象歩行者利便増進施設等のための道路の占用の場所

三 当該公募対象歩行者利便増進施設等のための道路の占用の開

第十七編 道路 (道路法)

B〔日法一二三九六・七〕②

始の時期

四 道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該公募対象歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるもの

五 第四十八条の二十六第一項の規定による認定の有効期間

六 占用予定者(公募対象歩行者利便増進施設等に係る第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請を行うことができる者をいう。以下同じ。)を選定するための評価の基準

七 前各号に掲げるもののほか、公募の実施に関する事項その他必要な事項

3 前項第二号の場所は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請を行うことができる者を公募により決定することができる歩行者利便増進道路の管理上適切でない場所として国土交通省令で定める場所については定めのないものとする。

4 第二項第五号の有効期間は、二十年を超えないものとする。

5 道路管理者は、公募占用指針を定め、又はこれを変更しようとする場合においては、あらかじめ、当該公募占用指針に係る歩行者利便増進道路の存する市町村を統括する市町村長(当該歩行者利便増進道路の道路管理者が市町村である場合の当該市町村を統括する市町村長を除く。)及び学識経験者の意見を聴かなければならない。

6 道路管理者は、公募占用指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

八三

第十七編 道路 (道路法)

八四

(令二法三二・追加)

(歩行者利便増進計画の提出)

第四十八条の二十四 歩行者利便増進道路に公募対象歩行者利便増進施設等を設置するため道路を占用しようとする者は、公募対象歩行者利便増進施設等のための道路の占用に関する計画(以下「歩行者利便増進計画」という。)を作成し、第四十八条の二十六第一項の規定によるその歩行者利便増進計画が適当である旨の認定を受けるための選定の手続に参加するため、これを道路管理者に提出することができる。

2 歩行者利便増進計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第三十二条第二項各号に掲げる事項

二 道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて公募対象歩行者利便増進施設等の設置に伴い講ずるもの

三 その他国土交通省令で定める事項

3 歩行者利便増進計画の提出は、道路管理者が公示する一月を下らない期間内に行わなければならない。

(令二法三二・追加)

(占用予定者の選定)

第四十八条の二十五 道路管理者は、前条第一項の規定により公募対象歩行者利便増進施設等を設置するため道路を占用しようとする者から歩行者利便増進計画が提出されたときは、当該歩行者利

便増進計画が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 当該歩行者利便増進計画が公募占用指針に照らし適切なものであること。

二 当該歩行者利便増進施設等のための道路の占用が第三十二条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について第三十三条第一項の政令で定める基準に適合するものであること。

三 当該歩行者利便増進施設等のための道路の占用が道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかなものでないこと。

四 当該歩行者利便増進計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

2 道路管理者は、前項の規定により審査した結果、歩行者利便増進計画が同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、第四十八条の二十三第二項第六号の評価の基準に従つて、その適合していると認められた全ての歩行者利便増進計画について評価を行うものとする。

3 道路管理者は、前項の評価を行おうとする場合において、当該評価に係る歩行者利便増進計画に従つて公募対象歩行者利便増進施設等を設置する行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該歩行者利便増進計画に記載された道路の占用の場所を管轄する警察署長に協議しなければならない。

4 道路管理者は、第二項の評価に従い、道路の機能を損なうこと

なく当該道路の歩行者の利便の増進を図る上で最も適切であると認められる歩行者利便増進計画を提出した者を占用予定者として選定するものとする。

5 道路管理者は、前項の規定により占用予定者を選定しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

6 道路管理者は、第四項の規定により占用予定者を選定したときは、その者にその旨を通知しなければならない。

(令二法三二・追加)

(歩行者利便増進計画の認定)

第四十八条の二十六 道路管理者は、前条第六項の規定により通知した占用予定者が提出した歩行者利便増進計画について、道路の場所を指定して、当該歩行者利便増進計画が適当である旨の認定をするものとする。

2 道路管理者は、前項の認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに同項の規定により指定した道路の場所を公示しなければならない。

(令二法三二・追加)

(歩行者利便増進計画の変更等)

第四十八条の二十七 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定計画提出者」という。)は、当該認定を受けた歩行者利便増進計画を変更しようとする場合においては、道路管理者の認定を受けなければならない。

2 道路管理者は、前項の変更の認定の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、その認定をするものとする。

一 変更後の歩行者利便増進計画が第四十八条の二十五第一項第一号から第三号までに掲げる基準を満たしていること。

二 当該歩行者利便増進計画の変更をすることについて、歩行者利便増進道路の歩行者の利便の一層の増進に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること。

3 前条第二項の規定は、第一項の変更の認定をした場合について準用する。

(令二法三二・追加)

(公募を行った場合における道路の占用の許可)

第四十八条の二十八 認定計画提出者は、第四十八条の二十六第一項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。第四項及び次条において「計画の認定」という。)を受けた歩行者利便増進計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次項及び次条第二号において「認定歩行者利便増進計画」という。)に従つて公募対象歩行者利便増進施設等を設置しなければならない。

2 道路管理者は、認定計画提出者から認定歩行者利便増進計画に基づき第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請があつた場合においては、これらの規定による許可を与えなければならない。

3 前項の規定による許可に係る第三十二条第二項及び第八十七条

第一項の規定の適用については、第三十二条第二項中「申請書を」とあるのは「申請書に、第四十八条の二十四第二項第二号の措置を記載した書面を添付して、」と、第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

4 計画の認定がされた場合においては、認定計画提出者以外の者は、第四十八条の二十六第一項の道路の場所については、第三十条第一項又は第三項の規定による許可の申請をすることができない。

(令二法三二・追加)

(地位の承継)

第四十八条の二十九 次に掲げる者は、道路管理者の承認を受けて、認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

- 一 認定計画提出者の一般承継人
- 二 認定計画提出者から、認定歩行者利便増進計画に基づき設置又は管理が行われる公募対象歩行者利便増進施設等の所有権その他当該公募対象歩行者利便増進施設等の設置又は管理に必要な権原を取得した者

(令二法三二・追加)

第十節 特定車両停留施設 (令二法三二・追加)

(車両の種類)の指定)

第四十八条の三十 道路管理者は、まだ供用の開始がない特定車両

停留施設について、国土交通省令で定めるところにより、特定車両のうち、当該特定車両停留施設を利用することができる車両の種類を指定するものとする。

2 道路管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

(令二法三二・追加)

(特定車両停留施設の構造等)

第四十八条の三十一 特定車両停留施設の構造及び設備の技術的基準は、特定車両停留施設を利用することができる特定車両の種類ごとに、国土交通省令で定める。

(令二法三二・追加)

(車両の停留の許可)

第四十八条の三十二 特定車両停留施設に車両を停留させようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。ただし、道路交通法第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める車両については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、停留させる車両に係る事項、当該車両を停留させる日時その他特定車両停留施設を利用する特定車両の種類ごとに国土交通省令で定める事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

3 第一項の許可を受けた者は、当該許可の申請に係る前項に規定する事項を変更しようとする場合においては、あらかじめ道路管

理者の許可を受けなければならない。

(令二法三二・追加)

(特定車両の停留の許可基準)

第四十八条の三十三 道路管理者は、前条第一項又は第三項の許可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。

一 当該許可の申請に係る車両が特定車両のうち第四十八条の三十第一項の規定により指定した種類のものであること。

二 当該許可の申請に係る前条第二項に規定する事項が特定車両停留施設の構造の保全及び適正かつ合理的な利用の確保、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他の観点から政令で定める基準に適合するものであること。

(令二法三二・追加)

(利用の制限等の表示)

第四十八条の三十四 道路管理者は、特定車両停留施設の入口その他必要な場所に利用の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識を設けなければならない。

(令二法三二・追加)

(特定車両停留施設の停留料金及び割増金)

第四十八条の三十五 道路管理者は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定めるところにより、特定車両停留施設に特定車両を停留させる者から、停留料金を徴収することができる。ただし、道路交通法第三十九条第

B〔日法一二三九六・七〕②

一項に規定する緊急自動車その他政令で定める車両を停留させる場合においては、この限りでない。

2 前項の停留料金の額は、次の原則によつて定めなければならない。

一 特定車両を停留させる特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

二 特定車両を停留させる者の負担能力に鑑み、その利用を困難にするおそれのないものであること。

三 特定車両停留施設を利用することができる特定車両と同一の種類車両を同時に二両以上停留させる付近の施設で道路の区域外に設置されており、かつ、一般公衆の用に供するものの停留料金に比して著しく均衡を失しないものであること。

3 第二十四条の二第三項の規定は、第一項の停留料金を不法に免れた者について準用する。

(令二法三二・追加)

(特定車両停留施設の停留料金等の公示)

第四十八条の三十六 道路管理者は、前条第一項の規定により停留料金を徴収する特定車両停留施設について、条例(国道にあつては、国土交通省令)で定めるところにより、停留料金、停留することができる時間その他特定車両停留施設の利用に関し必要な事項を公示しなければならない。

(令二法三二・追加)

第十一節 利便施設協定

第十七編 道路 (道路法)

八八

(平一九法一九・追加、令二法三二・旧第七節繰下)

(利便施設協定の締結等)

第四十八条の三十七 道路管理者は、その管理する道路に並木、街灯その他道路の通行者又は利用者の利便の確保に資するものとして政令で定める工作物又は施設を設けることが当該道路の構造又は周辺の土地利用の状況により困難である場合において、当該道路の通行者又は利用者の利便の確保のため必要があると認めるときは、当該道路の区域外にあるそれらの工作物又は施設（以下この項において「道路外利便施設」という。）について、道路外利便施設所有者等（当該道路外利便施設の所有者又は当該道路外利便施設の敷地である土地（建築物その他の工作物に道路外利便施設が設けられている場合にあつては、当該建築物その他の工作物のうち当該道路外利便施設に係る部分）の所有者若しくは使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者をいう。次項及び第四十八条の三十九において同じ。）との間において、次に掲げる事項を定めた協定（以下この節において「利便施設協定」という。）を締結して、当該道路外利便施設の管理を行うことができる。

- 一 利便施設協定の目的となる道路外利便施設（以下「協定利便施設」という。）
- 二 協定利便施設の管理の方法
- 三 利便施設協定の有効期間

四 利便施設協定に違反した場合の措置

五 利便施設協定の揭示方法

六 その他協定利便施設の管理に関し必要な事項

- 2 利便施設協定については、道路外利便施設所有者等の全員の合意がなければならない。

(平一九法一九・追加、平三〇法六・旧第四十八条の十七繰下・一部改正)

正、令二法三二・旧第四十八条の二十繰下・一部改正

(利便施設協定の縦覧等)

第四十八条の三十八 道路管理者は、利便施設協定を締結しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該利便施設協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供さなければならない。

- 2 前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該利便施設協定について、道路管理者に意見書を提出することができる。

- 3 道路管理者は、利便施設協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、かつ、当該利便施設協定の写しを道路管理者の事務所において一般の縦覧に供するとともに、利便施設協定において定めるところにより、協定利便施設又はその敷地内の見やすい場所に、道路管理者の事務所においてこれを縦覧に供している旨を掲示しなければならない。

- 4 前条第二項及び前三項の規定は、利便施設協定において定められた

B (日法一二三九六・七) ②4

「停留料金、停留する」とあるのは「停留する」とする。

(令二法三二・追加)

(自動車駐車場等運営権者に対する道路管理者の承認等の特例)

第四十八条の四十五 自動車駐車場等運営権者がその運営する自動車駐車場等について行う国土交通省令で定める行為についての第二十四条本文並びに第三十二条第一項及び第三項の規定の適用については、自動車駐車場等運営権者と特定道路管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による承認又は許可があつたものとみなす。

(令二法三二・追加)

第十三節 道路協力団体

(平二八法一九・追加、令二法三二・旧第八節繰下)

(道路協力団体の指定)

第四十八条の四十六 道路管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、道路協力団体として指定することができる。

2 道路管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該道路協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 道路協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を道路管理者に届け出なければならない。

第十七編 道路 (道路法)

B〔日法二二二九六・七〕②④

4 道路管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(平二八法一九・追加、平三〇法六・旧第四十八条の二十繰下、令二法三二)

一・旧第四十八条の二十三繰下)

(道路協力団体の業務)

第四十八条の四十七 道路協力団体は、当該道路協力団体を指定した道路管理者が管理する道路について、次に掲げる業務を行うものとする。

一 道路管理者に協力して、道路に関する工事又は道路の維持を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、安全かつ円滑な道路の交通の確保又は道路の通行者若しくは利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であつて国土交通省令で定めるものの設置又は管理を行うこと。

三 道路の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四 道路の管理に関する調査研究を行うこと。

五 道路の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(平二八法一九・追加、平三〇法六・旧第四十八条の二十一繰下、令二法三二)

三二・旧第四十八条の二十四繰下)

(監督等)

第四十八条の四十八 道路管理者は、前条各号に掲げる業務の適正

かつ確実な実施を確保するため必要があるときは、道路協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 道路管理者は、道路協力団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、道路協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 道路管理者は、道路協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 道路管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(平二八法一九・追加、平三〇法六・旧第四十八條の二十二條下、令二法

三二・旧第四十八條の二十五條下)

(情報の提供等)

第四十八條の四十九 国土交通大臣又は道路管理者は、道路協力団体に對し、その業務の実施に關し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

(平二八法一九・追加、平三〇法六・旧第四十八條の二十三條下、令二法

三二・旧第四十八條の二十六條下)

(道路協力団体に対する道路管理者の承認等の特例)

第四十八條の五十 道路協力団体が第四十八條の四十七各号に掲げる業務として行ふ国土交通省令で定める行為についての第二十四條本文並びに第三十二條第一項及び第三項の規定の適用については、道路協力団体と道路管理者との協議が成立することをもち

て、これらの規定による承認又は許可があつたものとみなす。

(平二八法一九・追加、平三〇法六・旧第四十八條の二十四條下・一部改

正、令二法三二・旧第四十八條の二十七條下・一部改正)

(踏切道の改良への協力)

第四十八條の五十一 道路協力団体は、踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十五号)第四條第六項(同條第十三項において準用する場合を含む。)に規定する同意をした同條第一項に規定する地方踏切道改良計画又は同法第五條第三項(同條第六項において準用する場合を含む。)において準用する同法第四條第六項に規定する同意をした同法第五條第一項に規定する国踏切道改良計画(以下この条において「同意地方踏切道改良計画等」という。)に道路協力団体の協力が必要な事項が記載されたときは、当該同意地方踏切道改良計画等に基づき鉄道事業者及び道路管理者が実施する踏切道(同法第二條に規定する踏切道をいう。)の改良に協力するものとする。

(平二八法一九・追加、平三〇法六・旧第四十八條の二十五條下、令二法

三二・旧第四十八條の二十八條下)

第四章 道路に関する費用、収入及び公用負担

(道路の管理に関する費用負担の原則)

第四十九條 道路の管理に関する費用は、この法律及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法並びに他の法律に特別の規定がある場合を除くほか、当該道路の道路管理者の負担とする。

(昭三三法三六・昭三九法一六三・昭四六法四六・平三法六〇・平一一法

大臣又は都道府県知事が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、関係道路管理者の協議が成立したものとみなす。

(昭三九法一六三・平一一法八七・平一一法一六〇・平二五法三〇・一部)

改正)

(共用管理施設の管理に要する費用)

第五十四条の二 第四十九条から第五十一条までの規定により国又は地方公共団体の負担すべき道路の管理に関する費用で共用管理施設に関するものについては、共用管理施設関係道路管理者は、協議してその分担すべき金額及びその分担の方法を定めることができる。

2 第十九条の二第二項の規定は、前項の規定による協議が成立しない場合について準用する。

3 第七条第六項の規定は、前項において準用する第十九条の二第二項の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の裁定について準用する。この場合において、第七条第六項中「国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者」と、「当該都道府県の議会」とあるのは「道路管理者である地方公共団体の議会」と読み替えるものとする。

4 第二項において準用する第十九条の二第二項の規定により国土交通大臣又は都道府県知事が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、共用管理施設関係道路管理者の協議が

成立したものとみなす。

(平八法四八・追加、平一一法八七・平一一法一六〇・平二五法三〇・一部)

部改正)

(兼用工作物の費用)

第五十五条 第四十九条から第五十一条までの規定により国又は地方公共団体の負担すべき道路の管理に関する費用で、当該道路が他の工作物と効用を兼ねるものについては、国土交通大臣又は当該道路の道路管理者は、他の工作物の管理者と協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。

2 第二十条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による協議が成立しない場合について準用する。

3 第七条第六項の規定は、前項において準用する第二十条第三項の規定による国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣又は都道府県知事の裁定について準用する。この場合において、第七条第六項中「国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事の意見」とあるのは「当該道路の道路管理者又は他の工作物の管理者の意見」と、「関係都道府県知事は」とあるのは「当該道路の道路管理者は」と、「当該都道府県の議会」とあるのは「道路管理者である地方公共団体の議会」と読み替えるものとする。

4 第二項において準用する第二十条第二項の規定により国土交通大臣と当該他の工作物に関する主務大臣との協議が成立した場合

B〔日法一二三九六・七〕②4

は、国の収入とする。

(昭三三法三六・昭三九法一六三・昭四六法四六・平三法六〇・平一一法
八七・平一六法一〇一・平二五法三〇・令二法三一・一部改正)

(義務履行のために要する費用)

第六十五条 この法律、この法律に基く命令若しくは条例又はこれらによつてする処分による義務を履行するために必要な費用は、この法律に特別の規定がある場合を除く外、当該義務者が負担しなければならない。

(他人の土地の立入又は一時使用)

第六十六条 道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、道路に関する調査、測量若しくは工事又は道路の維持のためやむを得ない必要がある場合においては、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする場合においては、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。但し、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。

3 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする場合においては、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 第一項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを呈示しなければならない。

6 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとする場合においては、あらかじめ当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見を聞かなければならない。

7 第五項の規定による証票の様式その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

(平一一法二六〇・一部改正)

(立入又は一時使用の受忍)

第六十七条 土地の占有者又は所有者は、正当な事由がない限り、前条第一項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

(長時間放置された車両の移動等)

第六十七条の二 道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、道路の改築、修繕若しくは災害復旧に関する工事又は除雪その他の道路の維持の施行のため緊急やむを得ない必要がある場合においては、道路に長時間放置された車両について、現場に当該車両の運転をする者その他当該車両の管理について責任がある者がいないときに限り、当該車両が放置されている場所からの距離が五十メートルを超えない道路上の場所に当該車両を移動することができる。この場合において、当該車両が放置されて

いる場所からの距離が五十メートルを超えない範囲の地域内の道路上に当該車両を移動する場所がないときは、自動車駐車場、空地、この項前段に規定する場所以外の道路上の場所その他の場所に当該車両を移動することができる。

2 道路管理者は、前項の規定により車両を移動し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動させようとするときは、あらかじめ、当該地域を管轄する警察署長の意見を聴かなければならない。

3 道路管理者は、第一項後段の規定により車両を移動したときは、当該車両を保管しなければならない。この場合において、道路管理者は、車両の保管の場所の形状、管理の態様等に応じ、当該車両に係る盗難等の事故の発生を防止するため、道路管理者が当該車両を保管している旨の表示、車輪止め装置の取付けその他の必要な措置を講じなければならない。

4 道路管理者は、前項の規定により車両を保管したときは、当該車両の所有者又は使用者（以下この条において「所有者等」という。）に対し、保管を始めた日時及び保管の場所を告知し、その他当該車両を所有者等に返還するため必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

5 道路管理者は、車両が放置されていた場所における道路の改築、修繕若しくは災害復旧に関する工事が完了し、又は除雪その

他の道路の維持の施行が終了した場合その他第三項の規定による保管を継続する必要がなくなった場合においては、遅滞なく、同項の規定により保管した車両を当該車両が放置されていた場所又はその周辺の場所に移動しなければならない。

（平三法六〇・追加）

（非常災害時における土地の一時使用等）

第六十八条 道路管理者は、道路に関する非常災害のためやむを得ない必要がある場合においては、災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。

2 道路管理者は、非常災害に因り道路の構造又は交通に対する危険を防止するためやむを得ないと認められる場合においては、災害の現場に在る者又はその附近に居住する者を防ぎ、よに従事させることができる。

（損失の補償）

第六十九条 道路管理者は、第六十六条又は前条の規定による処分に因り損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 第四十四条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

（平三〇法六・一部改正）

（道路の新設又は改築に伴う損失の補償）

第七十条 土地収用法第九十三条第一項の規定による場合の外、道

路を新設し、又は改築したことに因り、当該道路に面する土地について、通路、みぞ、かき、さくその他の工作物を新築し、増築し、修繕し、若しくは移転し、又は切土若しくは盛土をするやむを得ない必要があると認められる場合においては、道路管理者は、これらの工事をする必要とする者（以下「損失を受けた者」という。）の請求により、これに要する費用の全部又は一部を補償しなければならない。この場合において、道路管理者又は損失を受けた者は、補償金の全部又は一部に代えて、道路管理者が当該工事を行うことを要求することができる。

2 前項の規定による損失の補償は、道路に関する工事の完了の日から一年を経過した後においては、請求することができない。

3 第一項の規定による損失の補償については、道路管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

4 前項の規定による協議が成立しない場合においては、道路管理者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

第五章 監督

(道路管理者等の監督処分)

第七十一条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可、承認若しくは認定（以下この条及び第七十二条の二第一項において「許可等」という。）を取り消し、その効力を停止

し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路（連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。）に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分違反している者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者

三 偽りその他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者

2 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。

一 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

二 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合

三 前二号に掲げる場合のほか、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

3 第四十四条第四項又は前二項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、道路管理者は、その者

の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、道路管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならぬ。

4 道路管理者（第九十七条の二の規定により権限の委任を受けた北海道開発局長を含む。以下この項及び次項において同じ。）は、その職員のうちから道路監理員を命じ、第二十四条、第三十二

二条第一項若しくは第三項、第三十七条、第四十条、第四十三条、第四十四条第三項若しくは第四項、第四十六条第一項若しくは第三項、第四十七条第三項、第四十七条の四第二項若しくは第四十八条第一項若しくは第二項の規定又はこれらの規定に基づく処分違反している者（第一項又は第二項の規定による道路管理者の処分に違反している者を含む。）に対して第一項の規定によるその違反行為若しくは工事の中止を命じ、又は道路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずる権限を行わせることができる。

5 道路管理者は、前項の規定により命じた道路監理員に第四十三条の二、第四十七条の四第一項、第四十八条第四項、第四十八条の十二又は第四十八条の十六の規定による権限を行わせることが

第十七編 道路（道路法）

B〔日法一二三九六・七〕②

できる。

6 道路監理員は、前二項の規定による権限を行使する場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

7 前項の規定による証票の様式その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

（昭三三法三六・昭三四法六六・昭三九法一六三・昭四六法四六・平元法

五六・平五法八九・平一一法一六〇・平一六法一〇一・平二五法三〇・平

二六法五三・平三〇法六・一部改正）

（監督処分に伴う損失の補償等）

第七十二条 道路管理者は、第二十四条又は第三十二条第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可を受けた者が前条第二項第二号又は第三号の規定による処分によつて通常受けるべき損失を補償しなければならない。

2 第四十四条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

3 道路管理者は、第一項の規定による補償の原因となつた損失が前条第二項第三号の規定による処分によるものである場合においては、当該補償金額を当該事由を生じさせた者に負担させることができる。

（平三〇法六・一部改正）

（報告及び立入検査）

第七十二条の二 道路管理者は、この法律（次項に規定する規定を

除く。)の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、道路管理上必要な報告をさせ、又はその職員に、当該許可等に係る行為若しくは工事に係る場所若しくは当該許可等を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、当該許可等に係る行為若しくは工事の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 道路管理者は、第四十七条第二項及び第三項並びに第七十一条第一項(第四十七条第二項若しくは第三項又は第四十七条の二第一項の規定に係る場合に限る。)の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、限度超過車両を所有し、若しくは通行させる者に対し、道路管理上必要な報告をさせ、又はその職員に、限度超過車両の所在する場所若しくは限度超過車両を所有し、若しくは通行させる者の事務所その他の事業場に立ち入り、限度超過車両の通行経路、通行時間その他の通行の方法の記録その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平二五法三〇・追加、平三〇法六・一部改正)

(負担金等の強制徴収)

第七十三条 この法律、この法律に基づく命令若しくは条例又はこれらによつてした処分により納付すべき負担金、占用料、駐車料金、割増金、料金、連結料又は停留料金(以下これらを「負担金等」という。)を納付しない者がある場合においては、道路管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、道路管理者は、条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。ただし、手数料の額は督促状の送付に要する費用を勘案して定め、延滞金は年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額を超えない範囲内で定めなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、道路管理者は、国税滞納処分例により、前二項に規定する負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金等並びに手数料及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 手数料及び延滞金は、負担金等に先だつものとする。

5 負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収する権利は、これらを行つてから五年間行使しない場合においては、時効により消滅する。

(昭三三法三六・昭三四法一四八・昭三九法一六三・昭四五法一三・昭五

第六章 社会資本整備審議会の調査審議等

(平一一法一〇二・改称)

(社会資本整備審議会の調査審議等)

第七十九条 社会資本整備審議会は、国土交通大臣の諮問に応じ、国土開発幹線自動車道建設会議の権限に属せしめられた事項を除き、道路整備計画、国道の路線の指定又は道路の構造及び工法その他の道路に関する制度を調査審議する。

2 社会資本整備審議会は、前項に規定する事項について、関係行政機関に建議することができる。

(昭三二法七九・昭三九法一六三・昭四一法一〇七・昭五八法七八・平一

一法一〇二・一部改正)

第八十条から第八十四条まで 削除 (平一一法二〇二)

第七章 雑則

(道路の附属物の新設又は改築)

第八十五条 国道に附属する道路の附属物の新設又は改築は、国土交通大臣が自ら行う国道の新設又は改築に伴う場合を除き、当該国道の道路管理者が行う。

2 都道府県道又は市町村道に附属する道路の附属物の新設又は改築は、当該都道府県道又は市町村道の道路管理者が行う。

3 道路の附属物の新設又は改築に要する費用は、道路の附属物の新設又は改築が国道の新設又は改築に伴うものである場合においては、当該国道の新設又は改築に要する費用を負担する者がその負担の割合に応じて負担し、その他の場合においては、道路管理

者が負担する。

(昭三三法三六・昭三九法一六三・平一一法八七・平一一法一六〇・一部

改正)

(国の行う事業等に対する負担金の徴収)

第八十六条 第三十五条に規定する事業に対する第五十八条から第六十一条まで及び第六十二条後段の規定による負担金並びに道路の占用に伴う道路に関する工事の費用の負担金の額の決定並びにその徴収方法については、これらの基準を政令で定めることができる。

2 道路管理者は、第三十五条に規定する事業について第五十八条の規定により負担金を徴収しようとする場合又は第六十一条第二項の規定による条例を制定し、若しくは改正しようとする場合においては、前項に規定する政令で定める基準の範囲内においてしなければならない。

(許可等の条件)

第八十七条 国土交通大臣及び道路管理者は、この法律の規定によつてする許可、認可又は承認には、第三十四条又は第四十七条の二第一項の規定による場合のほか、道路の構造を保全し、交通の危険を防止し、その他円滑な交通を確保するために必要な条件を附することができる。

2 前項の規定による条件は、当該許可、認可又は承認を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(昭四六法四六・平一一法一六〇・一部改正)

B (日法一二三九六・七) ②4

(道等の特例)

第八十八条 国は、道の区域内の道路については、政令で定めるところにより、道路に関する費用の全額を負担し、若しくはこの法律に規定する負担割合若しくは補助率以上の負担若しくは補助を行ない、又はこの法律に規定する以外の負担若しくは補助を行うことができる。地勢、気象等の自然的条件がきわめて悪く、且つ、資源の開発が充分に行われていない地域内の道路で政令で指定するものについても、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により国が道の区域内の道路について、新設又は改築に要する費用にあつてはその四分の三以上で、維持、修繕その他の管理に要する費用にあつてはその二分の一以上で政令で定める割合以上の負担を行なう場合において、国の利害に特に関係があるときは、政令で定めるところにより、道路管理者の権限の全部又は一部を行なうことができる。

3 前項の規定により国土交通大臣が道路管理者の権限の全部又は一部を行なう場合においては、道又は当該市町村道の存する市町村は、政令で定めるところにより、第四十九条の規定に基づく負担金を国庫に納付しなければならない。

(昭四六法二七・平一一法一六〇・一部改正)

(都の特例)

第八十九条 都の特別区の存する区域内においては、都知事は、第七条第一項各号に掲げる基準によらないで、議会の議決を経て、都道の路線を認定し、変更し、又は廃止することができる。

2 都知事は、前項の規定により都道の路線を認定し、変更し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ当該路線の存する特別区の長の意見を聞かなければならない。

(平一一法八七・平一一法一六〇・平三法三七・一部改正)

(道路の敷地等の帰属)

第九十条 国道の新設又は改築のために取得した道路を構成する敷地又は支壁その他の物件(以下これを「敷地等」という。)は国に、都道府県道又は市町村道の新設又は改築のために取得した敷地等はそれぞれ当該新設又は改築をした都道府県又は市町村に帰属する。

2 普通財産である国有財産は、都道府県道又は市町村道の用に供する場合においては、国有財産法第二十二条又は第二十八条の規定にかかわらず、当該道路の道路管理者である地方公共団体に無償で貸し付け、又は譲与することができる。

(昭三九法一六三・平二八法一九・一部改正)

(道路予定区域)

第九十一条 第十八条第一項の規定により道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間は、何人も、道路管理者(国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。)が当該区域についての土地に関する権原を取得する前においても、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域内において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しく

は大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。

- 2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附屬物となるべきもの（以下「道路予定区域」という。）については、第四条、第三章第三節、第四十三条、第四十四条、第四十四条の二、第四十七条の十一、第四十八条、第七十一条、第七十二条、第七十二条の二（第二項を除く）、第七十三条、第七十五条、第八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。

- 3 第一項の規定による制限により損失を受ける者がある場合においては、道路管理者は、その者に対して通常受けるべき損失を補償しなければならない。

- 4 第四十四条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

（昭三二法七九・昭三七法一六一・平元法五六・平三法六〇・平一一法一六〇・平一九法一九・平二五法三〇・平三〇法六・一部改正）

（不用物件の管理又は交換）

- 第九十二条 道路の供用の廃止又は道路の区域の変更があつた場合においては、当該道路を構成していた不用となつた敷地、支壁その他の物件（以下「不用物件」という。）は、従前当該道路を管理していた者が一年をこえない範囲内において政令で定める期間、管理しなければならない。

第十七編 道路（道路法）

- 2 第四条の規定は、前項の期間が満了するまでは、不用物件について準用する。

- 3 第一項の不用物件は、土地収用法第百六条の規定の適用については、同項に規定する期間内においては、不用物件とならないものとみなす。

- 4 道路管理者は、路線の変更又は区域の変更に因り、新たに道路を構成する敷地その他の物件を取得する必要がある場合において、これらの物件及び不用物件の所有者並びに当該物件について抵当権、賃借権、永小作権その他所有権以外の権利を有する者の同意があるときは、第一項の期間内においても、不用物件とこれらの物件とを交換することができる。

（昭三三法三六・一部改正）

（不用物件の使用）

- 第九十三条 不用物件を他の道路の新設又は区域の変更のために使用する必要がある場合であつて、且つ、当該不用物件が当該道路の区域内にある場合において、当該道路の道路管理者がその旨を前条第一項の期間内に当該不用物件の管理者に申し出たときは、当該不用物件の管理者は、これを当該道路管理者に引き渡さなければならぬ。

（不用物件の返還又は譲与）

- 第九十四条 第九十二条第四項及び前条の規定に該当する場合を除き、不用物件がその管理者以外の者の所有に属する場合においては、当該不用物件の管理者は、第九十二条第一項の期間満了後、

直ちにこれを所有者に返還しなければならない。

- 2 前項の場合において当該不用物件が国有財産であるときは、国土交通大臣は、当該国有財産の管理者である主務大臣と協議の上、国有財産として存置する必要があるものを除き、国有財産法第二十八条の規定にかかわらず、当該不用物件のあつた道路の管理の費用を負担した地方公共団体にこれを譲与することができる。

- 3 第一項の場合において、不用物件の管理者が当該不用物件の所有者を確認することができないときは、当該不用物件を供託することができる。ただし、当該管理者に過失があるときは、この限りでない。

- 4 民法第四百九十五条第二項並びに非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第九十四条及び第九十八条の規定は、前項の規定による供託について準用する。

- 5 第二項の規定により、譲与を受けることができる地方公共団体が二以上ある場合においては、そのいずれかが都道府県であるときは国土交通大臣が、その他のときは都道府県知事が譲与の割合を決定するものとする。

- 6 第二項の場合において、土地収用法第六十条又は民法第五百七十九条の規定による買受け又は買戻しの相手方は、譲与を受けた地方公共団体とする。

(平一一法一六〇・平一六法一四七・平三三法五三・平二八法一九・平二

九法四五・一部改正)

(不用物件に関する費用等)

第九十五条 第九十二条第一項の期間内における不用物件の管理若しくは同条第四項の規定による不用物件の交換又は前条の規定による不用物件の返還に要する費用は不用物件の管理者の負担とし、不用物件の管理に伴う収益は不用物件の管理者の収入とする。

(都道府県公安委員会との調整)

第九十五条の二 道路管理者は、第四十五条第一項の規定により道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この項において同じ。)に区画線(道路交通法第二条第二項の規定により同条第一項第十六号の道路標示とみなされるものに限る。以下この条において同じ。)を設け、第四十六条第一項若しくは第三項若しくは第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、若しくは制限し、第四十八条の二十第一項若しくは第三項の規定による歩行者利便増進道路の指定をし、又は横断歩道橋を設け、道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築で政令で定めるもの若しくは歩行安全改築を行い、道路上に道路の附属物である自動車駐車を設け、若しくは道路に接して特定車両停留施設を設けようとするときは、当該地域を管轄する都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。ただし、第四十六条第一項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合において、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、この限りでないものとし、この場合には、事後において、速やかに当該禁止

又は制限の内容及び理由を通知しなければならない。

2 道路管理者は、道路の区域を立体的区域として決定し、若しくは変更し、第四十八条の二第一項若しくは第二項の規定による自動車専用道路の指定をし、第四十五条第一項の規定により自動車専用道路に区画線を設け、第四十六条第一項若しくは第三項の規定により自動車専用道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は自動車専用道路が他の道路に連絡する位置を定めようとするときは、当該地域を管轄する都道府県公安委員会に協議しなければならない。前項ただし書の規定は、道路管理者が第四十六条第一項の規定により自動車専用道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合について準用する。

(昭四六法四六・追加、平元法五六・平三法六〇・平一九法一九・令二法

三三・一部改正)

(不服申立て)

第九十六条 第四十六条第二項又は第六十八条第一項若しくは第二項の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為(以下この条において「処分」という。)については、審査請求をすることができない。

2 前項に規定する処分を除くほか、都道府県又は市町村である道路管理者がこの法律に基づいてした処分に不服がある者は、当該都道府県の知事又は当該市町村の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は、都道府県である道路管理者がした処分については国土交通大臣に対して、市町村である道路管理者がした

処分については都道府県知事に対して再審査請求をすることができる。

3 第一項に規定する処分を除くほか、第二十条の規定による協議に基づき都道府県、市町村その他の公共団体である他の工作物の管理者が道路管理者に代わつてした処分に不服がある者は、当該公共団体の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は、都道府県である他の工作物の管理者がした処分については国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して、その他の者がした処分については都道府県知事に対して再審査請求をすることができる。

4 第一項に規定する処分を除くほか、第二十条の規定による協議に基づき他の工作物の管理者である主務大臣又はその地方支分部局の長が道路管理者に代わつてした処分に不服がある者は、国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して審査請求をすることができる。

5 道路管理者が第三十二条第一項若しくは第三項(第九十一条第二項において準用する場合を含む。)又は第四十八条の五第一項若しくは第三項の規定による許可の申請書を受理した日から三月を経過してもなおその申請に対する何らの処分をしないときは、許可を申請した者は、道路管理者がその許可を拒否したものとみなして、審査請求をすることができる。道路管理者が第九十一条第一項の規定による許可の申請書を受理した日から三十日を経過してもなおその申請に対する何らの処分をしないときも、同様と

る保護の用に主として供する施設の用に供するとき。

二 地方公共団体において、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設のうち、政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げるいずれかの用に主として供する施設の用に供するとき。

イ 児童福祉法の規定に基づき都道府県又は市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）が委託を受けて行うものを除く。）の用

ロ 児童福祉法の規定に基づき都道府県又は市町村の委託を受けて行う当該委託に係る助産又は母子保護の実施の用

ハ 児童福祉法の規定に基づき都道府県の委託を受けて行う当該委託に係る児童自立生活援助の実施の用

ニ 児童福祉法の規定による障害児通所給付費の支給に係る者に対する障害児通所支援の用又は障害児入所給付費の支給に係る者に対する障害児入所支援の用

ホ 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による施設型給付費又は特例施設型給付費の支給に係る同法に規定する小学校就学前子どもに対する保育（児童福祉法第三十五条第四項の認可を得た児童福祉施設において実施するものに限る。）の用

三 地方公共団体において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設のうち政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げる用のうち一若しくは二以上の用に主として供する施設の用に供するとき（ハに掲げる用に供する場合には、ハに掲げる用に併せてイ又はロに掲げる用に供するときに限る。）。

イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置の用

ロ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置の用に

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給に係る者に対する障害福祉サービス（同法第五条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援に限る。）の用

四 地方公共団体において、老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設のうち、政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げる用のうち一若しくは二以上の用に主として供する施設の用に供するとき。

イ 老人福祉法の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置の用

ロ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による通所介護若しくは短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費の支給に係る者に対する居宅サービス、地域密着型通所介護若しくは認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費の支給に係る者に対する地域密着型サービス、介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者に対する介護予防サービス、介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者に対する地域密着型介護予防サービス又は同法第百十五條の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業であつて老人福祉法第二十條の二の二に規定する厚生労働省令で定めるものその他これに類するものとして政令で定めるものを用

ハ 介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費の支給に係る者に対する地域密着型サービス又は介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者に対する施設サービスその他これに類するものとして政令で定めるものを用

五 地方公共団体、社会福祉法人又は私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三條に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）において、幼保連携型認定こども園の施設の用に供するとき。

六 地方公共団体又は更生保護法人（更生保護事業法（平成七年

第二十二編 国有財産（国有財産特別措置法）

法律第八十六号）第二條第六項に規定する更生保護法人をいう。以下同じ。）において、更生保護事業法第四十九條に規定する保護観察所の長の委託を受けて行う保護の用に主として供する施設の用に供するとき。

七 地方公共団体において、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一條に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校の施設（学校給食の実施に必要な施設を含む。）で、災害による著しい被害、児童又は生徒の急増その他の特別の事由がある地域として政令で定める地域にあるものの用に供するとき。

3 国有財産法第二十二條第二項及び第三項の規定は、前二項の規定により普通財産を無償で貸し付ける場合に準用する。

（昭四八法六七・平二法五八・平七法八七・平九法七四・平九法一二四
（平九法七四）・平一〇法一〇一・平一〇法一一〇・平一二法一一一・平
一七法七七・平一七法一一三・平一八法三五・平一八法八〇・平二〇法八
五・平二二法七一・平二四法五一・平二四法六七・平二六法八三・平二七
法四六・一部改正）

（減額譲渡又は貸付）

第三條 普通財産は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体又は法人に対し、時価からその五割以内を減額した対価で譲渡し、又は貸し付けることができる。

一 地方公共団体において次に掲げる施設の用に供するとき。

イ 医療施設及び地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）第五條第一項の規定により設置される保健所の施設

第二章 環境衛生

第一節 水道・下水道

○水道法

(昭和三十三年六月十五日法律第百七十七号)

改正

昭和三十五年	六月三日法律第一〇二号	平成十五年	七月二日法律第一〇二号
同三十七年	九月五日同第一六一号	同十六年	六月九日同第八四号
同五十二年	六月三日同第七三三号	同十七年	二月一日同第一五〇号
同六十二年	二月二日同第一〇九号	同十七年	五月二日同第三九号
同六十二年	九月四日同第八七号	同十七年	七月二日同第八七号
同六十二年	五月二日同第七九号	同十七年	六月二日同第五〇号
同六十二年	五月二日同八九号	同十七年	六月二日同第七〇号
同六十二年	七月一日同八四号	同十七年	六月二日同七四号
同六十二年	六月二日同八七号	同十七年	八月二日同第一〇五号
同六十二年	七月二日同八七号	同十七年	二月二日同第一二二号
同六十二年	七月二日同八七号	同十七年	六月二日同第六九号
同六十二年	七月二日同八七号	同十七年	五月二日同第四一号
同六十二年	七月二日同八七号	同十七年	二月二日同第九二号
同六十二年	七月二日同八七号	同十七年	六月二日同第三七号

水道法をここに公布する。

水道法

目次

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 水道の基盤の強化(第五条の二—第五条の四)

第四十五編 厚生(水道法)

第三章 水道事業

第一節 事業の認可等(第六条—第十三条)

第二節 業務(第十四条—第二十五条)

第三節 指定給水装置工事事業者(第二十五条の二—第二十五条の十一)

第四節 指定試験機関(第二十五条の十二—第二十五条の二十)

七)

第四章 水道用水供給事業(第二十六条—第三十一条)

第五章 専用水道(第三十二条—第三十四条)

第六章 簡易専用水道(第三十四条の二—第三十四条の四)

第七章 監督(第三十五条—第三十九条)

第八章 雑則(第三十九条の二—第五十条の三)

第九章 罰則(第五十一条—第五十七条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

(昭五二法七三・平三〇法九二・一部改正)

(責務)

第二条 国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、

その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に關し必要な施策を講じなければならない。

2 国民は、前項の国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、自らも、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に努めなければならない。

(昭五二法七三・全改)

第二条の二 国は、水道の基盤の強化に關する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを推進するとともに、都道府県及び市町村並びに水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」という。)に對し、必要な技術的及び財政的な援助を行うよう努めなければならない。

2 都道府県は、その区域の自然的社会的諸条件に應じて、その区域内における市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等の間の連携等(水道事業者等の間の連携及び二以上の水道事業又は水道用水供給事業の一体的な經營をいう。以下同じ。)の推進その他の水道の基盤の強化に關する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

3 市町村は、その区域の自然的社会的諸条件に應じて、その区域内における水道事業者等の間の連携等の推進その他の水道の基盤の強化に關する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

4 水道事業者等は、その經營する事業を適正かつ能率的に運営するとともに、その事業の基盤の強化に努めなければならない。

(平三〇法九二・全改)

(用語の定義)

第三条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

2 この法律において「水道事業」とは、一般の需要に應じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が百人以下である水道によるものを除く。

3 この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が五千人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。

4 この法律において「水道用水供給事業」とは、水道により、水道事業者に對してその用水を供給する事業をいう。ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が他の水道事業者に分水する場合を除く。

5 この法律において「水道事業者」とは、第六条第一項の規定による認可を受けて水道事業を經營する者をいい、「水道用水供給事業者」とは、第二十六条の規定による認可を受けて水道用水供給事業を經營する者をいう。

6 この法律において「専用水道」とは、寄宿舎、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、次の各号のいずれかに該當するものをいう。ただ

し、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。

一 百人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの

二 その水道施設の一日最大給水量（一日に給水することができ
る最大の水量をいう。以下同じ。）が政令で定める基準を超え
るもの

7 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

8 この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。）であつて、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。

9 この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

10 この法律において「水道の布設工事」とは、水道施設の新設又は政令で定めるその増設若しくは改造の工事をいう。

11 この法律において「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は

変更の工事をいう。

12 この法律において「給水区域」、「給水人口」及び「給水量」とは、それぞれ事業計画において定める給水区域、給水人口及び給水量をいう。

（昭五二法七三・平八法一〇七・平二三法一〇〇・一部改正）

（水質基準）

第四条 水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

一 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。

二 シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。

三 銅、鉄、弗素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。

四 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。

五 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。

六 外観は、ほとんど無色透明であること。

2 前項各号の基準に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（平一一法一六〇・一部改正）

（施設基準）

第五条 水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、

5 第一項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 一日最大給水量及び一日平均給水量
- 二 水源の種類及び取水地点
- 三 水源の水量の概算及び水質試験の結果
- 四 水道施設の位置（標高及び水位を含む）、規模及び構造
- 五 浄水方法
- 六 配水管における最大静水圧及び最小動水圧
- 七 工事の着手及び完了の予定年月日
- 八 その他厚生労働省令で定める事項

（平一一法八七・平一一法一六〇・一部改正）

（認可基準）

第八条 水道事業経営の認可は、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認められるときでなければ、与えてはならない。

- 一 当該水道事業の開始が一般の需要に適合すること。
- 二 当該水道事業の計画が確実かつ合理的であること。
- 三 水道施設の工事の設計が第五条の規定による施設基準に適合すること。
- 四 給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと。
- 五 供給条件が第十四条第二項各号に掲げる要件に適合すること。
- 六 地方公共団体以外の者の申請に係る水道事業にあつては、当該事業を遂行するに足りる経理的基礎があること。

第四十五編 厚生（水道法）

七 その他当該水道事業の開始が公益上必要であること。
2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

（平一一法八七・平一一法一六〇・平一三法一〇〇・平三〇法九二・一部改正）

（附款）

第九条 厚生労働大臣は、地方公共団体以外の者に対して水道事業経営の認可を与える場合には、これに必要な期限又は条件を附することができ。

2 前項の期限又は条件は、公共の利益を増進し、又は当該水道事業の確実な遂行を図るために必要な最少限度のものに限り、かつ、当該水道事業者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

（平一一法一六〇・一部改正）

（事業の変更）

第十条 水道事業者は、給水区域を拡張し、給水人口若しくは給水量を増加させ、又は水源の種類、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするとき（次の各号のいずれかに該当するときを除く。）は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。この場合において、給水区域の拡張により新たに他の市町村の区域が給水区域に含まれることとなるときは、当該他の市町村の同意を得なければならない。

一 その変更が厚生労働省令で定める軽微なものであるとき。

二 その変更が他の水道事業の全部を譲り受けることに伴うものであるとき。

2 第七条から前条までの規定は、前項の認可について準用する。

3 水道事業者は、第一項各号のいずれかに該当する変更を行うときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならぬ。

（昭五二法七三・平一一法一六〇・平一三法一〇〇・一部改正）

（事業の休止及び廃止）

第十一条 水道事業者は、給水を開始した後においては、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けなければ、その水道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。ただし、その水道事業の全部を他の水道事業を行う水道事業者に譲り渡すことにより、その水道事業の全部を廃止することとなるときは、この限りでない。

2 地方公共団体以外の水道事業者（給水人口が政令で定める基準を超えるものに限る。）が、前項の許可の申請をしようとするときは、あらかじめ、当該水道事業の給水区域をその区域に含む市町村に協議しなければならない。

3 第一項ただし書の場合においては、水道事業者は、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならぬ。

（平一一法一六〇・平一三法一〇〇・平三〇法九二・一部改正）

（技術者による布設工事の監督）

第十二条 水道事業者は、水道の布設工事（当該水道事業者が地方

公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限る。）を自ら施行し、又は他人に施行させる場合においては、その職員を指名し、又は第三者に委嘱して、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならない。

2 前項の業務を行う者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

（平一三法一〇五・一部改正）

（給水開始前の届出及び検査）

第十三条 水道事業者は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その新設、増設又は改造に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出で、かつ、厚生労働省令の定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなければならない。

2 水道事業者は、前項の規定による水質検査及び施設検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、その検査を行った日から起算して五年間、これを保存しなければならない。

（平一一法一六〇・一部改正）

第二節 業務（平八法一〇七・節名追加）

（供給規程）

○下水道法

(昭和三十三年四月二十四日
法律第七十九号)

改正

昭和三十七年	九月一五	日法律第一六一号	平成二十一年	七月一六	日法律第一〇五号
同 四二年	六月二一	日同 第四〇号	同 一一年	二月二二	日同 第一六〇号
同 四三年	六月一五	日同 第一〇一号	同 一二年	五月三一	日同 第一九一号
同 四四年	六月三〇	日同 第三八号	同 一四年	二月八	日同 第一号
同 四五年	二月二五	日同 第一四号	同 一五年	五月一六	日同 第四三三号
同 四六年	五月三一	日同 第八号	同 一五年	七月二四	日同 第二五五号
同 四八年	一〇月一五	日同 第一一号	同 一七年	四月二七	日同 第三三三三号
同 四九年	六月一	日同 第七一号	同 一七年	六月二二	日同 第七〇号
同 五一年	五月二五	日同 第二九号	同 一三年	五月二	日同 第三七号
同 五九年	四月二七	日同 一九号	同 一三年	六月二二	日同 第七〇号
同 六二年	九月四	日同 八七号	同 一三年	八月三〇	日同 第一〇五号
同 六二年	九月二六	日同 九七号	同 一三年	二月一四	日同 第一二二二号
平成 五年	一月二二	日同 八九号	同 二六年	六月一三	日同 第六九号
同 五年	一月一九	日同 九二号	同 二七年	五月二〇	日同 第二二二二号
同 八年	六月五	日同 五九号			
同 一一年	七月二六	日同 八七号			

下水道法をここに公布する。

下水道法

目次

第一章 総則 (第一条・第二条)

第一章の二 流域別下水道整備総合計画 (第二条の二)

第二章 公共下水道

第一節 公共下水道の管理等 (第三条―第二十五条)

第二節 浸水被害対策区域における特別の措置 (第二十五条の二―第二十五条の九)

第四十五編 厚生 (下水道法)

第二章の二 流域下水道 (第二十五条の十一―第二十五条の十八)

第三章 都市下水路 (第二十六条―第三十一条)

第四章 雑則 (第三十一条の二―第四十三条)

第五章 罰則 (第四十四条―第五十一条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もつて都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

(昭四五法一四一・二部改正)

(用語の定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 下水 生活若しくは事業(耕作の事業を除く。)に起因し、若しくは付随する廃水(以下「汚水」という。)又は雨水をいう。

二 下水道 下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設(かんがい排水施設を除く。)、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設(屎尿浄化槽を除く。)^し又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設

第十三条 公共下水道管理者は、公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全し、又は公共下水道からの放流水若しくは流域下水道からの放流水の水質を第八条の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査させることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により、検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(昭四五法一四一・昭五一法一九・一部改正)

(使用制限)

第十四条 公共下水道管理者は、公共下水道に関する工事を施行する場合、第二十五条の十五第二項の規定による通知を受けた場合その他やむを得ない理由がある場合には、排水区域の全部又は一部の区域を指定して、当該公共下水道の使用を一時制限することができる。

2 公共下水道管理者は、前項の規定により公共下水道の使用を制限しようとするときは、使用を制限しようとする区域及び期間並びに時間制限をする場合にあってはその時間をあらかじめ関係者

に周知させる措置を講じなければならない。

(昭四五法一四一・平二七法三・一部改正)

(兼用工作物の工事)

第十五条 公共下水道管理者は、公共下水道の施設が道路、堤防その他の公共の用に供する施設又は工作物（以下これらを「他の工作物」という。）の効用を兼ねるときは、当該他の工作物の管理者との協議により、その者に当該公共下水道の施設に関する工事を施行させ、又は当該公共下水道の施設を維持させることができる。

(災害時維持修繕協定の締結)

第十五条の二 公共下水道管理者は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止するため災害の発生時において公共下水道管理者以外の者が公共下水道の施設の特定の維持又は修繕に関する工事をを行うことができることをあらかじめ定めておく必要があるときは、その管理する公共下水道について、公共下水道の施設の維持又は修繕に関する工事を適確に行う能力を有すると認められる者（第二号において「災害時維持修繕実施者」という。）との間において、次に掲げる事項を定めた協定（以下「災害時維持修繕協定」という。）を締結することができる。

一 災害時維持修繕協定の目的となる公共下水道の施設（以下「協定下水道施設」という。）

二 災害時維持修繕実施者が公共下水道の施設の損傷の程度その

他の公共下水道の状況に応じて行う協定下水道施設の維持又は修繕に関する工事の内容

三 前号の協定下水道施設の維持又は修繕に関する工事に要する費用の負担の方法

四 災害時維持修繕協定の有効期間

五 災害時維持修繕協定に違反した場合の措置

六 その他必要な事項

(平二七法三・追加)

(公共下水道管理者以外の者の行う工事等)

第十六条 公共下水道管理者以外の者は、前二条の規定による場合のほか、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことができる。ただし、公共下水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承認を受けることを要しない。

(平二七法三・一部改正)

(兼用工作物の費用)

第十七条 公共下水道の施設が他の工作物の効用を兼ねるときは、当該公共下水道の施設の管理に要する費用の負担については、公共下水道管理者と当該他の工作物の管理者とが協議して定めるものとする。

(損傷負担金)

第十八条 公共下水道管理者は、公共下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する工事に要する費用

については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。

(汚濁原因者負担金)

第十八条の二 公共下水道管理者は、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号)第六十二条第一項の規定により特定賦課金を徴収された場合においては、政令で定めるところにより、当該特定賦課金に係る同法第六条に規定する指定疾病に影響を与える水質の汚濁の原因である物質を当該公共下水道に排除した特定施設の設置者(過去の設置者を含む。)に当該特定賦課金の納付に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

(昭四八法二一・追加、昭五一法二九・昭六二法九七・一部改正)

(工事負担金)

第十九条 公共下水道管理者は、政令で定めるところにより算出した量以上の下水を排除することができる排水設備が設けられることにより、公共下水道の改築を行うことが必要となつたときは、その必要を生じた限度において、当該工事に要する費用の一部を当該排水設備を設ける者に負担させることができる。

(使用料)

第二十条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。

一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当な

イ 同意水防計画で定める水防管理者（水防法第二条第三項に規定する水防管理者をいう。）又は量水標管理者（同法第十条第三項に規定する量水標管理者をいう。）が設置する量水標等（同法第二条第七項に規定する量水標等をいう。）

ロ 国、地方公共団体、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百一十條第一項に規定する認定電気通信事業者その他政令で定める者が設置する電線

ハ 国、地方公共団体、熱供給事業法（昭和四十七年法律第十八号）第二条第三項に規定する熱供給事業者その他政令で定める者が設置する下水を熱源とする熱を利用するための熱交換器

（平八法五九・平一五法二二五・平二七法三二・一部改正）

（条例で規定する事項）

第二十五条 この法律又はこの法律に基く命令で定めるもののほか、公共下水道の設置その他の管理に関し必要な事項は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める。

第二節 浸水被害対策区域における特別の措置

（平二七法三二・追加）

（排水設備の技術上の基準に関する特例）

第二十五条の二 公共下水道管理者は、浸水被害対策区域（排水区域のうち、都市機能が相当程度集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがある区域であつて、当該区域における土地利用の状況からみて、公共下水道の整備のみによつては浸水被害の防止を図

ることが困難であると認められるものとして公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める区域をいう。以下同じ。）において浸水被害の防止を図るためには、排水設備（雨水を排除するためのものに限る。）が、第十条第三項の政令で定める技術上の基準を満たすのみでは十分でなく、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を備えることが必要であると認められるときは、政令で定める基準に従い、条例で、同項の技術上の基準に代えて排水設備に適用すべき排水及び雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準を定めることができる。

（平二七法三二・追加）

（管理協定の締結等）

第二十五条の三 公共下水道管理者は、浸水被害対策区域において浸水被害の防止を図るため、浸水被害対策区域内に存する雨水貯留施設（浸水被害の防止を図るために有用なものとして政令で定める規模以上のものに限る。以下同じ。）を自ら管理する必要があると認めるときは、雨水貯留施設所有者等（当該雨水貯留施設若しくはその属する施設の所有者、これらの敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。次条第一項において同じ。）を有する者をいう。以下同じ。）との間において、管理協定を締結して当該雨水貯留施設の管理を行うことができる。

2 前項の規定による管理協定については、雨水貯留施設所有者等

下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

2 前項の費用について同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見をきいたうえ、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

(昭四五法二四一・追加、平二七法三二・一部改正)

(窒素含有量又は燐含有量の削減に係る負担金)

第三十一条の三 第二条の二第五項の規定により流域別下水道整備総合計画に記載された事項に係る高度処理終末処理場を管理する地方公共団体は、当該流域別下水道整備総合計画に記載されたところにより、当該高度処理終末処理場の設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の一部を他の地方公共団体に負担させることができる。

(平一七法七〇・追加)

(協議会)

第三十一条の四 二以上の公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水道管理者は、それぞれが管理する下水道相互間の広域的な連携による下水道の管理の効率化に関し必要な協議を行うための協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。

- 一 関係地方公共団体
- 二 下水道の管理の効率化に資する措置を講ずることができる者
- 三 学識経験を有する者その他の協議会が必要と認める者
- 3 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(平二七法三二・追加)

(他人の土地の立入又は一時使用)

第三十二条 公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水道管理者又はその命じた者若しくは委任を受けた者は、公共下水道、流域下水道又は都市下水道に関する調査、測量若しくは工事又は公共下水道、流域下水道若しくは都市下水道の維持のためやむを得ない必要があるときは、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとするときは、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第一項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとするときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前又は日没後においては、占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 第一項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見をきかなければならない。

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、第一項の規定による立入又は一時使用によつて損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

9 前項の規定による損失の補償については、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

10 前項の協議が成立しないときは、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、自己の見積つた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金額の支払を受けた日から三十日以内に収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決

を申請することができる。

（昭四五法一四一・一部改正）

（許可又は承認の条件）

第三十三条 この法律の規定による許可又は承認には、条件を附することができ。

2 前項の条件は、許可又は承認に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可又は承認を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

（公共下水道、流域下水道及び都市下水路に関する費用の補助）

第三十四条 国は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その設置又は改築に要する費用の一部を補助することができる。

（昭四五法一四一・昭五九法一九・一部改正）

（公共下水道及び流域下水道に関する資金の融通）

第三十五条 国は、公共下水道又は流域下水道の設置又は改築を行なう地方公共団体に対し、これに必要な資金の融通に努めるものとする。

（昭四五法一四一・一部改正）

（国有地の無償貸付等）

第三十六条 普通財産である国有地は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の用に供する場合においては、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十二条又は第二十八条の規定にかか

ならず、当該公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者である地方公共団体に無償で貸し付け、又は譲与することができる。

(昭四五法一四一・一部改正)

(国土交通大臣又は環境大臣の指示)

第三十七条 国土交通大臣(政令で定める下水道に係るものにあつては、都道府県知事)は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止するため緊急の必要があると認めるときは、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者に対し、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の工事又は維持管理に必要の指示をすることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定により都道府県知事が指示をすべき下水道については、都道府県知事に対し、必要な指示をすべきことを指示することができる。

3 環境大臣(政令で定める下水道に係るものにあつては、都道府県知事)は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止するため緊急の必要があると認めるときは、公共下水道管理者又は流域下水道管理者に対し、終末処理場の維持管理に必要の指示をすることができる。

(平一一法八七・全改、平一一法一六〇・一部改正)

(改善命令等)

第三十七条の二 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、特定

事業場から下水を排除して公共下水道又は流域下水道(終末処理場を設置しているものに限る。)を使用する者が、その水質が当該公共下水道又は流域下水道への排出口において第十二条の二第一項(第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。)の政令で定める基準又は第十二条の二第三項(第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。)の規定による条例で定める基準に適合しない下水を排除するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは当該公共下水道若しくは流域下水道への下水の排除の停止を命じることができる。ただし、第十二条の二第六項本文(第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける者に対しては、この限りでない。

(昭五一法二九・追加、平一一法八七・旧第三十七条の三繰上、平一七法

七〇・平一七法三二・一部改正)

(公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者の監督処分等)

第三十八条 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この法律の規定によつてした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命じることができる。

- 一 この法律（第十一条の三第一項及び第十二条の九第一項（第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。）の規定を除く。）又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している者
- 二 この法律の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者
- 三 偽りその他不正な手段により、この法律の規定による許可又は承認を受けた者
- 2 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この法律の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。
 - 一 公共下水道、流域下水道又は都市下水路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
 - 二 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の保全上又は一般の利用上著しい支障が生じた場合
 - 三 前二号に掲げる場合のほか、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合
- 3 前二項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないときは、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しく

- は委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公示しなければならない。
- 4 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、第二項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
 - 5 第三十二条第九項及び第十項の規定は、前項の補償について準用する。

- 6 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、第四項の規定による補償の原因となつた損失が第二項第三号の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

（昭四五法一四一・平五法八九・平一七法七〇・平二七法二二・一部改

正）

（報告の徴収）

- 第三十九条 国土交通大臣（政令で定める場合にあつては、都道府県知事）は、この法律を施行するため必要な限度において、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者から必要な報告を徴することができる。

- 2 環境大臣（政令で定める場合にあつては、都道府県知事）は、終末処理場の維持管理に関し、この法律を施行するため必要な限

第四十五編 厚生 (下水道法)

一〇九六六

度において、公共下水道管理者又は流域下水道管理者から必要な報告を徴することができる。

(昭四二法四〇・昭四五法一四一・平一一法八七・平一二法一六〇・一部改正)

第三十九条の二 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、公共下水道又は流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)を適正に管理するため必要な限度において、継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道又は流域下水道を使用する者で政令で定めるもの及び継続して下水を排除して公共下水道又は流域下水道を使用する特定施設の設置者から、その下水を排除する事業場等の状況、除害施設又はその排除する下水の水質に関し必要な報告を徴することができる。

(昭四五法一四一・追加、昭四八法一一一・昭五一法二九・平一七法七〇・一部改正)

(権限の委任)

第四十条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

2 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、その一部を地方環境事務所に委任することができる。

(平一一法一六〇・全改、平一七法三三・一部改正)

(国等の特例)

第四十一条 国又は地方公共団体が第二十四条第一項又は第二十九条第一項に規定する行為をしようとするときは、これらの規定にかかわらず、公共下水道管理者又は都市下水路管理者とあらかじめ協議することをもつて足りる。

(特別区に関する読替)

第四十二条 特別区の存する区域においては、この法律の規定(第二十五条の十第二項、第二十五条の十一第二項及び第三項並びに第三十一条の二の規定を除く。)中「市町村」とあるのは、「都」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別区は、都と協議して、主として当該特別区の住民の用に供する下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うものとする。

(昭四五法一四一・昭四九法七一・平三法三七・平一七法三二・一部改正)

(経過措置)

第四十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(昭五一法二九・全改、平二六法六九・旧第四十四条繰上)

第五章 罰則

第四十四条 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設を損壊し、その他公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設の機能

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）と相まつて労働力の需給の適正な調整を図るため労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の保護等を図り、もつて派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進に資することを目的とする。

（平二四法二七・一部改正）

（用語の意義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 労働者派遣 自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。
- 二 派遣労働者 事業主が雇用する労働者であつて、労働者派遣の対象となるものをいう。
- 三 労働者派遣事業 労働者派遣を業として行うことをいう。
- 四 紹介予定派遣 労働者派遣のうち、第五条第一項の許可を受けた者（以下「派遣元事業主」という。）が労働者派遣の役務の提供の開始前又は開始後に、当該労働者派遣に係る派遣労働者及び当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受ける者（第三章第四節を除き、以下「派遣先」という。）について

て、職業安定法その他の法律の規定による許可を受けて、又は届出をして、職業紹介を行い、又は行うことを予定してするものをいい、当該職業紹介により、当該派遣労働者が当該派遣先に雇用される旨が、当該労働者派遣の役務の提供の終了前に当該派遣労働者と当該派遣先との間で約されるものを含むものとする。

（平一五法八二・平二七法七三・一部改正）

（船員に対する適用除外）

第三条 この法律は、船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第六条第一項に規定する船員については、適用しない。

第二章 労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置

第一節 業務の範囲

第四条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行つてはならない。

- 一 港湾運送業務（港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第二条第二号に規定する港湾運送の業務及び同条第一号に規定する港湾以外の港湾において行われる当該業務に相当する業務として政令で定める業務をいう。）
- 二 建設業務（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。）
- 三 警備業法（昭和四十七年法律第十七号）第二条第一項各号に掲げる業務その他その業務の実施の適正を確保するためには

業として行う労働者派遣（次節並びに第二十三条第二項、第四項及び第五項において単に「労働者派遣」という。）により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務として政令で定める業務

2 厚生労働大臣は、前項第三号の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

3 労働者派遣事業を行う事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者は、その指揮命令の下に当該労働者派遣に係る派遣労働者を第一項各号のいずれかに該当する業務に従事させてはならない。

（昭六三法四〇・平八法九〇・平一一法八四・平一一法一六〇・平二四法

二七・平二七法七三・一部改正）

第二節 事業の許可（平二七法七三・改称）

（労働者派遣事業の許可）

第五条 労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 法人にあつては、その役員の氏名及び住所

三 労働者派遣事業を行う事業所の名称及び所在地

第四十三編 労働

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律）

四 第三十六条の規定により選任する派遣元責任者の氏名及び住所

3 前項の申請書には、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

4 前項の事業計画書には、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣に関する料金の額その他労働者派遣に関する事項を記載しなければならない。

5 厚生労働大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

（平一一法八四・平一一法一六〇・平一五法八二・平二七法七三・一部改

正）

（許可の欠格事由）

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）

により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十二条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二

る事務について、介護老人保健施設に入所している者の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し同項の事務を行うことを指示することができる。

(平一一法八七・平一一法一六〇・平一七法七七・平一九法二一〇・平二〇法四二・平二二法三七・平二三法七二・平二九法五一・一部改正)

○法四二・平二三法三七・平二三法七二・平二九法五一・一部改正

(公示)

第百四条の二 都道府県知事は、次に掲げる場合には、介護老人保健施設の開設者の名称又は氏名、当該介護老人保健施設の所在地その他の厚生労働省令で定める事項を公示しなければならない。

- 一 第九十四条第一項の規定による許可をしたとき。
- 二 第九十九条第二項の規定による廃止の届出があったとき。
- 三 前条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により第九十四条第一項の許可を取り消し、又は許可の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

(平二〇法四二・追加、平一九法五一・一部改正)

(医療法の準用)

第百五条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第九条第二項の規定は、介護老人保健施設の開設者について、同法第十五条第一項及び第三項の規定は、介護老人保健施設の管理者について、同法第三十条の規定は、第一条、第二条第一項、第三条第三項及び第百四条第一項の規定による処分について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令

第四十六編 社会福祉 (介護保険法)

で定める。

(平一一法八七・平二二法一四一・平一八法八三(平二〇法四二)・平二〇法四二・平二九法五一・一部改正)

○法四二・平二九法五一・一部改正

(医療法との関係等)

第百六条 介護老人保健施設は、医療法にいう病院又は診療所ではない。ただし、同法及びこれに基づく命令以外の法令の規定(健康保険法、国民健康保険法その他の法令の政令で定める規定を除く。)において「病院」又は「診療所」とあるのは、介護老人保健施設(政令で定める法令の規定にあっては、政令で定めるものを除く。)を含むものとする。

(平二九法五一・一部改正)

第三款 介護医療院 (平二九法五二・追加)

(開設許可)

第百七条 介護医療院を開設しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 介護医療院を開設した者が、当該介護医療院の入所定員その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときも、前項と同様とする。

3 都道府県知事は、前二項の許可の申請があった場合において、次の各号(前項の申請にあっては、第二号又は第三号)のいずれかに該当するときは、前二項の許可を与えることができない。

一 当該介護医療院を開設しようとする者が、地方公共団体、医

3 内閣府は、第二項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

(平一五法三三・平一八法一一八・平二二法四九・平二五法二八・平三〇

法八〇・一部改正)

(所掌事務)

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務(内閣官房が行う内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。)をつかさどる。

一 短期及び中長期の経済の運営に関する事項

二 財政運営の基本及び予算編成の基本方針の企画及び立案のために必要となる事項

三 経済に関する重要な政策(経済全般の見地から行う財政に関する重要な政策を含む。)に関する事項(次号から第十一号までに掲げるものを除く。)

四 中心市街地の活性化(中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第一条に規定するものをいう。)の総合的かつ一体的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

五 都市の再生(都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第一条に規定するものをいう。)及びこれと併せた都市の防災に関する機能の確保を図るための基本的な政策に関する事項

六 知的財産(知的財産基本法(平成十四年法律第二百二十二号)

B〔日法一二二五八・九〕③ I

第二条第一項に規定するものをいう。)の創造、保護及び活用
の推進を図るための基本的な政策に関する事項

七 構造改革特別区域(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第二条第一項に規定するものをいう。)における
経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化を図るための基本的な政策に関する事項

八 地域再生(地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第一条
に規定するものをいう。)の総合的かつ効果的な推進を図るた
めの基本的な政策に関する事項

九 道州制特別区域(道州制特別区域における広域行政の推進に
関する法律(平成十八年法律第十六号)第二条第一項に規定
するものをいう。)における広域行政(同条第二項に規定する
ものをいう。)の推進を図るための基本的な政策に関する事項

十 総合特別区域(総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一
号)第二条第一項に規定するものをいう。第三項第三号の六に
おいて同じ。)における産業の国際競争力の強化及び地域の活
性化の推進を図るための基本的な政策に関する事項

十一 国家戦略特別区域(国家戦略特別区域法(平成二十五年法
律第一百七号)第二条第一項に規定するものをいう。第三項第三
号の七において同じ。)における産業の国際競争力の強化及び
国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図るための基本的な政
策に関する事項

十二 日本国憲法の民主主権の理念の下に、住民に身近な行政
は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにすると

ともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革を推進するための基本的な政策に関する事項

十三 科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策に関する事項

十四 科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針に関する事項

十五 前二号に掲げるもののほか、科学技術の振興に関する事項

十六 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出（科学技術・イノベーション）創出の活性化に関する法律（平成二十

年法律第六十三号）第二条第五項に規定するものをいう。第三項第七号の三及び第二十六条第一項第四号において同じ。）の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事項

十七 宇宙の開発及び利用（以下「宇宙開発利用」という。）の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

十八 災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興（第三項第八号を除き、以下「防災」という。）に関する基本的な政策に関する事項

十九 前号に掲げるもののほか、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における当該災害への対処その他の防災に関する事項

二十 男女共同参画社会の形成（男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第二条第一号に規定するものをいう。

以下同じ。）の促進を図るための基本的な政策に関する事項

二十一 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する事項

二十二 沖縄に関する諸問題に対処するための基本的な政策に関する事項

二十三 前号に掲げるもののほか、沖縄の自立的な発展のための基盤の総合的な整備その他の沖縄に関する諸問題への対処に関する事項

二十四 北方地域（政令で定める地域をいう。以下同じ。）に関する諸問題への対処に関する事項

二十五 青少年の健全な育成に関する事項

二十六 金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項

二十七 食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項

二十八 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現並びに消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための基本的な政策に関する事項

二十九 子ども及び子どもを養育している者に必要な支援をするための基本的な政策並びに少子化の進展への対処に関する事項

三十 海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

2 前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、内閣総理大臣を長とし、前項に規定する事務を主たる事務とする内閣府が内閣官房を助けることがふさわしい内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内外の経済動向の分析に関すること。
二 経済に関する基本的かつ重要な政策に関する関係行政機関の施策の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く）。

二の二 中心市街地の活性化に関する法律第九条第一項に規定する基本計画の認定に関すること。

三 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）第四条第一項に規定する特定事業の実施に関する基本的な方針の策定及び推進に関すること。

三の二 構造改革特別区域法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画の認定に関すること。

三の三 地域再生法第五条第一項に規定する地域再生計画の認定に関すること、同法第十三条第一項の交付金に関すること（同法第五条第四項第一号ロに掲げる事業に要する経費に充てられための交付金については、当該交付金を充てて行う事業に関する

関係行政機関の経費の配分計画に関することに限る。）、同法第十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域再生支援助利子補給金の支給に関すること並びに同法第十五条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する利子補給金の支給に関すること。

三の四 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）第四条第一項に規定する基本指針の策定に関すること、同法第五条第一項に規定する計画の認定に関すること及び同法第十一条の交付金に関すること。

三の五 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第七条第一項に規定する道州制特別区域計画に関すること。

三の六 総合特別区域法第八条第一項に規定する国際戦略総合特別区域の指定に関すること、同法第十二条第一項に規定する国際戦略総合特別区域計画の認定に関すること、同法第二十八条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国際戦略総合特区支援助利子補給金の支給に関すること、同法第三十一条第一項に規定する地域活性化総合特別区域の指定に関すること、同法第三十五条第一項に規定する地域活性化総合特別区域計画の認定に関すること、同法第五十六条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域活性化総合特区支援助利子補給金の支給に関すること並びに総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

B〔日法一二二五八・九〕③ I

- 三の七 国家戦略特別区域の指定に関すること、国家戦略特別区域法第八条第一項に規定する区域計画に関すること、同法第十六条の四第三項に規定する指針及び同法第十六条の五第三項に規定する指針の作成に関すること、同法第二十八条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国家戦略特区支援金子補給金の支給に関すること並びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 四 市場開放問題及び政府調達に係る苦情処理に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 五 経済活動及び社会活動についての経済理論その他これに類する理論を用いた研究(大学及び大学共同利用機関におけるものを除く。)に関すること。
- 六 国民経済計算に関すること。
- 六の二 第一項第十二号の改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施の推進及びこれに必要な関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。
- 七 科学技術基本計画(科学技術基本法(平成七年法律第三百三十号)第九条第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。
- 七の二 科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。
- 七の二の二 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法(平成二十八年法律第四十三号)第三条第一項

- に規定する特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針の策定及び推進に関すること。
- 七の三 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する施策の推進に関すること。
- 七の四 匿名加工医療情報(医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(平成二十九年法律第二十八号)第二条第三項に規定するものをいう。)に関する施策に関すること(他省の所掌に属するものを除く)。
- 七の五 宇宙開発利用に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 七の六 宇宙開発利用の推進に関すること(他省の所掌に属するものを除く)。
- 七の七 多様な分野において公共の用又は公用に供される人工衛星等(人工衛星及び人工衛星に搭載される設備をいう。)で政令で定めるもの及びその運用に必要な施設又は設備の整備及び管理に関すること。
- 七の八 前三号に掲げるもののほか、宇宙開発利用に関する施策に関すること(他省の所掌に属するものを除く)。
- 七の九 防災に関する施策の推進に関すること。
- 八 防災に関する組織(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二章に規定するものをいう。)の設置及び運営並びに防災計画(同法第二条第七号に規定するものをいう。)に関すること。

八の二 被災者の応急救助及び避難住民等（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第七十五条第一項に規定するものをいう。）の救援に関すること。

九 激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項に規定するものをいう。）及び当該激甚災害に対し適用すべき措置の指定に関すること。

十 特定非常災害（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項に規定するものをいう。）及び当該特定非常災害に対し適用すべき措置の指定に関すること。

十一 被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条第一項に規定するものをいう。）の支給に関すること。

十二 台風常襲地帯（台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和三十三年法律第七十二号）第三条第一項に規定するものをいう。）及び災害防除事業（同法第二条第一項に規定するものをいう。）の指定に関すること。

十三 活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第二条第一項に規定する活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の策定に関すること並びに同法第三条第一項に規定する火山災害警戒地域、同法第十三条第一項に規定する避難施設緊急整備地域及び同法第二十三条第一項に規定する降灰防

B〔日法一二二五八・九〕③ I

除地域の指定に関すること。

十四 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）に基づく地震防災対策に関すること。

十四の二 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第一号に規定する原子力災害（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第百五条第七項第一号に規定する武力攻撃原子力災害を含む。）に対する対策に関すること。

十四の二の二 原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条の三に規定する原子力防災会議の事務局長に対する協力に関すること。

十四の二の三 原子力災害対策特別措置法第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言、同条第三項に規定する緊急事態応急対策に関する事項の指示及び同条第四項に規定する原子力緊急事態解除宣言を行うこと並びに同法第十六条第一項に規定する原子力災害対策本部の設置及び運営に関すること。

十四の三 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）に基づく地震防災対策に関すること。

十四の四 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）に基づく地震防災対策に関すること。

十四の四の二 首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）に基づく地震防災対策に関すること。

十四の五 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第四条第九項に規定する復興推進計画の認定に関する事、同法第四十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び復興特区支援利子補給金の支給に関する事、同法第四十六条第一項に規定する復興整備計画の推進に関する事、同法第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画に関する事、同法第七十八条第三項に規定する復興交付金の配分計画に関する事並びに同法第二条第三項に規定する復興推進事業、同法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業及び同法第七十八条第一項に規定する復興交付金事業等に関する関係行政機関の事務の調整に関する事。

十五 第七号の九から前号までに掲げるもののほか、防災に関する施策に関する事(他省の所掌に属するものを除く)。

十六 男女共同参画基本計画(男女共同参画社会基本法第十三条第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進に関する事。

十七 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する事務のうち他省の所掌に属しないものの企画及び立案並びに実施に関する事。

十八 沖縄(沖縄県の区域をいう。以下同じ。)における経済の振興及び社会の開発に関する総合的な計画(以下「振興開発計画」という。)の作成及び推進に関する事。

十九 振興開発計画に基づく事業に関する関係行政機関の経費の

見積りの方針の調整及び当該事業で政令で定めるものに関する関係行政機関の経費(政令で定めるものを除く。)の配分計画に関する事(文部科学省及び環境省の所掌に属するものを除く)。

二十 前二号に掲げるもののほか、沖縄における経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事(他省の所掌に属するものを除く)。

二十一 沖縄振興開発金融公庫の業務に関する事。

二十二 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法(昭和五十二年法律第四十号)の規定による駐留軍用地等以外の土地に係る各筆の土地の位置境界の明確化等に関する事。

二十三 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発に関する事。

二十四 北方地域に生活の本拠を有していた者に対する援護措置その他北方地域に関する事務(外務省の所掌に属するものを除く。)の推進に関する事。

二十五 本土(北方地域以外の地域をいう。以下同じ。)と北方地域にわたる身分関係事項その他の事実についての公の証明に関する文書の作成に関する事。

二十六 本土と北方地域との間において解決を要する事項についての連絡、あっせん及び処理に関する事。

二十六の二 青少年が安全に安心してインターネットを利用でき

- る環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）第八條第一項に規定する基本計画の作成及び推進に關すること。
- 二十六の三 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第八條第一項に規定する子ども・若者育成支援推進大綱の作成及び推進に關すること。
- 二十七 前二号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成に關する關係行政機關の事務の連絡調整及びこれに伴い必要となる当該事務の実施の推進に關すること。
- 二十七の二 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）第十條第一項に規定する食品健康影響評価に關すること。
- 二十七の三 少子化に対処するための施策の大綱（少子化社会対策基本法（平成十五年法律第三十三号）第七條に規定するものをいう。）の作成及び推進に關すること。
- 二十七の四 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）に規定する子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援に關すること（同法第六十九條に規定する拠出金の徴収に關することを除く。）。
- 二十七の五 認定こども園（就学前の子どもに關する教育、保育等の総合的な提供の推進に關する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定するものをいう。）に關する制度に關すること。
- 二十七の六 大学等における修学の支援（大学等における修学の支援に關する法律（令和元年法律第八号）第三條に規定するものをいう。）に關する關係行政機關の経費の配分計画に關する

- こと。
- 二十八 栄典制度に關する企画及び立案並びに栄典の授与及びはく奪の審査並びに伝達に關すること。
- 二十九 外国の勲章及び記章の受領及び着用に關すること。
- 三十 内閣総理大臣の行う表彰に關すること。
- 三十一 国民の祝日に關すること。
- 三十二 元号その他の公式制度に關すること。
- 三十三 国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に關する事務に關すること（他省の所掌に屬するものを除く。）。
- 三十四 迎賓施設における国賓及びこれに準ずる賓客の接遇に關すること。
- 三十五 国民生活の安定及び向上に關する經濟の發展の見地からの基本的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること（消費者庁の所掌に屬するものを除く。）。
- 三十六 市民活動の促進に關すること。
- 三十六の二 休眠預金等（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第一百一號）第二條第六項に規定するものをいう。）に係る資金の活用に関すること（金融庁の所掌に屬するものを除く。）。
- 三十七 官報及び法令全書並びに内閣所管の機密文書の印刷に關すること。
- 三十八 政府の重要な施策に關する広報に關すること。
- 三十九 世論の調査に關すること。

三十九の二 公文書等(公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)第二条第八項に規定するものをいう。)の管理に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

四十 公文書館に関する制度に関すること。

四十一 前二号に掲げるもののほか、公文書等の管理に関する法律第二条第六項に規定する歴史公文書等(国又は独立行政法人国立公文書館が保管するものに限り、現用のものを除く。)の保存及び利用に関すること(他の機関の所掌に属するものを除く。)

四十一の二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号及び同条第十五項に規定する法人番号の利用に関すること(他省の所掌に属するものを除く。)

四十二 削除

四十三 高齢社会対策の大綱(高齢社会対策基本法(平成七年法律第二百二十九号)第六条に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。

四十四 障害者基本計画(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第十一条第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。

四十四の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二

十五年法律第六十五号)第六条第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。

四十五 交通安全基本計画(交通安全対策基本法(昭和四十五年法律第十号)第二十二条第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること(国土交通省の所掌に属するものを除く。)

四十六 子どもの貧困対策に関する大綱(子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四号)第八条第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。

四十七 原子力の研究、開発及び利用に関する関係行政機関の事務の調整に関すること(安全の確保のうちその実施に関するものを除く。)

四十八 地方制度に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

四十九 選挙制度に関する重要事項に係る事務の連絡調整に関すること。

五十 国会等(国会等の移転に関する法律(平成四年法律第九十九号)第一条に規定するものをいう。)の移転先の候補地の選定及びこれに関連する事項に係る事務の連絡調整に関すること。

五十一 租税制度に関する基本的事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

五十二 国際平和協力業務(国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)第三条第五号に規

定するものをいう。)及び物資協力(同条第六号に規定するものをいう。)に關すること(他省の所掌に屬するものを除く。)

五十三 科学に關する重要事項の審議及び研究の連絡に關すること。

五十四 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に關する法律(平成十四年法律第四百十三号)第二条、第四条から第六条まで、第十一条の二、第十一条の三、第十四条及び附則第二条に規定する事務(他省の所掌に屬するものを除く。)

五十四の二 公益社団法人及び公益財団法人に關すること。

五十四の三 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第十八条の七第二項及び第六条の五第二項に規定する事務

五十四の四 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第一百八十二号)第十八条第二項に規定する事務

五十四の五 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に關する法律(平成三十一年法律第十六号)第十条第一項に規定するアイヌ施策推進地域計画の認定に關すること及び同法第十五条第一項の交付金に關すること。

五十五 所掌事務に係る国際協力に關すること。

五十六 政令で定める文教研修施設において所掌事務に關する研究を行うこと。

五十七 宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第二条に規定する事務

第三編 行政組織 (内閣府設置法)

五十八 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二十七条の二に規定する事務

五十九 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五条第四項及び第五項に規定する事務

五十九の二 個人情報保護に關する法律(平成十五年法律第五十七号)第六十一条に規定する事務

五十九の三 特定複合観光施設区域整備法(平成三十年法律第八十号)第二百十五条に規定する事務

六十 金融庁設置法(平成十年法律第三百十号)第四条第一項に規定する事務

六十一 消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)第四条第一項及び第六条第二項に規定する事務

六十二 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき内閣府に屬させられた事務

- (平一一法一五六・平一一法一六〇(平一一法一五六)・平一一法一六一
- ・平一四法五・平一四法四一・平一四法九二・平一四法一四三・平一四法
- 一八九・平一五法三三・平一五法四八・平一五法五七・平一五法六一・平
- 一五法一三三・平一六法二七・平一六法二九・平一六法八〇・平一六法一
- 六一・平一七法二四・平一七法六三・平一八法五一・平一八法五四・平一
- 八法五〇・平一八法八五・平一八法一一六・平一八法一一八・平一九法一
- 五・平一九法五三・平一九法一〇八・平一九法一一四・平二〇法三六・平
- 二〇法七九・平二二法四九・平二二法六六・平二二法七一・平二二法六
- 平二三法四・平二三法三七・平二三法八一・平二三法九〇・平二三法一一

第三編 行政組織 (内閣府設置法)

四二〇(一四六)

二・平二四法三五・平二四法四七・平二四法七四・平二五法二八・平二五法五四・平二五法六四・平二四法六七(平二五法五四・平二五法六四)・平二五法六五・平二五法八七・平二五法八八・平二五法一〇七・平二六法二二・平二六法三一・平二六法二二三・平二七法五二・平二七法五六・平二七法六五・平二七法六六・平二五法一〇九(平二七法六六)・平二七法七六・平二八法二九・平二八法三〇・平二八法四三・平二八法五五・平二八法一〇一・平二九法二八・平二九法七一・平二九法七五・平三〇法三七・平三〇法八〇・平三〇法九四・平三一法一六・令元法八(一部改正)

第三章 組織

第一節 通則

(組織の構成)

第五条 内閣府の組織は、任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を有する行政機関により系統的に構成され、かつ、内閣の重要な課題に弾力的に対応できるものとしなければならない。

2 内閣府は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第一条の国の行政機関と相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮しなければならない。

第二節 内閣府の長及び内閣府に置かれる特別な職
(内閣府の長)

第六条 内閣府の長は、内閣総理大臣とする。

2 内閣総理大臣は、内閣府に係る事項についての内閣法にいう主任の大臣とし、第四条第三項に規定する事務を分担管理する。

(内閣総理大臣の権限)

第七条 内閣総理大臣は、内閣府の事務を統括し、職員の服務について統督する。

2 内閣総理大臣は、内閣府に係る主任の行政事務について、法律又は政令の制定、改正又は廃止を必要と認めるときは、案をそなえて、閣議を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、内閣府に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、内閣府の命令として内閣府令を発することができる。

4 内閣府令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができない。

5 内閣総理大臣は、内閣府の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。

6 内閣総理大臣は、内閣府の所掌事務について、命令又は示達をするため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。

7 内閣総理大臣は、第三条第二項の任務を遂行するため政策について行政機関相互の調整を図る必要があると認めるときは、その必要性を明らかにした上で、関係行政機関の長に対し、必要な資

○エネルギー供給事業者による

非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律

(平成二十一年七月八日
法律第七十二号)

改正 平成二六年 六月一八日法律第七二号

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律をここに公布する。

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 基本方針等(第三条・第四条)
- 第三章 特定エネルギー供給事業者に係る措置(第五条―第八条)
- 第四章 特定燃料製品供給事業者に係る措置(第九条―第十二条)

第三十三編 工業

(エネルギー供給事業者による非化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律)

三二一五

- 第五章 雑則(第十三条―第十八条)
- 第六章 罰則(第十九条―第二十一条)

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、エネルギー供給事業者によって供給されるエネルギーの供給源の相当部分を化石燃料が占めており、かつ、エネルギー供給事業に係る環境への負荷を低減することが重要となつてゐる状況にかんがみ、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用を促進するために必要な措置を講ずることにより、エネルギー供給事業の持続的かつ健全な発展を通じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「エネルギー供給事業者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 電気事業者(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者、同項第九号に規定する一般送配電事業者及び同法第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。)
- 二 熱供給事業者(熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二条第三項に規定する熱供給事業者をいう。以下同

- じ。)
- 三 燃料製品供給事業者(化石エネルギー原料から製造される石油製品、可燃性天然ガス製品その他の製品のうち、燃焼の用に供されるものとして政令で定めるもの(以下「燃料製品」という。))の製造(第三者に委託して製造することその他の製造に準ずる行為として燃料製品の種類ごとに政令で定める行為を含む。第七条において同じ。))をして供給する事業を行う者(以下、第八項において同じ。))
- 2 この法律において「非化石エネルギー源」とは、電気、熱又は燃料製品のエネルギー源として利用することができるものうち、化石燃料(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される燃料(その製造に伴い副次的に得られるものであって燃焼の用に供されるものを含む。))であって政令で定めるものをいう。第五項において同じ。))以外のものをいう。
- 3 この法律において「再生可能エネルギー源」とは、太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものとして政令で定めるものをいう。
- 4 この法律において「非化石エネルギー源の利用」とは、電気、熱又は燃料製品のエネルギー源として非化石エネルギー源を利用すること(電気事業者又は熱供給事業者にあつては、エネルギー源として非化石エネルギー源を利用した電気又は熱を他の者から調達することを含む。))をいう。
- 5 この法律において「化石エネルギー原料」とは、化石燃料のうち、燃料製品の原料であつてエネルギー源となるものをいう。
- 6 この法律において「化石エネルギー原料の有効な利用」とは、化石エネルギー原料の単位数量当たりの当該化石エネルギー原料から燃料製品を製造(第三者に委託して製造することを含む。))して当該燃料製品を回収した後に残存する物として経済産業省令で定めるものの経済産業省令で定める方法により算出される発生量を減少させること又は化石エネルギー原料の単位数量当たりの当該化石エネルギー原料から製造される燃料製品の経済産業省令で定める方法により算出される生産量を増加させることをいう。
- 7 この法律において「特定エネルギー供給事業者」とは、エネルギー供給事業者のうち、非化石エネルギー源の利用が技術的及び経済的に可能であり、かつ、その促進が特に必要であるものとして政令で定める事業を行うものをいう。
- 8 この法律において「特定燃料製品供給事業者」とは、燃料製品供給事業者のうち、化石エネルギー原料の有効な利用が技術的及び経済的に可能であり、かつ、その促進が特に必要であるものとして政令で定める事業を行うものをいう。
- (平二六法七二・一部改正)
- 第二章 基本方針等
(基本方針)
- 第三条 経済産業大臣は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関

○過疎地域自立促進特別措置法

施行令

(平成十二年三月三十一日)
政令第百七十五号

改正

平成十二年	六月	七日政令第三二二号
同	一四年	二月 八日同 第二七号
同	一七年	四月 一日同 第二二四号
同	一八年	二月 三日同 第一九号
同	一八年	三月三十一日同 第一五一号
同	一九年	九月二十五日同 第三〇四号
同	二二年	三月三十一日同 第四七号
同	二四年	一月二十七日同 第一九号
同	二六年	三月三十一日同 第一三五号
同	二六年	二月二十四日同 第四二二号
同	二七年	一月二十三日同 第二二一号
同	二七年	七月十七日同 第二七三三号
同	二七年	二月十六日同 第四二二一号
同	二八年	三月三十一日同 第一八二二号
同	二九年	三月二十九日同 第六三三号
同	二九年	三月三十一日同 第一二六号
同	三〇年	九月二十八日同 第二八〇号

過疎地域自立促進特別措置法施行令をここに公布する。

過疎地域自立促進特別措置法施行令

内閣は、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五

号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（過疎地域の市町村から除かれる市町村の基準）

第十四編 国土開発 （過疎地域自立促進特別措置法施行令）

A 「日法一一八〇六・七」②

第一条 過疎地域自立促進特別措置法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める収入は、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）附則第二条第一項各号に掲げる売得金及び売上金に係る収益として得られる収入とする。この場合において、当該収益の額は、同条第四項第一号に規定する金額とする。

2 法第二条第一項の政令で定める金額は、次に定めるところによる。

一 法第二条第一項第一号（法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項第一号において同じ。）に該当する市町村にあっては、十三億円

二 法第二条第一項第二号に該当する市町村にあっては、二十億円

三 法第二条第一項第三号又は第四号に該当する市町村にあっては、四十億円

3 第一項の収入についての法第二条第一項の規定の適用については、同項に規定する収入の額は、次に定めるところによる。

一 法第二条第一項第一号に該当する市町村にあっては、平成十年度（法第三十二条の規定により同号の規定を読み替えて適用する場合には、法第三十二条に規定する国勢調査の結果による人口の年齢構成が公表された日の属する年度の前年度）の公営競技に係る収入の額

二 法第二条第一項第二号に該当する市町村にあっては、平成二十年度の公営競技に係る収入の額

四五九五

三 法第二条第一項第三号に該当する市町村にあっては、平成二十四年度の公営競技に係る収入の額

四 法第二条第一項第四号に該当する市町村にあっては、平成二十七年年度の公営競技に係る収入の額

(平一八政一九・平二三政四七・平二六政一三五・平二九政二二六・一部

改正)

(沖縄県の市町村に関する特例)

第二条 沖縄県の市町村に対する法第二条第一項第一号(法第三十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)及び第二号から第四号までの規定の適用については、沖縄の統計法(千九百五十四年立法第四十三号)第五条の規定により行われた国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和三十五年の人口、昭和四十年の人口及び昭和四十五年の人口は、それぞれ、同項各号に規定する国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和三十五年の人口、昭和四十年の人口及び昭和四十五年の人口とみなす。

(平二六政一三五・平二九政二二六・一部改正)

(財政力指数等の算定方法)

第三条 法第二条第一項第一号本文(法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条第一項において同じ。)に規定する数値を算定する場合には、次の各号に掲げる数値の区分に応じ、当該各号に定める方法により算定するものとする。

一 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の

規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値 小数点以下五位未満の数値を四捨五入して得た数値とする。

二 前号に規定する数値で平成八年度から平成十年度まで(法第三十二条の規定により法第二条第一項第一号の規定を読み替えて適用する場合には、法第三十二条に規定する国勢調査の結果による人口の年齢構成が公表された日の属する年度前三箇年度内。次条第一項において同じ。)の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値 小数点以下二位未満の数値を切り捨てて得た数値とする。

2 法第二条第一項第一号イからニまで(これらの規定を法第三十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する数値を算定する場合には、次の各号に掲げる数値の区分に応じ、当該各号に定める方法により算定するものとする。

一 法第二条第一項第一号イ及びニに規定する数値 小数点以下四位までの数値を算出し、当該数値について小数点以下二位未満を順次四捨五入して得た数値とする。

二 法第二条第一項第一号ロ及びハに規定する数値 小数点以下三位未満の数値を四捨五入して得た数値とする。

3 前二項の規定は、法第二条第一項第二号に規定する数値を算定する場合について準用する。この場合において、第一項中「第二条第一項第一号本文(法第三十二条の規定により読み替えて適用

する場合を含む。次条第一項において同じ。」とあるのは「第二条第一項第二号本文」と、同項第二号中「平成八年度から平成十年度まで（法第三十二条の規定により法第二十一条第一号の規定を読み替えて適用する場合には、法第三十二条に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度前三箇年度内。次条第一項において同じ。）」とあるのは「平成十八年度から平成二十年度まで」と、前項中「第二条第一項第一号イからニまで（これらの規定を法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第二条第一項第二号イからニまで」と、同項第一号中「第二条第一項第一号イ及びニ」とあるのは「第二条第一項第二号イ及びニ」と、同項第二号中「第二条第一項第一号ロ及びハ」とあるのは「第二条第一項第二号ロ及びハ」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、法第二十一条第三号に規定する数値を算定する場合について準用する。この場合において、第一項中「第二条第一項第一号本文（法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条第一項において同じ。）」とあるのは「第二条第一項第三号本文」と、同項第二号中「平成八年度から平成十年度まで（法第三十二条の規定により法第二十一条第一号の規定を読み替えて適用する場合には、法第三十二条に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度前三箇年度内。次条第一項において同じ。）」とあるのは「平成二十二年から平成二十四年度まで」と、第二項中「第

二条第一項第一号イからニまで（これらの規定を法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第二条第一項第三号イからニまで」と、同項第一号中「第二条第一項第一号イ及びニ」とあるのは「第二条第一項第三号イ及びニ」とあるのは「第二条第一項第三号イ及びニ」と、同項第二号中「第二条第一項第一号ロ及びハ」とあるのは「第二条第一項第三号ロ及びハ」と読み替えるものとする。

5 第一項及び第二項の規定は、法第二十一条第四号に規定する数値を算定する場合について準用する。この場合において、第一項中「第二条第一項第一号本文（法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条第一項において同じ。）」とあるのは「第二条第一項第四号本文」と、同項第二号中「平成八年度から平成十年度まで（法第三十二条の規定により法第二十一条第一号の規定を読み替えて適用する場合には、法第三十二条に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度前三箇年度内。次条第一項において同じ。）」とあるのは「平成二十五年から平成二十七年まで」と、第二項中「第二条第一項第一号イからニまで（これらの規定を法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第二条第一項第四号イからニまで」と、同項第一号中「第二条第一項第一号イ及びニ」とあるのは「第二条第一項第四号ロ及びハ」とあるのは「第二条第一項第四号ロ及びハ」と読み替えるものとする。

（平二三政四七・平二六政二三五・平一九政二六・一部改正）

(市町村の廃置分合等があった場合における財政力指数等の算定方法)

第四条 平成九年四月一日以降における市町村の廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村について、法第二条第一項第一号本文に規定する数値を算定する場合には、平成八年度から平成十年度までの各年度のうち当該算定の基礎となる当該市町村の廃置分合又は境界変更の日の属する年度前の各年度(以下この項において「廃置分合等年度前の各年度」という。)の基準財政収入額又は基準財政需要額の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の廃置分合等年度前の各年度に係る地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額又は同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額を各年度ごとにそれぞれ合算するものとする。

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村については、当該廃置分合後の市町村が廃置分合等年度前の各年度の四月一日に存在したものと仮定して地方交付税法第九条第二号の例によりそれぞれ計算するものとする。

三 境界変更によって区域を増した市町村については、当該市町村の廃置分合等年度前の各年度における地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額又は同法第十一条の規定

により算定した基準財政需要額に当該境界変更に係る区域をその区域とする市町村が廃置分合等年度前の各年度の四月一日に存在したものと仮定して同法第九条第二号の例により計算した基準財政収入額又は基準財政需要額を各年度ごとにそれぞれ合算するものとする。

四 境界変更によって区域を減じた市町村については、当該境界変更後の市町村が廃置分合等年度前の各年度の四月一日に存在したものと仮定して地方交付税法第九条第二号の例により計算するものとする。

2 昭和三十五年十月二日以降における市町村の廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村について、法第二条第一項第一号ただし書及び同号イからニまで(これらの規定を法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する数値を算定する場合には、当該算定の基礎となる当該市町村の昭和三十五年の人口、昭和四十五年の人口又は平成七年の人口(法第三十二条の規定により法第二条第一項第一号の規定を読み替えて適用する場合には、法第三十二条に規定する基準年又は当該年から起算して二十五年若しくは三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口)の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の国勢調査の結果による人口をそれぞれ合算するものとする。

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村については、当該市町村の区域以外の区域に係る国勢調査の結果による人口を当該廃置分合前の市町村の国勢調査の結果による人口からそれぞれ控除するものとする。

三 境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更により当該市町村の区域となった区域に係る国勢調査の結果による人口を当該境界変更前の市町村の区域に係る国勢調査の結果による人口にそれぞれ合算するものとする。

四 境界変更によって区域を減じた市町村については、当該境界変更により他の市町村の区域となった区域に係る国勢調査の結果による人口を当該境界変更前の市町村の区域に係る国勢調査の結果による人口からそれぞれ控除するものとする。

3 前二項の規定は、法第二条第一項第二号に規定する数値を算定する場合について準用する。この場合において、第一項中「平成九年四月一日」とあるのは「平成十九年四月一日」と、「第二条第一項第一号本文」とあるのは「第二条第一項第二号本文」と、「平成八年度から平成十年度まで」とあるのは「平成十八年度から平成二十年度まで」と、前項中「第二条第一項第一号ただし書及び同号イからニまで（これらの規定を法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第二条第一項第二号ただし書及び同号イからニまで」と、「昭和四十五年」とあるのは「昭和五十五年」と、「平成七年の人口（法第三十二条の規定により法第二条第一項第一号の規定を読み替えて適用する

場合には、法第三十二条に規定する基準年又は当該年から起算して二十五年若しくは三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口」とあるのは「平成十七年の人口」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、法第二条第一項第三号に規定する数値を算定する場合について準用する。この場合において、第一項中「平成九年四月一日」とあるのは「平成二十三年四月一日」と、「第二条第一項第一号本文」とあるのは「第二条第一項第三号本文」と、「平成八年度から平成十年度まで」とあるのは「平成二十二年から平成二十四年度まで」と、第二項中「昭和三十五年十月二日」とあるのは「昭和四十年十月二日」と、「第二条第一項第一号ただし書及び同号イからニまで（これらの規定を法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第二条第一項第三号ただし書及び同号イからニまで」と、「昭和三十五年の」とあるのは「昭和四十年の」と、「昭和四十五年」とあるのは「昭和六十年」と、「平成七年の人口（法第三十二条の規定により法第二条第一項第一号の規定を読み替えて適用する場合には、法第三十二条に規定する基準年又は当該年から起算して二十五年若しくは三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口）」とあるのは「平成二十二年の人口」と読み替えるものとする。

5 第一項及び第二項の規定は、法第二条第一項第四号に規定する数値を算定する場合について準用する。この場合において、第一

項中「平成九年四月一日」とあるのは「平成二十六年四月一日」と、「第二十一条第一項第一号本文」とあるのは「第二十一条第四号本文」と、「平成八年度から平成十年度まで」とあるのは「平成二十五年度から平成二十七年まで」と、第二項中「昭和三十五年十月二日」とあるのは「昭和四十五年十月二日」と、「第二十一条第一号ただし書及び同号イからニまで（これらの規定を法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第二十一条第四号ただし書及び同号イからニまで」と、「昭和三十五年の」とあるのは「昭和四十五年の」と、「昭和四十五年」とあるのは「平成二年」と、「平成七年の人口（法第三十二条の規定により法第二条第一項第一号の規定を読み替えて適用する場合には、法第三十二条に規定する基準年又は当該年から起算して二十五年若しくは三十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の人口）」とあるのは「平成二十七年の人口」と読み替えるものとする。

(平二二政四七・平二六政三三・平二九政二二六・一部改正)

(国の負担又は補助の割合の特例に係る交付金等)

第五条 法第十条第二項に規定する政令で定める交付金は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十六条の四の三第二項に規定する交付金とする。

2 法第十条第二項の規定により算定する交付金の額は、同項の事業に要する経費に対する通常の国の交付金の額に、当該経費について同条第一項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は

補助することとなる割合を参酌して総務省令・農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより算定した額を加算する方法により算定するものとする。

(平一七政二二四・追加、平二六政四二二・一部改正)

(地方債の対象となる施設等で政令で定めるもの)

第六条 法第十二条第一項の地場産業に係る事業又は観光若しくはレクリエーションに関する事業を行う者で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 出資金額の過半を市町村が出資することとなる法人
- 二 出資金額の四分の三以上を市町村及び農業協同組合、漁業協同組合その他の営利を目的としない法人が出資することとなる法人

2 法第十二条第一項第一号の政令で定める市町村道（融雪施設その他の道路の附属物を含む。）、農道、林道及び漁港関連道は、次に掲げるものとする。

- 一 集落と集落又は公共施設とを結ぶ市町村道（融雪施設その他の道路の附属物を含む。次号において同じ。）、農道、林道及び漁港関連道
- 二 産業の振興に資する施設と集落又は公共施設とを結ぶ市町村道
- 三 おおむね十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とする農道
- 四 当該林道に係る森林の利用区域面積がおおむね三十ヘクタール

ル以上の林道

3 法第十二条第一項第三号の地場産業の振興に資する施設で政令で定めるものは、技能修得施設、試験研究施設、生産施設、加工施設及び流通販売施設とする。

4 法第十二条第一項第二十二号の集落の整備のための政令で定める用地及び住宅は、法第六条第一項に規定する市町村計画（以下「市町村計画」という。）に基づき、市町村が集落の整備の用に供する農地、宅地（移転跡地を含む。）及び公共用地並びに住宅（附帯設備を含む。）とする。

5 法第十二条第一項第二十三号の政令で定める施設は、次に掲げるもののうち公用又は公共用に供するもの（地方財政法施行令第四十六条第四号及び第五号に掲げる事業を行う公営企業に係るものを除く。）とする。

- 一 太陽光を電気に変換するための施設又は設備
- 二 風力を発電に利用するための施設又は設備
- 三 水力を発電に利用するための施設又は設備
- 四 地熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備
- 五 太陽熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備
- 六 大気中の熱その他の自然界に存する熱（前二号に掲げるものを除く。）を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備

第十四編 国土開発（過疎地域自立促進特別措置法施行令）

七 バイオマス（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百二十二号）第四条第七号に規定するバイオマスをいう。以下この項において同じ。）又はバイオマスを原材料とする燃料を熱源とする熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備

八 バイオマスを原材料とする燃料を製造するための施設又は設備

6 法第十二条第一項第二十四号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 集落と集落又は公共施設とを結ぶ市町村が管理する都道府県道（融雪施設その他の道路の附属物を含む。次号において同じ。）
- 二 産業の振興に資する施設と集落又は公共施設とを結ぶ市町村が管理する都道府県道
- 三 林業用として継続的な使用に供される作業路
- 四 農業（畜産業を含む）、林業又は漁業の経営の近代化のための施設
- 五 商店街振興のために必要な共同利用施設
- 六 住民の交通の便に供するための自動車（雪上車を含む。）及び渡船施設
- 七 除雪機械
- 八 簡易水道施設

九 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター
十 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の学校給食の実施に必要な施設及び設備(法第十二条第一項第十八号に掲げる施設に該当するものを除く。)

十一 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教員又は職員のための住宅

(平一七政二二四・旧第六条繰下、平一八政一五一・旧第七条繰上、平二

二政四七・平二四政一九・平二六政三三五・平二七政四二二・平二九政六

三・平二九政一二六・一部改正)

(基幹道路の指定等)

第七条 法第十四条第一項に規定する政令で定める関係行政機関の長は、基幹的な市町村道については国土交通大臣、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道については農林水産大臣とする。

2 都道府県は、法第十四条第一項の規定により市町村道の新設又は改築に関する工事を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の路線名、工事区間、工事の種類及び工事の開始の日を告示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、工事の開始の場合に準じてその旨を告示するものとする。

3 法第十四条第二項の規定により都道府県が市町村道の道路管理

者に代わって行う権限は、道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第四条第一項各号(第二号を除く。)に掲げるものとする。

4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第三十号及び第三十一号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

5 都道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第二十三号又は第二十四号(いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。)に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。

6 都道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第一号、第六号、第八号、第十一号(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十九条の二第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。)、第二十三号、第二十四号、第二十五号(道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったものとみなされる協議に係る部分に限る。))又は第三十二号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。

(平二二政三二二・一部改正、平一七政二二四・旧第七条線下、平一八政一五一・旧第八条線下、平一九政三〇四・平二七政二二・平二八政一八二

・平三〇政二八〇・一部改正)

(公共下水道管理者の権限の代行)

第八条 都道府県は、法第十五条第一項の規定により公共下水道の幹線管渠等(同項に規定する幹線管渠等をいう。)の設置に関する工事を行おうとするときは、あらかじめ、当該公共下水道の名称、工事の区域又は区間、工事の内容及び工事の開始の日を告示しなければならぬ。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、工事の開始の場合に準じてその旨を告示するものとする。

2 法第十五条第三項の規定により都道府県が公共下水道管理者に代わって行う権限は、次に掲げるものとする。

一 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第十五条の規定により施設に関する工事の施行について協議し、及び当該工事を実施させること。

二 下水道法第十六条の規定により施設に関する工事を行うことを承認し、及び同法第三十三条の規定により当該承認に必要な条件を付すること。

三 下水道法第十七条の規定により施設に関する工事の施行に要する費用の負担について協議すること。

四 下水道法第二十四条第一項の規定による許可を与え、及び同条第三項第二号の規定により同号に規定する者と協議し、並び

に同法第三十三条の規定により当該許可に必要な条件を付すること。

五 下水道法第三十二条の規定により他人の土地に立ち入り、若しくは特別の用途のない他人の土地を一時使用し、又はその命じた者若しくは委任を受けた者にこれらの行為をさせ、並びにこれらの行為による損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び損失を補償すること。

六 下水道法第三十八条第一項若しくは第二項に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、又は同条第三項前段の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせること。ただし、同条第二項第二号又は第三号に該当する場合においては、同項に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、又は同条第三項前段の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせることはできない。

七 下水道法第三十八条第四項及び第五項の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び損失を補償すること。

八 下水道法第四十一条の規定により協議すること。

3 前項に規定する都道府県の権限は、第一項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、前項第五号に掲げる権限(損失の補償に係るものに限る。)及び同項第七号に掲げる権限

については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

4 都道府県は、法第十五条第三項の規定により公共下水道管理者に代わって第二項第四号、第六号又は第八号の権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該公共下水道管理者に通知しなければならない。

(平一七政二二四・旧第八条繰下、平一八政一五一・旧第九条繰上、平一二政四七・平二七政二七三・一部改正)

(診療所の設置等に係る費用の範囲)

第九条 法第十六条第五項の規定による補助は、同項に規定する事業につき都道府県が支弁する費用の額から当該事業の実施に伴う収入の額を控除した額を基準として、厚生労働大臣が定めるところにより算定した額について行うものとする。

(平一二政三二二・一部改正、平一七政二二四・旧第九条繰下、平一八政一五一・旧第十条繰上)

(新たに過疎地域の市町村となった場合の国の負担等に関する規定の適用)

第十条 法第三十二条の規定により読み替えて適用する法第二条の規定により新たに過疎地域をその区域とする市町村として公示された市町村につき法第十条(別表を含む)、第十一条、第十四条第四項から第六項まで、第十五条第八項及び第九項、第十六条第五項、第十八条第二項及び第三項並びに第十九条の規定を適用する場合には、これらの規定は、法第二条第二項の規定による公示

の日の属する年度(以下この条において「公示の年度」という。)の予算に係る国の負担又は補助(公示の年度の前年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき公示の年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)から適用する。

(平一七政二二四・旧第十条繰下、平一八政一五一・旧第十一条繰上、平一二政四七・旧第十条繰下・一部改正、平二九政二二六・旧第十一条繰上・一部改正)

(市町村の合併があつた場合の特例)

第十一条 法第三十二条第二項前段の規定により同項前段に規定する過疎地域であつた区域を過疎地域とみなして法の規定を適用する場合には、法第二条第二項中「過疎地域をその区域とする市町村(以下「過疎地域の市町村」という。）」とあるのは「過疎地域とみなされる区域」と、法第六条第一項、第四項及び第五項、第七条第二項及び第三項、第十二条、第十五条第一項、第十七条並びに第十九条中「過疎地域の市町村」とあるのは「過疎地域とみなされる区域を含む市町村」と、法第六条第一項中「過疎地域自立促進市町村計画」とあるのは「過疎地域とみなされる区域に係る過疎地域自立促進市町村計画」と、法第二十八条中「過疎地域の市町村」とあるのは「過疎地域とみなされる区域」とする。

(平一七政二二四・旧第十一条繰下、平一八政一五一・旧第十二条繰上・一部改正、平二三政四七・旧第十一条繰下・一部改正、平二九政二二六・旧第十二条繰上・一部改正)

附則

A〔日法一一八〇六・七〕②

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

(過疎地域活性化特別措置法施行令の失効に伴う経過措置)

第二条 法附則第四条第一項から第三項までの規定によりなおその効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法(平成二十一年法律第十五号)第十一条、第十四条第一項及び第二項、第十四条の二第四項並びに第十五条第五項の規定(以下この項において「旧過疎活性化法関係規定」という。)に基づき旧過疎地域活性化特別措置法施行令(平成二年政令第九十一号)の規定は、この政令の施行の日以後も、旧過疎活性化法関係規定が効力を有する限りにおいて、なおその効力を有する。

(法の規定が準用される特定市町村等)

第三条 総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、法附則第五条第一項前段に規定する特定市町村(以下単に「特定市町村」という。)を公示するものとする。

2 前項の規定により公示された特定市町村は、法第六条の規定の例により、市町村計画を定めなければならない。この場合において、当該都道府県は、法第五条第一項の自立促進方針及び法第七条第一項の都道府県計画(次項において単に「都道府県計画」という。)に、特定市町村の区域に関する事項についても定めるものとする。

3 特定市町村が作成した市町村計画又は特定市町村の区域に係る都道府県計画に基づく事業に係る国の負担又は補助のうち、平成

A〔日法一一八〇六・七〕^②

十六年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十七年度以降の年度に支出すべきものとされたもの及び平成十六年度以前の年度の歳出予算に係るもので平成十七年度以降の年度に繰り越されたものについては、平成十七年度以降も、法第十条(別表を含む。)及び第十一条の規定を準用する。

4 法附則第五条第二項に規定する特定市町村のうち政令で定めるものは、第三条第二項及び第四条第二項の規定により算定した法第二条第一項第二号に規定する三分の一の数値が一未満である市町村とする。

5 総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、前項に規定する市町村を公示するものとする。

(平一二政三二二・一部改正)

第四条 総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、法附則第六条前段又は第七条前段に規定する特定市町村の区域とみなされる区域を公示するものとする。

2 前項の規定により公示された区域を含む市町村については、当該市町村を特定市町村と、当該区域を特定市町村の区域とみなして前条第二項から第五項までの規定を適用する。この場合において、同条第二項中「市町村計画」とあるのは、「特定市町村の区域とみなされる区域に係る市町村計画」とする。

3 法附則第六条前段又は第七条前段の規定により法附則第六条前段に規定する過疎地域であった区域又は法附則第七条前段に規定する特定市町村の区域であった区域を特定市町村の区域とみなし

て法附則第五条の規定を適用して法第十条から第十二条まで、第十四条及び第十五条の規定を準用する場合には、法第十条から第十二条までの規定中「市町村計画」とあるのは、「特定市町村の区域とみなされる区域に係る市町村計画」と読み替えるものとする。

(平一二政三二二・一部改正)

附 則 (平成二二年六月七日政令第三二二号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成二四年二月八日政令第二七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年四月一日政令第二二四号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年二月三日政令第一九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三日政令第一五一号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年九月二五日政令第三〇四号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年九月二十八日)から施行する。

附 則 (平成二三年三月三日政令第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 地方公共団体が、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律による改正前の過疎地域自立促進特別措置法(以下この条において「旧過疎地域自立促進法」という。)の規定に基づく過疎地域をその区域とする市町村の区域内においてソフトウェア業の用に供する設備を平成二十二年三月三十一日以前に新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税については課税免除又は不均一課税をした場合における地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、旧過疎地域自立促進法第三十一条の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成二四年一月二七日政令第一九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日(平成二十四年二月一日)から施行する。

附 則 (平成二六年三月三日政令第三三五号)

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年二月二十四日政令第四二二号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

(施行の日)平成二十七年四月一日

附 則 (平成二十七年一月三十三日政令第二二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二十七年七月一七日政令第二七三三号)

この政令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年七月十九日)から施行する。

附 則 (平成二十七年二月一六日政令第四二二二号)

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年三月三十一日政令第一八二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十九年三月二十九日政令第六三三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行の日前に設置された第六条第三号の規定に

第十四編 国土開発 (過疎地域自立促進特別措置法施行令)

よる改正前の過疎地域自立促進特別措置法施行令第六条第六項第九号に掲げる母子健康センター(以下この条において「母子健康センター」という。)及び同日前に過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第六条第二項の規定により同条第一項に規定する市町村計画に定められた母子健康センターであって同日以後に設置されるものについては、第六条第三号の規定による改正後の過疎地域自立促進特別措置法施行令第六条第六項第九号に掲げる母子健康包括支援センターとみなす。

附 則 (平成二十九年三月三十一日政令第二二六号)

(施行期日)

1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 地方公共団体が、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第十一号)による改正前の過疎地域自立促進特別措置法(以下この項において「旧過疎自立促進法」という。)の規定に基づき過疎地域をその区域とする市町村の区域内において旧過疎自立促進法第三十条に規定する情報通信技術利用事業の用に供する設備を平成二十九年三月三十一日以前に新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税について課税免除又は不均一課税をした場合における地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、旧過疎自立促進法第三十一条の規定は、なおその効力を有する。

第十四編 国土開発 (過疎地域自立促進特別措置法施行令)

四六〇四

附則 (平成三〇年九月二十八日政令第二八〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日
(平成三十年九月三十日) から施行する。

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年十一月二十日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第三百二十九号

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、道路法等の一部を改正する法律（令和二年法律第三十一号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（道路法施行令の一部改正）

第一条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項中「第四号まで及び第六号から第十四号まで」を「第五号まで及び第七号から第二十一号まで」に改め、同項中「第十五号を第二十二号とし、第十四号を第二十一号とし、第十三号を第二十号とし、同項第十二号中「第四十八条の二十七」を「第四十八条の五十一」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十一号を同項第十二号とし、同号の次に次の六号を加える。

十三 法第四十八条の二十三第一項の規定により公募占用指針を定め、及び同条第五項の規定により意見を聴くこと。

十四 法第四十八条の二十五第一項及び第二項の規定により歩行者利便増進計画について審査し、及び評価を行い、同条第四項の規定により占用予定者を選定し、同条第五項の規定により意見を聴き、並びに同条第六項の規定により通知すること。

十五 法第四十八条の二十六第一項の規定により道路の場所を指定し、及び歩行者利便増進計画が適当である旨の認定をすること。

十六 法第四十八条の二十七第一項の規定により変更の認定をすること。

十七 法第四十八条の二十九の規定により地位の承継の承認をすること。

十八 法第四十八条の四十五の規定により自動車駐車場等運営権者と協議（当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。）をすること。

第一条の二第二項中第十号を第十一号とし、第二号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 法第三十三条第二項第三号の規定により利便増進誘導区域を指定すること。

第一条の二第二項中「第三号まで、第六号」を「第四号まで、第七号」に、「及び第十一号から第十三号まで」を「第十二号、第十三号（法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）及び第十八号から第二十号まで」に改める。

第四条第一項第二十三号を同項第二十四号とし、同号の次に次の六号を加える。
 二十五 法第四十八条の二十三第一項の規定により公募占用指針を定め、及び同条第五項の規定により意見を聴くこと。
 二十六 法第四十八条の二十五第一項及び第二項の規定により歩行者利便増進計画について審査し、及び評価を行い、同条第四項の規定により占用予定者を選定し、同条第五項の規定により意見を聴き、並びに同条第六項の規定により通知すること。
 二十七 法第四十八条の二十六第一項の規定により道路の場所を指定し、及び歩行者利便増進計画が適当である旨の認定をすること。
 二十八 法第四十八条の二十七第一項の規定により変更の認定をすること。
 二十九 法第四十八条の二十九の規定により地位の承継の承認をすること。
 三十 法第四十八条の三十二第一項又は第三項の規定による許可をし、及び法第八十七条第一項の規定により当該許可に必要な条件を付すること。

第四条第一項第二十二号を第二十三号とし、第七号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。
 七 法第三十三条第二項第三号（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により利便増進誘導区域を指定すること。
 第四条第二項ただし書中「前項第三十号及び第三十一号」を「前項第三十八号及び第三十九号」に改める。

第四条の二第一項第一号中「第十号まで、第十一号」を「第十一号まで、第十二号」に、「第十二号から第十六号まで、第十八号、第二十三号から第二十五号まで、第二十七号から第三十一号まで、第三十四号及び第三十五号」を「第十三号から第十七号まで、第十九号、第二十四号から第二十九号まで、第三十一号、第三十三号、第三十五号から第三十九号まで、第四十二号及び第四十三号」に改め、同項第五号中「第十六号」を「第十七号」に改め、同項第七号中「第三十二号第五項」の下に、「第三十三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）を「含む。」の下に「並びに第四十八条の二十五第三項」を加え、同項中第二十八号を第二十九号とし、第十九号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十八号中「及び自動車駐車場」を「法第四十八条の二十第一項又は第三項の規定による歩行者利便増進道路の指定をしようとするとき及び自動車駐車場又は特定車両停留施設」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、同項第十四号ただし書中「並びに法」を「法」に改め、「含む。」の下に「の規定並びに法第四十八条の二十六第一項、第四十八条の二十七第一項及び第四十八条の二十九」を加え、同号を同項第十五号とし、同項第十三号中「第四十八条の二十七」を「第四十八条の五十九」に「施行」を「実施」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号中「第四十八条の二十六」を「第四十八条の四十九」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号中「第四十八条の二十五第一項」を「第四十八条の四十八第一項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号中「第四十八条の二十三第一項」を「第四十八条の四十六第一項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。
 十 法第四十八条の四十五の規定により自転車駐車場に係る自動車駐車場等運営権者と協議をすること。

第四条の二第二項ただし書中「前条第一項第三十号及び第三十一号」を「前条第一項第三十八号及び第三十九号」に改める。
 第四条の三第一項中「第三十九号」を「第四十七号」に改め、同条第二項ただし書中「第四条第一項第三十号及び第三十一号」を「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」に改める。

第四条の四第一項第一号中「第三十号まで、第三十二号から第三十五号まで及び第三十七号から第三十九号まで」を「第三十八号まで、第四十号から第四十三号まで及び第四十五号から第四十七号まで」に改め、同項第二号中「第十三号」を「第十四号」に改め、同項第三号中「並びに」を「法第四十八条の二十第一項又は第三項の規定による歩行者利便増進道路の指定をしようとするとき並びに」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。
 三 法第四十八条の四十五の規定により自動車駐車場等運営権者と協議（当該協議が成立することをもつて、法第二十四条本文の規定による承認（道路の維持の実施に係るものに限る。）があつたものとみなされるものに限る。）をすること。
 第四条の四第二項ただし書中「第四条第一項第三十号」を「第四条第一項第三十八号」に改める。
 第五条第四号中「第四十八条の二十一第三項」を「第四十八条の三十八第三項」に改める。
 第五条の二第一項第一号を次のように改める。
 一 第四条第一項第六号、第八号から第十一号まで、第十六号から第二十三号まで、第三十号から第三十二号まで、第三十五号から第三十八号まで、第四十号、第四十一号及び第四十五号から第四十七号までに掲げる権限
 第五条の二第二項第二号中「第十三号」を「第十四号」に改め、同条第二項ただし書中「第四条第一項第三十号」を「第四条第一項第三十八号」に改め、同条の次に次の一条を加える。
 第五条の三 法第四十八条の二十二第三項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるもののうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該指定市以外の市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。
 一 第四条第一項第一号、第三号から第十一号まで、第十二号（法第三十九条の二第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第十三号から第二十九号まで、第三十一号、第三十三号、第三十五号から第三十九号まで、第四十一号から第四十三号まで及び第四十五号から第四十七号までに掲げる権限
 二 第四条の二第一項第二号から第四号まで、第六号、第七号、第十号から第十五号まで、第十八号及び第二十号から第二十九号までに掲げる権限
 三 法第二十四条の二第一項の規定に基づく駐車料金、同条第三項の規定に基づく割増金、法第三十九条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく占用料並びに法第四十四条の二第七項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十八条から第六十二条までの規定に基づく負担金（第五号において「駐車料金等」という。）を徴収すること。
 四 法第四十八条の四十五の規定により自動車駐車場に係る自動車駐車場等運営権者と協議をすること。
 五 法第七十三条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により駐車料金等の納付を督促し、並びに駐車料金等並びに駐車料金等に係る手数料及び延滞金を徴収すること。
 六 法第九十五条の二第一項（法第四十六条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとするとき、法第四十八条の二十第一項又は第三項の規定による歩行者利便増進道路の指定をしようとするとき及び横断歩道橋又は特定車両停留施設を設けようとするときに係る部分を除く。）の規定により意見を聴き、又は通知し、及び法第九十五条の二第二項本文（道路の区域を立体的区域として決定し、又は変更しようとするときに係る部分に限る。）の規定により協議をすること。
 2 前項に規定する指定市以外の市町村の権限は、法第四十八条の二十二第二項の規定に基づき公示される同条第一項に規定する歩行者利便増進改築等の開始の日から当該歩行者利便増進改築等の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第三十八号及び第三十九号に掲げる権限は、当該歩行者利便増進改築等の完了の日後においても行うことができる。

第六条第一項各号中「第四十八条の二十第一項」を「第四十八条の三十七第一項」に改め、同条第二項中「第二十七条第二項」の下に「又は第四十八条の二十二第三項」を加え、「第四十八条の二十第一項」を「第四十八条の三十七第一項」に、「第四十八条の二十三第一項」を「第四十八条の四十六第一項」に、「第四十八条の二十五第三項」を「第四十八条の四十八第三項」に改め、同条第三項中「若しくは第三項又は第四十八条の十九第二項」を「又は第三項」に改め、同項ただし書を削り、同項第一号中「第四条第一項第一号」の下に「又は第七号」を加え、同項第五号中「第四十八条の二十第一項」を「第四十八条の三十七第一項」に改め、同項第七号中「若しくは法」を「法」に、「の規定による認定」を「第四十八条の二十六第一項若しくは第四十八条の二十七第一項の規定による認定若しくは法第四十八条の二十九の規定による承認」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号中「第四十八条の二十七」を「第四十八条の五十」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

六 法第四十八条の二十三第一項の規定により公募占用指針を定めること。
七 法第四十八条の四十五の規定により自動車駐車場等運営権者と協議（当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。）をすること。

第六条第四項第一号中「及び第十六号」を「第八号及び第十七号」に、「第十号（法第四十八条の二十三第三項）を「第十一号（法第四十八条の四十六第一項）に、「第十一号（法第四十八条の二十五第三項）を「第十二号（法第四十八条の四十八第三項）に、「第十九号、第二十一号から第二十四号まで及び第二十八号」を「第二十号、第二十二号から第二十五号まで及び第二十九号」に、「第七号まで」を「第九号まで」に改め、同条中第六項を第八項とし、第五項の次に次の二項を加える。
6 国土交通大臣は、法第四十八条の十九第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行った場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一 第三項第二号、第三号及び第七号に掲げる権限

二 法第四十八条の三十七第一項の規定により協定を締結すること。

三 法第七十一条第一項又は第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第三十二条第一項若しくは第三項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は当該許可に係る物件の改築、移転若しくは除却を命ずること。

7 指定市以外の市町村は、法第四十八条の二十二第三項の規定により道路管理者に代わつて第四十条第一項第一号、第七号、第八号、第十七号、第二十号及び第二十一号、第四十条の二第一項第三号、第六号、第十一号（法第四十八条の四十六第一項の規定による指定に係る部分に限る。）、第十二号（法第四十八条の四十八第三項の規定による指定の取消しに係る部分に限る。）、第二十号、第二十二号から第二十五号まで及び第二十九号並びにこの条第三項第二号から第九号まで及び第四項第二号から第四号までに掲げる権限を行った場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

第十号中「石油管」の下に、「自動運行補助施設」を加え、同条第一号中「及び第十一条の八第一項」を「第十一条の八第一項及び第十一条の九第一項」に改め、同号イ(4)中「第十一条の六第一項第二号及び第二十一号の九第一項第二号」を「第十一条の七第一項第二号及び第十一条の六第一項第二号」に、「第十一号の六第一項第一号、第十一号の九第一項第一号及び」を「第十一号の六第一項第三号及び第五号、第十一号の七第一項第一号」に改め、「第十六条の二第一号から第三号まで及び第六号に掲げる工作物、物件又は施設に該当する一般工作物等を利用増進誘導区域内に設ける場合にあつては、歩道上の部分」を加える。

第十一条第二項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、同項の基準については、電柱にあつては前条（第二号から第五号までに係る部分に限る。）の規定を、公衆電話所にあつては同条（第一号八及び第二号から第五号までに係る部分に限る。）の規定を、それぞれ準用する。
第十一条の二第二項第二号中「第十一条の七第一項第二号」を「第十一条の八第一項第二号」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、同項の基準については、第十条（第二号から第五号までに係る部分に限る。）及び前条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用する。
第十一条の三第二項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、同項の基準については、第十条（第一号口及び第二号から第五号までに係る部分に限る。）、第十一号第一項（第一号に係る部分に限る。）、及び前条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定を準用する。
第十一条の四第二項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、同項の基準については、第十条（第一号口及び第二号から第五号までに係る部分に限る。）、第十一号第一項（第一号に係る部分に限る。）、第十一号の二第二項（第三号に係る部分に限る。）、及び前条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定を準用する。
第十一条の五第二項前段を次のように改める。

前項に定めるもののほか、同項の基準については、第十条（第二号から第五号までに係る部分に限る。）、第十一号の二第二項（第三号に係る部分に限る。）、及び第十一号の三第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用する。
第十一条の十第二項前段を次のように改める。

前項に定めるもののほか、同項の基準については、第十条（第一号及び第五号に係る部分に限る。）の規定を準用する。
第十一条の十を第十一号の十一とする。

第十一条の九第二項前段を次のように改める。
前項に定めるもののほか、同項の基準については、第十条（第一号及び第五号に係る部分に限る。）の規定を準用する。
第十一条の九を第十一号の十とする。

第十一条の八第二項を次のように改める。
前項に定めるもののほか、同項の基準については、第十条（第一号口及び八並びに第二号から第五号までに係る部分に限る。）の規定を準用する。
第十一条の八を第十一号の九とする。

第十一条の七第二項を次のように改める。
前項に定めるもののほか、同項の基準については、第十条（第一号八及び第二号から第五号までに係る部分に限る。）の規定を準用する。
第十一条の七を第十一号の八とする。

第十一条の六第一項第一号中「車道」の下に「第十六条の二第四号に掲げる施設に該当する施設を利用増進誘導区域内に設ける場合にあつては、車道及び自転車道」を加え、同項第二号中「歩道上」の下に「（第十六条の二第四号に掲げる施設に該当する施設を利用増進誘導区域内に設ける場合にあつては、自転車歩行者道又は歩道上）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、同項の基準については、第十条（第一号口及び八並びに第二号から第五号までに係る部分に限る。）の規定を準用する。
第十一条の六を第十一号の七とする。
第十一条の五の次に次の一条を加える。

(自動運行補助施設の占用の場所に関する基準)
 第三十三条第一項の政令で定める基準は、自動運行補助施設を地上に設ける場合においては、自動運行補助施設の道路の区域内の地面に接する部分が、次の各号のいずれかに該当する位置にあることとする。

- 一 法面
- 二 側溝上の部分
- 三 路端に近接する部分(路肩の部分及び車道上の部分を除く。)
- 四 歩道内の車道に近接する部分
- 五 道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合にあつては、路肩の部分若しくは車道上の部分又は分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分

2 前項に定めるもののほか、同項の基準については、第十条(第一号ロ及びハ、第二号イ及びハ並びに第三号から第五号までに係る部分に限る。)の規定を準用する。

第十六条の次に次の一条を加える。

- (歩行者利便増進施設等)
- 一 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
 - 二 ベンチ、街灯その他これらに類する工作物で歩行者の利便の増進に資するもの
 - 三 標識、旗さお、幕又はアーチで歩行者の利便の増進に資するもの
 - 四 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で歩行者の利便の増進に資するもの
 - 五 第十一條の十第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの
 - 六 次に掲げるもので、集会、展示会その他これらに類する催しのため設けられ、かつ、歩行者の利便の増進に資するもの

イ 広告塔その他これに類する工作物

ロ 露店、商品置場その他これらに類する施設

ハ 看板、旗さお、幕及びアーチ

第十七条中「第三十三条第二項第三号」を「第三十三条第二項第四号」に改める。

第十九条第一項、第十九条第二項及び第十九条の三の二中「第四十八條の二十七」を「第四十八條の四十五若しくは第四十八條の五十一」に改める。

第十九条の十一第一項中「第二十七條第二項」の下に「又は第四十八條の二十二第三項」を加え、「第四條第一項第十八号」を「第四條第一項第十九号」に改める。

第二十六條中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第二十条及び第二十二條の規定は、法第四十八條の二十二第一項の規定により指定市以外の市町村が歩行者利便増進道路である国道の改築を行う場合の負担について準用する。この場合において、第二十条中「他の都道府県」とあるのは「都道府県」と、「新設又は改築」とあるのは「改築」と、「当該国道の所在する都道府県」とあるのは「指定市以外の市町村で当該国道の所在するもの」と、第二十二條中「都道府県」とあるのは「指定市以外の市町村」と読み替えるものとする。

6 第二十六條に次の一項を加える。

前条の規定は、法第四十八條の二十二第一項の規定により指定市以外の市町村の行う歩行者利便増進道路である国道の改築に関する工事について準用する。この場合において、前条中「都道府県」とあるのは「指定市以外の市町村」と、「新設又は改築」とあるのは「改築」と読み替えるものとする。

第二十八條第二項中「により歩道の新設等」を「による歩道の新設等又は法第四十八條の二十二第一項の規定による歩行者利便増進改築等」に改め、「修繕」の下に「若しくは歩行者利便増進道路の改築若しくは修繕」を加え、「に係る」を「若しくは歩行者利便増進改築等に係る」に、「の調査」を「若しくは歩行者利便増進道路の調査」に改める。

第三十条中「により」を「による」に、「を行う」を「若しくは法第四十八條の二十二第一項の規定による歩行者利便増進道路の改築若しくは修繕に関する工事を行う」に改める。

第三十条の五中「第二十七條第二項」の下に「又は第四十八條の二十二第三項」を加え、「第四條第一項第二十八号」を「第四條第一項第三十六号」に改める。

第三十四條第一項中「同条第三項」の下に「法第四十八條の三十五第三項において準用する場合を含む。」を加え、「並びに法」を「法」に、「法」に、「第五十八條」を「及び第五十八條に、「まで及び」を「まで並びに」に改め、「負担金」の下に「並びに法第四十八條の三十五第一項の規定に基づく停留料金を加える。」

第三十四條の三中「第二條第二項第八号」を「第二條第二項第十号」に改め、同条第二号中「により歩道の新設等」を「による歩道の新設等若しくは法第四十八條の二十二第一項の規定による歩行者利便増進改築等」に改める。

第三十五條の六中「第四十八條の二十第一項」を「第四十八條の三十七第一項」に改め、同条を第三十五條の十とする。

第三十五條の五の次に次の四條を加える。

- (歩行者利便増進改築等)
- 一 歩道、自転車道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路の改築、維持若しくは修繕(いずれも歩行者の滞留の用に供する部分に係るものに限る。)
 - 二 道路の附属物である柵、駒止め、並木、街灯、自動車駐車場若しくは自転車駐車場、電線共同溝又はベンチ若しくはその上屋の新設又は改築
 - 三 第一号に掲げる改築、維持又は修繕と併せて行う車道又は路肩の幅員の縮小その他の改築及び当該改築に係る車道又は路肩の維持又は修繕(道路管理者の許可を要しない車両)

第三十五條の七 法第四十八條の三十二第一項ただし書の政令で定める車両は、道路の改築、修繕又は災害復旧に関する工事、道路の維持その他特別の理由に基づき当該特定車両停留施設に停留することがやむを得ないと認められる車両で、国土交通大臣が定めるものとする。

(特定車両の停留の許可基準)

第三十五條の八 法第四十八條の三十三第二号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 当該申請に係る車両の幅、重量、高さ又は長さその他の当該車両に係る事項が、当該特定車両停留施設の構造の保全に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。
- 二 当該申請に係る車両を停留させる日及び時間帯、当該車両の特定車両停留施設の周辺における通行経路その他の当該車両の停留の方法に関する事項が、当該日及び時間帯において当該特定車両停留施設に停留する他の車両の種類及び数、当該特定車両停留施設の周辺における道路の構造及び交通の状況その他の事情に照らして、当該特定車両停留施設の適正かつ合理的な利用に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。
- 三 当該申請に係る車両を停留させることが、特定車両停留施設の周辺における安全かつ円滑な道路の交通を確保するため必要であると認められるものであること。

(停留料金を徴収することができる車両)

第三十五條の九 法第四十八條の三十五第一項ただし書の政令で定める車両は、第三十五條の七に規定する車両とする。

第三十九條第一項中「第一条の二第一項第五号及び第十五号」を「第一条の二第一項第六号及び第二十二号」に改め、同条第二項中「第十六号」を「第十七号並びに第五條の三第一項第三号及び第五号」に改める。

第四十条第二号中「により歩道の新設等」を「による歩道の改築等又は法第四十八條の二十二第一項の規定による歩行者利便増進改築等」に改める。

第十五条第一項の表第四十七條の二第二項の項及び第四十七條の二第三項の項中「第八条第一項第二十七号若しくは第十七條第一項第二十三号」を「第八条第一項第二十八号若しくは第十七條第一項第二十四号」に改め、同表第四十七條の八第二項の項を削り、同表第七十一條第四項の項中「第二十六号、第二十九号若しくは第三十一号」を「第二十七号、第三十号若しくは第三十二号」に、「第二十二号、第二十五号若しくは第二十七号」を「第二十三号、第二十六号若しくは第二十八号」に改め、同表第二項の表第二條第二項第六号及び第七号の項中「第二条第二項第六号及び第七号」を「第二条第二項第五号及び第七号から第九号まで」に改め、同表第十八條第二項、第二十条第五項、第二十一条、第二十二條第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の二、第二十四條の三、第二十八條第一項及び第三項、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條から第三十九條まで、第三十九條の二第一項及び第五項から第七項まで、第三十九條の三第一項及び第三項、第三十九條の四、第三十九條の五、第三十九條の六第一項から第三項まで、第三十九條の七第二項及び第四項、第三十九條の九、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三條の二、第四十四條第一項、第二項及び第四項から第七項まで、第四十四條の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五條第一項、第四十六條、第四十七條第三項、第四十七條の二、第四十七條の三、第四十七條の四、第四十七條の五、第四十七條の七、第四十七條の八、第四十八條の二、第四十八條の三、第四十八條の四、第四十八條の五、第四十八條の六、第四十八條の七、第四十八條の八、第四十八條の九、第四十八條の十、第四十八條の十一、第二項、第四十八條の十二、第四十八條の二十第一項、第四十八條の二十一第一項から第三項まで、第四十八條の二十三から第四十八條の二十七まで、第五十七條、第五十八條第一項、第五十九條第三項、第六十条から第六十二条まで、第六十六條第一項、第六十七條の二、第六十八條、第六十九條第一項、第七十條第一項、第七十條第二項、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項及び第二項、第七十三条第一項から第三項まで、第七十五条第四項及び第五項、第七十六條、第八十六條第二項、第七十七條第一項、第九十条第二項、第九十一条第二項及び第三項、第九十二条第四項、第九十五条の二、第九十六條第三項から第五項まで、第九十三條第二項、第九十五号及び第九十六号、第九十四條第一項、第九十三号及び第九十四号、第九十五号、第九十六條第一号の項中「第三十三條第一項」の下に、「第二項第三号、第三項及び第四項」を、「第四十五條第一項」の下に、「第四十五條の二第二項」を加え、「第四十八條の二十一第一項から第三項まで、第四十八條の二十三から第四十八條の二十七まで」を「第二項及び第五項、第四十八條の二十三第一項、第五項及び第六項、第四十八條の二十四第一項及び第二項、第四十八條の二十五、第四十八條の二十九、第四十八條の三十、第四十八條の三十一から第四十八條の三十四まで、第四十八條の三十五第一項、第四十八條の三十六、第四十八條の三十七第一項、第四十八條の三十八第一項から第三項まで、第四十八條の四十第一項、第四十八條の四十一、第四十八條の四十六から第四十八條の五十まで」に改め、同表第二十四條の二第一項の項中「第三項」の下に「(第四十八條の三十五第三項において準用する場合を含む。）」を、「第四十八條の七第一項」の下に、「第四十八條の三十五第一項」を加え、同表第三十九條第二項、第三十九條の二第五項、第四十四條第二項、第四十八條の七第二項、第六十一条第二項、第七十三條第二項の項中「第四十八條の七第二項」の下に、「第四十八條の三十五第一項」を加え、同表第四十八條の十七第二項の項の次に次のように加える。

第四十八條の四十二第一項	道路管理者(以下「特定道路管理者」)	有料道路管理者(以下「特定有料道路管理者」)
第四十八條の四十二第二項、第四十八條の四十四、第四十八條の四十五	特定道路管理者	特定有料道路管理者

第十五条第二項の表第七十一條第四項の項中「第二十六号、第二十九号若しくは第三十一号」を「第二十七号、第三十号若しくは第三十二号」に、「第二十二号、第二十五号若しくは第二十七号」を「第二十三号、第二十六号若しくは第二十八号」に改める。

第十六條中「機構が」との下に、「同法第四十五條の二第二項中「道路管理者は」とあるのは「機構は、会社」とを加え、「第二十六号、第二十九号若しくは第三十一号」を「第二十七号、第三十号若しくは第三十二号」に、「第二十二号、第二十五号若しくは第二十七号」を「第二十三号、第二十六号若しくは第二十八号」に改め、同表第二條第二項第六号の項中「第二条第二項第六号」を「第二条第二項第五号、第七号及び第八号」に改め、同表第三十二條第二項、第三項及び第五項、第三十三條第一項、第三十四條から第三十六條まで、第三十九條の三第一項から第三十九條の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項から第三項まで、第三十九條の七第二項、第三十九條の九、第四十条第二項、第四十三條の二、第四十四條第四項及び第六項、第四十六條、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の四、第四十七條の七第一項、第四十八條第二項及び第四項、第四十八條の二十七、第六十六條第一項、第六十八條、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条の二第一項及び第二項、第九十六條第五項の項中「第四十八條の二十七」を「第四十八條の三十二、第四十八條の三十三、第四十八條の五十」に改め、同表第四十七條の二第三項の項中「第八条第一項第二十七号若しくは第四十七條第一項第二十三号」を「第八条第一項第二十八号若しくは第十七條第一項第二十四号」に改める。

第十八條第一項の表第三十四條の三第二号の項、同表第二項の表第三十四條の三第二号の項及び同表第三項の表第三十四條の三第二号の項中「により歩道の新設等」を「による歩道の新設等若しくは法第四十八條の二十二第一項の規定による歩行者利便増進改築等」に改める。
(道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令(昭和三十四年政令第十七号)の一部を次のように改正する。

第四條 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令(昭和三十四年政令第十七号)の一部を次のように改正する。
第七條中「第七條第七項」を「第八條第七項」に改め、同条を第八條とする。
第六條中「第五條第七項」を「第六條第一項」に改め、同条を第七條とする。
第五條中「第五條第一項」を「第六條第一項」に改め、同条を第六條とする。
第四條の次に次の一条を加える。

(自動運行補助施設の設置工事に係る資金の貸付けの条件の基準)
第五條 法第五條第一項に規定する国の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、貸付金の償還期間が二十年(五年以内の据置期間を含む。)以内であり、かつ、その償還が均等半年賦償還の方法によるものであることとする。
2 法第五條第一項の規定による国の貸付けに係る都道府県又は市町村の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。

一 貸付金の償還期間が二十年(五年以内の据置期間を含む。)以内であり、かつ、その償還が均等半年賦償還の方法によるものであること。
二 貸付けを受ける自動運行補助施設設置者(法第五條第一項に規定する自動運行補助施設を設置しようとする者をいう。以下この号において同じ。)は、国又は都道府県若しくは市町村が、貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、当該自動運行補助施設設置者の業務及び資産の状況に関し報告を求め、又はその職員に、当該自動運行補助施設設置者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を調査させ、若しくは関係者に質問させる場合において、報告をし、立入調査を受忍し、又は質問に応じなければならないこと。

(高速自動車国道法施行令の一部改正)
第五條 高速自動車国道法施行令(昭和三十二年政令第二百五号)の一部を次のように改正する。

第十二條の表第二十一條、第二十二條第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の三、第二十八條第一項及び第三項、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條から第三十七條まで、第三十八條第一項、第三十九條の二第七項、第三十九條の三第一項及び第三項、第三十九條の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九條の五、第三十九條の六第一項から第三項まで、第三十九條の七第二項及び第四項、第三十九條の九、第四十条第二項、第四十一条、第

四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第二項、第四項及び第六項、第四十四条の二第一項から第五項まで、第四十五条第一項、第四十六條、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の四、第四十七條の五、第四十七條の七第一項及び第二項、第四十七條の八第一項、第四十七條の十一第一項及び第三項、第四十八條第二項及び第四項、第四十八條の二十第一項、第四十八條の二十一第一項及び第二項、第四十八條の二十三から第四十八條の二十五まで、第四十八條の二十七、第五十七條、第六十條、第六十二條、第六十六條第一項、第六十七條の二、第六十八條、第七十條第三項及び第四項、第七十一條第一項から第五項まで、第七十二條の二第一項及び第二項、第九十一條第二項、第九十二條第四項、第九十六條第五項、第九十三條第二項、第九十五條及び第九十六條、第九十七條第一項、第九十八條第一項、第九十九條第一項の項中「第四十五條第一項」の下に、「第四十五條の二第二項」を加え、「第四十八條の二十第一項、第四十八條の二十一第一項及び第二項、第四十八條の二十三から第四十八條の三十四まで、第四十八條の三十六、第四十八條の三十七第一項、第四十八條の三十八第一項及び第二項、第四十八條の四十第一項、第四十八條の四十一、第四十八條の四十六から第四十八條の四十八まで、第四十八條の五十」に改め、同表第二十四條の項中「若しくは第六項」を、「第六項若しくは第七項」に改め、同表第二十四條の二第二項の項中「第三項」の下に「第四十八條の三十五第三項において準用する場合を含む。」を、「第四十八條の七第一項」の下に、「第四十八條の三十五第一項」を加え、同表第三十九條の二第一項、第三十九條の四第四項、第四十七條の八第二項、第四十八條の二十一第三項の項中「第四十八條の二十一第三項」を「第四十八條の三十八第三項」に改め、同表第四十七條の八第二項、第四十八條の二十一第三項の項中「第四十八條の二十一第三項」を「第四十八條の三十八第三項」に改め、同項の次に次のように加える。

第四十八條の三十五第一項	道路管理者は	国は
第四十八條の四十二第一項	道路管理者(以下「特定道路管理者」という)	国土交通大臣
第四十八條の四十二第二項、第四十八條の四十四、第四十八條の四十五	特定道路管理者	国土交通大臣

第十二條の表第四十八條の二十六の項中「第四十八條の二十六」を「第四十八條の四十九」に改める。

第十三條の表第三十四條の三第二号の項中「により歩道の新設等」を「により歩道の新設等若しくは法第四十八條の二十二第一項の規定による歩行者利便増進改築等」に改める。

(地方自治法施行令の一部改正)

第六條 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)の項第二号中「により歩道の新設等」を「により歩道の新設等又は法第四十八條の二十二第一項の規定による歩行者利便増進改築等」に改める。

(宅地建物取引業法施行令の一部改正)

第七條 宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第二十五号中「第四十八條の二十二」を「第四十八條の三十九」に改める。

(交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令の一部改正)

第八條 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令(昭和四十一年政令第三百三十三号)の一部を次のように改正する。

第一條第三項中「第二條第二項第六号」を「第二條第二項第七号」に改める。

第二條の三中「柵」を「柵」に、「第二條第二項第六号」を「第二條第二項第七号」に改める。

(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十六條の都市施設を定める政令の一部改正)

第九條 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十六條の都市施設を定める政令(平成七年政令第四十六号)の一部を次のように改正する。

本則第一号中「第七号」を「第九号」に、「道路の防雪又は防砂のための」を「道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第三十四條の三第一号に掲げる」に改める。

(日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令の一部改正)

第十條 日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令(平成十七年政令第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項の表第三條第一項第三号の項中「及び第二項」を「及び第三項」に改める。

第六條第一項の表第五條第一項第二号の項及び第五條第一項第三号の項中「第八條第一項第二十号」を「第八條第一項第二十五号」に改め、同表第九條第一項第十一号の項中「前條第一項第二十号」を「前條第一項第二十五号」に、「第四十七條の四」を「第四十七條の五」に改め、同表第三十條第一項第三号及び第八号の項中「第三十條第一項第三号及び第八号」を「第三十條第一項第四号及び第十四号」に改め、同表第三十條第一項第四号の項中「第三十條第一項第五号」を「第三十條第一項第六号」に改め、同表第三十條第一項第五号の項中「第三十條第一項第六号」を「第三十條第一項第七号」に改め、同表第三十條第一項第六号の項中「第三十條第一項第七号」を「第三十條第一項第八号」に改め、同表第三十五條第一項第十号の項中「第三十五條第一項第十号」を「第三十五條第一項第十一号」に改め、同表第三十七條第一項、第五十四條第二項、第五十五條の項中「第五十四條第二項」を「第五十四條第三項」に改め、同表第二條第二項第六号の項中「第二條第二項第六号」を「第二條第二項第七号」に改め、第七号及び第八号」に改め、同表第三項の表第三十四條の三第二号の項中「により歩道の新設等」を「により歩道の新設等若しくは法第四十八條の二十二第一項の規定による歩行者利便増進改築等」に改める。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行等に関する政令の一部改正)

第十一條 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行等に関する政令(平成二十三年政令第三百三十四号)の一部を次のように改正する。

第一條第一号中「第七号」を「第九号」に改める。

(特別会計に関する法律施行令の一部改正)

第十二條 特別会計に関する法律施行令(平成十九年政令第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第四十一條第二号中「第六條第一項」を「第七條第一項」に改める。

(山村振興法施行令の一部改正)

第十三條 山村振興法施行令(昭和四十年政令第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第四項ただし書中「第四條第一項第三十号及び第三十一号」を「第四條第一項第三十八号及び第三十九号」に改め、同表第五項中「第四條第一項第二十三号又は第二十四号」を「第四條第一項第二十四号又は第三十一号」に改め、同表第六項中「第八号、第十一号」を「第七号、第九号、第十二号」に、「第二十三号、第二十四号、第二十五号」を「第二十四号、第二十五号(道路法第四十八條の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。)、第三十一号、第三十二号(道路法第三十二條第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。)、第三十三号」に、「第三十二号」を「第四十号」に改める。

(豪雪地帯対策特別措置法施行令の一部改正)
第十四条 豪雪地帯対策特別措置法施行令(昭和四十六年政令第三百六十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項ただし書中「第四条第一項第三十号及び第三十一号」を「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」に改め、同条第四項中「第四条第一項第二十三号又は第二十四号」を「第四条第一項第二十四号又は第三十一号」に改め、同条第五項中「第八号、第十一号」を「第七号、第九号、第十二号」に、「第二十三号、第二十四号、第二十五号」を「第二十四号、第二十五号(道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。)、第三十一号、第三十二号(道路法第三十二条第一項又は第三十三号の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。)、第三十三号」に、「第三十二号」を「第四十号」に改める。

(半島振興法施行令の一部改正)

第十五条 半島振興法施行令(昭和六十一年政令第二百四十三号)の一部を次のように改正する。
第二条第四項ただし書中「第四条第一項第三十号及び第三十一号」を「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」に改め、同条第五項中「第四条第一項第二十三号又は第二十四号」を「第四条第一項第二十四号又は第三十一号」に改め、同条第六項中「第八号、第十一号」を「第七号、第九号、第十二号」に、「第二十三号、第二十四号、第二十五号」を「第二十四号、第二十五号(道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。)、第三十一号、第三十二号(道路法第三十二条第一項又は第三十三号の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。)、第三十三号」に、「第三十二号」を「第四十号」に改める。

(過疎地域自立促進特別措置法施行令の一部改正)

第十六条 過疎地域自立促進特別措置法施行令(平成十二年政令第七十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第四項ただし書中「第四条第一項第三十号及び第三十一号」を「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」に改め、同条第五項中「第四条第一項第二十三号又は第二十四号」を「第四条第一項第二十四号又は第三十一号」に改め、同条第六項中「第八号、第十一号」を「第七号、第九号、第十二号」に、「第二十三号、第二十四号、第二十五号」を「第二十四号、第二十五号(道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。)、第三十一号、第三十二号(道路法第三十二条第一項又は第三十三号の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。)、第三十三号」に、「第三十二号」を「第四十号」に改める。

(都市再生特別措置法施行令の一部改正)

第十七条 都市再生特別措置法施行令(平成十四年政令第九十号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三号中「第十一条の九第一項」を「第十一条の十第一項」に改める。
第二十三号第一項中「第十九号、第二十号」を「第二十一号、第二十二号」に、「第二十五号」を「第三十二号」に、「第二十七号、第二十八号、第三十号、第三十一号及び第三十六号」を「第三十三号(道路法第二十四条本文の規定による承認があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。)、第三十五号、第三十六号、第三十八号、第三十九号及び第四十四号」に、「第十三号」を「第十四号」に改め、同条第二項中「第十九号又は第二十号」を「第二十一号又は第二十二号」に改め、同条第三項ただし書中「第四条第一項第三十号及び第三十一号」を「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」に改める。

(独立行政法人都市再生機構法施行令の一部改正)

第十八条 独立行政法人都市再生機構法施行令(平成十六年政令第六十号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「第八号まで」を「第九号まで」に、「同項第十一号」を「同項第十二号」に、「及び同項第二十五号」を「同項第二十五号に規定する公募占用指針の策定に係る部分並びに同項第三十二号及び第三十三号」に改め、同条第三項中「第四条第一項第二十三号及び第二十四号」を「第四条第一項第二十四号及び第三十一号」に改め、同条第四項中「第四条第一項第二十三号及び第二十四号」を「第四条第一項第二十四号及び第三十一号」に、「同項第三十二号」を「同項第四十号」に改める。

第十一条第一号中「第四条第一項第三十号及び第三十一号」を「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」に改める。
(東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令の一部改正)

第十九条 東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令(平成二十三年政令第四百十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項ただし書中「第四条第一項第三十号及び第三十一号」を「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」に改め、同条第四項中「第四条第一項第二十三号又は第二十四号」を「第四条第一項第二十四号又は第三十一号」に改め、同条第五項中「第八号、第十一号」を「第七号、第九号、第十二号」に、「第二十三号、第二十四号、第二十五号」を「第二十四号、第二十五号(道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。)、第三十一号、第三十二号(道路法第三十二条第一項又は第三十三号の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。)、第三十三号」に、「第三十二号」を「第四十号」に改める。

(福島復興再生特別措置法施行令の一部改正)

第二十条 福島復興再生特別措置法施行令(平成二十四年政令第五百十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「第三十九号」を「第四十七号」に改め、同条第三項ただし書中「第四条第一項第三十号若しくは第三十一号」を「第四条第一項第三十八号若しくは第三十九号」に改め、同条第四項中「第四条第一項第二十三号又は第二十四号」を「第四条第一項第二十四号又は第三十一号」に改め、同条第五項中「第八号、第十一号」を「第七号、第九号、第十二号」に、「第二十三号、第二十四号、第二十五号」を「第二十四号、第二十五号(道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。)、第三十一号、第三十二号(道路法第三十二条第一項又は第三十三号の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。)、第三十三号」に、「第三十二号」を「第四十号」に改める。
(大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部改正)
第二十一条 大規模災害からの復興に関する法律施行令(平成二十五年政令第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三項ただし書中「第四条第一項第三十号若しくは第三十一号」を「第四条第一項第三十八号若しくは第三十九号」に改め、同条第四項中「第四条第一項第二十三号又は第二十四号」を「第四条第一項第二十四号又は第三十一号」に改め、同条第五項中「第八号、第十一号」を「第七号、第九号、第十二号」に、「第二十三号、第二十四号、第二十五号」を「第二十四号、第二十五号(道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。)、第三十一号、第三十二号(道路法第三十二条第一項又は第三十三号の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。)、第三十三号」に、「第三十二号」を「第四十号」に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日(令和二年十一月二十五日)から施行する。

(道路の修繕に関する法律の施行に関する政令(昭和二十四年政令第六十一号)の一部を次のように改正する。)

第四条中「昭和二十七年政令第四百七十九号」を削り、「第三十一号、第三十四号及び第三十五号」を「第三十九号、第四十二号及び第四十三号に係る部分」に改め、「第六条第一項」の下に「第一号に係る部分に限る。」を、「第三項(第号)」の下に「同令第四条第一項第一号に掲げる権限に係る部分に限る。」に係る部分」を加える。
(中心市街地の活性化に関する法律施行令及び国家戦略特別区域法施行令の一部改正)

第三条 次に掲げる政令の規定中「第十一条の九第一項」を「第十一条の十第一項」に改める。

一 中心市街地の活性化に関する法律施行令(平成十年政令第二百六十三号)第五条第三号
二 国家戦略特別区域法施行令(平成二十六年政令第九十九号)第二十四条第四号

(沖縄振興特別措置法施行令の一部改正)
第四条 沖縄振興特別措置法施行令(平成十四年政令第百二号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第三項ただし書中「第四条第一項第三十号及び第三十一号」を「第四条第一項第三十号及び第三十九号」に改め、同条第四項中「第四条第一項第二十三号又は第二十四号」を「第四条第一項第二十四号又は第三十一号」に改める。

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正)
第五条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成十八年政令第三百七十九号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「第十九号、第二十号」を「第二十号、第二十一号」に、「第二十七号、第二十八号、第三十号、第三十一号及び第三十六号」を「第三十五号、第三十六号、第三十八号、第三十九号及び第四十四号」に改め、同条第二項中「第四条第一項第十九号又は第二十号」を「第四条第一項第二十号又は第二十一号」に改め、同条第三項ただし書中「第四条第一項第三十号及び第三十一号」を「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」に改める。

内閣総理大臣	菅	義偉
総務大臣	武田	良太
財務大臣	麻生	太郎
農林水産大臣	野上浩太郎	
国土交通大臣	赤羽	一嘉

改正後

改正前

（基幹道路の指定等）

（基幹道路の指定等）

第七条 法第十四条第一項に規定する政令で定める関係行政機関の長は、基幹的な市町村道については国土交通大臣、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連連道については農林水産大臣とする。

第七条 法第十四条第一項に規定する政令で定める関係行政機関の長は、基幹的な市町村道については国土交通大臣、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連連道については農林水産大臣とする。

2 都道府県は、法第十四条第一項の規定により市町村道の新設又は改築に関する工事を行うときは、あらかじめ、当該市町村道の路線名、工事区間、工事の種類及び工事の開始の日を告示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、工事の開始の場合に準じてその旨を告示するものとする。

2 都道府県は、法第十四条第一項の規定により市町村道の新設又は改築に関する工事を行うときは、あらかじめ、当該市町村道の路線名、工事区間、工事の種類及び工事の開始の日を告示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、工事の開始の場合に準じてその旨を告示するものとする。

3 法第十四条第二項の規定により都道府県が市町村道の道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項各号（第二号を除く。）に掲げるものとする。

3 法第十四条第二項の規定により都道府県が市町村道の道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項各号（第二号を除く。）に掲げるものとする。

4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四十一条第三十八号及び第三十九号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

4 前項に規定する都道府県の権限は、第二項の規定により告示する工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四十一条第三十号及び第三十一号に掲げるものについては、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

5 都道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わって道路法施行令第四十一条第二十四号又は第三十一号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わって道路法施行令第四十一条第二十三号又は第二十四号（いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村道の道路管理者の意見を聴かなければならない。

6 都道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わって道路法施行令第四十一条第一号、第六号、第七号、第九号、第十二号（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）、第三十一号、第三十二号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十三号（道路法第三十二条第一

6 都道府県は、法第十四条第二項の規定により市町村道の道路管理者に代わって道路法施行令第四十一条第一号、第六号、第八号、第十一号（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第二十三号、第二十四号、第二十五号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、又は第三十二号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。

項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。)又は第四十号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該市町村道の道路管理者に通知しなければならない。

○地方財政法施行令

(昭和二十三年八月二十七日)
政令第二百六十七号

改正	昭和二十八年	三月三十一日政令第五五号	同	七年	四月二十八日政令第一八七号
同	二八年	八月四日同第一九一号	同	七年	六月四日同第二三八号
同	二九年	七月一日同第一八八号	同	一一年	一〇月四日同第三二四号
同	三一年	二月二日同第一二二号	同	一二年	六月七日同第三〇四号
同	三二年	五月三十一日同第一一九号	同	一三年	三月三〇日同第一四九号
同	三四年	四月三十一日同第二二一号	同	一四年	三月五日同第五六号
同	三四年	八月二日同第二七六号	同	一四年	二月六日同第三六三号
同	三五年	六月三〇日同第一八五号	同	一五年	三月三十一日同第一六三三号
同	三五年	七月九日同第二一〇号	同	一六年	一月二十五日同第三六一号
同	三六年	九月二七日同第三二二号	同	一七年	七月二七日同第二五三三号
同	三七年	二月二五日同第二二二号	同	一八年	二月三日同第一九号
同	三八年	一〇月四日同第三四五号	同	一八年	三月三十一日同第二二〇号
同	三九年	三月三〇日同第四六号	同	一八年	二月二十五日同第三八二二号
同	三九年	七月六日同第四七号	同	一九年	三月三十一日同第一一八号
同	四〇年	二月一日同第一四号	同	一九年	三月三十一日同第二二五号
同	四〇年	三月二十九日同第五七号	同	一九年	八月三日同第三三五号
同	四一年	五月六日同第一四九号	同	一九年	九月四日同第二八七号
同	四一年	七月五日同第二三九号	同	一九年	二月四日同第三六九号
同	四一年	八月一〇日同第二八四号	同	一九年	二月二日同第三八四号
同	四四年	三月一八日同第二六号	同	一九年	二月二八日同第三九七号
同	四五年	四月三〇日同第一〇二号	同	一九年	二月二八日同第三九八号
同	五〇年	三月二二日同第四二号	同	二〇年	四月三〇日同第一五三三号
同	五一年	三月二二日同第二五号	同	二〇年	五月三日同第一七六号
同	五一年	五月二五日同第一一五号	同	二〇年	七月四日同第二一九号
同	五一年	二月二一日同第三一七号	同	二〇年	七月六日同第二二六号
同	五二年	二月二三日同第三二六号	同	二〇年	九月五日同第二七六号
同	五三年	五月一日同第一五四号	同	二〇年	一〇月二日同第三二四号
同	六〇年	六月七日同第一六八号	同	二二年	三月三十一日同第一〇〇号
平成	五年	八月四日同第二七三三号	同	二二年	三月三十一日同第一〇二二号

第八編 地方財政 (地方財政法施行令)

平成二一年	四月三〇日政令第一三〇号	平成二七年	二月二十四日政令第四四〇号	
同	二月一日同第二八五号	同	二八年	三月三十一日同第一〇三三号
同	三月三十一日同第四六号	同	二八年	三月三十一日同第一三四号
同	三月三十一日同第八六号	同	二九年	三月三十一日同第一一九号
同	七月二十九日同第三三五号	同	三〇年	三月三〇日同第四三〇号
同	三月二十八日同第三六一号	同	三一年	三月二〇日同第八七号
同	三月二二日同第一〇号	同	三一年	三月二九日同第八七号
同	一月二七日同第一九号	同	三一年	三月二九日同第八八号
同	一月二七日同第二〇号	同	三一年	三月二九日同八九号
同	三月三十一日同第一七三三号	同	三一年	三月二九日同第九〇号
同	六月二二日同第二二二号	令和	元年	六月二一日同第三二二号
同	七月二六日同第二三三三号	同	二年	一月二九日同第一五号
同	三月三十一日同第一三三三三号	同	二年	三月二七日同六一号
同	三月三十一日同第一六二二二二号	同	二年	三月三十一日同第一〇八号
同	二月一六日同第四二二二二二号			

地方財政法施行令をここに公布する。

地方財政法施行令

内閣は、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)を実施するため、ここに地方財政法施行令を制定する。

(法第五条第五号の政令で定める法人)

第一条 地方財政法(以下「法」という。)第五条第五号に規定する国又は地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、国、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の全額出資に係る法人が資本金、基本金その他これらに準ずるもの(以下この条において「資本金等」という。)の二分の一以上を出資し、かつ、国又は地方公共団体が資本金等の三分の一以上を出資している法人とする。

(平一政三四・追加、平一四政五六・一部改正)

B [日法一一三三八・九] ⑫ I

を質権設定者から通知を受けたときは、質権者の氏名及び住所を地方債証券原簿に記載し、又は記録しなければならぬ。

5 地方公共団体は、地方債証券原簿を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるものをいう。）をもつて作成することができる。

（昭二八政一九一・追加、昭三六政三二二・平一一政三四・平一四政五
六・平一四政三六三・一部改正、平一八政一九・旧第九条線下・一部改
正、平一九政三六九・平二〇政二一九・一部改正、平二四政一九・旧第三
十四条線下・一部改正）

（地方債証券の利札が欠けている場合の特則）

第四十四条 地方公共団体は、無記名式の地方債証券を償還する場合において、まだ支払期日の到来していない利札で欠けているものがあるときは、これに相当する金額を償還額から控除するものとする。

2 前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、地方公共団体は、これに応じなければならない。

（昭二八政一九一・追加、平一一政三四・旧第十一条線下、平一八政一
九・旧第十条線下、平二四政一九・旧第三十五条線下）

（国外地方債証券の特例）

第四十五条 国外地方債証券（本邦以外の地域において発行する地方債証券をいう。以下同じ。）の発行、国外地方債証券の記名式

第八編 地方財政（地方財政法施行令）

B〔日法一一九五六・七〕⑫ I

と無記名式との間の転換、国外地方債証券に関する帳簿並びに欠けている利札のある国外地方債証券の償還及び当該利札の所持人に対する支払については、第三十三条から前条までの規定にかかわらず、当該国外地方債証券の準拠法又は発行市場の慣習によることができる。

（平二〇政二七六・全改、平二四政一九・旧第三十六条線下・一部改正）

（公営企業）

第四十六条 法第六条の政令で定める公営企業は、次に掲げる事業とする。

- 一 水道事業
- 二 工業用水道事業
- 三 交通事業
- 四 電気事業
- 五 ガス事業
- 六 簡易水道事業
- 七 港湾整備事業（埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。）
- 八 病院事業
- 九 市場事業
- 十 と畜場事業
- 十一 観光施設事業
- 十二 宅地造成事業

第八編 地方財政 (地方財政法施行令)

一七八

十三 公共下水道事業

(昭三八政三四五・全改、昭四一政三三九・一部改正、平一八政一九・旧

第十二条繰下、平二四政一九・旧第三十七条繰下)

(剰余金の計算方法)

第四十七条 法第七条第一項の剰余金は、当該年度において新たに生じた剰余金から、当該年度の翌年度に繰り越した歳出予算の財源に充てるべき金額(継続費の支出財源として通次繰り越した金額を含む。以下同じ。)を控除して、これを計算する。

(昭二八政一九一・旧第二条繰下・一部改正、平一八政一九・旧第十三条

繰下・一部改正、平二四政一九・旧第三十八条繰下)

(公営企業に係る剰余金)

第四十八条 法第七条第三項の剰余金は、当該年度において新たに生じた剰余金から、次に掲げる金額の合計額を控除して、これを計算する。

一 当該年度の翌年度に繰り越した歳出予算の財源に充てるべき金額

二 固定資産の原価償却に充てるべき金額

三 議会の定めるところにより積み立てるべき金額

(昭二八政一九一・旧第三条繰下・一部改正、昭三六政三二二・昭四一政

一三九・一部改正、平一八政一九・旧第十四条繰下・一部改正、平二四政

一九・旧第三十九条繰下)

(国の負担金等の交付時期)

第四十九条 国の負担金及び法第十六条の補助金は、毎年度四月、

七月、十月及び一月の四回に分けて、前金払又は概算払により、これを交付するものとする。ただし、当該負担金又は補助金のうち、支払期日の特定した地方公共団体の債務に対するもの及び小額のものについては、概算払又は前金払によらないでこれを交付し、追加予算又は予備費支出によるもの及び災害その他臨時緊急の場合において交付するものについては、当該交付時期によらないで交付することができる。

2 前項の場合において、各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。)は、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

(昭二八政一九一・旧第四条繰下・一部改正、平二二政三〇四・一部改

正、平一八政一九・旧第十五条繰下・一部改正、平二四政一九・旧第四十

条繰下)

(国の負担金等を返還させる場合等の措置)

第五十条 次に掲げる場合においては、国、地方公共団体又は総務大臣は、その理由、金額及び金額算定の基礎を記載した文書をもつて、当該命令又は請求をしなければならない。

一 法第二十五条第二項(法第三十条において準用する場合を含む。)の規定により、負担金又は補助金の全部又は一部を交付せず、又は返還を命ずる場合

二 法第二十五条第三項(法第三十条において準用する場合を含む。)の規定により、負担金の全部又は一部を交付せず、又は返還を請求する場合

三 法第二十六条第一項の規定により、地方交付税の額を減額し、又は既に交付した地方交付税の一部の返還を命ずる場合

(昭二八政一九一・旧第五条線下・一部改正、昭二九政一八八・平一二政

三〇四・一部改正、平一八政一九・旧第十六条線下・一部改正、平二四政

一九・旧第四十一条線下)

(都道府県が市町村に経費を負担させてはならない事業)

第五十一条 法第二十七条の二に規定する事業で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十二条及び第十三条の規定により、国土交通大臣又は都道府県が行う一般国道の新設、改築及び災害復旧に関する工事

二 次に掲げる都道府県道(道路法第三条第三号の都道府県道という。以下この号において同じ。)の新設、改築及び災害復旧に関する工事

イ 道路法第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた都道府県道

ロ イに掲げるもののほか、資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる都道府県道

三 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第六条第一項の規定により国土交通大臣が施行する砂防工事

四 海岸法(昭和三十一年法律第一号)第六条第一項の規定により、主務大臣が都道府県知事である海岸管理者に代わつて施行する海岸保全施設の新設、改良及び災害復旧に関する工事

第八編 地方財政 (地方財政法施行令)

(市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費)

第五十二条 法第二十七条の四に規定する経費で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 市町村の職員の給与に要する経費

二 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の建物の維持及び修繕に要する経費

(昭三五政二〇・追加、昭三九政四六・一部改正、平一八政一九・旧第十六条の三線下・一部改正、平二四政一九・旧第四十三条線下、平二七政四二一・一部改正)

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から、これを施行し、地方財政法施行の日(昭和二十三年七月七日)から、これを適用する。

(昭二八政一九一・旧第六条線下・一部改正、平一八政一九・旧第十七条・一部改正)

(公営競技納付金の納付)

第二条 法第三十二条の二の規定により公営競技を行う都道府県又は市町村(特別区を含む。以下この条において「施行団体」とい

う。）が地方公共団体金融機構（第五項において「機構」という。）に納付すべき納付金（以下この条において「公営競技納付金」という。）の額は、当該年度の公営競技につき、次に掲げる売得金又は売上金の額（施行団体が公営競技を行うことを目的とする一部事務組合又は広域連合（第四項において「一部事務組合等」という。）を組織して公営競技を行う場合にあつては、当該売得金又は売上金を収益配分率によつて按分して得た額。以下この条において「売上額」という。）の合計額から四十億円を控除した額（次項第七号において「控除後売上額」という。）に、同項に定める率を乗じて得た額とする。ただし、その額が当該年度の公営競技の収益の額から七千万円を控除した額（第四項において「調整後収益額」という。）から当該年度の公営競技の売上額の合計額に應じ第三項に定めるところにより算定した額を控除した額（以下この項において「納付限度額」という。）を超えるときは、公営競技納付金の額は、当該納付限度額とする。

- 一 競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）第八条第一項の勝馬投票券の売得金
- 二 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第十二条第一項の車券の売上金
- 三 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第十六条第一項の勝車投票券の売上金
- 四 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第十五条第一項の舟券の売上金

2 法第三十二条の二に規定する政令で定める率は、次の各号に掲げる公営競技が行われる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率とする。

- 一 昭和四十五年度から昭和五十年までの各年度 千分の五
- 二 昭和五十一年度 千分の七
- 三 昭和五十二年 千分の八
- 四 昭和五十三年から昭和六十一年までの各年度 千分の十
- 五 昭和六十二年及び昭和六十三年 千分の十一
- 六 平成元年度から平成十七年度までの各年度 千分の十二
- 七 平成十八年度から平成二十二年度までの各年度 次に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ次に定める率
 - イ 当該年度の控除後売上額のうち三十億円以下の金額 千分の十一
 - ロ 当該年度の控除後売上額のうち三十億円を超える金額 千分の十二
- 八 平成二十三年度から令和七年度までの各年度 千分の十
- 3 第一項に規定する当該年度の公営競技の売上額の合計額に應じ算定した額とは、当該合計額（六百五十億円を超える部分を除く。）を次の各号に掲げる金額に区分し、それぞれの金額に当該各号に定める率を乗じて得た額の合計額に、更に当該年度の調整後収益率を乗じて得た額をいう。
 - 一 二百五十億円以下の金額 十分の五
 - 二 二百五十億円超三百五十億円以下の金額 十分の四

- 三 三百五十億円超四百五十億円以下の金額 十分の三
- 四 四百五十億円超五百五十億円以下の金額 十分の二
- 五 五百五十億円超六百五十億円以下の金額 十分の一
- 4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 公営競技の収益の額 施行団体の公営競技に係る会計の当該年度の支出のうち他の会計に繰り入れられた金額又は施行団体の公営競技を行うことを目的とする一部事務組合等の当該年度の支出のうち当該一部事務組合等を組織する施行団体に配分された金額を基礎として、総務省令で定めるところにより算定した金額をいう。

二 調整後収益率 調整後収益額の売上額の合計額に対する割合をいう。

三 収益配分率 施行団体が公営競技を行うことを目的とする一部事務組合等を組織して公営競技を行う場合において、当該一部事務組合等を組織する各施行団体に収益として配分されるべき金額の割合をいう。

5 施行団体は、各年度ごとに、第一項の規定により算定した公営競技納付金の額を翌年度の十一月三十日までに機構に納付するものとする。

6 第一項の規定にかかわらず、公営競技納付金の額は、当分の間、同項の規定により算定した額に、十分の八を乗じて得た額とする。この場合において、前項の規定の適用については、同項中

「第一項」とあるのは、「次項」とする。

7 前項の規定により読み替えられた第五項の規定にかかわらず、施行団体は、当分の間、前項の規定により算定した公営競技納付金の額を公営競技が行われた年度後三年度内の各年度に均等に分割して当該各年度の十一月三十日までに納付することができる。

- （昭四五政一〇二・追加、昭五〇政四一・昭五一政二五・昭五一政一一五
- ・昭五一政三一七・昭五二政三二六・昭六〇政一六八・平七政一八七・平七政二三八・平一二政三〇四・平一六政三六一・平一七政二五三・一部改正
- 正、平一八政一九・旧第十七条の二・一部改正、平一九政一一八・平一九政二八七・平一九政三九八・平二〇政二二六・平二二政一〇二・平二二政四六・平二五政三三二・平二七政一六二・令二政一〇八・一部改正）

（公営企業の廃止等に係る地方債の許可手続）

第三条 法第三十三条の五の七第二項の規定により、同項に規定する地方公共団体が同項に規定する地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、都道府県又は指定都市にあつては総務大臣、市町村（指定都市を除き、特別区を含む。）にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、申請書を提出しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ

七・平五政三三八・平七政二四一・平二政三二五・平二政四三六・平

二五政一五二・平三〇政一〇二・平三〇政二九四・令二政九〇・一部改

正)

(都道府県営土地改良事業として申請すべき事業の要件)

第五十条 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第六項の規定により都道府県が土地改良事業（次項から第十項までに規定する計画に従つて行うもの及び一体事業を除く。）を行うべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一 農業用排水施設の新設、管理、廃止又は変更であつて、おおむね二百ヘクタール（現に農業用排水施設の利益を受けていない土地を受益地とする農業用排水施設の新設、管理若しくは変更（当該新設、管理又は変更に係る農業用排水施設の変更を含む。）を目的とするもの、開田を目的とするもの又は北海道の区域内における排水施設の新設若しくは変更を目的とするものにあつては、おおむね百ヘクタール、北海道の区域内におけるため池の新設又は変更を目的とするものにあつては、おおむね五十ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

二 国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業によつて生じた農業用排水施設（農林水産大臣が当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当するものに限る。）の更新のために、当該農業用排水施設の変更であつて、おおむね百

B〔日法一二三八六・七〕⑬

ヘクタール（田以外の農用地を受益地とする事業で、農林水産大臣が当該事業の工事に係る技術の内容等を勘案して定める基準に該当するものにあつては、おおむね二十ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

一 三 ダム（余水吐け、通水装置その他ダムと一体となつてその効用を全うする施設又は工作物を含む。以下同じ。）で農地の災害を防止するため必要なもの（以下この号、次号及び第七号の六イ並びに第十二項において「防災ダム」という。）若しくは農業用排水施設で老朽化したため若しくは周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したため決壊その他の事故による災害を生ずるおそれがあるものの廃止若しくは変更又は当該農業用排水施設に代わる農業用排水施設の新設（以下「老朽用排水施設等整備事業」と総称する。）であつて、おおむね二十ヘクタール（防災ダムで決壊するおそれがあるものの補強にあつては、おおむね五ヘクタール、ため池で決壊するおそれがあるものの補強にあつては、おおむね二ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

一 四 農業用排水施設若しくは農業用道路の変更（農業用道路の変更にあつては、舗装のみを目的とするものに限る。）、客土又は暗渠排水であつて、前号に掲げる事業（防災ダムの廃止及び変更を除く。）と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄

与することが明らかであるもの

一の五 農業用排水施設の新設、廃止又は変更であつて、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの(次に掲げるものうち二以上に該当するものに限る。)

イ 老朽化したため又は周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したため生ずるおそれがある決壊その他の事故による災害を防止するため必要があるもの

ロ 農用地の湛水たんすいを排除するため必要があるもの

ハ 生活排水による農業用排水の汚染に起因して、農作物等の生育が阻害され、又は農作業の能率が低下することを防止するため必要があるもの

ニ 地盤の沈下に起因して、農作物等の生育が阻害され、若しくは農作業の能率が低下することを防止するため必要があるもの又は地盤の沈下を防止するための農業用地下水の採取の規制により必要とされるもの

一の六 米穀の生産の転換を図るために必要な農業用の排水施設の新設若しくは変更又はこれに附帯して施行することを相当とする農業用の用水施設の新設若しくは変更、区画整理、客土若しくは暗渠排水であつて、おおむね二十ヘクタール(離島の地域内において行うものにあつては、おおむね十ヘクタール)以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

二 農業用道路の新設又は変更であつて、おおむね五十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

二の二 農用地の造成であつて、開発して農用地とすることが適当な土地(その土地の開発と併せ行う農用地間の地目変換により田以外の農用地とすることが適当な土地を含む。第五十条の二の六において同じ。)でおおむね四十ヘクタール以上の地積にわたるものを受益地とするもの

二の三 農業用排水施設の新設又は変更であつて、前号に掲げる事業(開田及び開畑に限る。)と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるものうち、おおむね二百ヘクタール(現に農業用排水施設の利益を受けていない土地を受益地とするもの又は開田を目的とするものにあつては、おおむね七十ヘクタール)以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

二の四 開田又は開畑であつて、第一号に掲げる事業(農業用排水施設の管理及び廃止を除く。)と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるものうち、開発して農地とすることが適当な土地(その土地の開発と併せ行う農地間の地目変換により畑とすることが適当な土地を含む。)でおおむね三十ヘクタール以上の地積にわたるものを受益地とするもの

三 農用地の災害を防止するため必要なダムの新設、廃止又は変更であつて、おおむね百ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

三の二 池、沼又は湖に隣接する農用地の災害を防止するため必要な堤の新設、廃止又は変更であつて、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

三の三 土砂の崩壊による農用地又は土地改良施設の災害を防止するため必要な土留工その他の施設の新設、廃止又は変更であつて、おおむね五ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

四 農地の保全上必要な排水施設、階段工その他これに準ずる施設の新設、廃止又は変更であつて、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

四の二 農業用排水施設の新設若しくは変更、区画整理又は農用地の造成であつて、前号に掲げる事業（シラス、ボラ、コラ等特殊な火山噴出物及び花こう岩風化土その他特に侵食を受けやすい性状の土壌で覆われている地域において行うものに限る。）と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるもののうち、農業用排水施設の新設又は変更にあつては、おおむね五十ヘクタール以上、区画整理又は農用地の造成にあつては、おおむね三十ヘクタール以上の地積（農林水産

大臣がその施行後に導入される作物等を勘案して定める基準に該当するものにあつては、おおむね二十ヘクタール以上の地積）にわたる土地を受益地とするもの

四の三 農業用排水施設、農業用道路又は土留工その他の施設の新設又は変更であつて、第四号に掲げる事業（農用地の土壌の侵食又は崩壊を防止するため必要な排水施設その他の施設の新設、廃止又は変更に限る。）と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるもののうち、おおむね五ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

四の四 農業用道路の変更、暗渠排水又は整地であつて、第四号に掲げる事業（農用地の湛水を排除するため必要な排水施設の変更であつて、農林水産大臣が水路網の分布状況等を勘案して定める基準に該当する地域において行うものに限る。）と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるもの

五 農作物の冷害を防止するため必要なため池その他の施設の新設、廃止又は変更であつて、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

五の二 区画整理であつて、おおむね六十ヘクタール（その施行

後における農用地の区画の地積等を勘案して農用地の効率的な利用を促進する見地から農林水産大臣が定める基準に該当するもの又は法第七条第四項に規定する土地改良事業であつて、法第八条第五項第三号に掲げる場合に該当し、かつ、引き続き農用地として利用されるべき土地の効率的な利用を確保する見地から農林水産大臣が定める基準に該当するものにあつては、おおむね二十ヘクタール)以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

五の三 区画整理であつて、第二号の二に掲げる事業と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるものうち、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

五の四 主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される農用地の改良若しくは集団化を目的として行う区画整理若しくは客土、暗渠排水その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業又はこれらを併せ行う事業であつて、効率的かつ安定的な農業経営を営み、又は営むと見込まれる者の農業経営の改善を図る見地から農林水産大臣が定める基準に該当するものうち、おおむね三十ヘクタール(北海道の区域内において行うものにあつては、おおむね二百ヘクタール)以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

六 農用地の災害復旧であつて、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

七 農用地の保全又は利用上必要な施設の災害復旧であつて、おおむね百ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

七の二 カドミウム、硫黄、銅、浮遊物質等による農用地の土壌又はかんがい用排水の汚染に起因して人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産され、農作物等の生育が阻害され、又は農作業の能率が低下することを防止するため必要な農業用排水施設その他の施設の新設、管理、廃止若しくは変更、区画整理、農用地の造成、客土又は排土(以下「公害等防除事業」という。)であつて、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

七の三 農業用排水施設その他の施設の新設若しくは変更又は区画整理であつて、前号に掲げる事業(農業用排水施設その他の施設の管理及び廃止を除く。)と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるものうち、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

七の四 地盤の沈下に起因して、農作物等の生育が阻害され、若しくは農作業の能率が低下することを防止するため必要な農業

用排水施設、農業用道路その他の施設の新設、廃止若しくは変更（農業用道路にあつては、変更に限る。）、客土、暗渠排水若しくは整地若しくはこれらのうち二以上を併せ行う事業又は地盤の沈下を防止するための農業用地下水の採取の規制により必要とされる農業用排水施設の新設、廃止若しくは変更であつて、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

七の五 農用地の土壌の侵食又は崩壊に起因して、農作物等の生育が阻害され、又は農作業の能率が低下することを防止するため必要な農業用排水施設、農業用道路若しくは土留工その他の施設の新設、廃止若しくは変更（農業用道路にあつては、変更に限る。）、暗渠排水若しくは整地又はこれらのうち二以上を併せ行う事業であつて、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

七の六 農業用排水施設若しくは農業用道路の変更（農業用道路の変更にあつては、舗装のみを目的とするものに限る。）、客土又は暗渠排水であつて、次に掲げる事業のうち二以上を併せ行う事業と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるもの

イ 第一号の三に掲げる事業（防災ダムの廃止又は変更に限る。）、又は第三号に掲げる事業

第二十九編 農業（土地改良法施行令）

B（日法一二三八六・七）④

ロ 第三号の二に掲げる事業
ハ 第三号の三に掲げる事業

ニ 第四号に掲げる事業のうち農用地の湛水を排除するため必要があるもの

ホ 第四号に掲げる事業のうち農用地の土壌の侵食又は崩壊を防止するため必要があるもの

ヘ 第七号の二に掲げる事業のうち生活排水による農業用排水の汚染に起因して、農作物等の生育が阻害され、又は農作業の能率が低下することを防止するため必要があるもの

七の七 地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行う農業用排水施設、農業用道路その他の施設の新設、廃止若しくは変更、区画整理、農用地の造成若しくは客土、暗渠排水その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業又はこれらのうち二以上を併せ行う事業（次のいずれかに該当するものに限る。以下「特定地域基盤整備事業」という。）であつて、おおむね十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

イ 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地が介在すること又は当該地域における農地の地下水位の状況に起因して、農作物等の生育が阻害され、又は農作業の能率が低下することを防止するため必要なもの

ロ 農地の農業上の利用の増進及び農地の収益性の向上に寄与

するものとして農林水産大臣が定める基準に該当するもの

七の八 地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において農用地又は土地改良施設の災害を防止するため必要な農業用排水施設、土留工その他の施設の施設の新設、廃止若しくは変更、暗渠排水若しくは整地又はこれらのうち二以上を併せ行う事業（以下「特定地域農用地防災土地改良施設整備事業」という。）であつて、おおむね十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

七の九 畑作物の生産の振興を図る見地から農林水産大臣が定める基準に該当する区域内において行う農業用の用水施設の変更であつて、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

八 北海道の区域内にある農地につき行う客土であつて、おおむね二百ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

九 北海道の区域内にある耕作に特に障害となる石れきの混入している農用地（農林水産大臣が石れきの混入の程度等を勘案して定める基準に該当するものに限る。）につき行う当該石れきの排除であつて、おおむね十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

十 客土であつて、第一号に掲げる事業（農業用排水施設の管理及び廃止を除く。）と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に

寄与することが明らかであるもののうち、おおむね百ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

十一 畑の改良又は集団化を目的として行う次に掲げる事業であつて、効率的かつ安定的な農業経営を営み、又は営むと見込まれる者の農業経営の改善を図る見地から農林水産大臣が定める基準に該当するもの

イ 農業用排水施設若しくは農業用道路の新設若しくは変更、区画整理若しくは客土、暗渠排水その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業又はこれらのうち二以上を併せ行う事業であつて、おおむね三十ヘクタール（樹園地を受益地とするものにあつては、おおむね十ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

ロ 農用地の造成であつて、イに掲げる事業（客土、暗渠排水その他の農用地の改良又は保全のため必要な事業を除く。）と併せて行われるもの

十二 能率的な農業の技術の導入その他合理的な農業の生産方式の導入を行うため必要な次に掲げる事業を併せ行うもの

イ 区画整理であつて、おおむね二十ヘクタール（田以外の農用地を受益地とするものにあつては、おおむね十ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

ロ 農業用排水施設若しくは農業用道路の新設若しくは変更、農用地の造成又は客土、暗渠排水その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業

十三 前各号に掲げる事業に附帯する土地改良事業

2 道府県が総合土地改良計画（二以上の土地改良事業を総合的かつ集中的に施行することによりその区域内における農業生産の選択的拡大及び農用地の利用の高度化に寄与することが明らかである地域についての当該二以上の土地改良事業の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）に従つて土地改良事業を行うべきことを申請する場合には、これらの土地改良事業は、次に掲げる事業に該当するものでなければならぬ。

- 一 農業用排水施設若しくは農業用道路の新設若しくは変更、客土若しくは暗渠排水又はこれらのうち二以上を併せ行う事業であつて、おおむね六十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの
- 二 区画整理又は農用地の造成であつて、前号に掲げる事業と併せて行われるもの

3 法第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の規定により都道府県が農用地利用集積促進土地改良整備計画（区画整理若しくは暗渠排水を施行すること又は二以上の土地改良事業を総合的かつ集中的に施行することによりその区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営み、又は営むと見込まれる者に対する農用地の利用の集積に寄与することが明らかである地域についての当該区画整理若しくは暗渠排水若しくはこれらに附帯して施行するこ

B〔日法一二三八六・七〕④

とを相当とする土地改良事業又は当該二以上の土地改良事業の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）に従つて土地改良事業を行うべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、次に掲げる事業に該当し、かつ、その土地改良事業に係る受益地の地積の合計がおおむね二十ヘクタール（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うものにあつては、おおむね十ヘクタール）以上となるものでなければならぬ。

- 一 区画整理又は暗渠排水
- 二 農業用排水施設若しくは農業用道路の新設若しくは変更又は客土であつて、前号に掲げる事業と併せて行われるもの
- 三 農業用排水施設若しくは農業用道路の新設若しくは変更又は客土のうち二以上を併せ行うもの

4 法第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の規定により都道府県が畑地帯農用地利用集積促進土地改良整備計画（畑の改良を目的とする農業用排水施設若しくは農業用道路の新設若しくは変更又は区画整理を施行することによりその区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営み、又は営むと見込まれる者に対する農用地の利用の集積に寄与することが明らかである地域についての当該農業用排水施設若しくは農業用道路の新設若しくは変更若しくは区画整理又はこれらに附帯して施行することを相当とする土地改良事業の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）に従つて土地

改良事業を行うべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、次に掲げる事業に該当し、かつ、その土地改良事業に係る受益地の地積の合計がおおむね二十ヘクタール（北海道の区域内において行うもの（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うもの又は樹園地を受益地とするものを除く。）にあつてはおおむね百ヘクタール、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うもの（樹園地を受益地とするものを除く。）にあつてはおおむね十ヘクタール）以上となるものでなければならない。

- 一 農業用排水施設若しくは農業用道路の新設若しくは変更又は区画整理
- 二 農用地の造成又は客土、暗渠排水その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業であつて、前号に掲げる事業と併せて行われるもの

5 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第六項の規定により都道府県が農用地利用集積地域土地改良整備計画（効率的かつ安定的な農業経営を営み、又は営むと見込まれる者に対する農用地の利用の集積が相当程度図られている地域におけるこれらの者の行う農作業の能率の向上に寄与することが明らかかな農業用排水施設の新設若しくは変更又はこれに附帯して施行することを相当とする土地改良事業の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものをいう。以下

同じ。）に従つて土地改良事業を行うべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、次に掲げる事業に該当するものでなければならない。

- 一 農業用排水施設の新設又は変更であつて、おおむね二十ヘクタール（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うものにあつては、おおむね十ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの
- 二 区画整理、客土又は暗渠排水であつて、前号に掲げる事業と併せて行われるもの

6 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第六項の規定により都道府県が高収益作物導入促進土地改良整備計画（農業用排水施設の新設若しくは変更又は暗渠排水を施行することによりその区域内における収益性の高い作物の導入の促進に寄与することが明らかである地域についての当該農業用排水施設の新設若しくは変更若しくは暗渠排水又はこれらに附帯して施行することを相当とする土地改良事業の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）に従つて土地改良事業を行うべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、次に掲げる事業に該当し、かつ、その土地改良事業に係る受益地の地積の合計がおおむね五ヘクタール以上となるものでなければならない。

- 一 農業用排水施設の新設若しくは変更、区画整理、客土又は暗渠排水

二 農業用道路の新設若しくは変更、農用地の造成又は農用地の改良若しくは保全のため必要な事業（客土及び暗渠排水を除く。）であつて、前号に掲げる事業と併せて行われるもの

7 法第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の規定により都道府県が特定地域土地改良整備計画（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、二以上の土地改良事業を総合的かつ集中的に施行すること又は区画整理を施行することによりその区域内における農業経営の合理化に寄与することが明らかである地域についての当該二以上の土地改良事業又は当該区画整理若しくはこれに附帯して施行することを相当とする土地改良事業の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）に従つて土地改良事業を行うべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、次に掲げる事業に該当するものでなければならない。

一 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全若しくは利用上必要な施設の新設、廃止若しくは変更、区画整理、農用地の造成又は客土、暗渠排水その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業のうち二以上を併せ行う事業であつて、おおむね六十ヘクタール（農林水産大臣が地勢等の地理的条件を勘案して定める基準に該当する地域において行うものにあつてはおおむね二十ヘクタール、災害復旧に関する工事に伴い副次的に生ずる土石を利用して行うものにあつてはおおむね十ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

二 区画整理であつて、おおむね二十ヘクタール（災害復旧に関する工事に伴い副次的に生ずる土石を利用して行うものにあつては、おおむね十ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

三 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全若しくは利用上必要な施設の新設、廃止若しくは変更、農用地の造成又は客土、暗渠排水その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業であつて、前号に掲げる事業と併せて行われるもの

8 法第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の規定により都道府県が遊休農地利用増進土地改良整備計画（現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地又は当該農地となるおそれがある農地が相当程度存在する地域におけるこれらの農地の農業上の利用の増進に寄与することが明らかな農業用排水施設若しくは農業用道路の新設若しくは変更、区画整理、農用地の造成、客土又は暗渠排水の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）に従つて土地改良事業を行うべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、農業用排水施設若しくは農業用道路の新設若しくは変更、区画整理、農用地の造成、客土又は暗渠排水であつて、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするものでなければならない。

9 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第六項の規定により都道府県が農用地災害防止ため池整備計画

(ため池が農用地の災害を防止するため必要な地域又は周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因してため池が脆弱化したため決壊その他の事故により災害が生ずるおそれがある地域におけるため池の廃止若しくは変更又は当該ため池に代わるため池の新設であつて、農業用排水施設の新設、廃止又は変更と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の農用地の保全に寄与することが明らかである土地改良事業の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものをいう。

以下同じ。)に従つて土地改良事業を行うべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、次に掲げる事業を併せ行うものに該当し、かつ、その土地改良事業に係る受益地の地積の合計がおおむね十ヘクタール以上となるものでなければならない。

一 ため池の廃止若しくは変更又は当該ため池に代わるため池の新設

二 農業用排水施設の新設、廃止又は変更

10 法第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の規定により都道府県が農林地一体開発整備計画(土地改良事業及び造林又は林道の開設の事業を総合的かつ集中的に施行することによりその区域内における農業及び林業の一体的な振興に寄与することが明らかである地域についてのこれらの事業の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものをいう。以下同じ。)に従つて土地改良事業を行うべきことを申請する場合に

は、その土地改良事業は、次に掲げる事業に該当するものでなければならない。

一 第一項第二号の二に掲げる事業

二 農業用排水施設、農業用道路若しくは農用地の保全上必要な施設の新設若しくは変更又は区画整理であつて、前号に掲げる事業と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らかであるもの

11 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第六項の規定により都道府県が一体事業を行うべきことを申請する場合には、その一体事業を構成する土地改良施設の新設又は変更、区画整理、農用地の造成その他農用地の改良又は保全のため必要な事業は、それぞれ第一項各号のいずれかに該当するものでなければならない。

12 農林水産大臣は、第一項又は第四項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる地域については、同表の下欄に掲げる地積に代えて、それぞれより小さい地積を指定することができる。

奄美群島又は離島	第一項第一号に規定する地積(現に農業用排水施設の利益を受け
----------	-------------------------------

	<p>ていない土地を受益地とする場合におけるその地積に限る。及び同項第十一号に規定する地積並びに第四項に規定する地積</p>
<p>農林水産大臣が地震により防災ダム又はため池が決壊することによる災害の防止を図る必要がある地域として定める地域</p>	<p>第一項第一号の三に規定する地積（防災ダム又はため池の補強に係る受益地の地積に限る。）</p>
<p>半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）、振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）又は過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年</p>	<p>第一項第二号に規定する地積</p>

<p>法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。以下同じ。）</p>	
<p>台風常襲地帯（台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和三十三年法律第七十二号）第三条第一項の規定に基づき指定された地域をいう。）、豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項の規定に基づき指定された地域をいう。）、又は振興山村であつて、農林水産大臣が過去一定年間における災害の発生の状況を勘案して定める基準に該当する地域</p>	<p>第一項第三号に規定する地積</p>
<p>特殊土壤地帯（特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項の規定に基づき指定された地域をいう。）、又は急傾斜地帯（農林水産大臣が土地の傾斜度を勘案して定める基準に該当する地域をいう。以下同じ。）、</p>	<p>第一項第十一号に規定する地積</p>

13 農業振興地域における良好な生活環境を確保するための施設等を整備する事業（農林水産大臣が定める基準に該当するものに限る。）と併せて行う土地改良事業については、農林水産大臣は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号、第二号、第二号の二、第三号、第四号、第五号の二及び第八号に規定する地積に代えてより小さい地積を指定することができる。

第二十九編 農業 (土地改良法施行令)

四一〇二

- (昭二九政一一二・昭三二政一九四・昭三六政二六三・昭三八政三〇二・昭三九政三五八・昭四〇政三二六・昭四一政九〇・昭四二政三五二・昭四三政二六九・昭四四政二三九・昭四五政二二一・昭四六政三〇一・昭四七政三三一・昭四七政三九九・昭四九政八六・昭五〇政一八一・昭五一政一一二・昭五二政二六・昭五三政二二七・昭五三政二二九・昭五三政二八二・昭五四政二二二・昭五七政一八七・昭五八政二〇一・昭五九政三四五・昭六〇政二四二・昭六一政二七九・昭六三政二二五・平元政二一六・平二政九六・平二政三三九・平三政二三八・平四政二四七・平五政九三・平五政三三八・平六政二二七・平七政二四一・平八政二二八・平九政三一〇・平一〇政一七四・平一一政三二五・平一二政一七五・平一二政四三六・平一三政一八六・平一六政一四三・平一九政一一五・平一九政一四三・平二三政七二・平二四政二二八・平二五政一五二・平二六政一五三・平二七政二〇六・平二八政一六九・平二九政八九・平三〇政一〇二・平三〇政一九四・平三二政一一〇・令二政九〇・一部改正)

(市町村特別申請事業に係る基幹的な土地改良施設)

第五十条の二 法第八十五条の二第六項の政令で定める基幹的な土地改良施設は、次に掲げるものとする。

- 一 農業用排水施設であつて、その新設又は変更の施行に係る土地の地積がおおむね六千ヘクタール(現に農業用排水施設の利益を受けていない土地をその施行に係る土地とするものにあつては、おおむね一千ヘクタール)以上であるもの
- 二 農業用道路であつて、その新設又は変更の施行に係る土地の地積がおおむね一千五百ヘクタール以上であるもの

(昭四七政三九九・追加、平三政三三八・一部改正)
(土地改良区が申請すべき施設更新事業の要件)

第五十条の二の二 法第八十五条の三第一項の規定により国が施設更新事業を行うべきことを申請する場合には、その施設更新事業は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- 一 当該施設更新事業の施行に係る地域の大部分が当該申請に係る土地改良区が現にその地区としている地域に該当すること。
- 二 第四十九条第一項第一号から第四号の二までの規定に該当するものであること。

2 法第八十五条の三第一項の規定により都道府県が施設更新事業を行うべきことを申請する場合には、その施設更新事業は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- 一 前項第一号に掲げる要件
- 二 当該施設更新事業が総合土地改良計画、農用地利用集積地域土地改良整備計画及び高収益作物導入促進土地改良整備計画に従つて行うものでない場合にあつては、第五十条第一項第一号から第二号まで、第三号から第五号まで、第七号の二から第七号の九まで又は第十一号に該当するものであること。
- 三 当該施設更新事業が総合土地改良計画に従つて行うものである場合にあつては、第五十条第二項第一号に掲げる事業に該当するものであること。
- 四 当該施設更新事業が農用地利用集積地域土地改良整備計画に従つて行うものである場合にあつては、第五十条第五項第一号

を収用委員会に提出しなければならない。

一 裁決申請者の氏名又は名称及び住所

二 相手方の氏名又は名称及び住所

三 損失の事実

四 損失の補償の見積り及びその内訳

五 協議の経過

(昭三九政三五八・追加、昭四七政三九九・昭五三政二八二・一部改正)

(特別区等に対する規定の適用)

第七十五条 この政令中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)にあつては区(総合区を含む。次項において同じ。)又は区長(総合区長を含む。)に適用する。

2 前項の規定を農業委員会等に関する法律第四十一条第二項の規定により区ごとに農業委員会を置かないこととされた指定都市に適用する場合には、前項中「この政令」とあるのは、「この政令(第一条の三から第一条の七までを除く。)」とする。

(昭三一政二六五・一部改正、昭三三政一九四・旧第五十七条繰下、昭三

九政三五八・旧第七十四条繰下、昭六三政三四四・平一一政四一六・平二

三政二三五・平二七政三〇・平二八政二七・平三〇政二九四・一部改正)

(都道府県都市計画審議会等の意見を聴くことを要しない事項)

第七十六条 法第百二十五条の二ただし書の政令で定める軽微な事

第二十九編 農業 (土地改良法施行令)

項は、道路その他の公共の用に供する施設の本来の機能を阻害せず、又は増進することとなることが明らかなる事項とする。

(昭三三政一九四・追加、昭三九政三五八・旧第七十五条繰下、昭四四政

一五八・平一一政四一六・一部改正)

(市町村以外の者で間接補助事業者たる資格を有するもの)

第七十七条 法第百二十六条の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 土地改良区

二 土地改良区連合

三 農業協同組合

四 農業協同組合連合会

五 農地中間管理機構

六 農業委員会

七 法第九十五条第一項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者

(昭五二政二六・追加、平二政二八五・平二六政四六・平二六政九五・

令元政一〇二・一部改正)

(国の補助)

第七十八条 法第百二十六条の規定による土地改良事業に要する費用に関する国の補助は、次に掲げる額について行う。

一 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業(次号から第四号までに規定するものを除く。)にあ

四一二七

つては、当該土地改良事業に要する事業費の額（当該土地改良事業につき法第九十一条第一項又は第五項の農林水産省令で定める者から徴収する分担金がある場合には、当該事業費の額からその分担金の額（事業費に相当する部分に限る。）を差し引いて得た額。次号から第六号の四までにおいて同じ。）に別表第一に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額

二 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業であつて、総合土地改良計画に従つて行うものにあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の四十五（農林水産大臣が技術の内容等を勘案して定める基準に該当する工事を含む事業にあつては、当該事業に要する事業費の額のうち当該工事に係る事業費に相当する部分に限り百分の五十）を乗じて得た額に相当する額

二の二 法第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業であつて、農用地利用集積促進土地改良整備計画に従つて行うものにあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を乗じて得た額に相当する額

二の三 法第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業であつて、畑地帯農用地利用集積促進土地改良整備計画に従つて行うものにあつては、当

該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を乗じて得た額に相当する額

二の四 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業であつて、農用地利用集積地域土地改良整備計画に従つて行うものにあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を乗じて得た額に相当する額

二の五 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業であつて、高収益作物導入促進土地改良整備計画に従つて行うものにあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を乗じて得た額に相当する額

二の六 法第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業であつて、特定地域土地改良整備計画に従つて行うものにあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十五を乗じて得た額に相当する額

二の七 法第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業であつて、遊休農地利用増進土地改良整備計画に従つて行うものにあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を乗じて得た額に相当する額

二の八 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて都道府県が行う

土地改良事業であつて、農用地災害防止ため池整備計画に従つて行うものにあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十（農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当する事業又は地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行う事業にあつては、百分の五十五）を乗じて得た額に相当する額

三 法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業（第五十条第一項第一号、第一号の三、第二号、第二号の二、第三号、第四号、第五号の二又は第八号に掲げる事業に限る。）であつて、農業振興地域における良好な生活環境を確保するための施設等を整備する事業（農林水産大臣が定める基準に該当するものに限る。）と併せて行うもの（第二号の六に規定するものを除く。）にあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を乗じて得た額に相当する額

四 法第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業であつて、農林地一体開発整備計画に従つて行うものにあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を乗じて得た額に相当する額

五 法第八十五条の四第一項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業にあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に別表第二に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額

六 法第八十七条の二第一項の規定によつて都道府県が行う土地改良事業にあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に別表第三に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額

六の二 法第八十七条の三第一項の規定によつて都道府県が行う土地改良事業にあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を乗じて得た額に相当する額

六の三 法第八十七条の四第一項の規定によつて都道府県が行う土地改良事業にあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に別表第三の二に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額

六の四 法第八十七条の五第一項の規定によつて都道府県が行う土地改良事業（除塩事業及び土地改良施設の突発事故被害の復旧に限る。）にあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に別表第三の三に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額

七 市町村又は前条各号に掲げる者が行う土地改良事業（農林水産大臣が定める基準に該当するもの及び次号から第十三号までに規定するものを除く。）にあつては、都道府県が当該土地改良事業に要する事業費の額（当該土地改良事業を行う者が法第三十六条第九項の農林水産省令で定める者から当該土地改良事業に要する経費の一部を徴収する場合又は法第九十六条の四第一項において準用する法第三十六条第一項の農林水産省令で定

める者から当該土地改良事業に要する経費に充てるため金銭を徴収する場合には、当該事業費の額からその徴収する金額（事業費に相当する部分に限る。）を差し引いて得た額。次号から第十三号までにおいて同じ。）に別表第四に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合（以下この号において「国の補助割合」という。）を超える割合を乗じて得た額を補助する場合におけるその補助に要する経費から国の補助割合を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額

八 市町村又は前条各号に掲げる者が行う土地改良事業であつて、農用地利用集積促進土地改良整備計画に従つて行うものにあつては、都道府県が当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を超える割合を乗じて得た額を補助する場合におけるその補助に要する経費から百分の五十を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額

八の二 市町村が行う土地改良事業であつて、特定地域土地改良整備計画に従つて行うものにあつては、都道府県が当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十五を超える割合を乗じて得た額を補助する場合におけるその補助に要する経費から百分の五十五を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額

九 市町村又は前条各号に掲げる者が行う土地改良事業であつて、農業振興地域における良好な生活環境を確保するための施設等を整備する事業と併せて行うもの（農林水産大臣が定める

基準に該当するもの及び前号に規定するものを除く。）にあつては、都道府県が当該土地改良事業に要する事業費の額に別表第五に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合（以下この号において「国の補助割合」という。）を超える割合を乗じて得た額を補助する場合におけるその補助に要する経費から国の補助割合を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額

十 市町村又は前条各号に掲げる者が行う土地改良事業であつて、農林地一体開発整備計画に従つて行うものにあつては、都道府県が当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十（同条各号に掲げる者が行うものにあつては、百分の五十五。以下この号において同じ。）を超える割合を乗じて得た額を補助する場合におけるその補助に要する経費から百分の五十を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額

十一 市町村又は前条第一号若しくは第三号から第七号までに掲げる者が行う土地改良事業であつて、農業構造改善事業に係るもの（農林水産大臣が定めるものを除く。）にあつては、都道府県が当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を超える割合を乗じて得た額を補助する場合におけるその補助に要する経費から百分の五十を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額

十二 市町村が行う土地改良事業（法第九十六条の四第一項において準用する法第八十七条の四第一項の規定により行うものに限る。）にあつては、都道府県が当該土地改良事業に要する事

業費の額に別表第三の二に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合（以下この号において「国の補助割合」という。）を超える割合を乗じて得た額を補助する場合におけるその補助に要する経費から国の補助割合を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額

十三 市町村又は前条第一号に掲げる者が行う土地改良事業（法第九十六条の四第一項において準用する法第八十七条の五第一項の規定又は法第四十九条第一項の規定により行う除塩事業及び土地改良施設の突発事故被害の復旧に限る。）にあつては、都道府県が当該土地改良事業に要する事業費の額に別表第三の三に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合（以下この号において「国の補助割合」という。）を超える割合を乗じて得た額を補助する場合におけるその補助に要する経費から国の補助割合を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額

2 北海道、沖縄県、奄美群島又は離島の区域内において行う土地改良事業（次項に規定するものを除く。）についての前項の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる区域の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中の字句で同表の第三欄に掲げるものは、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

北海道	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
前項第一号	別表第一	別表第六		

前項第二号	前項第二号の三	前項第一号 前項第二号	別表第一 百分の四十五 （農林水産大臣が技術の内容等を勘案して定める基準に該当する工	百分の五十 百分の五十二
前項第七号	別表第四	別表第一 百分の四十五 （農林水産大臣が技術の内容等を勘案して定める基準に該当する工	別表第八 百分の七十五	百分の五十二

B〔日法一三三八六・七〕④

前項第二号の二	百分の五十	百分の七十五	前項第三号	百分の五十	三分の二
前項第二号の三	百分の五十	百分の七十五	前項第六号	別表第三	別表第九
前項第二号の四	百分の五十	百分の八十	前項第六号の二	百分の五十	百分の七十五
前項第二号の五	百分の五十	百分の八十	前項第六号の三	別表第三の二	百分の八十
前項第二号の六	百分の五十五	百分の七十五			
前項第二号の七	百分の五十	百分の七十五			
前項第二号の八	百分の五十	百分の八十			
事を含む事業にあつては、当該事業に要する事業費の額のうち当該工事に係る事業費に相当する部分に限り百分の五十）			が不利な地域において行う事業にあつては、百分の五十五）		
臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当する事業又は地勢等の地理的條件が悪く、農業の生産条件			掲げる割合		
（農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当する事業又は地勢等の地理的條件が悪く、農業の生産条件			掲げる割合		
			前項第七号	別表第三の三	別表第九の二
			前項第八号	別表第四	別表第十
			前項第八号の二	百分の五十五	百分の八十
			前項第九号	別表第五	百分の七十五
			前項第十二号	別表第三の二	別表第十一
				別表第三の二	百分の八十

B 「日法一三三六・七」④

	奄美群島	前項第十三号	<p>(以下この号において「国の補助割合」という。)</p> <p>別表第三の三を</p>	<p>別表第九の二</p>	<p>前項第二号の三</p> <p>前項第二号の四</p> <p>前項第二号の五</p> <p>前項第二号の六</p> <p>前項第二号の七</p> <p>前項第二号の八</p>	<p>百分の五十</p> <p>百分の五十</p> <p>百分の五十</p> <p>百分の五十五</p> <p>百分の五十</p> <p>百分の五十</p> <p>(農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当する事業又は地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行う事業にあつては、百分の五十五)</p>	<p>三分の二</p> <p>百分の六十五</p> <p>百分の六十五</p> <p>百分の七十</p> <p>百分の六十</p> <p>三分の二(農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当する事業にあつては、百分の七十)</p>
	奄美群島	<p>前項第一号</p> <p>前項第二号</p>	<p>別表第一</p> <p>百分の四十五</p> <p>(農林水産大臣が技術の内容等を勘案して定める基準に該当する工事を含む事業にあつては、当該事業に要する事業費の額のうち当該工事に係る事業費に相当する部分に限り百分の五十)</p>	<p>別表第十二</p> <p>百分の五十二</p>	<p>前項第六号の二</p> <p>前項第六号の三</p> <p>前項第六号の四</p>	<p>百分の五十</p> <p>別表第三の二</p> <p>別表第三の三</p>	<p>百分の六十</p> <p>別表第十二の二</p> <p>別表第十二の三</p>

	<p>前項第七号 前項第八号 前項第八号の二 前項第九号 前項第十二号 前項第十三号</p>	<p>別表第四 百分の五十 百分の五十五 別表第五 別表第三の二 別表第三の三</p>	<p>別表第十三 百分の六十 百分の七十 別表第十四 別表第十二の二 別表第十二の三</p>
<p>離島</p>	<p>前項第一号 前項第二号</p>	<p>別表第一 百分の四十五 （農林水産大臣が技術の内容等を勘案して定める基準に該当する工事を含む事業にあつては、当該事業に要する事業費の額のうち当該工事に係る事業費に相当する部分に限り百分の五十）</p>	<p>別表第十五 百分の五十</p>
<p>前項第二号の二 前項第二号の三 前項第二号の四 前項第二号の五 前項第二号の六 前項第二号の七 前項第二号の八</p>	<p>百分の五十 百分の五十 百分の五十 百分の五十 百分の五十五 百分の五十 百分の五十</p>	<p>百分の五十五 百分の五十五 百分の五十五 百分の五十五 百分の六十 百分の五十五 百分の六十</p>	
<p>前項第六号の二 前項第六号の三 前項第六号の四</p>	<p>百分の五十 別表第三の二 別表第三の三</p>	<p>百分の五十五 別表第十五の二 別表第十五の</p>	

B〔日法一三三八六・七〕④

前項第七号	別表第四	三	別表第十六
前項第八号	百分の五十		百分の五十五
前項第八号の二	百分の五十五		百分の六十
前項第十二号	別表第三の二	二	別表第十五の
前項第十三号	別表第三の三	三	別表第十五の

3 田を田以外の農用地に地目変換するために行う土地改良事業又はこれに附帯して施行することを相当とする土地改良事業（離島、振興山村、半島振興対策実施地域又は過疎地域の区域以外の区域内において行うものに限る。）であつて、農林水産大臣が受益地の地積に占める当該地目変換に係る土地の地積の割合等を勘案して定める基準に該当するものについての第一項の規定の適用については、同項第一号中「別表第一に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合」とあるのは、「百分の五十（奄美群島の区域内において行う場合にあつては三分の二、北海道の区域内において行う場合にあつては百分の五十五）」とする。

4 第一項第二号に規定する土地改良事業であつて、特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法第二条第二項の規定に基づき指定された地帯をいう。以下同じ。）、振興山村、過疎地域又は急傾斜地帯（北海道、沖縄県、奄美群島又は離島に属するものを除く。）に

において行うものについての第一項の規定の適用については、同号中「百分の四十五（農林水産大臣が技術の内容等を勘案して定める基準に該当する工事を含む事業にあつては、当該事業に要する事業費の額のうち当該工事に係る事業費に相当する部分に限り百分の五十）」とあるのは、「百分の五十」とする。

5 第一項第二号の二から第二号の五まで、第二号の七、第六号の二及び第八号に規定する土地改良事業であつて、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域をいう。以下同じ。）、指定棚田地域（棚田地域振興法（令和元年法律第四十二号）第七条第一項に規定する指定棚田地域をいう。以下同じ。）又は急傾斜地帯（沖縄県、奄美群島又は離島に属するものを除く。）において行うものについての第一項の規定の適用については、第二項の規定にかかわらず、第一項第二号の二から第二号の五まで、第二号の七、第六号の二及び第八号中「百分の五十」とあるのは、「百分の五十五」とする。

- （昭五二政二六・追加、昭五二政三七・昭五三政二八二・昭五四政二二
- 二・昭五九政三四五・昭六一政二七九・平二政三三九・平三政三三二・平
- 五政九三・平五政三三八・平六政二七・平七政二四一・平八政七二・平
- 八政二二八・平九政三二〇・平一〇政八三・平一〇政一七四・平一二政三
- 一〇・平一二政四三六・平一九政一四三・平二政二八五・平三政九八

第二十九編 農業 (土地改良法施行令)

四一三六

・平二三政七二・平二三政三四八・平二五政一五二・平二六政四六・平二六政九五・平二七政二〇六・平二八政一六九・平二九政八九・平二九政一五一・平二九政二四二・平三〇政一〇二・平三〇政二九四・令元政一〇二
・令二政九〇・一部改正

(都道府県が行う地方連合会の監督)

- 第七十九条 法第三百三十二条第二項の規定による農林水産大臣の権限に属する事務及び当該権限に属する事務に係る法第三百三十四条の二の規定による農林水産大臣の権限に属する事務のうち、法第三百三十一条の五の地方連合会(以下「地方連合会」という。)に係るものは、都道府県知事が行うこととする。ただし、地方連合会の業務の適正な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、農林水産大臣が自らその権限に属する事務を行うことを妨げない。
- 2 前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る農林水産大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項本文の規定に基づき法第三百三十二条第二項の規定により地方連合会から報告を徴し、又は地方連合会の検査を行った場合には、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。
- 4 農林水産大臣は、法第三百三十二条第二項の規定により地方連合会から報告を徴し、又は地方連合会の検査を行った場合には、農林水産省令で定めるところにより、その結果を関係都道府県知事に通知しなければならない。

に通知しなければならない。

- 5 都道府県知事は、地方連合会に対し、第一項本文の規定に基づき法第三百三十四条の二の規定による命令をした場合には、農林水産省令で定めるところにより、当該命令の内容を農林水産大臣に報告しなければならない。

(昭五八政二七四・追加、昭六一政三三七・平二一政四一六・一部改正)

(事務の区分)

- 第八十条 第五十一条の二、第七十二条第一項並びに前条第一項、第三項及び第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(平一一政四一六・追加、平二二政二八五・平二九政二四二・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(平二九政八九・旧第一項・一部改正)

(国営土地改良事業として申請すべき事業の要件の特例)

- 第二条 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地又は当該農地となるおそれがある農地が相当程度存在する地域におけるこれらの農地の農業上の利用の増進及び農地の収益性の向上に寄与することが明らかなものとして農林水産大臣が定める基準に該当する次に掲げる土地改良事業であつて、おおむね四百ヘクタール以上の地積にわたる

B [日法一二三八六・七] ④

土地を受益地とするものについては、令和四年三月三十一日までの間は、第四十九条第一項の規定にかかわらず、法第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の規定により国が行うべき土地改良事業として申請することができる。

一 区画整理

二 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全若しくは利用上必要な施設の新設若しくは変更、客土又は暗渠排水であつて、前号に掲げる事業と併せて行われるもの

（平二〇政一〇七・追加、平二五政一五二・一部改正、平二九政八九・旧

第二項・一部改正、平三〇政二九四・令元政一〇二・一部改正）

（都道府県営土地改良事業として申請すべき事業の要件の特例）

第三条 特定整備地域農用地利用集積促進土地改良整備計画（区画

整理、農用地の造成又は暗渠排水が施行された地域（以下この項において「既整備地域」という。）に隣接する地域であり、かつ、区画整理、農用地の造成又は暗渠排水を施行することによりその区域内における効率的かつ安定的な農業を営み、又は営むと見込まれる者に対する農用地の利用の集積に寄与することが明らかである地域についての当該区画整理、農用地の造成若しくは暗渠排水又はこれらに附帯して施行することを相当とする土地改良事業（これらの土地改良事業と併せて施行することを相当とする当該既整備地域についての土地改良事業を含む。）の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するもの（以下、）に従つて行う次に掲げる土地改良事業については、令和六

年三月三十一日までの間は、第五十条第一項の規定にかかわらず、法第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の規定により都道府県が行うべき土地改良事業として申請することができる。

一 区画整理、農用地の造成又は暗渠排水

二 農業用排水施設若しくは農業用道路の新設若しくは変更又は客土その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業（暗渠排水を除く。）であつて、前号に掲げる事業と併せて行われるもの

2 特定地域農用地利用集積等促進土地改良整備計画（地勢等の地

理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、区画整理若しくは暗渠排水を施行すること又は二以上の土地改良事業を総合的かつ集中的に施行することにより、その区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営み、又は営むと見込まれる者に対する農用地の利用の集積及び収益性の高い作物の導入の促進に寄与することが明らかである地域についての当該区画整理若しくは暗渠排水若しくはこれらに附帯して施行することを相当とする土地改良事業又は当該二以上の土地改良事業若しくはこれらに附帯して施行することを相当とする土地改良事業の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するもの（以下、）に従つて行う次に掲げる土地改良事業であつて、おおむね十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするものについては、令和四年三月三十一日までの間は、第五十条第一項の規定にかかわらず、法第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の

規定により都道府県が行うべき土地改良事業として申請することができる。

一 区画整理又は暗渠排水

二 農業用排水施設若しくは農業用道路の新設若しくは変更、農用地の造成又は客土その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業(暗渠排水を除く。)であつて、前号に掲げる事業と併せて行われるもの

三 農業用排水施設若しくは農業用道路の新設若しくは変更又は客土のうち二以上を併せ行うもの

四 農用地の造成又は暗渠排水その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業(客土を除く。)であつて、前号に掲げる事業と併せて行われるもの

(平二一政八三・追加、平二四政二二八・旧第四項繰上・一部改正、平二

五政一五二・平二八政一六九・一部改正、平二九政八九・旧第三項・一部

改正、平三〇政二九四・平三二政一一〇・令元政一〇二・一部改正)

(国営土地改良事業の負担金の特例)

第四条 附則第二条に規定する土地改良事業のうち、農業用道路その他農林水産省令で定める農用地の保全又は利用上必要な施設の新設又は変更(区画整理の施行に係る地域内で行われるものその他農林水産大臣が区画整理との関連性の程度を勘案して定める基準に該当するものを除く。)についての第五十二条第一項第一号の規定の適用については、同条第四項から第六項までの規定にかかわらず、同号中「百分の四十」とあるのは「百分の五十」と、

「百分の三十」とあるのは「百分の四十五(奄美群島の区域内において行う場合にあつては、百分の二十五)」とする。

(平二一政八三・追加、平二三政九八・旧第十二項繰上、平二三政七二・

旧第十項繰上、平二四政二二八・旧第八項繰上、平二五政一五二・旧第六

項繰上、平二九政八九・旧第四項・一部改正)

(国営土地改良事業に係る特別徴収金の特例)

第五条 第五十三条の八の規定にかかわらず、当該国営土地改良事業の計画において予定した用途が田以外の用途である場合には、当分の間、同条に規定する用途は、田以外の農用地とする。

(昭四七政三九九・追加、昭五三政三三九・旧第六項繰下、昭五七政五四

・旧第七項繰下、昭五八政二〇一・旧第八項繰下、平元政二二六・旧第九

項繰上、平四政二四七・旧第八項繰下、平五政三三八・旧第九項繰上、平

七政二四一・旧第七項繰下、平九政三二〇・旧第八項繰上、平一一政三一

五・旧第七項繰上、平一二政四三六・旧第六項繰下、平一九政一四三・旧

第八項繰上、平二〇政一〇七・旧第六項繰下、平二二政八三・旧第十項繰

下、平二三政九八・旧第十三項繰上、平二三政七二・旧第十一項繰上、平

二四政一一八・旧第九項繰上、平二五政一五二・旧第七項繰上、平二九政

八九・旧第五項・一部改正)

(国の補助の特例)

第六条 平成二十六年から令和二年度までの各年度においては、避難解除等区域(福島復興再生特別措置法第四条第五号に規定する避難解除等区域をいう。以下同じ。)又は避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要と認められる区域において行われる

土地改良事業（農林水産大臣が定める基準に該当するものに限る。）に要する費用に対する国の補助に係る金額の算定については、当該土地改良事業に要する費用に係る国の補助の割合であつて次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。

百分の四十五	百分の七十二・五
百分の五十	百分の七十五
百分の五十五	百分の七十七・五

2 附則第三条第一項に規定する土地改良事業についての第七十八条第一項第一号の規定の適用については、同条第二項の規定にかかわらず、同号中「別表第一に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合」とあるのは、「百分の五十（北海道の区域（特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、指定棚田地域又は急傾斜地帯の区域を除く。）内において行う場合（畑の改良を目的とする事業を行う場合に限る。）にあつては百分の五十二、沖縄県の区域内において行う場合にあつては百分の八十、奄美群島の区域内において行う場合にあつては百分の六十（畑の改良を目的とする事業を行う場合にあつては三分の二、田の改良を目的とする事業であつて、農業用排水施設の新設又は変更の工事を含むものを行う場合にあつては当該事業に要する事業費の額のうち当該工事に係る事業費に相当する部分に限り百分の六十五）、離島、特別豪雪地帯、

振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、指定棚田地域又は急傾斜地帯（沖縄県又は奄美群島に属するものを除く。）の区域内において行う場合にあつては百分の五十五」とする。

3 附則第三条第二項に規定する土地改良事業についての第七十八条第一項第一号の規定の適用については、同条第二項の規定にかかわらず、同号中「別表第一に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合」とあるのは、「百分の五十五（沖縄県の区域内において行う場合にあつては百分の七十五、奄美群島の区域内において行う場合にあつては百分の六十）」とする。

（平二一政八三・第十六項追加、平三政九八・旧第十六項繰上・一部改正、平三政七二・旧第十四項繰上、平二四政二二八・旧第十二項繰上・一部改正、平二五政一五二・旧第八項繰上、平二六政一五三・旧第六項繰下・第六項追加、平二九政八九・旧第六項及び第七項・一部改正、平三一政二一〇・令元政二〇二・令二政九〇・一部改正）

（国営土地改良事業の負担金についての支払方法等の特例）

第七条 国営土地改良事業でその施行に係る地域内の土地における農業経営の状況からみて当該事業に係る法第九十条の規定による負担金の全部又は一部を元利均等年賦支払以外の年賦支払の方法により支払わせることを相当と認めて農林水産大臣が指定するものについての第五十二条の二第一項、第五十三条第一項及び第二項並びに第五十三条の三第一項及び第二項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中の字句で同表の中欄

土地改良法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十二年九月二十七日

内閣総理大臣 森 喜朗

政令第四百三十六号

土地改良法施行令の一部を改正する政令

内閣は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十五条第一項、第八十五条の三第一項及び第六項、第九十条第一項並びに第二百二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

土地改良法施行令(昭和二十四年政令第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項第五号及び第六号を削り、同項第四号中「第三号に掲げる事業又は」を削り、同号を同項第六号とし、同項第三号の二中「地域において」の下に「区画整理及び開畑(開発して畑とすることが適当な土地及び農地間の地目変換により畑とすることが適当な土地を受益地とするものに限る。以下この号において同じ。)」を併せ行う事業又は」を「四百ヘクタール」の下に「区画整理又は開畑の施行に係る地域のうち、農業を営む者以外の者の農業の体験の用に供する一団の農用地として工事を施行する土地であつて、当該施行に係る地域における農用地の効率的な利用を促進する見地から農林水産大臣が定める基準に該当するものを含むものにあつては、当該施行に係る地域がおおむね二百ヘクタール」を加え、同号を同項第五号とし、同項中第三号を削り、第二号の三を第四号とし、第二号の二を第三号とし、第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号を第八号とし、同条第三項中「及び第二号の三」を「及び第四号」に改める。

第五十条第一項第八号を次のように改める。

八 北海道の区域内にある農地につき行う客土であつて、おおむね二百ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの
第五十条第一項中第十一号の二を削り、第十一号の三を第十一号の二とする。
第五十条の二の二第一項第二号中「第二号の三まで」を「第四号まで」に改める。

第五十二條第一項第一号の二中「第四十九條第一項第三号に掲げる事業又は同項第三号の二を第四十九條第一項第五号」に改め、同項第一号の四中「第四十九條第一項第三号の二」を「第四十九條第一項第五号」に改め、「又は同項第五号から第八号までに掲げる事業」を削り、同項第二号の四イ中「第四十九條第一項第二号の二」を「第四十九條第一項第三号」に改める。

第七十八條第六項を削り、同条第七項中「特別豪雪地帯」の下に「豪雪地帯対策特別措置法第二條第八項中「特別豪雪地帯等」を「特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域又は急傾斜地帯（北海道、沖縄県、奄美群島又は離島に属するものを除く。以下「特別豪雪地帯等」という。）」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とする。

附則第二項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

附則第二十八項を第三十二項とし、第二十一項から第二十七項までを四項ずつ繰り下げる。

附則第二十項中「附則第十九項」を「附則第二十三項」に改め、同項を附則第二十四項とし、附則第十九項を附則第二十三項とする。

附則第十八項中「附則第十七項」を「附則第二十一項」に改め、同項を附則第二十二項とし、附則第十七項を附則第二十一項とする。

附則第十六項中「附則第十四項」を「附則第十八項」に改め、同項を附則第二十項とし、附則第十六項から第十五項までを四項ずつ繰り下げる。

附則第十項中「附則第四項」を「附則第六項」に改め、「以下「特別排水不良地域」という」を削り、「平成十一年度」を「平成十六年度」に改め、同項を附則第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

14 附則第四項に規定する特定市町村の区域内において、平成十二年度から平成十六年度までの間にその工事に着手した土地改良事業であつて次の表の第一欄に掲げるもの（同表の第二欄に掲げる区域内において行われたものに限る。）については平成十六年度までの予算に係る国の補助に関する第七十八條第二項の規定の適用については、同表第四項の規定にかかわらず、同表の第三欄に掲げる規定中の字句で同表の第四欄に掲げるものは、同表の第五欄に掲げる当該工事に着手した年度の区分に応じ、それぞれ同欄に定める字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄				
第七十八條第二項に規定する土地改良事業	沖繩県、奄美群島、離島、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域又は急傾斜地帯以外の区域	第七十八條第二項第一号	別表第一に掲げる事業費の割に補助の割に合算する割合	平成十二年度	平成十三年度	平成十四年度	平成十五年度	平成十六年度
				百分の五	百分の五	百分の五	百分の五	百分の五
				百分の五	百分の五	百分の五	百分の五	百分の五
				百分の五	百分の五	百分の五	百分の五	百分の五
				百分の五	百分の五	百分の五	百分の五	百分の五

第七十八條第二項に規定する土地改良事業	第七十八條第二項第一号	百分の五	百分の五	百分の五	百分の五	百分の五	百分の五	百分の五
沖繩県、奄美群島、離島、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域又は急傾斜地帯以外の区域		百分の五	百分の五	百分の五	百分の五	百分の五	百分の五	百分の五
		百分の五	百分の五	百分の五	百分の五	百分の五	百分の五	百分の五
		百分の五	百分の五	百分の五	百分の五	百分の五	百分の五	百分の五
		百分の五	百分の五	百分の五	百分の五	百分の五	百分の五	百分の五
		百分の五	百分の五	百分の五	百分の五	百分の五	百分の五	百分の五

附則第九項中「附則第四項」を「附則第六項」に、「及び第八項」を「及び第七項」に改め、同項を附則第十二項とし、附則第八項を附則第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 附則第五項に規定する土地改良事業についての第七十八條第二項第一号の規定の適用については、同表第四項の規定にかかわらず、同表中「別表第一に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合」とあるのは、「百分の五十」とする。

附則第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項を第七項とする。

附則第四項中「事業」であつて、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域又は急傾斜地帯において行つたものを削り、「平成十二年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同項を附則第六項とする。

附則第三項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同項の次に次の二項を加える。

4 農林水産大臣は、特定市町村（過疎地域自立促進特別措置法附則第五條第一項に規定する特定市町村をいう。以下この項において同じ。）の区域（同法附則第六條又は第七條の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）内において行つた農業用道路の新設又は変更については、平成十七年三月三十一日までの間は、第五十條第一項第二号の規定にかかわらず、同号に規定する地積に代えてより小さい地積を指定することができる。

5 米穀の生産の転換を図るために必要な暗きよ排水であつて、おおむね二十ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするものについては、平成十七年三月三十一日までの間は、第五十条第一項の規定にかかわらず、法第八十五条第一項、法第八十五条の二第一項又は法第八十五条の三第六項の規定により都道府県が行うべき土地改良事業として申請することができる。

別表第一の二の項の(四)中「第五十条第一項第十一号の三」を「第五十条第一項第十一号の二」に改め、同表の三の項中(ハ)及び(ニ)を削り、(イ)を(ハ)とする。

別表第六の三の項の(ニ)を削り、同項の(三)中「第五十条第一項第十一号の三」を「第五十条第一項第十一号の二」に改め、同項中(ニ)を(三)とし、(四)を削る。

別表第八の三の項中(ニ)を削り、(三)を(ニ)とし、(四)を削る。

別表第十二の七の項を削り、同表の八の項中「九の項」を「八の項」に改め、同項を同表の七の項とし、同表の九の項中「八の項」を「七の項」に改め、同項を同表の八の項とする。

別表第十五の五の項の(ハ)及び(ニ)を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令による改正前の土地改良法施行令(以下「旧令」という。)第四十九条第一項第三号に掲げる土地改良事業、これと併せて行う同項第四号に掲げる土地改良事業及び同項第五号から第八号までに掲げる土地改良事業であつて、その施行に必要な事前の調査がこの政令の施行前に開始されたものうち、農林水産大臣が指定するものについては、この政令による改正後の土地改良法施行令(以下「新令」という。)第四十九条第一項の規定にかかわらず、土地改良法(以下「法」という。)第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の規定により国が行うべきことを申請することができる。

2 前項の規定により国が行う土地改良事業については、旧令第五十二条第一項の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。

第三条 この政令の施行の日前にその工事に着手した旧令第四十九条第一項第三号に掲げる土地改良事業、これと併せて行う同項第四号に掲げる土地改良事業及び同項第五号から第八号までに掲げる土地改良事業につき法第九十条第一項の規定により都道府県に負担させる負担金については、なお従前の例による。

第四条 この政令の施行の日前にその工事に着手した旧令第五十条第一項第八号及び第十一号の二に掲げる土地改良事業に要する費用については、なお従前の例による。

第五条 新令附則第十四項の規定は、平成十二年度から平成十六年度までの各年度の予算に係る国の補助、平成十二年度から平成十六年度までの各年度の国庫債務負担行為に基づき平成十七年度以降の年度に支出すべきものとされる国の補助及び平成十二年度から平成十六年度までの各年度の歳出予算に係る国の補助で平成十七年度以降の年度に繰り越されるものについて適用する。

第六条 国営土地改良事業特別会計法施行令の一部改正(昭和三十二年政令第百九十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第十九項」を「附則第二十三項」に改める。

(水源地域対策特別措置法施行令の一部改正)

第七条 水源地域対策特別措置法施行令(昭和四十九年政令第百二十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六項第一号中「附則第七項」を「附則第九項」に改める。

内閣総理大臣 森 喜朗
大蔵大臣 宮澤 喜一
農林水産大臣 谷 洋一

<p>項の規定による明渡しの請求、第三十条第一項の規定によるあつせん等又は第四十条の規定による公営住宅への入居の措置</p>	
--	--

（平一七政二二九・全改、平二三政四二四・一部改正、平二九政二〇〇・

旧第十四条繰下・一部改正）

（家賃等の端数計算）

第十六条 第二条第一項若しくは第八条第二項の規定により公営住宅の家賃を算定する場合又は第三条第一項の規定により近傍同種の住宅の家賃を算定する場合において、その額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 第十二条の規定により家賃を減額する場合において、その減額の額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を百円に切り上げる。

（平八政二四八・追加、平二九政二〇〇・旧第十五条繰下・一部改正）

（権限の委任）

第十七条 この政令に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

（平二政三二二・追加、平二九政二〇〇・旧第十六条繰下）

附 則

1 この政令は、昭和二十六年七月一日から施行する。

2 法附則第八項に規定する政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。

（昭六二政二九五・追加、平八政二四八・旧第五項繰上・一部改正、平一

四政二七・一部改正）

3 前項に規定する期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第五項から第七項までの規定による貸付金の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。

（昭六二政二九五・追加、平八政二四八・旧第六項繰上・一部改正）

4 法附則第五項から第七項までの規定による貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

（昭六二政二九五・追加、平八政二四八・旧第七項繰上・一部改正）

5 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、法附則第五項から第七項までの規定による貸付金の全部又は一部について

て、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。

(昭六二政二九五・追加、平八政二四八・旧第八項繰上・一部改正)

6 法附則第十三項に規定する政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

(昭六二政二九五・追加、平八政二四八・旧第九項繰上・一部改正)

7 法附則第十五項に規定する政令で定める地域は、次に掲げる地域(第四号及び第五号に掲げる地域にあつては、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域を除く。)とする。

一 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域

二 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域

三 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島

四 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第一項の規定により指定された豪雪地帯の全部又は一部を含む市町村の区域

五 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村の区域の全部又は一部を含む市町村の区域

六 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島

第二十編 建築・住宅 (公営住宅法施行令)

A〔日法一一四六四・五〕②〇II

七 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域の全部又は一部を含む市町村の区域

八 沖繩振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島

(平八政二四八・追加、平二二政一七五・平一四政一〇二・平二六政一三

四・一部改正)

附 則 (昭和二十七年一〇月八日政令第四三二号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三〇年一月一七日政令第三〇九号)
1 この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行の際現に事業主体が管理している改正前の公営住宅法施行令第一条第四号に規定する特殊耐火構造の住宅の家賃の限度の算定方法及び処分については、なお従前の例による。ただし、修繕費の乗率は、百分の一・二とする。

附 則 (昭和三四年五月三〇日政令第三〇二号) 抄

1 この政令は、公営住宅法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第百五十九号)の施行の日(昭和三十四年六月一日)から施行する。ただし、入居者の収入の計算については、昭和三十四年九月三十日までは、なお従前の例による。

附 則 (昭和三四年一二月一四日政令第三五八号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三五年六月二七日政令第一七七号)

四六一九

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者（これと同等の学歴を有する者として農林水産大臣の定める基準に適合するものを含む。）で、国若しくは地方公共団体の試験研究機関その他農林水産大臣の指定する試験研究機関若しくは同法による大学その他農林水産大臣の指定する教育機関において林業に関する試験研究若しくは教育に従事した期間、同条第一項に規定する林業普及指導員であつた期間又はこれらの期間を通算した期間が、最近十五年のうち十二年以上に達するものとする。

（平一政四一六・全改、平一七政一〇・一部改正）

（台帳情報の提供）

第十条 市町村は、農林水産省令で定めるところにより、一筆の森林の土地ごとに、次に掲げる者の求めに応じ、これらの者に対し、当該森林の土地について林地台帳に記載された事項を提供することができる。

- 一 当該森林の土地の所有者、当該森林の森林所有者又は当該森林所有者から森林の施業若しくは経営の委託を受けた者
- 二 当該森林の土地に隣接する森林の土地の所有者、当該森林の森林所有者又は当該森林所有者から森林の施業若しくは経営の委託を受けた者

三 当該森林の土地の所在地の属する都道府県の区域内の森林を対象とする森林経営計画に係る法第十一条第五項の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者

第三十編 林業（森林法施行令）

B〔日法一一八九八・九〕④

四 農林水産大臣又は当該森林の土地の所在地を管轄する都道府県知事

（平二八政三九六・全改）

（法第九十三條の政令で定める者）

第十一条 法第九十三條の政令で定める者は、造林については次の各号に掲げる者とし、林道の開設又は拡張については第二号から第四号までに掲げる者とする。

- 一 森林所有者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）
- 二 森林組合
- 三 生産森林組合
- 四 森林組合連合会
- 五 森林整備法人
- 六 法第十一条第五項の認定を受けた者（前各号に掲げる者を除く。）
- 七 法第十条の十一第二項の認可又は法第十条の十一の五第一項の認可（法第十条の十一第二項に規定する施業実施協定に係るものに限り。）を受けた施業実施協定に係る特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の農林水産省令で定める営利を目的としない者
- 八 法人でない団体であつて、第一号に掲げる者がその主たる構成員となつており、かつ、代表者、代表権の範囲その他農林水産大臣が定める事項について農林水産大臣が定める基準に従つ

た規約を有しているもの

(昭五一政一四三・追加、昭五三政二八二・昭五三政二八六・昭五九政一四九・平三政三三四・平一四政一四二・平一六政一四四・平二四政七・平三〇政三二〇・一部改正)

(国庫の補助)

第十二条 法第九十三条の規定による造林に要する費用に関する国の補助は、次に掲げる額について行う。

- 一 都道府県が行う造林(農林水産大臣が定める基準に該当するものに限り。)にあつては、当該費用の額の十分の三(沖縄県にあつては、三分の二)に相当する額。ただし、森林の土地の土壤改良、樹種転換(森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第二条第七項に規定する樹種転換をいい、同条第一項第一号に掲げる松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林(以下「被害松林」という。)に係るものに限る。以下同じ。)、被害松林の整備(被害木の伐採と併せて除伐又は間伐を行うものに限る。以下同じ。)、その他農林水産大臣が定める事項を目的とする造林にあつては、当該費用の額の二分の一に相当する額
- 二 市町村又は前条各号に掲げる者が行う造林(農林水産大臣が定める基準に該当するものに限る。)にあつては、都道府県が十分の三(沖縄県にあつては、三分の二)を超える割合による補助をする場合におけるその補助に要する経費から十分の三(沖縄県にあつては、三分の二)を超える部分の補助に要する

経費を除いた経費の額に相当する額。ただし、森林の土地の土壤改良、樹種転換、被害松林の整備その他農林水産大臣が定める事項を目的とする造林にあつては、都道府県が二分の一を超える割合による補助をする場合におけるその補助に要する経費から二分の一を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額

2 法第九十三条の規定による林道の開設又は拡張に要する費用

に関する国の補助は、次に掲げる額について行う。

- 一 都道府県が行う林道の開設又は拡張にあつては、当該費用の額に、別表第三に掲げる費用の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額
- 二 市町村が行う林道の開設又は拡張にあつては、都道府県が別表第三に掲げる費用の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合を超える割合による補助をする場合におけるその補助に要する経費から当該割合を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額
- 三 前条第二号から第四号までに掲げる者が行う林道の開設又は拡張にあつては、都道府県が別表第四に掲げる費用の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合を超える割合による補助をする場合におけるその補助に要する経費から当該割合を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額

(昭五一政一四三・追加、昭五三政二八二・昭五五政八九・昭五八政一六三・平三政三三四・平四政一八四・平五政九三・平九政八七・平九政二四)

○・平一四政一四二・一部改正

第十三条 法第九十四条の規定による国の補助は、各年度において、農林水産大臣が定める基準により算定した試験研究に要する経費の額の二分の一に相当する額以内について行う。

(昭五一政一四三・追加、昭五三政二八二・一部改正)

第十四条 法第九十五条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 当該予算総額の二割は、各都道府県の林業人口に応じて各都道府県に配分する。
- 二 当該予算総額の二割は、各都道府県の民有林面積に応じて各都道府県に配分する。
- 三 当該予算総額の二割は、各都道府県の市町村数に応じて各都道府県に配分する。
- 四 当該予算総額の四割は、森林災害に対処するため、森林資源の開発を行うためその他林業の発展のため緊急に林業普及指導事業を行うことを必要とする都道府県に配分する。

(昭五八政一〇一・全改、平一〇政一六七・平二四政七・一部改正)

第十五条 法第九十六条の規定による国の補助は、各年度において、次に掲げる額について行う。

- 一 法第九十二条第一号に規定する費用については、農林水産大臣が地域森林計画の作成面積等を考慮して定める基準により算定した賃金、職員の旅費、備品費、消耗品費その他の経費の額に相当する額

第三十編 林業 (森林法施行令)

B [日法一一八九八・九] ④

二 法第九十二条第二号に規定する費用については、農林水産大臣が保安林の面積等を考慮して定める基準により算定した賃金、職員の旅費、備品費、消耗品費その他の経費の額に相当する額

三 法第九十二条第三号に規定する費用については、農林水産大臣が保安林の立木の価額等を考慮して定める基準により算定した補償費その他の経費の額に相当する額

(昭五一政一四三・追加、昭五三政二八二・平一〇政三六七・平一一政四一六・一部改正)

附 則

- 1 この政令は、昭和二十六年八月一日から施行する。
- 2 左に掲げる命令は、廃止する。
森林組合令 (昭和十五年勅令第五百五十九号)
森林法第二章ノ規定ニ依ル地方長官ノ職權ノ特例ニ關スル件 (昭和十五年勅令第五百六十号)
地方森林会令 (昭和二十四年政令第三百九十三号)
- 3 森林法 (明治四十年法律第四十三号) の規定による森林組合及び森林組合連合会であつてこの政令施行の際現に存するものについては、前項の規定にかかわらず、森林組合令は、なおその効力を有する。
- 4 特定市町村 (過疎地域自立促進特別措置法 (平成十二年法律第十五号) 附則第五条第一項に規定する特定市町村をいう。以下この項及び次項において同じ。) の区域 (同法附則第六条又は第七

第三十編 林業 (森林法施行令)

条の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。次項において同じ。)において、平成十二年度から平成十六年度までの間にその工事に着手した林道の開設又は拡張に要する費用であつて次の表の上欄に掲げるもの(同表の中欄に掲げる地域において行われた林道の開設又は拡張に要するものに限る。)に関する国の補助についての第十二条第二項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、平成十六年度までの間、別表第三の補助の割合の欄に掲げる割合は、次の表の下欄に掲げる当該工事に着手した年度の区分に応じ、それぞれ同欄に定める割合とする。

費用の区分	地域	補助の割合				
		平成十二年度	平成十三年度	平成十四年度	平成十五年度	平成十六年度
別表第三林道の開設に要する費用 の項第一号(一)に掲げる費用	北海道及び離島振興対策実施地域(離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域をいう。以下同	百分の五十五	百分の五十四	百分の五十三	百分の五十二	百分の五十一

別表第三林道の開設に要する費用 の項第一号(三)に掲げる費用	北海道、沖縄県、奄美群島、離島振興対策実施地域及び振興山村以外の地域	百分の五十五	百分の五十四	百分の五十三	百分の五十二	百分の五十一	じ。)で、振興山村(山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定に基づき指定された振興山村をいう。以下同じ。)以外の地域
別表第三林道の開設に要する費用 の項第一号(二)に掲げる費用	振興山村及び特定農山村地域(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する	百分の五十五	百分の五十四	百分の五十三	百分の五十二	百分の五十一	

いて行われた林道の開設又は拡張に要するものに限る。）に関する国の補助についての第十二条第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、平成十六年度までの間、別表第四の補助の割合の欄に掲げる割合は、次の表の下欄に掲げる当該工事に着手した年度の区分に応じ、それぞれ同欄に定める割合とする。

五号に掲げる費用	法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域をいう。以下同じ。）以外の地域で、林野面積の占める比率等を考慮して農林水産大臣が定める基準に該当するもの
別表第三林道の拡張に要する費用の項第二号（一）に掲げる費用	振興山村及び特定農山村地域以外の地域で林野面積の占める比率等を考慮して農林水産大臣が定める基準に該当するもの
	百分の五
	百分の五
	百分の五
	百分の五
	百分の五

（平一二政四〇三・全改）

5 特定市町村の区域において、平成十二年度から平成十六年度までの間にその工事に着手した林道の開設又は拡張に要する費用であつて次の表の上欄に掲げるもの（同表の中欄に掲げる地域にお

別表第四林道の開設	費用の区分	地域の	
		補助	割合
別表第四林道の開設 振興山村以外の地域	北海道及び離島振興対策実施地域で振興山村以外の地域	平成十二年	百分の五
		平成十三年	百分の五
		平成十四年	百分の五
		平成十五年	百分の五
		平成十六年	百分の五

に要する費用の項第一号(三)に掲げる費用	域	に要する費用の項第一号(一)に掲げる費用
振興山村及び特定農山村地域以外の地域で林野面積の占める比率等を考慮して農林水産大臣が定める基準に該当するもの	北海道、沖縄県、奄美群島、離島振興対策実施地域及び振興山村以外の地域	振興山村及び特定農山村地域以外の地域で林野面積の占める比率等を考慮して農林水産大臣が定める基準に該当するもの
百分の五	百分の四	百分の六
百分の四	百分の三	百分の五
百分の三	百分の二	百分の四
百分の二	百分の一	百分の三
百分の一	百分の〇・五	百分の二

(平一二政四〇三・全改)

6 法附則第七項の政令で定める者は、造林については第十一条各号に掲げる者とし、林道の開設又は拡張については同条第二号から第四号までに掲げる者とする。

(昭六二政二九三・追加、平三政九七・旧第十二項繰下、平一二政四〇三)

・旧第十三項繰上

7 法附則第八項の政令で定める者は、第十一条第二号から第五号まで及び第八号に掲げる者とする。

(昭六二政二九三・追加、平三政九七・旧第十三項繰下、平一二政四〇三)

・旧第十四項繰上、平一四政一四二・平一六政一四四・一部改正

8 法附則第九項の政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。

(昭六二政二九三・追加、平三政九七・旧第十四項繰下、平一二政四〇三)

・旧第十五項繰上、平一四政二七・一部改正

9 前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第六項から第八項までの規定による国の貸付金（以下「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該

ものとする。

(三) 樹種に係るもの

保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。

注 第三号の事項は、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとする。

別表第三(第十二条関係)

(平五政九三・追加、平七政一五四・平二政一七五・平一二政四〇三・平一三政三〇四・平一六政一四四・平二〇政一九・一部改正)

費用の区分	補助の割合
林道の開設に要する費用 一 一般林道(次号から第六号までに規定する林道以外の林道をいう。)に係るもの (一) 農林水産大臣が当該林道に係る森林の利用区域面積(以下「利用区域面積」という。)、当該森林の蓄積等を考慮して定める基準に該当する林道に係るもの (二) 間伐を行うために開設する林道、水源山地において複層林施業を行うための保安施設事業と林道の開設とを一体とした事業に係る林道、法第三十九条の三第一	沖縄県にあつては百分の八十、その他の地域にあつては百分の五十(振興山村又は過疎地域自立促進特別措置法第二十一条に規定する過疎地域に該当する地域(以下「過疎地域」という。)のうち北海道、奄美群島又は離島振興対策実施

項の規定に基づき指定された特定保安林の整備を行うために開設する林道又は樹種転換を実施し、若しくは火災、気象上の原因による災害その他の災害を受けた森林を復旧するために開設する林道で、農林水産大臣が定める基準に該当するものに係るもの(一)に掲げるものを除く。

(三) その他の林道に係るもの

沖縄県にあつては百分の八十、北海道、奄美群島及び離島振興対策実施地域にあつては百分の五十(過疎地域自立促進特別措置法第十四条第一項の規定に基づき指定された基幹的な林道で奄美群島にあるものに係るものにあつては、百分の六十五)、その他の地域にあつては百分の四十五(振興山村及び過疎地域にあつて

地域に属するものにあつては、百分の五十五)

二 既設の林道と他の既設の林道又は林道以外の道路との間を連結することを目的とする林道で農林水産大臣が定める基準に該当するものに係るもの

(一) 当該林道に係る利用区域面積が農林水産大臣が定める基準に該当する林道に係るもの
(二) その他の林道に係るもの

三 林業構造改善事業に係る林道に係るもの

四 沖縄林業振興特別対策事業(林業構造改善事業)に準ずる事業で農林水産大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。)に係る林道に係るもの

は、百分の五十)

沖縄県にあつては百分の八十、北海道及び離島振興対策実施地域にあつては百分の五十五、その他の地域にあつては百分の五十
沖縄県にあつては百分の八十、その他の地域にあつては百分の五十

三分の二

<p>林道の 拡張に 要する 費用</p>	<p>五 林業生産の基盤及び生活環境の整備を総合的に行う事業で農林水産大臣が定める基準に該当するものに係る林道に係るもの</p> <p>六 地勢等の地理的條件が極めて悪く、かつ、豊富な森林資源の開発が十分に行われていない地域の林道網の枢要部分となるべき林道で農林水産大臣が定める基準に該当するもの（当該地域のうち農林水産大臣が定める区域内においてその工事が行われるものに限る。）に係るもの</p>
<p>一 舗装に係るもの (一) 当該林道に係る利用区域面積が農林水産大臣が定める基準に該当する林道に係るもの</p>	<p>百分の五十（振興山村、過疎地域又は特定農山村地域のうち林野面積の占める比率等を考慮して農林水産大臣が定める基準に該当する地域にあつては、百分の五十五）</p> <p>三分の二に調整率（地勢等の地理的條件及び森林資源の開発の状況からみて生ずるの見込まれる費用の増加の程度を考慮して区域ごとに農林水産大臣が定める率をいう。以下同じ。）を乗じて得た率</p>
<p>二 前号に掲げるもの以外のもの (一) 林業生産の基盤及び生活環境の整備を総合的に行う事業で農林水産大臣が定める基準に該当するものに係る林道に係るもの (二) 農林水産大臣が</p>	<p>(二) 地勢等の地理的條件が極めて悪く、かつ、豊富な森林資源の開発が十分に行われていない地域の林道網の枢要部分となるべき林道で農林水産大臣が定める基準に該当するもの（当該地域のうち農林水産大臣が定める区域内においてその工事が行われるものに限る。）に係るもの</p> <p>(三) その他の林道に係るもの</p>
<p>百分の五十 百分の五十</p>	<p>三分の二に調整率を乗じて得た率</p> <p>三分の一</p> <p>百分の五十（振興山村、過疎地域又は特定農山村地域のうち林野面積の占める比率等を考慮して農林水産大臣が定める基準に該当する地域にあつては、百分の五十五）</p>

<p>当該林道に係る利用区域面積、当該森林の蓄積等を考慮して定める基準に該当する林道に係るもの(一)に掲げるものを除く。</p>	<p>(三) 地勢等の地理的条件が極めて悪く、かつ、豊富な森林資源の開発が十分に行われていない地域の林道網の枢要部分となるべき林道で農林水産大臣が定める基準に該当するもの(当該地域のうち農林水産大臣が定める区域内においてその工事が行われるものに限る。)に係るもの</p>	<p>三分の二に調整率を乗じて得た率</p>
<p>(四) その他の林道に係るもの</p>		<p>百分の三十</p>

別表第四 (第十二条関係)

(昭五一政一四三・追加、昭五二政一七四・昭五三政二二七・昭五三政二八二・昭五五政八九・昭五八政一〇一・一部改正、昭五八政一六三・旧別表第二繰下、昭六〇政二二九・昭六二政二五九・平二政九七・平二政二五〇・平四政一八四・一部改正、平五政九三・旧別表第三繰下・一部改正、平七政一五四・平二二政一七五・平一三政三〇四・平一六政一四四・一部改正)

費用の区分	補助の割合
<p>林道の開設に要する費用</p> <p>一 一般林道(次号から第五号までに規定する林道以外の林道をいう。)に係るもの</p> <p>(一) 農林水産大臣が当該林道に係る利用区域面積、当該森林の蓄積等を考慮して定める基準に該当する林道に係るもの</p> <p>(二) 間伐を行うために開設する林道、水源山地において複層林施設を行うための保安施設事業と林道の開設とを一体とした事業</p>	<p>沖縄県及び奄美群島にあつては百分の八十、その他の地域にあつては百分の六十</p> <p>五</p> <p>沖縄県にあつては百分の八十、北海道、奄美群島及び離島振興対策実施地域にあつては百分の五十五(振興山村及び過疎地域にあつては、百分の六十)、その他の地域にあつては百分の五</p>

B [日法一一八九八・九] ④

に係る林道、法第三十九条の三第一項の規定に基づき指定された特定保安林の整備を行うために開設する林道又は樹種転換を実施し、若しくは火災、気象上の原因による災害その他の災害を受けた森林を復旧するために開設する林道で、農林水産大臣が定める基準に該当するものに係るもの(一)に掲げるものを除く。)

(二) その他の林道に係るもの

十(振興山村及び過疎地域にあつては、百分の五)

二 既設の林道と他の

既設の林道又は林道以外の道路との間を連結することを目的とする林道で農林水産大臣が定める基準に該当するものに係るもの

(一) 当該林道に係る利用区域面積が農林水産大臣が定める基準に該当する林道に係るもの
(二) その他の林道に係るもの

指定された基幹的な林道で奄美群島にあるものに係るものにあつては、百分の七十)、その他の地域にあつては百分の四十五(振興山村及び過疎地域にあつては、百分の五十)

三 林業構造改善事業に係る林道に係るもの

沖縄県にあつては百分の八十、北海道及び離島振興対策実施地域にあつては百分の七十五、その他の地域にあつては百分の二十、沖縄県にあつては百分の八十、その他の地域にあつては百分の五十

	<p>四 沖繩林業振興特別対策事業に係る林道に係るもの</p> <p>五 林業生産の基盤及び生活環境の整備を総合的に行う事業で農林水産大臣が定める基準に該当するものに係る林道に係るもの</p>	<p>三分の二</p> <p>百分の五十五（振興山村、過疎地域又は特定農山村地域のうち林野面積の占める比率等を考慮して農林水産大臣が定める基準に該当する地域にあつては、百分の六十）</p>
<p>林道の拡張に要する費用</p>	<p>一 舗装に係るもの</p> <p>(一) 当該林道に係る利用区域面積が農林水産大臣が定める基準に該当する林道に係るもの</p> <p>(二) その他の林道に係るもの</p> <p>二 前号に掲げるもの以外のもの</p> <p>(一) 林業生産の基盤及び生活環境の整備を総合的に行う事業で農林水産大</p>	<p>百分の五十</p> <p>三分の一</p> <p>百分の五十五（振興山村、過疎地域又は特定農山村地域のうち林野面積の占める比率等を考慮して農林水産</p>

	<p>臣が定める基準に該当するものに係る林道に係るもの</p> <p>(二) 農林水産大臣が当該林道に係る利用区域面積、当該森林の蓄積等を考慮して定める基準に該当する林道に係るもの（一）に掲げるものを除く。</p> <p>(三) その他の林道に係るもの</p>	<p>大臣が定める基準に該当する地域にあつては、百分の六十）</p> <p>百分の五十</p> <p>百分の三十</p>
--	--	--

森林法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十二年八月二日

内閣総理大臣 森 喜朗

政令第四百三十三号

森林法施行令の一部を改正する政令

内閣は、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第百九十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）の一部を次のように改正する。

4 特定市町村（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）附則第五条第一項に規定する特定市町村をいう。以下この項及び次項において同じ。）の区域（同法附則第六条又は第七条の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。次項において同じ。）において、平成十二年度から平成十六年度までの間にその工事に着手した林道の開設又は拡張に要する費用であつて次の表の上欄に掲げるもの（同表の中欄に掲げる地域又は拡張に要する費用であつて次の表の上欄に掲げるもの（同表の中欄に掲げる地域又は拡張に要する費用であつて次の表の上欄に掲げるもの）に限る。）に関する国の補助については、平成十六年度までの間、別表第三の補助の割合の欄に掲げる割合は、次の規定の適用については、平成十六年度までの間、別表第三の補助の割合の欄に掲げる割合は、次の表の下欄に掲げる当該工事に着手した年度の区分に応じ、それぞれ同欄に定める割合とする。

費用の区分	地域	補助の割合				
		平成十二年	平成十三年	平成十四年	平成十五年	平成十六年
別表第三林道の開設に要する費用の項第一号(一)に掲げる費用	北海道及び離島振興対策実施地域（昭和三十八年法律第七十二号）第二十八条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域をいう。以下同じ。	百分の五	百分の五	百分の五	百分の五	百分の五
別表第三林道の開設に要する費用の項第一号(二)に掲げる費用	北海道、沖縄県、奄美群島、離島振興対策実施地域及び振興山村以外の地域	百分の五	百分の四	百分の四	百分の四	百分の四

5

特定市町村の区域において、平成十二年度から平成十六年度までの間にその工事に着手した林道の開設又は拡張に要する費用であつて次の表の上欄に掲げるもの（同表の中欄に掲げる地域において行われた林道の開設又は拡張に要するものに限る。）に関する国の補助については、平成十六年度までの間、別表第四の補助の割合の欄に掲げる割合は、次の表の下欄に掲げる当該工事に着手した年度の区分に応じ、それぞれ同欄に定める割合とする。

費用の区分	地域	補助の割合				
		平成十二年	平成十三年	平成十四年	平成十五年	平成十六年
別表第三林道の開設に要する費用の項第一号(一)に掲げる費用	振興山村及び特定農山村地域の農林業等の活性化のため法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域をいう。以下同じ。）以外の地域で、林野面積の占める比率が定められる基準に該当するもの	百分の五	百分の五	百分の五	百分の五	百分の五
別表第三林道の開設に要する費用の項第一号(二)に掲げる費用	振興山村及び特定農山村地域の農林業等の活性化のため法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域をいう。以下同じ。）以外の地域で、林野面積の占める比率が定められる基準に該当するもの	百分の五	百分の五	百分の五	百分の五	百分の五
別表第四林道の開設に要する費用の項第一号(一)に掲げる費用	北海道、沖縄県、奄美群島、離島振興対策実施地域及び振興山村以外の地域	百分の五	百分の五	百分の五	百分の五	百分の五
別表第四林道の開設に要する費用の項第一号(二)に掲げる費用	北海道、沖縄県、奄美群島、離島振興対策実施地域及び振興山村以外の地域	百分の五	百分の五	百分の五	百分の五	百分の五
別表第四林道の開設に要する費用の項第二号(一)に掲げる費用	振興山村及び特定農山村地域の農林業等の活性化のため法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域をいう。以下同じ。）以外の地域で、林野面積の占める比率が定められる基準に該当するもの	百分の六	百分の五	百分の五	百分の五	百分の五
別表第四林道の開設に要する費用の項第二号(二)に掲げる費用	振興山村及び特定農山村地域の農林業等の活性化のため法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域をいう。以下同じ。）以外の地域で、林野面積の占める比率が定められる基準に該当するもの	百分の六	百分の五	百分の五	百分の五	百分の五

附則中第六項から第十二項までを削り、第十三項を第八項とし、第十四項から第十九項までを七項ずつ繰り上げる。

別表第三林道の開設に要する費用の項第一号(二)の補助の割合の欄中「山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定に基づき指定された振興山村(以下「振興山村」という。)」を「振興山村」に改め、「平成十二年法律第十五号」を削り、「離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域(以下「離島振興対策実施地域」という。)」を「離島振興対策実施地域」に改め、同項第五号の補助の割合の欄中「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第二条第一項に規定する特定農山村地域(以下「特定農山村地域」という。)」を「特定農山村地域」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令による改正後の森林法施行令附則第四項及び第五項の規定は、平成十二年度から平成十六年度までの各年度の予算に係る国の補助、平成十二年度から平成十六年度までの各年度の国庫債務負担行為に基づき平成十七年度以降の年度に支出すべきものとされる国の補助及び平成十二年度から平成十六年度までの各年度の歳出予算に係る国の補助で平成十七年度以降の年度に繰り越されるものについて適用する。

農林水産大臣 谷 洋一

内閣総理大臣 森 喜朗

○ 国有財産特別措置法施行令

(昭和二十七年七月十日)
政令第二百六十四号

改正	昭和三十七年七月十日 政令第二百六十四号	昭和三十七年七月十日 政令第二百六十四号	昭和三十七年七月十日 政令第二百六十四号
昭和三十七年	九月一六日政令第四一九号	平成二二年一〇月二日政令第四四八号	同
同	三〇年 八月一三日同 第一八〇号	同 一四年 六月 五日同 第一九七号	同
同	三二年 五月二八日同 第一一六号	同 一八年 三月三一日同 第一五一号	同
同	三四年 二月二八日同 第三八九号	同 一八年 三月三一日同 第一五四号	同
同	三五年 五月一七日同 第一二八号	同 一八年 四月二八日同 第一八四号	同
同	三五年 一〇月二〇日同 第二七四号	同 一八年 九月二六日同 第三二〇号	同
同	四四年 九月二六日同 第二五四号	同 二二年 三月三一日同 第四七号	同
同	四八年 七月二七日同 第一二二号	同 二三年 九月二二日同 第一九六号	同
同	五五年 三月三一日同 第五〇号	同 二四年 二月 三日同 第二六号	同
同	五九年 九月二六日同 第一八八号	同 二四年 六月二七日同 第一六九号	同
平成	二二年 三月三一日同 第九一号	同 二五年 一月一八日同 第五号	同
同	二二年 二月 七日同 第三四七号	同 二五年 一月二七日同 第三一九号	同
同	二六年 六月二四日同 第一八三号	同 二六年 二月二四日同 第四二二号	同
同	二九年 九月二五日同 第二九一号	同 二七年 三月三一日同 第一三八号	同
同	一〇年 一月二六日同 第三七二号	同 二八年 二月一九日同 第四五号	同
同	一二年 三月三一日同 第一四三号	同 二九年 三月二九日同 第六三号	同
同	一二年 六月 七日同 第三〇七号		

国有財産特別措置法施行令をここに公布する。

国有財産特別措置法施行令

内閣は、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）

第七条第一項、第九条第一項及び第四項、第十条第五項並びに第十条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

（無償貸付）

第一条 各省各庁の長（国有財産特別措置法（以下「法」とい

第二十二編 国有財産（国有財産特別措置法施行令）

A [日法一一三〇八・九] ㊸

う。第五条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）
は、法第二条第二項の規定により普通財産を無償で貸し付ける場合には、同項各号に規定する施設の種類、当該施設に係る事業の規模等を勘案して財務大臣が定める数量に関する基準に従つて当該貸付けを行うものとする。

2 各省各庁の長は、法第二条第二項第七号の規定により普通財産を無償で貸し付ける場合には、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に掲げる期間の範囲内において当該貸付けを行うものとする。

一 次条第七項第一号に掲げる区域にある法第二条第二項第七号に規定する施設（以下「義務教育等諸学校施設」という。）

次条第七項第一号の告示があつた日の属する年度の末日の翌日から五年間

二 次条第七項第二号又は第三号に掲げる区域にある義務教育等諸学校施設 国有財産法及び国有財産特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六十七号。以下「昭和四十八年改正法」という。）の施行の日（同日後において同項第二号の規定に該当することとなる市町村の区域にある義務教育等諸学校施設にあつては、その該当することとなつた日）から平成三十三年三月三十一日（同日以前において同項第二号の規定に該当しないこととなる市町村の区域にある義務教育等諸学校施設にあつては、その該当しないこととなつた日の前日）までの間

第二十二編 国有財産（国有財産特別措置法施行令）

二二八二

（昭四八政二二・追加、昭五五政五〇・平二政九一・平九政二九一・平一二政一四三・平一二政三〇七・平一八政一五一・平一八政一八四・平一八政三二〇・平一二政四七・平二四政一六九・平二六政四一二・一部改正）

第二条 法第二条第二項第一号に規定する政令で定める保護施設は、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第三十八条に規定する救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設とする。

2 法第二条第二項第二号に規定する政令で定める施設は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設のうち、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設とする。

3 法第二条第二項第三号に規定する政令で定める障害者支援施設は、次に掲げる用のうち一又は二以上の用に主として供するもの（第三号に掲げる用に供する場合には、同号に掲げる用に併せて第一号又は第二号に掲げる用に供するものに限る。）とする。

一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の規定に基づき市町村（特別区を含む。次号において同じ。）が行う措置（他の地方公共団体に委託して行う措置を含む。）の用

二 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号の規定に基づき市町村が行う措置（他の地方公共

団体に委託して行う措置を含む。）の用

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）の規定による介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給に係る者に対する障害福祉サービス（同法第五条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援に限る。）の用

4 法第二条第二項第四号に規定する政令で定める老人福祉施設は、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設のうち、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームとする。

5 法第二条第二項第四号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるサービスとする。

一 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による通所介護若しくは短期入所生活介護に係る特例居宅介護サービス費の支給に係る者に対する居宅サービス、地域密着型通所介護若しくは認知症対応型通所介護に係る特例地域密着型介護サービス費の支給に係る者に対する地域密着型サービス、介護予防短期入所生活介護に係る特例介護予防サービス費の支給に係る者に対する介護予防サービス又は介護予防認知症対応型通所介護に係る特例地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者に対する地域密着型介護予防サービス

二 生活保護法の規定による通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護若しくは認知症対応型通所介護に係る介護扶助に係る者に対する居宅介護、介護予防短期入所生活介護若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る介護扶助に係る者に対する介護予防又は介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業であつて老人福祉法第二十条の二の二に規定する厚生労働省令で定めるものによる支援に相当する支援に係る介護扶助に係る者に対する介護予防・日常生活支

援

6 法第二条第二項第四号ハに規定する政令で定めるものは、生活保護法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は介護福祉施設サービスに係る介護扶助に係る者に対する施設介護とする。

7 法第二条第二項第七号に規定する政令で定める地域は、次に掲げる地域とする。

一 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第三条第一項の特定地方公共団体（以下「激甚災害を受けた地方公共団体」という。）として告示された地方公共団体の区域

二 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）の規定の適用を受けている市町村の区域

三 東京都小笠原村の区域

8 前項第一号の場合において、当該告示をされた地方公共団体が

第二十二編 国有財産（国有財産特別措置法施行令）

都道府県であるときは、当該都道府県が設置する義務教育等諸学校施設について法第二条第二項第七号の規定を適用する場合に限り、当該都道府県を激甚災害を受けた地方公共団体とする。

（昭四八政二二・追加、昭五五政五〇・昭五九政二八八・平二政九一・平二政三四七・平九政二九一・平一〇政三七二・平一二政一四三・平一二政四四八・平一四政一九七・平一八政一五一・平一八政一五四・一部改正、平一八政一八四・旧第一条の二線下、平一八政三三〇・平三政二九六・平二四政二六・平二五政五・平二五政三一九・平二六政四二二・平二七政一三八・平二八政四五・平二九政六三・一部改正）

（減額譲渡等を行うことができる施設）

第三条 法第三条第一項第一号ルに規定する政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 公害の状況を把握し、又は公害の防止のための規制の措置を適正に実施するために必要な監視又は測定に関する施設

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物の処理施設（ごみ処理施設及びし尿処理施設を除く。）

2 法第三条第一項第一号ヲに規定する政令で定める施設は、体育館、水泳プール及び運動場とする。

3 法第三条第一項第一号ワに規定する政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 排水ポンプ、俵、丸太その他の水防に必要な器具又は資材を保管するための施設

附 則 (昭和三十五年一〇月二〇日政令第二七四号)

この政令は、公布の日から施行し、改正後の国有財産特別措置法施行令第一条の規定は、昭和三十五年七月三十一日から適用する。

附 則 (昭和四十四年九月二十六日政令第二五四号) 抄

1 この政令は、法の施行の日(昭和四十四年九月二十七日)から施行する。

附 則 (昭和四十八年七月二十七日政令第二二二号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の第一条の二第二項第一号の規定は、激甚災害を受けた地方公共団体として昭和四十八年三月二十日以後告示された地方公共団体の区域について適用する。

3 激甚災害を受けた地方公共団体として昭和四十八年三月二十日に告示された地方公共団体の区域又は義務教育諸学校施設費国庫負担法附則第三項の規定により同年中において文部大臣が指定した地域にある義務教育等諸学校施設については、改正後の第一条第二項第一号中「次条第二項第一号の告示があり、又は同項第二号の指定に係る告示があつた日の属する年度の末日の翌日から五年間」とあるのは、「次条第二項第一号に掲げる区域にある義務教育等諸学校施設にあつては昭和四十八年改正法の施行の日から、同項第二号に掲げる地域にある義務教育等諸学校施設にあつては同号の指定に係る告示があつた日から、それぞれ昭和五十三年三月三十一日までの間」とする。

4 改正前の第十四条各号に掲げる事業で改正後の同条各号に掲げ

第二十二編 国有財産 (国有財産特別措置法施行令)

る事業に該当しないものを営む者との間における昭和四十八年改正法による改正前の法第十一条第一項ただし書の規定による延納の特約については、当該事業は、昭和四十八年改正法による改正後の法第十一条第一項第一号に規定する政令で定める事業に該当するものとする。

附 則 (昭和五十五年三月三十一日政令第五〇号) 抄

第一条 この政令は、法の施行の日(昭和五十五年四月一日)から施行する。

附 則 (昭和五十九年九月二十六日政令第二八八号)

この政令は、昭和五十九年十月一日から施行する。

附 則 (平成二年三月三十一日政令第九一号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年二月七日政令第三四七号) 抄

この政令は、平成三年一月一日から施行する。

附 則 (平成九年九月二十五日政令第二九一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年一月二十六日政令第三七二号)

この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成十二年三月三十一日政令第一四三号)

1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

国有財産特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十二年三月三十一日

内閣総理大臣 小 淵 恵 三

政令第四百二十三号

国有財産特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

国有財産特別措置法施行令（昭和二十七年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。
第一条第二項中「第二条第二項第四号の規定」を「第二条第二項第五号の規定」に改め、同項第一号中「第三条第三項第一号」を「次条第六項第一号」に、「第二条第二項第四号」を「第二条第二項第五号」に改め、同項第二号中「次条第三項第三号」を「次条第六項第三号」に、「平成十二年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第一条の二第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同条第四項中「第二条第二項第四号」を「第二条第二項第五号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「第二条第二項第四号」を「第二条第二項第五号」に改め、同項第三号中「過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）」を「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 第二条第二項第三号に規定する政令で定める老人福祉施設は、老人福祉法（昭和三十八年法律百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設のうち、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームとする。

4 第二条第二項第三号ロに規定する政令で定めるものは、次に掲げるサービスとする。
一 介護保険法（平成九年法律百二十三号）の規定による通所介護又は短期入所生活介護に係る特別居宅介護サービス又は特別居宅支援サービス費の支給に係る者に対する居宅サービス

二 生活保護法の規定による通所介護又は短期入所生活介護に係る介護扶助に係る者に対する居宅介護

5 第二条第二項第三号ハに規定する政令で定めるものは、次に掲げるサービスとする。
一 介護保険法の規定による介護福祉施設サービスに係る特別施設介護サービス費の支給に係る者に対する施設サービス

二 生活保護法の規定による介護福祉施設サービスに係る介護扶助に係る者に対する施設介護

附 則
1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。
2 改正前の第一条の二第三項第三号に掲げる区域で改正後の同条第六項第三号に掲げる区域に該当しない区域については、平成十七年三月三十一日までの間に限り、国有財産特別措置法第二条第二項第五号に規定する政令で定める地域に該当するものとする。

大蔵大臣 宮澤 喜一
内閣総理大臣 小 淵 恵 三

易なもの、道路の損傷を防止するために必要な砂利又は土砂の局部的補充その他道路の構造に影響を与えない道路の維持とする。

(指定区間内の国道に附属する有料の自動車駐車場又は自転車駐車場) (指定区間内の国道に附属する有料の自動車駐車場又は自転車駐車場の名称等の告示)

第三条の二 国土交通大臣は、法第二十四条の二第一項の規定により指定区間内の国道に附属する自動車駐車場又は自転車駐車場に自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第三項に規定する原動機付自転車(以下単に「原動機付自転車」という。)を含む。次条及び第四十一条第二項第八号において同じ。)又は自転車を駐車させる者から駐車料金を徴収しようとする場合においては、あらかじめ、当該自動車駐車場又は自転車駐車場の名称及び位置、駐車料金の額、駐車することができる時間並びに駐車料金の徴収開始の日を告示しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により告示した事項を変更する場合においては、あらかじめ、その旨を告示しなければならない。

(平三政三二七・追加、平二政三二二・平一九政三〇四・平二六政一八

七・平三〇政二八〇・一部改正)

(駐車料金を徴収することができない自動車又は自転車)

第三条の三 法第二十四条の二第一項ただし書の政令で定める自動車又は自転車は、道路の改築、修繕又は災害復旧に関する工事、道路の維持その他特別の理由に基づき当該自動車駐車場又は自転車駐車場に駐車することがやむを得ないと認められる自動車又は

自転車、国土交通大臣が定めるものとする。

(平三政三二七・追加、平二政三二二・平一九政三〇四・一部改正)

(道路管理者の権限の代行)

第四条 法第二十七条第一項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。

一 法第十八条第一項の規定により道路の区域を決定し、又は変更すること。

二 法第十九条の二第一項又は第二十条第一項の規定により災害復旧に関する工事の施行について協議すること。

三 法第二十一条又は第二十二条第一項の規定により道路に関する工事を施行させること。

四 法第二十三条第一項の規定により他の工事を施行すること。

五 法第二十四条本文の規定により道路に関する工事を行うことを承認し、及び法第八十七条第一項の規定により当該承認に必要な条件を付すること。

六 法第三十二条第一項又は第三項(これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による許可を

与え、及び法第八十七条第一項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該許可に必要な条件を付すること。

七 法第三十四条(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により工事の調整のための条件を付すること。

八 法第三十五条(法第九十一条第二項において準用する場合を

含む。)の規定により国と協議し、同意すること。

九 法第三十六条第一項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により提出する工事の計画書を受理すること。

十 法第三十八条第一項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により道路の占用に関する工事を施行すること。

十一 法第三十九条の二第二項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により入札占用指針を定め、及び法第三十九条の二第六項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により意見を聴くこと。

十二 法第三十九条の四第一項又は第五項(これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により通知し、法第三十九条の四第三項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により占用入札を実施し、及び法第三十九条の四第四項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により落札者を決定すること。

十三 法第三十九条の五第一項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により道路の場所を指定し、及び入札占用計画が適当である旨の認定をすること。

十四 法第三十九条の六第一項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により変更の認定をすること。

十五 法第三十九条の九(法第九十一条第二項において準用する

A (日法二一八一・三) ㉔

場合を含む。)の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

十六 法第四十条第二項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により必要な指示をすること。

十七 法第四十三条の二の規定により必要な措置をすることを命ずること。

十八 法第四十四条の二第二項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置等物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させ、法第四十四条の二第二項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置等物件を保管し、法第四十四条の二第三項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により公示し、法第四十四条の二第四項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により公示し、法第四十四条の二第四項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置等物件を売却し、及び代金を保管し、並びに法第四十四条の二第五項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置等物件を廃棄すること。

十九 法第四十五条第一項又は第四十七条の五の規定により道路標識又は区画線を設けること。

二十 法第四十六条第一項又は第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限すること。

二十一 法第四十七条の二第一項及び第二項前段の規定により許可をし、同項後段の規定により協議し、同意し、並びに同条第

五項の規定により許可証を交付すること。

二十二 法第四十七条の四第一項の規定により必要な措置をすることを命じ、及び同条第二項の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

二十三 法第四十七条の八第一項の規定により協議し、協定を締結し、及び道路一体建物を管理すること。

二十四 法第四十八条の二十第一項の規定により協定を締結し、及び道路外利便施設を管理すること。

二十五 法第四十八条の二十七の規定により道路協力団体と協議(当該協議が成立することをもつて、法第二十四条本文の規定による承認(道路に関する工事の施行に係るものに限る。))又は法第三十二条第一項若しくは第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。)をすること。

二十六 法第五十四条の二第一項の規定により共用管理施設の費用の分担の方法等について協議すること。

二十七 法第六十六条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、若しくは特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者にこれらの行為をさせること。

二十八 法第六十七条の二第一項の規定により車両を移動し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動させ、同条第二項の規定により意見を聴き、同条第三項の規定により車両を保管し、及び必要な措置を講じ、同条第四項の規定

により告知し、必要な措置を講じ、及び公示し、並びに同条第五項の規定により車両を移動すること。

二十九 法第六十八条第一項の規定により災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分し、及び同条第二項の規定により災害の現場に在る者又はその付近に居住する者を防御に従事させること。

三十 法第六十九条の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び損失を補償すること。

三十一 法第七十条の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び補償金を支払い、又は補償金に代えて工事を行うことを要求し、並びに協議が成立しない場合において収用委員会に裁決を申請すること。

三十二 法第七十一条第一項若しくは第二項(これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、又は法第七十一条第三項前段(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせること。ただし、法第七十一条第二項第二号又は第三号(これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)に該当する場合においては、法第七十一条第二項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)に規定する処分をし、若しくは

措置を命じ、又は法第七十一条第三項前段の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせることはできない。

三十三 法第七十二条の二第一項又は第二項の規定により必要な報告をさせ、又はその職員に立入検査をさせること。

三十四 法第九十二条第四項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により不用物件と新たに道路を構成する物件とを交換すること。

三十五 法第九十三条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により不用物件の使用の申出をし、及びその引渡しを受けること。

三十六 法第九十五条の二第一項の規定により意見を聴き、又は通知し、及び同条第二項の規定により協議し、又は通知すること。ただし、法第四十六条第三項又は第四十八条の二第一項若しくは第二項の規定に係るものを除く。

三十七 車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第七条第二項の規定により車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度を定め、及び同令第十条第三項の規定により通行方法を定めること。

三十八 車両制限令第十一条第一項の規定により他の道路を指定すること。

三十九 車両制限令第十二条の規定により認定すること。

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定に

第十七編 道路（道路法施行令）

より告示する工事の開始の日から同条第二項の規定により告示する工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前項第三十号及び第三十一号に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

（昭三三政一六三・昭三四政一九二・昭四〇政一四・昭四〇政五七・昭四

六政二五二・昭六二政五四・平元政三〇九・平三政三一七・平六政三〇三

・平八政三〇八・平一一政三五二・平一二政三二二・平一六政二三・平一

八政三五七・平一九政三〇四・平二六政一八七・平二七政二一・平二八政

一八二・平二八政三二二・平三〇政二八〇・平三二政四一（一部改正）

第四条の二 法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるもののうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該指定市以外の市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

一 前条第一項第一号、第三号から第十号まで、第十一号（法第三十九条の二第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第十二号から第十六号まで、第十八号、第二十三号から第二十五号まで、第二十七号から第三十一号まで、第三十四号及び第三十五号に掲げる権限

二 法第二十一条又は第二十二条第一項の規定により道路の維持を行わせること。

三 法第二十二条の二の規定により協定を締結すること。

改正後	改正前
<p>（都道府県又は指定市による指定区間内の国道の管理）</p> <p>第一条の二 法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が行うこととすることができる指定区間内の国道の管理は、次に掲げる管理（第一号から第五号まで及び第七号から第二十一号までに掲げる管理については、国土交通大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行つてゐる区間に係るものを除く。）とする。</p> <p>一 法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を与えること。</p> <p>二 法第三十三条第二項第三号の規定により利便増進誘導区域を指定すること。</p> <p>三 法第三十四条の規定により工事の調整のための条件を付すること。</p> <p>四 法第三十五条の規定により国と協議し、同意すること。</p> <p>五 法第三十六条第一項の規定により提出する工事の計画書を受理すること。</p> <p>六 法第三十九条第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により占用料を徴収すること。</p> <p>七 法第三十九条の二第一項の規定により入札占用指針を定め、及び同条第六項の規定により意見を聴くこと。</p> <p>八 法第三十九条の四第一項又は第五項の規定により通知し、同条第三項の規定により占用入札を実施し、及び同条第四項の規定により落札者を決定すること。</p> <p>九 法第三十九条の五第一項の規定により道路の場所を指定し、及び入札占用計画が適当である旨の認定をすること。</p> <p>十 法第三十九条の六第一項の規定により変更の認定をすること。</p> <p>十一 法第三十九条の九の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>十二 法第四十条第二項の規定により必要な指示をすること。</p> <p>十三 法第四十八条の二十三第一項の規定により公募占用指針を定め、及び同条第五項の規定により意見を聴くこと。</p>	<p>（都道府県又は指定市による指定区間内の国道の管理）</p> <p>第一条の二 法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が行うこととすることができる指定区間内の国道の管理は、次に掲げる管理（第一号から第四号まで及び第六号から第十四号までに掲げる管理については、国土交通大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行つてゐる区間に係るものを除く。）とする。</p> <p>一 法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を与えること。 （新設）</p> <p>二 法第三十四条の規定により工事の調整のための条件を付すること。</p> <p>三 法第三十五条の規定により国と協議し、同意すること。</p> <p>四 法第三十六条第一項の規定により提出する工事の計画書を受理すること。</p> <p>五 法第三十九条第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により占用料を徴収すること。</p> <p>六 法第三十九条の二第一項の規定により入札占用指針を定め、及び同条第六項の規定により意見を聴くこと。</p> <p>七 法第三十九条の四第一項又は第五項の規定により通知し、同条第三項の規定により占用入札を実施し、及び同条第四項の規定により落札者を決定すること。</p> <p>八 法第三十九条の五第一項の規定により道路の場所を指定し、及び入札占用計画が適当である旨の認定をすること。</p> <p>九 法第三十九条の六第一項の規定により変更の認定をすること。</p> <p>十 法第三十九条の九の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>十一 法第四十条第二項の規定により必要な指示をすること。 （新設）</p>

九	八
第七十四条	
道路管理者は、当該国道を新設し、又は改築しようとする場合において	は、道路管理者の収入とし、第三十九条の規定に基づく占用料は、政令で定める区分に従い、道路管理者又は第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県若しくは指定市
改築をしようとする指定市以外の市町村	並びに第三十九条の規定に基づく占用料で、第四十八条の第二第二項の規定に基づき公示される同条第一項に規定する歩行者利便増進改築等の開始の日から当該歩行者利便増進改築等の完了の日までに指定市以外の市町村が徴収すべきものは、当該指定市以外の市町村

(道路管理者の権限の代行)

第四条 法第二十七条第一項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。

- 一 法第十八条第一項の規定により道路の区域を決定し、又は変更すること。
- 二 法第十九条の二第一項又は第二十条第一項の規定により災害復旧に関する工事の施行について協議すること。
- 三 法第二十一条又は第二十二条第一項の規定により道路に関する工事を施行させること。
- 四 法第二十三条第一項の規定により他の工事を施行すること。
- 五 法第二十四条本文の規定により道路に関する工事をを行うことを承

(道路管理者の権限の代行)

第四条 法第二十七条第一項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。

- 一 法第十八条第一項の規定により道路の区域を決定し、又は変更すること。
- 二 法第十九条の二第一項又は第二十条第一項の規定により災害復旧に関する工事の施行について協議すること。
- 三 法第二十一条又は第二十二条第一項の規定により道路に関する工事を施行させること。
- 四 法第二十三条第一項の規定により他の工事を施行すること。
- 五 法第二十四条本文の規定により道路に関する工事をを行うことを承

認し、及び法第八十七条第一項の規定により当該承認に必要な条件を付すること。

六 法第三十二条第一項又は第三項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可を与え、及び法第八十七条第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可に必要な条件を付すること。

七 法第三十三条第二項第三号（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により利便増進誘導区域を指定すること。

八 法第三十四条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により工事の調整のための条件を付すること。

九 法第三十五条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国と協議し、同意すること。

十 法第三十六条第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により提出する工事の計画書を受理すること。

十一 法第三十八条第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路の占用に関する工事を施行すること。

十二 法第三十九条の二第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により入札占用指針を定め、及び法第三十九条の二第六項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により意見を聴くこと。

十三 法第三十九条の四第一項又は第五項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により通知し、法第三十九条の四第三項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により占用入札を実施し、及び法第三十九条の四第四項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定すること。

十四 法第三十九条の五第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路の場所を指定し、及び入札占用計画が適当である旨の認定をすること。

十五 法第三十九条の六第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により変更の認定をすること。

十六 法第三十九条の九（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

十七 法第四十条第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な指示をすること。

認し、及び法第八十七条第一項の規定により当該承認に必要な条件を付すること。

六 法第三十二条第一項又は第三項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可を与え、及び法第八十七条第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可に必要な条件を付すること。
(新設)

七 法第三十四条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により工事の調整のための条件を付すること。

八 法第三十五条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国と協議し、同意すること。

九 法第三十六条第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により提出する工事の計画書を受理すること。

十 法第三十八条第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路の占用に関する工事を施行すること。

十一 法第三十九条の二第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により入札占用指針を定め、及び法第三十九条の二第六項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により意見を聴くこと。

十二 法第三十九条の四第一項又は第五項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により通知し、法第三十九条の四第三項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により占用入札を実施し、及び法第三十九条の四第四項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定すること。

十三 法第三十九条の五第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路の場所を指定し、及び入札占用計画が適当である旨の認定をすること。

十四 法第三十九条の六第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により変更の認定をすること。

十五 法第三十九条の九（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

十六 法第四十条第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な指示をすること。

十八 法第四十三条の二の規定により必要な措置をすることを命ずること。

十九 法第四十四条の二第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させ、法第四十四条の二第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を保管し、法第四十四条の二第三項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により公示し、法第四十四条の二第四項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を売却し、及び代金を保管し、並びに法第四十四条の二第五項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を廃棄すること。

二十 法第四十五条第一項又は第四十七条の五の規定により道路標識又は区画線を設けること。

二十一 法第四十六条第一項又は第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限すること。

二十二 法第四十七条の二第一項及び第二項前段の規定により許可をし、同項後段の規定により協議し、同意し、並びに同条第五項の規定により許可証を交付すること。

二十三 法第四十七条の四第一項の規定により必要な措置をすること
を命じ、及び同条第二項の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

二十四 法第四十七条の八第一項の規定により協議し、協定を締結し、及び道路一体建物を管理すること。

二十五 法第四十八条の二十三第一項の規定により公募占用指針を定め、及び同条第五項の規定により意見を聴くこと。

二十六 法第四十八条の二十五第一項及び第二項の規定により歩行者利便増進計画について審査し、及び評価を行い、同条第四項の規定により占用予定者を選定し、同条第五項の規定により意見を聴き、並びに同条第六項の規定により通知すること。

二十七 法第四十八条の二十六第一項の規定により道路の場所を指定し、及び歩行者利便増進計画が適当である旨の認定をすること。

二十八 法第四十八条の二十七第一項の規定により変更の認定をすること。

二十九 法第四十八条の二十九の規定により地位の承継の承認をすること。

十七 法第四十三条の二の規定により必要な措置をすることを命ずること。

十八 法第四十四条の二第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させ、法第四十四条の二第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を保管し、法第四十四条の二第三項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により公示し、法第四十四条の二第四項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を売却し、及び代金を保管し、並びに法第四十四条の二第五項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置等物件を廃棄すること。

十九 法第四十五条第一項又は第四十七条の五の規定により道路標識又は区画線を設けること。

二十 法第四十六条第一項又は第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限すること。

二十一 法第四十七条の二第一項及び第二項前段の規定により許可をし、同項後段の規定により協議し、同意し、並びに同条第五項の規定により許可証を交付すること。

二十二 法第四十七条の四第一項の規定により必要な措置をすること
を命じ、及び同条第二項の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

二十三 法第四十七条の八第一項の規定により協議し、協定を締結し、及び道路一体建物を管理すること。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

こと。

三十 法第四十八条の三十二第一項又は第三項の規定による許可をし、及び法第八十七条第一項の規定により当該許可に必要な条件を付すること。

三十一 法第四十八条の三十七第一項の規定により協定を締結し、及び道路外利便施設を管理すること。

三十二 法第四十八条の四十五の規定により自動車駐車場等運営権者と協議（当該協議が成立することをもつて、法第二十四条本文の規定による承認による承認（道路に関する工事の施行に係るものに限る。）又は法第三十二条第一項若しくは第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。）をすること。

三十三 法第四十八条の五十の規定により道路協力団体と協議（当該協議が成立することをもつて、法第二十四条本文の規定による承認（道路に関する工事の施行に係るものに限る。）又は法第三十二条第一項若しくは第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。）をすること。

三十四 法第五十四条の二第一項の規定により共用管理施設の費用の分担の方法等について協議すること。

三十五 法第六十六条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、若しくは特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者にこれらの行為をさせること。

三十六 法第六十七条の二第一項の規定により車両を移動し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動させ、同条第二項の規定により意見を聴き、同条第三項の規定により車両を保管し、及び必要な措置を講じ、同条第四項の規定により告知し、必要な措置を講じ、及び公示し、並びに同条第五項の規定により車両を移動すること。

三十七 法第六十八条第一項の規定により災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分し、及び同条第二項の規定により災害の現場に在る者又はその付近に居住する者を防御に従事させること。

三十八 法第六十九条の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び損失を補償すること。

三十九 法第七十条の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び補償金を支払い、又は補償金に代えて工事を行うこ

（新設）

二十四 法第四十八条の二十第一項の規定により協定を締結し、及び道路外利便施設を管理すること。

（新設）

二十五 法第四十八条の二十七の規定により道路協力団体と協議（当該協議が成立することをもつて、法第二十四条本文の規定による承認（道路に関する工事の施行に係るものに限る。）又は法第三十二条第一項若しくは第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。）をすること。

二十六 法第五十四条の二第一項の規定により共用管理施設の費用の分担の方法等について協議すること。

二十七 法第六十六条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、若しくは特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者にこれらの行為をさせること。

二十八 法第六十七条の二第一項の規定により車両を移動し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動させ、同条第二項の規定により意見を聴き、同条第三項の規定により車両を保管し、及び必要な措置を講じ、同条第四項の規定により告知し、必要な措置を講じ、及び公示し、並びに同条第五項の規定により車両を移動すること。

二十九 法第六十八条第一項の規定により災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分し、及び同条第二項の規定により災害の現場に在る者又はその付近に居住する者を防御に従事させること。

三十 法第六十九条の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び損失を補償すること。

三十一 法第七十条の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び補償金を支払い、又は補償金に代えて工事を行うこ

とを要求し、並びに協議が成立しない場合において収用委員会に裁決を申請すること。

四十 法第七十一条第一項若しくは第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、又は法第七十一条第三項前段（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。）の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせること。ただし、法第七十一条第二項第二号又は第三号（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）に該当する場合においては、法第七十一条第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、又は法第七十一条第三項前段の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせることはできない。

四十一 法第七十二条の二第一項又は第二項の規定により必要な報告をさせ、又はその職員に立入検査をさせること。

四十二 法第九十二条第四項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により不用物件と新たに道路を構成する物件とを交換すること。

四十三 法第九十三条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により不用物件の使用の申出をし、及びその引渡しを受けること。

四十四 法第九十五条の二第一項の規定により意見を聴き、又は通知し、及び同条第二項の規定により協議し、又は通知すること。ただし、法第四十六条第三項、第四十八条の二第一項若しくは第二項又は第四十八条の二十第一項若しくは第三項の規定に係るものを除く。

四十五 車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第七条第二項の規定により車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度を定め、及び同令第十条第三項の規定により通行方法を定めること。

四十六 車両制限令第十一条第一項の規定により他の道路を指定すること。

四十七 車両制限令第十二条の規定により認定すること。

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定により告示する工事の開始の日から同条第二項の規定により告示する工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、

とを要求し、並びに協議が成立しない場合において収用委員会に裁決を申請すること。

三十二 法第七十一条第一項若しくは第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、又は法第七十一条第三項前段（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。）の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせること。ただし、法第七十一条第二項第二号又は第三号（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）に該当する場合においては、法第七十一条第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、又は法第七十一条第三項前段の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせることはできない。

三十三 法第七十二条の二第一項又は第二項の規定により必要な報告をさせ、又はその職員に立入検査をさせること。

三十四 法第九十二条第四項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により不用物件と新たに道路を構成する物件とを交換すること。

三十五 法第九十三条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により不用物件の使用の申出をし、及びその引渡しを受けること。

三十六 法第九十五条の二第一項の規定により意見を聴き、又は通知し、及び同条第二項の規定により協議し、又は通知すること。ただし、法第四十六条第三項又は第四十八条の二第一項若しくは第二項の規定に係るものを除く。

三十七 車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第七条第二項の規定により車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度を定め、及び同令第十条第三項の規定により通行方法を定めること。

三十八 車両制限令第十一条第一項の規定により他の道路を指定すること。

三十九 車両制限令第十二条の規定により認定すること。

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定により告示する工事の開始の日から同条第二項の規定により告示する工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、

前項第三十八号及び第三十九号に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第四条の二 法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるもののうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該指定市以外の市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

一 前条第一項第一号、第三号から第十一号まで、第十二号（法第三十九条の二第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第十三号から第十七号まで、第十九号、第二十四号から第二十九号まで、第三十一号、第三十三号、第三十五号から第三十九号まで、第四十二号及び第四十三号に掲げる権限

二 法第二十一条又は第二十二条第一項の規定により道路の維持を行わせること。

三 法第二十二條の二の規定により協定を締結すること。

四 法第二十四条本文の規定により道路の維持を行うことを承認し、及び法第八十七条第一項の規定により当該承認に必要な条件を付すること。

五 法第二十四条の二第一項の規定に基づく自転車駐車場の駐車料金、同条第三項の規定に基づく割増金（自転車駐車場の駐車料金に係るものに限る。）、法第三十九条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく占用料並びに法第四十四条の二第七項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十八条から第六十二条までの規定に基づく負担金（第十七号において「駐車料金等」という。）を徴収すること。

六 法第二十八条の二第一項の規定により協議会を組織すること。

七 法第三十二条第五項、第三十三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十九条の四第二項及び第三十九条の六第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第四十八条の二十五第三項の規定により協議すること。

八 法第四十五条第一項又は第四十七条の五第一項（法第四十六条第一項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合に係る部分に限る。）の規定により道路標識又は区画線を設けるこ

前項第三十号及び第三十一号に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第四条の二 法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるもののうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該指定市以外の市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

一 前条第一項第一号、第三号から第十号まで、第十一号（法第三十九条の二第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第十二号から第十六号まで、第十八号、第二十三号から第二十五号まで、第二十七号から第三十一号まで、第三十四号及び第三十五号に掲げる権限

二 法第二十一条又は第二十二条第一項の規定により道路の維持を行わせること。

三 法第二十二條の二の規定により協定を締結すること。

四 法第二十四条本文の規定により道路の維持を行うことを承認し、及び法第八十七条第一項の規定により当該承認に必要な条件を付すること。

五 法第二十四条の二第一項の規定に基づく自転車駐車場の駐車料金、同条第三項の規定に基づく割増金（自転車駐車場の駐車料金に係るものに限る。）、法第三十九条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、法第三十九条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく占用料並びに法第四十四条の二第七項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十八条から第六十二条までの規定に基づく負担金（第十六号において「駐車料金等」という。）を徴収すること。

六 法第二十八条の二第一項の規定により協議会を組織すること。

七 法第三十二条第五項、第三十九条の四第二項及び第三十九条の六第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議すること。

八 法第四十五条第一項又は第四十七条の五第一項（法第四十六条第一項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合に係る部分に限る。）の規定により道路標識又は区画線を設けるこ

故その他の事由による傷病者を医療機関その他の場所に迅速に搬送するための適当な手段がない場合とする。

(昭三八政三八〇・追加、昭六一政二七四・一部改正)

第四十三条 削除 (平一五政三七八)

(救急隊の編成及び装備の基準)

第四十四条 救急隊(次条第一項に定めるものを除く。次項において同じ。)は、救急自動車一台及び救急隊員三人以上をもつて、又は航空機一機及び救急隊員二人以上をもつて編成しなければならない。ただし、救急業務の実施に支障がないものとして総務省令で定める場合には、救急自動車一台及び救急隊員二人をもつて編成することができる。

2 消防署又は消防庁長官が定める消防署の組織の管轄区域の全部が次の各号のいずれかに該当する場合において、市町村が当該管轄区域内において発生する法第二条第九項に規定する傷病者に係る救急業務の適切な実施を図るための措置として総務省令で定める事項を記載した計画(以下この項及び次項において「実施計画」という。)を定めたときは、実施計画に基づき当該救急業務を実施する救急隊は、前項本文の規定にかかわらず、救急自動車一台並びに救急隊員二人以上及び准救急隊員一人以上をもつて編成することができる。

一 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域

第十三編 消防 (消防法施行令)

A [日法一一二六〇・一] ②

- 二 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第一条に規定する奄美群島の区域
- 三 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島の区域
- 四 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域
- 五 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島の区域
- 3 市町村は、実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の救急自動車並びに第一項の航空機には、傷病者の搬送(法第三十五条の五第一項に規定する傷病者の搬送をいう。次条第二項において同じ。)に適した設備を設けるとともに、救急業務を実施するために必要な器具及び材料を備え付けなければならない。
- 5 第一項及び第二項の救急隊員は、次の各号のいずれかに該当する消防吏員をもつて充てなければならない。
 - 一 救急業務に関する講習で総務省令で定めるものの課程を修了した者
 - 二 救急業務に関し前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有する者として総務省令で定める者
- 6 第二項の准救急隊員は、次の各号のいずれかに該当する消防職

第十三編 消防 (消防法施行令)

一五六〇(一五七〇)

員(消防吏員を除き、常勤の職員及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。)をもつて充てなければならぬ。

- 一 救急業務に関する基礎的な講習で総務省令で定めるものの課程を修了した者
- 二 救急業務に関し前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有する者として総務省令で定める者

(昭三八政三八〇・追加、昭五三政三六三・平一〇政五〇・平一二政三〇)

四・平一六政一九・平一七政三二・平二八政三七九・一部改正)

第四十四条の二 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)

第三十条第一項の規定に基づき、都道府県がその区域内の市町村の長の要請に応じ、航空機を用いて、当該市町村の消防を支援する場合の救急隊は、航空機一機及び救急隊員二人以上をもつて編成しなければならない。

- 2 前項の航空機には、傷病者の搬送に適した設備を設けるとともに、救急業務を実施するために必要な器具及び材料を備え付けなければならない。

- 3 第一項の救急隊員は、次の各号のいずれかに該当する都道府県の職員をもつて充てなければならない。

- 一 救急業務に関する講習で総務省令で定めるものの課程を修了した者

- 二 救急業務に関し前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有する者として総務省令で定める者

(平一六政一九・追加、平一八政二二四・平二八政三七九・一部改正)

第六章 雑則 (昭四一政二二七・追加)

(防災管理を要する災害)

第四十五条 法第三十六条第一項の火災以外の災害で政令で定めるもの及び同項において読み替えて準用する法第八条の二の二第一項の火災以外の災害で政令で定めるものは、次に掲げる災害とする。

- 一 地震
- 二 毒性物質の発散その他の総務省令で定める原因により生ずる特殊な災害

(平二〇政三〇一・追加)

(防災管理を要する建築物その他の工作物)

第四十六条 法第三十六条第一項の政令で定める建築物その他の工作物は、第四条の二の四の防火対象物とする。

(平二〇政三〇一・追加)

(防災管理者の資格)

第四十七条 法第三十六条第一項において読み替えて準用する法第八条第一項の政令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに掲げる者で、前条の防火対象物(以下「防災管理対象物」という。)において防災管理上必要な業務を適切に遂行することが

第二十九編 農業 (農業協同組合法施行令)

一九七・28

二 法第十条第一項第八号の事業のうち加工に係るもの並びに畜産経営の安定に関する法律(昭和三十六年法律第八十三号)

第二条第四項第一号イの生乳受託販売及び同号ロの生乳買取販売に係るもの(同法第十条第一項の規定による指定を受けた生乳生産者団体が行うものに限る)、法第十条第一項第九号、第十一号及び第十二号の事業並びに同条第三項の信託の引受けの事業 百分の百

(平一三政二八六・全改、平一四政三六三・平一六政三六三・平一八政八

二・平一八政二七九・平二〇政三六九・一部改正、平二八政二七・旧第一

条の二繰下・一部改正、平二九政二七一(平三〇政六一)・平二九政七

(平三〇政六一)・一部改正)

第三条 法第十条第十八項の政令で定める割合は、百分の十五(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)第十五条第一項の規定による合併の認可又は同法第二十七条において準用する同項の規定による事業譲渡の認可を受けた信用農業協同組合連合会(同法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会をいう。)の地区その他これに準ずるものとして主務大臣の定める区域の全部又は一部を地区とする農業協同組合にあつては、百分の二十)とする。

(昭五七政二九六・追加、昭六三政四・一部改正、平五政二九・旧第一条

の二繰下・一部改正、平九政九・平九政三八三・平一〇政二八〇・平一〇

政三六九・平一三政三一・平一三政二八六・平一四政三〇七・平一四政三

六三・平一六政三六三・平一八政八二・平一八政一七九・平二〇政三六九

・一部改正、平二八政二七・旧第一条の三繰下)

(農村地域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金)

第四条 法第十条第二十項第二号の政令で定める資金は、次に掲げる資金でその貸付けに係る償還期限が十年以内のものとする。

一 次に掲げる地域における産業基盤の整備のために必要な主務大臣の指定する施設の設置及び運営又は当該施設の用に供する土地の取得、区画形質の変更若しくは造成に要する資金

イ 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和四十六年法律第百二十二号)第二条に規定する農村地域

ロ 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第六条第一項の規定により指定された農業振興地域

若しくは同法第四条第一項の農業振興地域整備基本方針において農業振興地域として指定することを相当とする地域として定められた地域、山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村の地域又は過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)

第二条第一項に規定する過疎地域(イに掲げる地域を除く。)

二 地方公共団体が構成員若しくは出資者となつてゐるか又はその基本財産の一部を拠出している法人(主務大臣の指定するものを除く。)が前号イ若しくはロに掲げる地域における生活環境の整備のために必要な主務大臣の指定する施設の設置及び運営又は当該整備のために必要な土地の取得、区画形質の変更若

く。

しくは造成を行うのに要する資金

(昭四八政二九二・全改、昭五四政二二八・一部改正、昭五七政二九六・

旧第一条の二繰下・一部改正、昭六三政二〇四・平四政三二七・一部改

正、平五政二九・旧第一条の三繰下・一部改正、平九政九・平九政三三三

・平一〇政二八〇・平一〇政三六九・平一二政一七五・平一四政三六三・

平一六政三六三・平一八政八二・平一八政一七八・平一八政一七九・平二

〇政三六九・一部改正、平二八政二七・旧第一条の四繰下、平二九政一九

三・一部改正)

(出資の総額の最低限度を千万円を下回らない範囲内で定める農業協同組合の要件)

第五条 法第十条の三第二項の政令で定める要件は、次の各号のいづれにも該当することとする。

一 事業年度の開始の時における組合員（法第十二条第一項第二号から第四号までの規定による組合員を除く。次項において同じ。）の数が千人未満であること。

二 その地区の全部が地勢等の地理的条件が悪く、かつ、農業の生産条件が不利な地域として主務大臣が指定するものであること。

2 当該事業年度の直前の事業年度において前項第一号に掲げる要件に該当していた農業協同組合が事業年度の開始の時においてその組合員の数が千人以上となった場合においては、当該事業年度の終了の日までは、当該農業協同組合は、同号に掲げる要件に該当する農業協同組合とみなす。

(平一二政三八三・追加、平一三政二八六・平一六政三六三・一部改正、

第二十九編 農業 (農業協同組合法施行令)

B (日法一二一五六・七) ④ I

平二八政二七・旧第一条の五繰下・一部改正)

(特定貯金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等)

第六条 法第十条第一項第三号の事業を行う組合は、法第十一条の五において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下この条から第八条までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第二十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た組合は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(平一九政三三三・追加、平一二政三〇三・一部改正、平二八政二七・旧第一条の六繰下・一部改正)

一九七・29

○内閣府において経費の配分計

画に関する事務を行う事業等

を定める政令

(昭和四十七年五月十三日
政令第百八十三号)

改正	昭和五十一年	三月三十一日政令第 五一号	平成一五年一月二日	三日政令第四七二号
	同 五二年	九月 八日同 第二六〇号	同 一九年	三月三十一日同 第一二四号
	同 五七年	三月三十一日同 第七四号	同 一九年	五月三〇日同 第一七二号
	同 五九年	六月二日同 第二〇三号	同 二〇年	二月二十九日同 第一四〇号
	同 五九年	一月二四日同 第三三一号	同 二〇年	六月八日同 第一九七号
	同 六〇年	七月二日同 第二二九号	同 二二年	三月三十一日同 第四七号
	平成 四年	三月三十一日同 第八一号	同 二二年	七月二日同 第二二五号
	同 八年	六月一四日同 第一七五号	同 二三年	一月一八日同 第三四三号
	同 八年	八月二三日同 第二四八号	同 二四年	三月二日同 第五四号
	同 一二年	三月三十一日同 第一七五号	同 二五年	三月三十一日同 第五五号
	同 一二年	六月 七日同 第三〇三号	同 二五年	九月 四日同 第二五六号
	同 一三年	二月一九日同 第四〇七号	同 二六年	三月二八日同 第九二号
	同 一四年	一月二七日同 第四号	同 二六年	六月二七日同 第三三七号
	同 一四年	三月二五日同 第六〇号	同 三〇年	三月二八日同 第六四号
	同 一四年	六月 七日同 第二〇〇号		
	同 一五年	三月三十一日同 第一六三号		

沖繩開発庁において経費の配分計画に関する事務を行なう事業等を定める政令をここに公布する。

内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令 (昭五七政七四・平一二政三〇三・改称)

第三編 行政組織 (内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令)

内閣は、沖繩開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十九号)第四条第四号、第十条第一項及び附則第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号。以下「法」という。)第四条第三項第十九号の振興開発計画に基づく事業で政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十条の十五第四項第四号に規定する治山事業(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和二十五年法律第六十九号)又は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の規定の適用を受ける災害復旧事業及び当該災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う新設又は改良に関する事業その他当該災害復旧事業以外の事業であつて再度災害を防止するため土砂の崩壊その他の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきものを除く。)
- 二 治水事業(次に掲げる事業(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける災害復旧事業(以下この号及び第五号イにおいて単に「災害復旧事業」という。))及び災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う新設又は改良に関する事業その他災害復旧事業以外の事業であつて再度災害を防止するため土砂の崩壊その他の危険な状況に対処して特に緊急に

施行すべきものを除く。)をいう。

イ 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第三条第一項に規定する河川(同法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。)に関する事業(ニに該当するものを除く。)

ロ 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防設備に関する事業

ハ 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第五十一条第一項第一号又は第三号ロに規定する地すべり地域又はぼた山に関して同法第三条又は第四条の規定によつて指定された地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又はぼた山崩壊防止工事に関する事業

ニ 特定多目的ダム法(昭和三十二年法律第三十五号)第二条第一項(沖繩振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第一百七条第六項において読み替えて適用する場合を含む。)に規定する多目的ダムの建設工事に関する事業

三 海岸法(昭和三十一年法律第一百号)第二条第一項に規定する海岸保全施設の新設及び改良

四 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二条第一項に規定する道路の管理(災害復旧を除く。)

五 港湾整備事業(次に掲げる事業をいう。)

イ 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項に規定する港湾施設の建設又は改良の事業(災害復旧事業の施

行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う事業を除く。)及びこれらの事業以外の事業で港湾その他の海域における汚泥その他公害の原因となる物質の堆積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行うものであつて、国土交通大臣が施行するもの及び港湾管理者が施行し、かつ、これに要する費用の全部又は一部を国が負担し、又は補助するもの

ロ 港湾法第四十三条の六の規定により国土交通大臣が施行する開発保全航路の開発及び保全の事業

ハ 港湾法第五十条の二第一項の規定による電子情報処理組織の設置及び管理の事業

ニ 広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第七十六号)第十九条第一号の規定による廃棄物埋立護岸の建設又は改良の事業

ホ 港湾法第五十五条の九第一項の規定による国の貸付けに係る埠頭群を構成する港湾施設の建設又は改良の事業

ヘ 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第五条第一項又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第一百七十七号)第七十二条第一項の規定による国の貸付けに係る港湾施設の建設又は改良の事業

六 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百三十七号)第四条第一項に規定する漁港漁場整備事業及び漁港関連道の整備事業

七 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第四条第一項第六号に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港に係る同法第六条第一項及び第八号第一項に規定する工事

八 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第七号に規定する公営住宅の整備

九 水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する水道施設の施設及び増設

十 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八条第一項に規定するし尿処理施設及びごみ処理施設の設置

十一 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園の新設及び改築

十二 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道及び同条第五号に規定する都市下水路の設置及び改築

十三 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項各号（第五号を除く。）に掲げる事業及び草地開発事業に係る利用施設整備事業

十四 造林並びに林道の開設及び改良

十五 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第六項に規定する工業用水道施設の設置

十六 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定

する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の校舎、運動場、寄宿舎その他の施設の整備

十七 公民館、博物館及び青少年教育施設で地方公共団体の設置に係るものの整備

十八 保健所、保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所及び医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関の施設の整備

十九 前各号に掲げるもののほか、公共事業費の支弁に係る国の直轄又は補助による事業並びに沖縄の地理的及び自然的特性その他の特殊事情に基因する事業で内閣総理大臣が関係行政機関の長と協議して定めるもの

2 法第四条第三項第十九号に規定する政令で定める経費は、前項第十二号に掲げる公共下水道の設置及び改築に関する経費のうち、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十五条第九項の規定により国が通常の補助の割合を超えて補助することとなる額の交付に要する経費とする。

- （昭五一政五一・昭五七政七四・平四政八一・平八政二四八・平一二政一七五・平一二政三〇三・平一四政四・平一四政六〇・平一五政一六三・平一五政四七二・平一九政一二四・平一九政一七二・平二〇政四〇〇・平二〇政一九七・平二三政四七・平二三政二五・平二三政三四三・平二四政五四・平二五政五五・平二五政二五六・平二六政九二・平二六政三七・一部改正）

第二条 沖縄総合事務局の所掌事務のうち次の表の第一欄に掲げる

ル)の範囲内において厚生労働大臣が指定した区域内にある倉庫(船舶若しくははしけにより又はいかだに組んでする運送に係る貨物以外の貨物のみを通常取り扱うものを除く。以下この条において「特定港湾倉庫」という。)への搬入(上屋その他の荷さばき場から搬出された貨物の搬入であつて、港湾運送事業法第二条第三項に規定する港湾運送関連事業のうち同項第一号に掲げる行為に係るもの若しくは同法第三条第一号から第四号までに掲げる事業又は倉庫業法(昭和三十一年法律第二百一十号)第二条第二項に規定する倉庫業のうち特定港湾倉庫に係るものを営む者(以下この条において「特定港湾運送関係事業者」という。)以外の者が行うものを除く。)、船舶若しくははしけにより若しくはいかだに組んで運送されるべき貨物の特定港湾倉庫からの搬出(上屋その他の荷さばき場に搬入すべき貨物の搬出であつて、特定港湾運送関係事業者以外の者が行うものを除く。)、又は貨物の特定港湾倉庫における荷さばき。ただし、冷蔵倉庫の場合にあつては、貨物の当該倉庫に附属する荷さばき場から冷蔵室への搬入、冷蔵室から当該倉庫に附属する荷さばき場への搬出及び冷蔵室における荷さばきを除く。

四 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第一項に規定する道路運送車両若しくは鉄道(軌道を含む。)(以下この号において「車両等」という。)により運送された貨物の特定港湾倉庫若しくは上屋その他の荷さばき場への搬入(特定港湾運送関係事業者以外の者が行う当該貨物の搬入を除

く。)、又は車両等により運送されるべき貨物の特定港湾倉庫若しくは上屋その他の荷さばき場からの搬出(特定港湾運送関係事業者以外の者が行う当該貨物の搬出を除く。)。ただし、冷蔵倉庫の場合にあつては、貨物の当該倉庫に附属する荷さばき場から冷蔵室への搬入及び冷蔵室から当該倉庫に附属する荷さばき場への搬出を除く。

(平一一政三六七・全改、平一二政三〇九・平二四政二一・一部改正)

(法第四条第一項第三号の政令で定める業務)

第二条 法第四条第一項第三号の政令で定める業務は、次に掲げる業務(当該業務について紹介予定派遣をする場合、当該業務に係る労働者派遣が法第四十条の二第一項第四号又は第五号に該当する場合及び第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所がへき地にあり、又は地域における医療の確保のためには同号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認められるものとして厚生労働省令で定める場所(へき地にあるものを除く。))である場合を除く。とする。

一 医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第十七条に規定する医業(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院若しくは同条第二項に規定する診療所(厚生労働省令で定めるものを除く。以下この条において「病院等」という。)、同法第二条第一項に規定する助産所(以下この条において「助産所」という。)、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設(以下

この条において「介護老人保健施設」という。)、同条第二十九項に規定する介護医療院(以下この条において「介護医療院」という。))又は医療を受ける者の居宅(以下この条において「居宅」という。))において行われるものに限る。)

二 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)第十七条に規定する歯科医業(病院等、介護老人保健施設、介護医療院又は居宅において行われるものに限る。))

三 薬剤師法(昭和三十五年法律第四百六号)第十九条に規定する調剤の業務(病院等又は介護医療院において行われるものに限る。))

四 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第二条、第三条、第五条、第六条及び第三十一条第二項に規定する業務(他の法令の規定により、同条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として行うことができることとされている業務を含み、病院等、助産所、介護老人保健施設、介護医療院又は居宅において行われるもの(介護保険法第八条第三項に規定する訪問入浴介護及び同法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問入浴介護に係るものを除く。))に限る。)

五 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)第一条第二項に規定する業務(傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導に係るものであつて、病院等、介護老人保健施設、介護医療院又は居宅において行われるものに限る。))

六 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)第二条第一項

に規定する業務(病院等、介護老人保健施設、介護医療院又は居宅において行われるものに限る。))

七 診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第二条第二項に規定する業務(病院等、介護老人保健施設、介護医療院又は居宅において行われるものに限る。))

八 歯科技工士法(昭和三十年法律第六十八号)第二条第一項に規定する業務(病院等又は介護医療院において行われるものに限る。))

2 前項のへき地とは、次の各号のいずれかに該当する地域をその区域に含む厚生労働省令で定める市町村とする。

一 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の区域

二 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第一条に規定する奄美群島の区域

三 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地

四 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村の地域

五 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島の地域

六 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域

七 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号) 第三条第三号に規定する離島の地域

(平一一政三六七・全改、平一四政四・平一五政二〇・平一五政五四二

・平一八政四七・平一八政一五四・平一九政三七六・平一三政三七六・平

一六政一三四・平二七政一三八・平二七政三四〇・平一八政四五・平三〇

政五五・一部改正)

(法第六条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの)

第三条 法第六条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号) 第一百七十七条、第一百八条第一項(同法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。)、第一百九条(同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。)、及び第二百一十條(同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。)の規定並びに当該規定に係る同法第二百一十條の規定(これらの規定が法第四十四条(第四項を除く。))の規定により適用される場合を含む。)
- 二 職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十号) 第六十三条、第六十四条、第六十五条(第一号を除く。)、及び第六十六条の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十七条の規定
- 三 最低賃金法(昭和三十四年法律第三百三十七号) 第四十條の規定及び同條の規定に係る同法第四十二條の規定

四 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号) 第四十九条、第五十条及び第五十一条(第二号及び第三号を除く。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定

五 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号) 第十八條の規定及び同條の規定に係る同法第二十條の規定

六 港湾労働法第四十八條、第四十九條(第一号を除く。))及び第五十一條(第二号及び第三号に係る部分に限る。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二條の規定

七 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用の管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号) 第十九條、第二十條及び第二十一條(第三号を除く。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二條の規定

八 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号) 第六十二條から第六十五條までの規定

九 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号) 第三十二條、第三十三條及び第三十四條(第三号を除く。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五條の規定

十 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号) 第八八條、第八九條、第九十條(同法第四十四條の規定に係る部分に限る。))、第九十

医療法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十五条第一項	歯科医師、薬剤師その他の従業者	看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者
第三十条	第二十三条の二、第二十四条第一項、第二十四条の二、第二十八条又は第二十九条第一項若しくは第三項	介護保険法第百一条、第百二条第一項、第百三条第三項又は第百四条第一項

(平一政三九三・平一四政四・平一八政一五四・平三〇政五五・平三〇

政一七五・一部改正)

(法第百六条ただし書の政令で定める規定等)

第三十七条 法第百六条ただし書の政令で定める規定は、次に掲げるとおりとする。

- 一 健康保険法、健康保険法施行令及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)の規定
- 二 船員保険法及び船員保険法施行令の規定
- 三 消防法、消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)及び危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)の規定
- 四 医師法の規定(同法第十六条の二第一項及び第十六条の五に限る。)

第四十六編 社会福祉 (介護保険法施行令)

- 五 歯科医師法の規定(同法第十六条の二第一項及び第四項並びに第十六条の三に限る。)
- 六 社会保険医療協議会法(昭和二十五年法律第四十七号)の規定
- 七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定(同法第十九条の五、第十九条の十及び第二十九条第四項に限る。)及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第百五十五号)の規定(同令第二条の三第一項に限る。)

- 八 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)の規定
- 九 生活保護法の規定
- 十 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の規定
- 十一 地方税法の規定(同法第五百八十六条第二項第五号及び第七百一条の三十四第三項第九号に限る。)
- 十二 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の規定(同法第十条第一項第一号に限る。)
- 十三 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の規定(同法第二十四条第一項第三号、第二十五条第一項、第二十七条第一項及び第二項並びに第四十四条の二第二項第一号に限る。)及び自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)の規定
- 十四 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)の規定(同法第二十二條第一項第一号に限る。)
- 十五 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する

六九三九・53・三

- する法律(昭和三十三年法律第十六号)及び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二号)の規定
- 十六 国家公務員共済組合法及び国家公務員共済組合法施行令の規定
- 十七 国民健康保険法、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)の規定
- 十八 地方公務員等共済組合法及び地方公務員等共済組合法施行令の規定
- 十九 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)の規定
- 二十 水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律第一百十八号)及び水源地域対策特別措置法施行令(昭和四十九年政令第二十七号)の規定
- 二十一 高齢者の医療の確保に関する法律、高齢者の医療の確保に関する法律施行令及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十九年政令第三百二十五号)の規定
- 二十二 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)の規定(同法第十六条第一項第一号に限る。)
- 二十三 沖繩振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の規定(同法第八十九条第一項第一号に限る。)
- 二十四 法の規定

- 二十五 介護保険法施行法(以下「施行法」という。)の規定
- 二十六 教育公務員特例法施行令(昭和二十四年政令第六号)の規定
- 二十七 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の規定
- 二十八 防衛省組織令(昭和二十九年政令第七十八号)の規定
- 二十九 自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)の規定
- 三十 租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)の規定
- 三十一 法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)の規定
- 三十二 厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)の規定(同法第四条第五号、第三十三條第四号、第五号及び第七号並びに第三十四條第二号に限る。)
- 三十三 前各号に掲げるもののほか、勅令及び政令以外の命令の規定であって、当該命令の規定において「病院」又は「診療所」とあるのは、介護老人保健施設を含むものとされていないもの
- 2 法第六十六条ただし書の政令で定める法令は、次の表の上欄に掲げる法令とし、同条ただし書の政令で定める介護老人保健施設は、同表の上欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句について、それぞれ、同表の下欄に掲げる介護老人保健施設とする。

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）	診療所 入所定員二十人以上	病院 入所定員十人以下	建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）	病院 入所定員十人以下	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）及び公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）	診療所 入所定員二十人以上	病院 入所定員十人以上	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第二十六号）及び特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百五十五号）	診療所 入所定員二十人以上	病院 入所定員十人以上	がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）及びがん登録等の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百二十三号）	病院 入所定員一人以上	駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）	病院 入所定員十人以下	水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）	病院 入所定員十人以下	瀬戸内海環境保全特別措置法施行令（昭和四十八年政令第三百二十七号）	病院 入所定員十人以下
---	------------------	----------------	---------------------	----------------	--	------------------	----------------	---	------------------	----------------	---	----------------	-------------------------	----------------	----------------------------	----------------	-----------------------------------	----------------

<p>勅令及び政令以外の命令であつて、当該命令の規定において「病院」又は「診療所」とあるのは、介護老人保健施設を含むものとされているもの</p>	<p>病院</p>
<p>当該命令の規定において「診療所」とあるのは、介護老人保健施設を含むもの</p>	<p>診療所</p>

（平二二政二二・平二二政一七五・平二二政三〇九・平一四政六〇・平一四政一〇二・平一五政七二・平一八政二五四・平一八政二八六・平一九政三・平一九政三三五・平二〇政一一六・平二三政六八・平二六政一三四・平二六政二五一・平二七政一三八・平二七政三三三・平三〇政五五・令元政二〇九・一部改正）

第四節 介護医療院（平三〇政五五・追加）
（介護医療院に関する読替え）

第三十七条の二 法第百十四条の八の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

医療法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十五条第一項	歯科医師、薬剤師その他の従業者	看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者
第三十条	第二十三条の二、第二十四条第一項、第二十四条の二、第二十八条又は第二十九条第一項若しくは第三項	介護保険法第百十四条の三、第百十四条の四第一項、第百十四条の五第三項又は第百十四条の六第一項

(平三〇政五五・追加、平三〇政一七五・一部改正)

(法第百十五条第一項ただし書の政令で定める規定等)

第三十七条の二の二 法第百十五条第一項ただし書の政令で定める規定は、次に掲げるとおりとする。

- 一 第三十七条第一項第一号、第二号及び第四号から第三十二号までに掲げる規定
- 二 危険物の規制に関する政令の規定
- 三 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号) 附則第十六条第一項の規定により同法の施行前に効力が生じた旧簡易生命保険契約(同法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号。以下この号において「旧簡易生命保険法」という。)) 第三条に規定する簡易生命保険契約をいう。) についてなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法の規定

四 前各号に掲げるもののほか、勅令及び政令以外の命令の規定であつて、当該命令の規定において「病院」又は「診療所」とあるのは、介護医療院を含むものとされていないもの

2 法第百十五条第一項ただし書の政令で定める法令は、次の表の上欄に掲げる法令とし、同項ただし書の政令で定める介護医療院は、同表の上欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句について、それぞれ、同表の下欄に掲げる介護医療院とする。

建築士法	建築基準法及び建築基準法施行令	病院	入所定員十人以上
	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律及び公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令	病院 診療所	入所定員十人以上 入所定員二十人以上
特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法及び特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令	病院	入所定員十人以上	
	病院 診療所	入所定員十人以上 入所定員二十人以上	
がん登録等の推進に関する法律及びがん登録等の推進に関する法律施行令	病院	入所定員十人以上	
	病院 診療所	入所定員十人以上 入所定員二十人以上	
駐車場法施行令	病院	入所定員十人以上	
	病院 診療所	入所定員十人以上 入所定員二十人以上	

第三編 行政組織 (総務省組織令)

二七六二

平成三〇年	八月	八日政令第三三七号	令和元年	五月三十一日政令第一六号
同三〇年	八月	八日同 第三九号	同元年	五月三十一日同 第一七号
同三一年	三月二〇日同	第四〇号		
同三一年	三月二九日同	第八〇号		
同三一年	三月二九日同	第八八号		
同三一年	三月二九日同	第八九号		
同三一年	三月三〇日同	第一三二号		

総務省組織令をここに公布する。

総務省組織令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

- 第一章 本省
 - 第一節 秘書官（第一条）
 - 第二節 内部部局等
 - 第一款 大臣官房及び局並びに政策統括官及びサイバーセキュリティ統括官の設置等（第二条―第十五条）
 - 第二款 特別な職の設置等（第十六条―第十九条）
 - 第三款 課の設置等
 - 第一目 大臣官房（第二十条―第二十六条）
 - 第二目 削除
 - 第三目 行政管理局（第三十六条―第三十九条）
 - 第四目 行政評価局（第四十条―第四十四条の二）
 - 第五目 自治行政局（第四十五条―第五十四条）

- 第六目 自治財政局（第五十五条―第六十一条）
- 第七目 自治税務局（第六十二条―第六十六条）
- 第八目 国際戦略局（第六十七条―第七十四条）
- 第九目 情報流通行政局（第七十五条―第九十条）
- 第十目 総合通信基盤局（第九十一条―第九十九条）
- 第十一目 統計局（第一百条―第一百八条）
- 第十二目 政策統括官（第一百九条）
- 第十三目 サイバーセキュリティ統括官（第二百条）
- 第三節 審議会等（第二百一条―第二百五条の二）
- 第四節 施設等機関（第二百六条―第三百二条）
- 第五節 地方支分部局（第三百三条―第四百条）
- 第二章 消防庁
 - 第一節 特別な職（第四百一条・第四百二条）
 - 第二節 内部部局（第四百三条―第四百五条）
 - 第三節 審議会等（第四百一条）
 - 第四節 施設等機関（第四百二条）
- 附則
 - 第一章 本省
 - 第一節 秘書官
 - （秘書官の定数）
 - 第一条 秘書官の定数は、一人とする。
 - 第二節 内部部局等
 - 第一款 大臣官房及び局並びに政策統括官及びサイバー

こと。

イ 独立行政法人の業務

ロ 前条第八号に規定する法人の業務

ハ 特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人（その資本金の二分の一以上が国からの出資による法人であつて、国の補助に係る業務を行うものに限る。）の業務

ニ 国の委任又は補助に係る業務

五 行政評価等に関連して、前号ニの規定による調査に該当するもののほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二十九条第一号に規定する第一号法定受託事務に該当する地方公共団体の業務（各行政機関の業務と一体として把握される必要があるものに限る。）の実施状況に関し調査を行うこと。

六 各行政機関の業務、第四号に規定する業務及び前号に規定する地方公共団体の業務に関する苦情の申出についての必要なあつせんに関すること。

七 行政相談委員に関すること。

（平二六政一九五・平二七政七四・平二七政九五・平三二政八〇・一部改

正）

（自治行政局の所掌事務）

第七条 自治行政局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方自治及び民主政治の普及徹底に関すること（自治財政局及び自治税務局の所掌に属するものを除く。）。

二 国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整に関すること（自治財政局及び自治税務局の所掌に属するものを除く。）。

三 地方公共団体の求めに応じて当該地方公共団体の行政及び財政に関する総合的な調査を行うこと。

四 地方自治に係る政策で地域の振興に関するものの企画及び立案並びに推進に関すること。

五 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項に規定する豪雪地帯をいう。第四十九条第七号において同じ。）の雪害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

六 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の規定による土地開発公社及び土地の先買いに関する事務を行うこと。

七 地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画及び立案並びに運営に関し、必要な意見を関係行政機関の長に述べること（自治財政局及び自治税務局の所掌に属するものを除く。）。

八 地方公共団体の自主的かつ主体的な組織及び運営の合理化の推進について必要な助言その他の協力を行うこと。

九 地方自治に関する調査及び研究に関すること。

十 地方公共団体の組織及び運営に関する制度の企画及び立案に関すること。

十一 市町村の合併、広域行政その他地方公共団体の機能の充実

- と。
- 二 行政機関の運営に関する企画及び立案並びに調整に関すること。
- 三 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第七条第一項に規定する公共サービス改革基本方針の策定に関すること。
- 四 行政機関が共用する情報システムの整備及び管理に関すること。
- 五 行政機関の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十八号）の規定により総務大臣の権限に属させられた事務に関すること。
- 六 独立行政法人（国立大学法人、大学共同利用機関法人及び日本司法支援センターを含む。以下同じ。）に関する共通的な制度の企画及び立案に関すること。
- 七 独立行政法人の新設、目的の変更その他当該独立行政法人に係る個別法（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第一条第一項に規定する個別法をいう。）、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）及び総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）の定める制度の改正並びに廃止に関する審査を行うこと。
- 八 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（独立行政法人を除く。）の新設、目的の変更その他当該法律の定める制度

- の改正及び廃止に関する審査を行うこと。
 - 九 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）の施行に関すること。
 - 十 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）の施行に関すること。
 - 十一 独立行政法人評価制度委員会の庶務に関すること。
（平一四政一九九・平一五政四八三・平一五政五五一・平一六政一八五・平二〇政三九五・平二六政一九五・平二七政九五・平二八政一〇三・一部改正）
- （行政評価局の所掌事務）
- 第六条 行政評価局は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 政策評価（国家行政組織法第二条第二項及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五条第二項の規定による評価をいう。以下同じ。）に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省の事務の総括に関すること。
 - 二 各府省の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うこと。
 - 三 各行政機関の業務の実施状況の評価（当該行政機関の政策についての評価を除く。）及び監視を行うこと。
 - 四 第二号の規定による評価並びに前号の規定による評価及び監視（以下これらの評価及び監視を「行政評価等」という。）に関連して、次に掲げる業務の実施状況に関し必要な調査を行う

に関する政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

十二 住民基本台帳制度に關すること。

十三 番号利用法第七条の規定による個人番号（番号利用法第二条第五項に規定する個人番号をいう。第四十七条第二号において同じ。）の指定及び通知並びに番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード（同号において「個人番号カード」という。）に關すること。

十四 住居表示制度に關すること。

十五 行政書士に關すること。

十六 地方独立行政法人に關すること（自治財政局の所掌に屬するものを除く。）。

十七 地方公務員に關する制度の企画及び立案に關すること。

十八 地方公共団体の人事行政に対する協力及び技術的助言に關すること。

十九 地方公務員の共済制度及び災害補償制度に關すること。

二十 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）及び同法の規定を準用する法律に基づく選挙に關する制度の企画及び立案に關すること。

二十一 最高裁判所裁判官の国民審査、一の地方公共団体のみに適用される特別法の制定のための投票、日本国憲法改正の国民の承認に係る投票及び地方公共団体の住民による各種の直接請求に基づく投票に關する制度の企画及び立案に關すること。

二十二 前二号に掲げる選挙、国民審査及び投票の施行の準備に

B〔日法一二二五八・九〕③ I

關すること。

二十三 第二十号及び第二十一号に掲げる選挙、国民審査及び投票の普及及び宣伝に關すること。

二十四 政党その他の政治団体、政治資金及び政党助成に關すること。

二十五 地方自治に係る基本的な政策の企画及び立案に關すること。

二十六 地方自治に係る政策の企画及び立案、公文書類に關する意見並びに調査及び統計の作成に關する関係部局（自治行政局、自治財政局、自治税務局及び消防庁をいう。以下同じ。）の調整を圖ること。

二十七 地方公共団体の情報システムに關する企画及び立案並びに關係部局の調整に關すること。

二十八 地方自治に關する情報を処理するため必要な総務省の情報システムの整備及び管理に關すること。

二十九 地方自治に係る国際協力に關すること。

三十 国地方係争処理委員会、自治紛争処理委員及び指定都市都道府県勧告調整委員の庶務に關すること。

三十一 地方財政審議会地方公務員共済組合分科会の庶務に關すること。

三十二 中央選挙管理会の庶務に關すること。

三十三 前各号に掲げるもののほか、地方自治法、公職選挙法その他の法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に屬させら

- 三 公営企業に係る地方債の発行の同意及び許可に関する基準に
関すること。
 - 四 公営企業の経営に関するあっせん、調停及び勧告に関するこ
と。
 - 五 公営企業の経営の健全化に関すること。
 - 六 公営企業の経営に関する報告の徴収及び技術的助言に関する
こと。
 - 七 地方自治法第二百五十二条の十七の六の規定による実地の検
査で公営企業に係るものに関すること。
 - 八 地方公共団体の財務に係るのある事務のうちその出資又は拠
出に係る法人に関するものについての地方債の発行の協議及び
届出の受理並びに許可、地方債の発行の同意及び許可に関する
基準並びに資料の提出の要求及び助言に関すること。
 - 九 公営企業に関する統計に関すること。
 - 十 公営企業型地方独立行政法人に関すること。
(平一五政四八七・平一九政三八四・平一九政三九七・平二〇政二二六・
平二二政一〇二・平二四政一九・一部改正)
- (財務調査課の所掌事務)
- 第六十一条 財務調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 地方公共団体の財務に係るのある事務に関する資料の提出の
要求及び助言に関すること(他課の所掌に属するものを除
く)。
 - 二 地方公共団体の財政の健全化に関すること。

- 三 地方自治法第二百五十二条の十七の六の規定による実地の検
査に関すること(公営企業課の所掌に属するものを除く)。
 - 四 地方財政に関する一般的な調査及び研究に関すること。
 - 五 地方財政に関する統計に関すること(公営企業課の所掌に属
するものを除く)。
 - 六 地方財政の状況に関する報告に関すること。
 - 七 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置
並びに助言及び調査に関すること。
 - 八 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例
に関すること。
 - 九 首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二十四条第
一項に規定する近郊整備地帯、同法第二十五条第一項に規定す
る都市開発区域、近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二百二十九
号)第十一条第一項に規定する近郊整備区域、同法第十二条第
一項に規定する都市開発区域、中部圏開発整備法(昭和四十一
年法律第二百二号)第十三条第一項に規定する都市整備区域及び
同法第十四条第一項に規定する都市開発区域の整備のための国
の財政上の特別措置に関すること。
 - 十 公立大学法人に関すること。
(平一三政二四九・平一五政四八七・平一九政三九七・一部改正)
- 第七目 自治税務局
- (自治税務局に置く課)
- 第六十二条 自治税務局に、次の四課を置く。

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（大臣官房の所掌事務の特例）

第二条 大臣官房は、第三条各号に掲げる事務のほか、当分の間、地方公共団体に交付すべき今次の大戦による不発弾その他の火薬類で陸上にあるものの処理に関する事業に係る交付金に関する事務をつかさどる。

（平一八政一六九・旧第三条繰上・一部改正）

（自治行政局の所掌事務の特例）

第三条 自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務のほか、別に政令で定める日までの間、株式会社地域経済活性化支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。

2 自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、別に政令で定める日までの間、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。

3 自治行政局は、第七条第一項各号に掲げる事務及び前二項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期 限	事 務
令和三年三月	過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平

B〔日法二二五八・九〕③I

三十一日	成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
令和四年三月三十一日	特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
令和五年三月三十一日	離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和十八年法律七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
令和六年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
令和七年三月三十一日	振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

(平一四政七四・平一五政七二・平一六政九六・平一七政七六・一部改正、平一八政一六九・旧第五条線上、平一九政一三三・平二〇政一〇三・平二一政一七〇・平二二政四七・平二三政三六〇・平二四政八一・平二四政一六九・平二四政一七〇・平二五政六五・平二六政一三四・平二七政一五八・一部改正、平二七政一三四・旧第四条線上、平二九政一〇・平三〇政一三二・令元政一七・一部改正)

(自治財政局の所掌事務の特例)

第四条 自治財政局は、第八条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地方特例交付金に関すること。
- 二 交通安全対策特別交付金の交付に関すること。

2 自治財政局は、第八条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、令和二年三月三十一日までの間、子ども・子育て支援臨時交付金に関する事務をつかさどる。

(平一八政一六九・旧第六条線上、平二〇政三三四・一部改正、平二七政一三四・旧第五条線上、一部改正、令元政一七・一部改正)

(自治税務局の所掌事務の特例)

第五条 自治税務局は、第九条各号に掲げる事務のほか、当分の間、地方法人特別税、地方法人特別譲与税及び地方道路譲与税に関する事務をつかさどる。この場合において、同条第一号中「及び特別法人事業税」とあるのは、「特別法人事業税及び地方法人特別税」と、「及び特別法人事業譲与税」とあるのは、「特別法人事業譲与税、地方道路譲与税及び地方法人特別譲与税」とする。

(平二〇政一五四・追加、平二二政一〇〇・一部改正、平二七政一三四・旧第五条の二線上、平三二政八九・一部改正)

(情報流通行政局の所掌事務の特例等)

第六条 情報流通行政局は、第十一条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。この場合において、同条第二項中「第二十一号」とあるのは、「第二十一号並びに附則第六条第一項各号」とする。

- 一 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務に関すること。
- 二 条約又は法律(法律に基づく命令を含む。)で定める範囲内において、郵便為替及び郵便振替に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること。

2 情報流通行政局は、第十一条第一項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第八条に規定する移行期間の末日までの間、同法に規定する事務をつかさどる。この場合において、第十一条第二項中「事務」とあるのは、「事務並びに附則第六条第二項に規定する事務」とする。

第三編 行政組織 (総務省組織令)

二八一四

(平一八政一六九・一部改正、平一九政一一三・旧第十四条繰上、平二〇

政二四・平二二政一七〇・平二三政三六〇・一部改正、平二七政三三四

・旧第十三条繰上・一部改正)

(自治行政局公務員部福利課の所掌事務の特例)

第十三条 自治行政局公務員部福利課は、第五十一条各号に掲げる事務のほか、当分の間、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五十六号)附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会の行う業務に関する事務をつかさどる。

(平二三政一五一・追加、平二七政三三四・旧第十三条の二繰上)

(自治財政局交付税課の所掌事務の特例)

第十四条 自治財政局交付税課は、第五十八条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第四条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

2 自治財政局交付税課は、第五十八条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、令和二年三月三十一日までの間、附則第四条第二項に規定する事務をつかさどる。

(平一八政一六九・一部改正、平一九政一一三・旧第十五条繰上、平二〇

政三三四・平二七政三三四・令元政一七・一部改正)

(自治財政局財務調査課の所掌事務の特例)

第十五条 自治財政局財務調査課は、第六十一条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。この場合において、第五十九条第二号及び第三号中「公営企業課」とあるの

は、「公営企業課及び財務調査課」とする。

一 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第五条の規定に係る地方債の発行の協議及び届出の受理並びに許可に関すること。

二 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第五条の規定に係る地方債の発行の同意及び許可に関する基準に関すること。

2 自治財政局財務調査課は、第六十一条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島が返還された日の属する年度の三月三十一日までの間、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)の規定による特定事業に係る経費に対する国の負担割合の引上率の算定及び通知に関する事務をつかさどる。

3 自治財政局財務調査課は、第六十一条各号及び第一項各号に掲げる事務並びに前項に規定する事務のほか、令和三年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。この場合において、第五十九条第二号及び第三号中「公営企業課」とあるのは、「公営企業課及び財務調査課」とする。

一 過疎地域自立促進特別措置法第十二条第一項及び第二項に規定する経費の財源に充てるため起こす地方債の発行の協議及び届出の受理並びに許可に関すること。

二 過疎地域自立促進特別措置法第十二条第一項及び第二項に規

B [日法一二二五八・九] ③ I

定する経費の財源に充てるため起こす地方債の発行の同意及び許可に関する基準に關すること。

三 過疎地域自立促進特別措置法第十二条第三項の規定による元利償還に要する経費を地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入する地方債の指定に關すること。

4 自治財政局財務調査課は、第六十一条各号及び第一項各号に掲げる事務、第二項に規定する事務並びに前項各号に掲げる事務のほか、平成二十八年三月三十一日までの間、新産業都市建設促進法等を廃止する法律（平成十三年法律第十四号）附則第四条の規定によりなおその効力を有することとされる旧新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に關する法律（昭和四十年法律第七十三号）の規定による国の財政上の特別措置に關する事務をつかさどる。

（平一三政一四九・一部改正、平一九政一一三・旧第十六条繰上、平一九政三九七・平二二政四七・平二三政三六一・平二四政一九・平二四政一六
九・令元政一七・一部改正）

（自治税務局企画課の所掌事務の特例）

第十六条 自治税務局企画課は、第六十三条各号に掲げる事務のほか、当分の間、地方法人特別譲与税及び地方道路譲与税に關する事務をつかさどる。

（平二〇政一五四・追加、平二二政一〇〇・一部改正、平二七政三四・旧第十五条の二繰下）

（自治税務局都道府県税課の所掌事務の特例）

第三編 行政組織（総務省組織令）

第十七条 自治税務局都道府県税課は、第六十四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、地方法人特別税に關する事務をつかさどる。

（平二〇政一五四・追加、平二七政三四・旧第十五条の三繰下）

（情報流通行政局郵政行政部企画課の所掌事務の特例）

第十八条 情報流通行政局郵政行政部企画課は、第八十七条各号に掲げる事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に關する法律（平成十七年法律第二百二号。以下この号及び附則第二十三条第一項において「整備法」という。）附則第四十二条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第五十八条第一項の規定に基づく検査に關すること。

二 郵政民営化法に規定する事務（情報流通行政局郵政行政部貯金保険課の所掌に属するものを除く。）を行うこと。

（平二〇政二四・金改、平二四政二〇二・一部改正、平二七政三四・旧第十七条繰下・一部改正、平二九政七三・平三〇政二〇九・平三〇政二二・三七・一部改正）

（情報流通行政局郵政行政部貯金保険課の所掌事務の特例）

第十九条 情報流通行政局郵政行政部貯金保険課は、第八十九条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務（前条第一号

- 六 農林水産業における女性の能力の活用促進に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものについての連絡調整に関すること。
- 七 農地制度に関すること。
- 八 農地の権利移動（転用のためのものを除く。）その他農地関係の調整に関すること。
- 九 農業構造の改善に関すること。
- 十 農業委員会に関すること。
- 十一 農業者年金に関すること。
- 十二 農業保険に関すること（協同組合等検査に関するものを除く。）。
- 十三 食料安定供給特別会計の農業経営安定勘定及び農業再保険勘定の経理に関すること。
- 十四 農漁業保険審査会の庶務に関すること。
- 十五 農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の振興のための金融上の措置に関する総合的な企画及び立案に関すること。
- 十六 農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の振興のための資金についての調整に関すること。
- 十七 農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の振興のための金融上の措置に関する助成に関すること（林野庁及び水産庁の所掌に属するものを除く。）。
- 十八 株式会社日本政策金融公庫、農林中央金庫、農業信用基金

第三編 行政組織（農林水産省組織令）

- 協会及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務の監督に関すること（協同組合等検査に関するものを除く。）。
- 十九 独立行政法人農林漁業信用基金の組織及び運営一般に関すること（協同組合等検査に関するものを除く。）。
- 二十 農住組合の設立及び業務に関すること（交換分合に関するものを除く。）。

（平一四政四三・一部改正、平一五政二七七・旧第六条線下、平一五政三四四・平一九政二二四・平二〇政二四一・平二〇政二九七・平二二政一一七・平二三政二四六・平二六政九二・平二七政四二・平二七政三二九・平二八政二七・平三〇政八六・一部改正）

（農村振興局の所掌事務）

- 第八条 農村振興局においては、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 農林水産業に係る国土の総合開発及び国土調査に関すること。
 - 二 農山漁村及び中山間地域等（食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）第三十五条第一項に規定する中山間地域等をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
 - 三 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項の豪雪地帯をいう。以下同じ。）の雪害防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
 - 四 農業振興地域整備計画の作成及び実施についての指導及び助

成に関すること。

五 前号に掲げるもののほか、農山漁村の総合的な振興計画の作成及び実施についての指導及び助成に関すること（林野庁及び水産庁の所掌に属するものを除く。）。

六 農業就業構造の改善に関すること。

七 農林水産業における高齢者の能力の活用促進に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものについての連絡調整に関すること。

八 農山漁村における高齢者の福祉の向上に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものについての連絡調整に関すること。

九 中山間地域等における農業の生産条件に関する不利を補正するための支援に関すること。

十 土地、水その他の資源の農業上の利用の確保に関すること。

十一 農地の転用に関すること。

十二 農業水利に関すること。

十三 交換分合の指導及び助成に関すること。

十四 土地改良事業（かんがい排水、区画整理、干拓、農地又はその保全若しくは利用上必要な施設若しくは農業用施設の災害復旧その他土地の農業上の利用を維持及び増進するのに必要な事業をいう。以下同じ。）に関する事（協同組合等検査に関することを除く。）。

十五 土地改良財産（土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十四条に規定する土地改良財産をいう。以下同じ。）

の管理及び処分に関すること。

十六 農地の保全に係る海岸の整備、利用、保全その他の管理に関すること。

十七 農地の保全に係る地すべり防止に関する事業に関すること並びに農地の保全に係るぼた山の崩壊の防止に関する事業の助成及び監督に関すること。

十八 農山漁村に滞在しつつ行う農林漁業の体験その他の農山漁村と都市との地域間交流に関する事（林野庁及び水産庁の所掌に属するものを除く。）。

十九 市民農園の整備の促進に関する事。

二十 都市及びその周辺における農業の振興に関する事。

二十一 食料安定供給特別会計の国営土地改良事業勘定の経理に関する事。

二十二 食料安定供給特別会計の国営土地改良事業勘定に属する物品の管理に関する事。

2 農村政策部は、前項第一号から第三号まで、第四号（整備部の所掌に属するものを除く。）、第五号（整備部の所掌に属するものを除く。）、第六号から第九号まで、第十号（整備部の所掌に属するものを除く。）、第十一号、第十四号（土地改良事業に係る環境の保全に関する企画及び立案並びに土地その他の開発資源の調査に関する事に限る。）、第十六号（農地の保全に係る海岸の整備、利用、保全その他の管理に係る環境の保全に関する企画及び立案に関する事に限る。）、第十七号（農地の保全に係る地すべ

り防止に関する事業に係る環境の保全に関する企画及び立案並びに地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）の規定による地すべり防止区域及びばた山崩壊防止区域の指定及び廃止に関することに限る。）及び第十八号から第二十号までに掲げる事務をつかさどる。

3 整備部は、第一項第四号（農業振興地域整備計画の実施についての指導及び助成に関することに限る。）、第五号（農山漁村の総合的な振興計画の実施についての指導及び助成に関することに限る。）、第十号（水資源の農業上の利用の確保に関することに限る。）、第十二号、第十三号、第十四号（農村政策部の所掌に属するものを除く。）、第十五号、第十六号（農村政策部の所掌に属するものを除く。）及び第十七号（農村政策部の所掌に属するものを除く。）に掲げる事務をつかさどる。

（平一五政二七七・旧第七条繰下、平一五政三二九・平一五政四三八・平一七政三〇〇・平二〇政九五・平二〇政一二七・平二〇政二四一・平二三政二四六・平二七政三一九・平三〇政二六七・一部改正）

（政策統括官の職務）

第九条 政策統括官は、農林水産省の所掌事務に関する重要な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な農林水産省の所掌事務の総括に関する事務をつかさどる。

（平二七政三一九・追加）

第二款 特別な職の設置等

（官房長）

第三編 行政組織（農林水産省組織令）

第十条 大臣官房に、官房長を置く。

2 官房長は、命を受けて、大臣官房の事務を掌理する。

（平一五政二七七・旧第八条繰下、平二七政三一九・旧第九条繰下）

（次長）

第十一条 農村振興局に、次長一人を置く。

2 次長は、局長を助け、局の事務を整理する。

（平一五政二七七・旧第九条繰下・一部改正、平二三政二四六・一部改正、平二七政三一九・旧第十条繰下）

（総括審議官、技術総括審議官、政策立案総括審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、輸出促進審議官、生産振興審議官及び審議官）

第十二条 大臣官房に、総括審議官二人、技術総括審議官一人、政策立案総括審議官一人、公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人、輸出促進審議官一人、生産振興審議官一人及び審議官八人を置く。

2 総括審議官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

3 技術総括審議官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に係る技術に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

4 政策立案総括審議官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に関する合理的な根拠に基づき政策立案の推進に関する重要事項の

第三編 行政組織 (農林水産省組織令)

五五〇二

仙台漁業調整事務所	仙台市
新潟漁業調整事務所	新潟市
境港漁業調整事務所	境港市
瀬戸内海漁業調整事務所	神戸市
九州漁業調整事務所	福岡市

(平一五政二七七・旧第八十七條繰上、平一七政三〇〇・旧第五百十一

條繰上、平一八政二四六・旧第五百十條繰上、平二二政二二七・旧第四百

十八條繰上、平二三政二四六・旧第四百七十七條繰上)

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十二年一月六日)から施行する。

(大臣官房の所掌事務の特例)

第二条 大臣官房は、第三条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人国際協力機構の行う独立行政法人国際協力機構法(平成十四年法律第三百三十六号)附則第三条第一項第一号から第三号までに掲げる業務(農林業の開発に係るものに限る。)に関する事務をつかさどる。

2 大臣官房は、第三条第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平

成二十七年法律第六十三号)附則第十条に規定する存続中央会(以下この項において「存続中央会」という。)が存続する間、存続中央会の業務及び会計の検査に関する事務をつかさどる。

3 大臣官房は、第三条第一項各号に掲げる事務及び前二項に規定する事務のほか、別に政令で定める日までの間、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に対する立入検査に関する事務をつかさどる。

(平一五政四一〇・追加、平二三政三六〇・平二八政二七・一部改正)

(経営局の所掌事務の特例)

第三条 経営局は、第七条各号に掲げる事務のほか、当分の間、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一号)附則第二十五条第三項に規定する存続組合の行う業務に関する事務をつかさどる。

2 経営局は、第七条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、前条第三項に規定する政令で定める日までの間、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の組織及び運営一般に関する事務(大臣官房の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(平一四政四三・追加、平一五政二七七・一部改正、平一五政四一〇・旧

第二条繰下、平二三政三六〇・平二八政二七・一部改正)

(農村振興局の所掌事務の特例)

第四条 農村振興局は、第八条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事

B [日法一二一四八・九] ㊸ ㊹

務をつかさどる。

期 限	事 務
令和三年三月三十一日	過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。
令和四年三月三十一日	特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項の特殊土壌地帯をいう。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。
令和五年三月三十一日	離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律七十二号）第二条第一項の離島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。
令和六年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。
令和七年三月三十一日	半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の半島振興対策実施地域を

第三編 行政組織（農林水産省組織令）

（平一四政六六・一部改正、平一四政四三・旧第二条繰下、平一五政七二・平一五政二七七・一部改正、平一五政四二〇・旧第三条繰下、平一六政九六・平一七政七八・平一九政一一五・平二政一〇三・平二政四七・平二四政八三・平二四政一六九・平二四政一七〇・平二六政一三四・平二七政一五九・平二九政一二二・平三二政一三二・令元政一〇〇・一部改正）

B〔日法一二二四八・九〕③II

（平一四政六六・一部改正、平一四政四三・旧第二条繰下、平一五政七二・平一五政二七七・一部改正、平一五政四二〇・旧第三条繰下、平一六政九六・平一七政七八・平一九政一一五・平二政一〇三・平二政四七・平二四政八三・平二四政一六九・平二四政一七〇・平二六政一三四・平二七政一五九・平二九政一二二・平三二政一三二・令元政一〇〇・一部改正）

（大臣官房国際部国際地域課の所掌事務の特例）

第五条 大臣官房国際部国際地域課は、第二十三条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第二条第一項に規定する事務をつかさどる。

（平一五政四一〇・追加、平一八政二四六・平二〇政九五・平二三政三六〇・平二七政三一九・一部改正）

（大臣官房検査・監察部調整・監察課及び検査課の所掌事務の特例）

第六条 附則第二条第二項及び第三項の場合における第二十八条第一号、第二号及び第四号並びに第二十九条の規定の適用については、第二十八条第一号中「協同組合等検査」とあるのは「協同組合等検査、存続中央会（附則第二条第二項に規定する存続中央会をいう。以下この条及び次条において同じ。）の業務及び会計の検査並びに株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に対する立

第三編 行政組織 (国土交通省組織令)

八七四

開発法人海上・港湾・航空技術研究所に係るものに限る。)

三十七 中央交通安全対策会議の庶務(海上交通及び航空交通の安全に関する事項に係るものに限る。)に関する事。

三十八 国土交通省の所掌事務に関する情報化に関する事(他の所掌に属するものを除く。)

三十九 国土交通省の情報システムの整備及び管理に関する事。

四十 国土交通省の保有する個人情報情報の保護に関する事。

四十一 国土交通省の所掌事務に関する調査、情報の分析及び統計に関する事(他の所掌に属するものを除く。)

四十二 国立国会図書館支部国土交通省図書館に関する事。

四十三 国土交通省設置法(以下「法」という。)第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事(道路局の所掌に属するものを除く。)

四十四 前各号に掲げるもののほか、国土交通省の所掌事務に係る政策に関する事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(平一二政四四三・平一二政四七四・平一二政四九五・平一二政五〇〇・

平一三政五六・平一三政一七六・平一四政一三五・平一四政一三六・平一

四政三二一・平一五政一七八・平一五政二九三・平一五政三六八・平一五

政四三〇・平一五政四八九・平一六政一三二・平一五政五五一(平一六政

一三二)・平一六政二九三・平一七政七九・平一七政一五三・平一七政二
九八・平一七政三七五・平一八政八四・平一八政一一七・平一八政一九七
・平一八政二〇一・平一八政二六五・平一八政三七九・平一九政一七八・
平一九政一三五・平一九政二〇四・平二〇政三三二・平二三政二〇三・平
二四政一七五・平二四政二八六・平二五政一六三・平二六政二四一・平二
七政一八八・平二七政二九一・平二七政三〇〇・平二八政五七・平二八政
一〇三・平二九政一四三・平二九政一九三・平三〇政一二三・平三〇政三
〇八・令元政四五・令元政二〇五・令二政一九一(一部改正)

(国土政策局の所掌事務)

第五条 国土政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土計画その他の国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事。

二 国土の利用、開発及び保全に関する基本的な政策に関する関係行政機関の事務の調整に関する事(政策統括官の所掌に属するものを除く。)

三 首都圏その他の各大都市圏及び東北地方その他の各地方のそれぞれの整備及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事(都市局の所掌に属するものを除く。)

四 総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の整備及び開発のための大規模事業(首都圏その他の各大都市圏及び北海道の区域内において行われるものを除く。)に関する関係行政機関の事務の調整に関する事。

五 総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の整備及び開発の

B [日法一二三六四・五]④I

ための大規模事業に係る別に政令で定める事業（北海道総合開発計画に基づくものを除く。）に関する関係行政機関の経費の見積りの方針及び配分計画の調整に関すること。

六 株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第十五条第一項の規定により同項の規定による解散前の日本政策投資銀行から承継する資産のうち株式会社日本政策投資銀行法施行令（平成二十年政令第二百号）附則第五条に規定する資産に該当するものの管理に關すること（北海道局の所掌に属するものを除く。）。

七 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項に規定する土地利用基本計画に關すること。

八 国土調査に關すること（不動産・建設経済局の所掌に属するものを除く。）。

九 国会等の移転（国会等の移転に關する法律（平成四年法律第百九号）第一条に規定する国会等の移転をいう。以下同じ。）に係る総合的な政策の企画及び立案に關すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

十 国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を圖る観点からの、地方の振興に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

十一 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項に規定する豪雪地帯をいう。以下同じ。）の雪害の防除及び振興に關する総合的な政策の企画及び

立案並びに推進に關すること。

十二 小笠原総合事務所の機構及び定員並びに運営に要する経費に關する関係行政機関との連絡調整に關すること。

十三 小笠原総合事務所の事務の運営の指導及び改善に關すること。

（平一六政一六〇・平二〇政三七・平二三政二〇三・令二政一九二・一

部改正）

（不動産・建設経済局の所掌事務）

第六条 不動産・建設経済局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地価対策その他土地に關する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

二 国土利用計画法の規定による土地取引の規制その他土地利用の調整に關すること。

三 土地の使用及び収用に關すること。

四 大深度地下の公共的使用に關する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）の施行に關すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

五 公共用地取得制度に關すること。

六 直轄事業に必要な公共用地の取得の促進のための方策に關する企画及び立案、調整並びに指導に關すること。

七 直轄事業に係る公共物とするために取得した財産の管理に關する事務の総括に關すること。

(広域地方政策課の所掌事務)

第六十五条 広域地方政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 首都圏その他の各大都市圏及び東北地方その他の各地方のそれぞれについて定める広域地方計画(国土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五号)第九条第二項に規定する広域地方計画をいう。)の企画及び立案並びに推進に關すること。

二 国土計画その他の国土の利用、開発及び保全に關する総合的かつ基本的な計画の企画及び立案並びに推進に資する關係行政機関の調査、事業その他の事務に關する調整に關すること。

三 首都圏その他の各大都市圏及び東北地方その他の各地方のそれぞれの整備及び開発に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること(都市局の所掌に屬するものを除く)。

四 総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の整備及び開発のための大規模事業(首都圏その他の各大都市圏及び北海道の区域内において行われるものを除く)に關する關係行政機関の事務の調整に關すること。

五 第五条第五号に規定する事業に關する關係行政機関の經費の見積りの方針及び配分計画の調整に關すること。

六 株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本政策投資銀行法附則第十五条第一項の規定により同項の規定による解散前の日本政策投資銀行から承継する資産のうち株式会社日本政策投資銀行法施行令附則第五条に規定する資産に該当するものの管理に關すること(北海道局の所掌に屬するものを除く)。

第三編 行政組織 (国土交通省組織令)

B〔日法一二三六四・五〕④I

七 多極分散型国土形成促進法の施行に關すること(都市局及び総合計画課の所掌に屬するものを除く)。

八 広域的地域活性化のための基盤整備に關する法律(平成十九年法律第五十二号)の施行に關すること(都市局及び港湾局の所掌に屬するものを除く)。

(平一五政二七八・旧第六十九条線、平一六政一六〇・一部改正、平一

七政二二七・旧第六十八条線、平一七政三七五・平二〇政二二三・平二

〇政三三七・一部改正、平二三政二〇三・旧第六十七条線、一部改正)

(地方振興課の所掌事務)

第六十六条 地方振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、地方の振興に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること(離島振興課及び特別地域振興官の所掌に屬するものを除く)。

二 豪雪地帯の雪害の防除及び振興に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

(平二三政二〇三・追加、令二政一九二・旧第六十七条線)

(離島振興課の所掌事務)

第六十七条 離島振興課は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、地方における離島の振興に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關する事務(特別地域振興官の所掌に屬するものを除く)をつかさどる。

(平二三政二〇三・追加、令二政一九二・旧第六十八条線)

九〇七

第三編 行政組織 (国土交通省組織令)

九二八

三 水資源開発基本計画に基づく事業に関する共同費用の配分の基準に關すること。

四 水源地域対策の企画及び立案並びに推進に關すること。

五 独立行政法人水資源機構の組織及び運営一般に關すること。

六 国土審議会水資源開発分科会の庶務に關すること。

七 前各号に掲げるもののほか、水資源部の所掌事務で他の所掌に屬しないものに関する事。

(平二三政二〇三・追加、平二七政七四・一部改正)

(水資源計画課の所掌事務)

第九十九条 水資源計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 水資源開発基本計画その他の水の需給に関する総合的かつ基本的な計画の企画及び立案並びに推進に關すること(水資源政策課の所掌に屬するものを除く)。

二 水資源部の所掌事務に係る国際協力に關すること。

(平二三政二〇三・追加)

(下水道企画課の所掌事務)

第一百条 下水道企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 下水道部の所掌事務に關する総合調整に關すること。

二 下水道部の所掌事務に關する法令案の作成に關すること。

三 下水道に關する中長期的な計画の企画及び立案に關すること。

四 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の施行に關すること(下水道事業課及び流域管理官の所掌に屬するものを除く)。

く)。

五 日本下水道事業団の行う業務に關すること。

六 前各号に掲げるもののほか、下水道部の所掌事務で他の所掌に屬しないものに関する事。

(平二三政二〇三・追加)

(下水道事業課の所掌事務)

第一百一条 下水道事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公共下水道事業、流域下水道事業及び都市下水路事業の指導、監督及び助成(災害復旧事業に係るものにあつては、工事の指導)に關すること。

二 土地区画整理事業として行われる下水道の整備に關する事業の指導に關すること。

(平二三政二〇三・追加)

(流域管理官の職務)

第一百二条 流域管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 流域別下水道整備総合計画に關すること。

二 下水道の放流水の水質の保全及び再利用に關する施策の企画及び立案に關すること。

三 水道原水水質保全事業の実施の促進に關する法律の規定による基本方針(下水道に係る部分に限る)の策定に關すること。

四 特定都市河川浸水被害対策法の施行に關する事務のうち、下水道に係るものに関する事。

導のうち工事の指導以外のもの並びに災害復旧事業の監督及び助成に關すること並びに他課の所掌に屬するものを除く。

二 道路の整備等に関する事務のうち、技術に關すること(環境対策及び交通安全対策に關すること並びに道路交通管理課及び企画課の所掌に屬するものを除く)。

三 道路の保全(除雪を含む)に關する企画及び立案に關すること。

四 地方公共団体等からの委託に基づき、第九条第一号(一般国道に係るものに限る)に掲げる事務に關連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。

(平一四政七八・平一五政一七八・平一九政一三五・平二政九〇・一部改正、平二九政一四三・旧第百十一条線上、平三〇政二三・一部改正)

(環境安全・防災課の所掌事務)

第百十一条 環境安全・防災課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 道路の整備等に関する事務のうち、環境対策及び交通安全対策の企画及び立案に關すること。

二 高速自動車国道(国がその整備を行うものに限る)及び一般国道の整備及び保全(除雪を含む)に關する事務のうち、環境対策及び交通安全対策に關すること(道路交通管理課の所掌に屬するものを除く)。

三 道路の防災に關する企画及び立案に關すること。

四 都道府県道及び市町村道並びに北海道の開発道路の整備及び保全(除雪を含む)に關すること(災害復旧事業の指導のう

ち工事の指導以外のもの並びに災害復旧事業の監督及び助成に關すること並びに他課の所掌に屬するものを除く)。

五 豪雪地帯対策特別措置法第十四条第一項の規定による基幹的な市町村道の指定に關すること。

六 幹線道路の沿道の整備に關する法律(昭和五十五年法律第三十四号)の施行に關すること(沿道地区計画及び沿道整備権利移転等促進計画に係るもの並びに路政課の所掌に屬するものを除く)。

七 地方公共団体等からの委託に基づき、第九条第一号(都道府県道及び市町村道(国がその整備又は保全を行うものに限る)並びに北海道の開発道路に係るものに限る)に掲げる事務に關連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。

(平一四政七八・平二政九〇・平三政二〇三・一部改正、平二九政一

四三・旧第百十二条線上、平三〇政二三・一部改正)

(高速道路課の所掌事務)

第百十二条 高速道路課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 高速道路(高速道路株式会社法(平成十六年法律第九十九号)第二条第二項に規定する高速道路をいう)の整備の手法の企画及び立案に關すること。

二 地方道路公社の定款の認可に關する事務のうち道路の整備に關する基本計画の審査に關すること並びに地方道路公社の予算、事業計画及び資金計画に關する指導に關すること。

域		本部	
沖繩県の区域及びその沿岸水域	第十一海上保安管区	第十一管区海上保安本部	那覇市

(平一七政七九・平二〇政九七・一部改正)

(管区海上保安本部の内部組織)

第二百五十九条 管区海上保安本部に、それぞれ次長一人(第十一管区海上保安本部にあっては、三人)を置く。

2 次長は、管区海上保安本部長を助け、管区海上保安本部の事務を整理する。

3 海上保安庁法第十二条第四項に規定する政令で定める数は、五十五とする。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

(大臣官房の所掌事務の特例)

第一条の二 大臣官房は、第三条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、国土交通省の所管に係る一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十二条第二項に規定する特例民法法人(附

則第五条の四において単に「特例民法法人」という。)の監督に関する事務をつかさどる。

(平二〇政三九・追加、平二四政一七四・平二七政一六〇・一部改正)

(国土政策局の所掌事務の特例)

第二条 国土政策局は、第五条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期 限	事 務
令和三年三月三十一日	過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域をいう。以下同じ。)の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
令和四年三月三十一日	特殊土壌地帯(特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。以下同じ。)の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
令和五年三月三十一日	離島振興対策実施地域(離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。以下同じ。)の振興に関する総合的な政策の企画及

B [日法二〇七二・三]④I

	<p>び立案並びに推進にすること。</p> <p>離島振興計画（離島振興法第四条第一項に規定する離島振興計画をいう。以下同じ。）に基づき公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画にすること。</p>	<p>令和六年三月三十一日</p>
<p>奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。以下同じ。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進にすること。</p> <p>奄美群島振興開発計画（奄美群島振興開発特別措置法第五条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。以下同じ。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画にすること。</p> <p>独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務にすること。</p>	<p>令和七年三月</p> <p>振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六</p>	

<p>三十一日</p>	<p>十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進にすること。</p> <p>半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進にすること。</p>
-------------	---

B〔日法一二三六四・五〕④I

（平一四政七八・平一五政七二・平一五政四八九・平一六政九六・平一六政一六〇・平一六政二九四・平一七政七九・平一七政二七・平一九政一六・平二〇政一〇三・平二二政四七・一部改正、平二三政二〇三・旧第三条繰上・一部改正、平二四政八四・平二四政一六九・平二四政一七〇・平二六政一三四・平二七政一六〇・平二九政一三三・平三二政一三三・令元政四四・一部改正）

（都市局の所掌事務の特例）

第三条 都市局は、第七条各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人都市再生機構の行う独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第十二条第一項第一号に掲げる業務（同法附則第十六条の規定による改正前の地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号。附則第十一条において「旧地域公団法」という。）第十九条第一項第一号イからハまでに掲げる業務に係るものに限る。）に関する事務をつかさどる。

2 国土政策局特別地域振興官は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

(平二三政二〇三・追加、平二四政一七〇・平二六政一三四・平三二政一三二・令元政四四・一部改正)

(国土政策局総務課の所掌事務についての読替え)

第七条 国土政策局総務課の所掌事務については、第六十三条第四号中「及び豪雪地帯対策分科会」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間において、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

令和四年三月三十一日までの間	、豪雪地帯対策分科会、特殊土壌地帯対策分科会、離島振興対策分科会及び山村振興対策分科会
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間	、豪雪地帯対策分科会、離島振興対策分科会及び山村振興対策分科会
令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間	、豪雪地帯対策分科会及び山村振興対策分科会

(平一四政七八・平一四政一三四・平一五政七二・平一五政一七八・平一六政一六〇・平一七政七九・平一七政二二七・平一九政一六・平二〇政二二三・一部改正、平二三政二〇三・旧第六条繰下・一部改正、平二四政八四・平二四政一七〇・平二七政一六〇・平二九政二三・令元政四四・)

第三編 行政組織 (国土交通省組織令)

一部改正

(国土政策局地方振興課の所掌事務の特例)

第八条 国土政策局地方振興課は、第六十六条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表下欄に掲げる事務をつかさどる。

期 限	事 務
令和三年三月三十一日	過疎地域の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進にすること。
令和四年三月三十一日	特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進にすること。
令和七年三月三十一日	振興山村の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進にすること。 半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進にすること。

(平一四政七八・一部改正、平一六政一六〇・旧第九条繰上、平一七政七九・平一七政二二七・平一九政一六・平二〇政二三・平二三政四七・平二三政二〇三・平二四政八四・平二四政一六九・平二七政一六〇・平二九政二三・令元政四四・令二政一九二・一部改正)

(国土政策局離島振興課の所掌事務の特例)

第九条 国土政策局離島振興課は、第六十七条に規定する事務のほ

第三編 行政組織 (国土交通省組織令)

10011(1010)

か、令和五年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 離島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

二 離島振興計画に基づく公共事業に關する關係行政機關の経費の配分計画に關すること。

(平一五政七二・一部改正、平二三政二〇三・旧第十一条繰上・一部改

正、平二四政一七〇・令元政四四・令二政一九二・一部改正)

(国土政策局特別地域振興官の職務の特例)

第十条 国土政策局特別地域振興官は、第六十九条各号に掲げる事務のほか、令和六年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 奄美群島の振興及び開発に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

二 奄美群島振興開発計画に基づく公共事業に關する關係行政機關の経費の配分計画に關すること。

三 独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務に關すること。

四 小笠原諸島の総合的な振興及び開発に關すること。

(平一七政七九・全改、平一七政二二七・平二二政一〇三・一部改正、平

二三政二〇三・旧第十二条繰上・一部改正、平二六政一三四・平二七政七

四・平三二政一三三・令元政四四・令二政一九二・一部改正)

(都市局まちづくり推進課の所掌事務の特例)

第十一条 都市局まちづくり推進課は、第八十六条各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人都市再生機構の行う独立行政

法人都市再生機構法附則第十二条第一項第一号に掲げる業務(旧地域公団法第十九条第一項第一号イからハまでに掲げる業務に係るものに限る。)に關する事務をつかさどる。

(平二三政二〇三・追加)

(都市局市街地整備課の所掌事務についての読替え)

第十二条 都市局市街地整備課の所掌事務については、当分の間、第八十八条第十一号中「関すること」とあるのは、「関すること(独立行政法人都市再生機構の行う業務に關することを除く。)」とする。

(平二三政二〇三・追加、平二四政二八六・一部改正)

第十三条 削除 (平二三政二〇三)

(水管理・国土保全局総務課の所掌事務の特例)

第十四条 水管理・国土保全局総務課は、第九十二条各号に掲げる事務のほか、当分の間、民間都市開発の推進に關する特別措置法附則第十五条第一項及び第三項の規定による河川、砂防設備及び地すべり防止施設の整備に關する費用に充てるべき資金の貸付けに關する事務をつかさどる。

(平二三政二〇三・一部改正)

(水管理・国土保全局下水道部下水道事業課の所掌事務の特例)

第十四条の二 水管理・国土保全局下水道部下水道事業課は、第一百一条各号に掲げる事務のほか、令和三年三月三十一日までの間、

B [日法一二三六四・五]④ I

過疎地域自立促進特別措置法第十五条第一項の規定による公共水道の指定に関する事務をつかさどる。

(平一三政二〇三・追加、平一四政一六九・一部改正、平一四政二二七・

旧第十四条の三繰上、令元政四四・一部改正)

(道路局総務課の所掌事務の特例)

第十五条 道路局総務課は、第百六条各号に掲げる事務のほか、当分の間、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項から第三項までの規定による道路の整備に関する費用に充てらるべき資金の貸付けに関する事務をつかさどる。

(道路局路政課の所掌事務の特例)

第十六条 道路局路政課は、第百七条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
令和七年三月三十一日	半島振興法第十条の規定による道路の指定に関すること。
令和十年三月三十一日	道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第三十四条の二の三第一項第一号の規定による道路の指定に関すること。 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令(昭和三十四年政令第十七号)第一条第一項及び第三項第二号並びに第二条第二項第一号の規定による道路の指定に

関すること。

(平一五政一六三・平一七政七九・平二〇政一七六・平二二政一三〇・平

二七政一六〇・平三〇政二二八・令元政四四・一部改正)

(道路局道路交通管理課の所掌事務の特例)

第十七条 道路局道路交通管理課は、第百八条各号に掲げる事務のほか、令和三年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十五号)第三条第一項の規定による踏切道の指定に関すること。

二 踏切道改良促進法第四条第一項に規定する地方踏切道改良計画及び同法第五条第一項に規定する国踏切道改良計画に関すること(保安設備の整備に関することを除く)。

(平一八政一八二・全改、令元政四四・一部改正)

(道路局環境安全・防災課の所掌事務の特例)

第十八条 道路局環境安全・防災課は、第百十一条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
令和三年三月三十一日	過疎地域自立促進特別措置法第十四条の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。
令和七年三月	山村振興法第十一条の規定による基幹的な市

第三編 行政組織 (国土交通省組織令)

一〇二二

三十一日	町村道の指定に関する事。
	半島振興法第十一条の規定による基幹的な市町村道の指定に関する事。

(平一七政七九・平二二政四七・平二二政九〇・平二四政一六九・平二七

政一六〇・平二九政一四三・平三〇政一三三・令元政四四・一部改正)

第十九条 削除 (平一七政二九)

(住宅局市街地建築課の所掌事務の特例)

第二十条 住宅局市街地建築課は、第二百一十一条各号に掲げる事務のほか、都市再開発法附則第四条第二項の規定により旧防災建築街区造成法(昭和三十六年法律第百十号)がなおその効力を有する間、防災建築街区造成組合の監督に関する事務をつかさどる。

(平二三政一〇三・一部改正)

(鉄道局総務課の所掌事務の特例)

第二十一条 鉄道局総務課は、第二百二十三条各号に掲げる事務のほか、当分の間、日本国有鉄道の改革に関する事務をつかさどる。

(平一三政三四六・平一五政一九三・平二二政九〇・平二三政三〇・一

部改正)

第二十二條 削除 (平一七政二九)

(鉄道局鉄道事業課の所掌事務の特例)

第二十三条 鉄道局鉄道事業課は、第二百二十六条各号に掲げる事務のほか、令和三年三月三十一日までの間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第百三十六号。以下この条に

おいて「債務等処理法」という。)附則第五条第一項の業務に関する事務をつかさどる。

2 鉄道局鉄道事業課は、第二百二十六条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第一号、第四号及び第五号の業務並びにこれらに附帯する業務、同条第三項の業務並びに同条第五項の業務のうち協定に係る業務に関する事。

二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う債務等処理法第二十一条第一項に規定する特例業務(次条において単に「特例業務」という。)に関する事(鉄道局施設課の所掌に属するものを除く)。

三 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十一号)附則第二条から第四条までの規定に基づく事務に関する事。

四 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十六号)附則第二条から第四条までの規定に基づく事務に関する事。

3 鉄道局鉄道事業課は、第二百二十六条各号に掲げる事務、第一項に規定する事務及び前項各号に掲げる事務のほか、東京地下鉄株式会社法(平成十四年法律第百八十八号)附則第十三条第一項の規定により東京地下鉄株式会社がその承継する債務に係る交通債券(以下この項において「交通債券」という。)の償還及びその

B [日法一二〇七二・三] ④ I

○エネルギー供給事業者による
非化石エネルギー源の利用及
び化石エネルギー原料の有効
な利用の促進に関する法律施
行令

(平成二十一年八月二十七日
政令第二百二十二号)

改正 平成二八年 二月一七日政令第四三号
同 二九年 三月三日同 第四〇号

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石
エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令をここに公
布する。

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び
化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令
内閣は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用
及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二
十一年法律第七十二号）第二条第一項第三号、第二項、第三項、第
七項及び第八項、第七条第一項及び第二項、第十一条第一項及び第
二項並びに第十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(燃料製品)

第三十三編 工業

(エネルギー供給事業者による非化石エネルギー
原料の有効な利用の促進に関する法律施行令)

三二二七

第一条 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及
び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（以下
「法」という。）第二条第一項第三号の政令で定めるものは、揮
発油、灯油、軽油、重油、石油ガス、可燃性天然ガス製品及び
コークスとする。
(製造に準ずる行為)

第二条 法第二項第三号の政令で定める行為は、次の表の上
欄に掲げる燃料製品の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる
とおりとする。

一 揮発油、灯油、軽油、 重油、石油ガス及びコー クス	第三者に委託して製造すること 又は輸入すること若しくは第三 者に委託して輸入すること。
二 可燃性天然ガス製品	第三者に委託して製造するこ と。

(原油等から製造される燃料)

第三条 法第二条第二項の政令で定めるものは、揮発油、灯油、軽
油、重油、石油アスファルト、石油コークス、可燃性天然ガス製
品、コークス、コールタール、コークス炉ガス及び水素（原油、
石油ガス、可燃性天然ガス又は石炭に由来するものに限る。）と
する。

(再生可能エネルギー源)

第四条 法第二項第三項の政令で定めるものは、次のとおりとす

る。

- 一 太陽光
- 二 風力
- 三 水力
- 四 地熱
- 五 太陽熱
- 六 大気中の熱その他の自然界に存する熱(前二号に掲げるものを除く。)
- 七 バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(法第二条第二項に規定する化石燃料を除く。))をいう。)

(特定エネルギー供給事業者が行う事業)

第五条 法第二条第七項の政令で定める事業は、次のとおりとする。

- 一 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第二号に規定する小売電気事業、同項第八号に規定する一般送配電事業又は同項第十二号に規定する特定送配電事業
- 二 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第二項に規定するガス小売事業又は同条第五項に規定する一般ガス導管事業であって、可燃性天然ガス製品の製造(法第二条第一項第三号に規定する製造(可燃性天然ガス製品に係るものに限る。))をいい、第三者から受託して製造することを除く。第七条第二号及び第八条第二号において同じ。)をして供給するも

の

- 三 揮発油の製造(法第二条第一項第三号に規定する製造(揮発油に係るものに限る。))をいい、第三者から受託して製造すること及び第三者から受託して輸入することを除く。第七条第三号及び第八条第三号において同じ。)をして供給する事業

(平二八政四三・平一九政四〇・一部改正)

(特定燃料製品供給事業者が行う事業)

第六条 法第二条第八項の政令で定める事業は、次のとおりとする。

- 一 ガス事業法第二条第十一項に規定するガス事業であって、可燃性天然ガス(液化したものに限る。第九条第一号及び第十号第一号において同じ。)を原料として可燃性天然ガス製品の製造をして供給するもの
- 二 揮発油、灯油、軽油又は重油(第九条第二号及び第十号第二号において「揮発油等」という。)の製造をして供給する事業

(平二九政四〇・一部改正)

(供給する電気等の供給量の要件)

第七条 法第七条第一項の政令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 特定エネルギー供給事業者のうち第五条第一号に掲げる事業を行うものにあつては、前事業年度におけるその供給する電気(他の電気事業者(法第二条第一項第一号に規定する電気事業者)をいう。次条第一号において同じ。)に供給したものを除

